



明治四十二年神宮遷宮史

1827-34.0

緒言

- 一 本史は神宮史籍及現代風俗を根據として編纂せり。
- 一 本史編纂の主旨は明治四十二年式年遷宮の大典を元として神宮の尊嚴を謹述せしにあり。
- 一 本史の材料は其多くを造神宮使廳に仰ぎ造神宮屬清水純直同藺田守晴同技手市川竹次郎三君及出張所諸氏の指導高教を受けて撰擇したり。
- 一 神宮故事に關する條項は、神宮故事編纂委員長從八位御巫清生君の嚴密なる校閲を経たるものなり。
- 一 常度遷宮の式典に付ては尙他に他量の材料を有すれども出版を急がれしを以て今は其梗概のみを叙述し後日改訂増補する事とせり。
- 一 本史表題は神宮禰宜從六位勳五等置鹽藤四郎君の揮毫せられし處なり。
- 一 本史編纂に就ては參宮新報記者中北忘紫君の盡力尠からず特に誌して感謝す。

明治四十三年三月

參宮新報社

神宮遷宮史編纂主任

記者 川原松聲識



明治四十二年神宮遷宮史

目次

内宮御正殿 (寫真版) 一
 木曾山御樋代木伐採式光景 (同版) 四
 宇治橋渡始奉仕員 (同版) 五
 三十三年度遷宮奉仕員 (同版) 五
 伊勢大神宮正遷宮式御真景 (同版) 五
 故神宮祭主邦憲王殿下 (同版) 五
 表紙題字(神宮禰宜正六位勳五等置鹽藤四郎君揮毫) 五
 緒言 五
 皇大神御遷幸 四
 豐受大神御鎮座 四
 御遷宮沿革 五
 兩宮正遷宮及假殿遷宮 五
 皇大神宮 五
 豐受大神宮 五
 御 杣 山 十四

一四四四五十四

皇大神宮 十四
 豐受大神宮 十四
 御杣山御治定 十四
 神宮御造營管理沿革 十五
 御用材 十六
 御用材伐採事業 十六
 御用材検査と御扉木選材 十七
 御用材伐採及山出し作業 十九
 御用材運搬 二十
 御木 二十一
 御木曳綱打 二十一
 御木曳前の警戒 二十二
 御樋代木 二十二
 皇大神宮御木曳始式 二十三
 豐受大神宮御木曳始式 二十三
 瀧原宮、伊雜宮御木曳始 二十四
 御木曳心得 二十五
 内宮領甲組奉曳會と外宮領聯合奉曳會 二十五
 内宮第一日の御木曳壯觀(寫真版) 二十五
 櫻楓社組織 二十八
 御木曳總參宮と曳初 二十八
 御用材奉曳終了と祝賀會 二十九

宮河川凌へ……………三十三
 賀陽宮殿下御木曳御覽……………三十一
 御用材奉曳關係者撤下御神寶拜觀特許……………三十一
 御用材奉曳町村列次……………三十一

皇大神宮御用材川曳組分……………三十一
 豐受大神宮御用材陸曳組分……………三十一
 慶光院家御屏木奉曳……………三十一
 神宮禰宜慶光院利敬君(寫真版)……………三十一
 御木曳の盛況……………三十二
 宇治橋上手御木曳(寫真版)……………三十二
 山田御木曳 宮川堤曳上光景(寫真版)……………三十二

御用材奉曳各町村揃衣唱歌其他設備三十五

○館町○浦田町○今在家町○中之切町○櫻木町○中之町○古市町○久世戸町○倭町○尾上町○岡本町○岩淵町○吹上町○河崎町○同町(南町)○同町(北側)○同町(南町)○船江町○田中中世古町○豊川町○宮後町(表宮後)○宮後町(後野)○宮後町○辻の町○一志久保町○八日市場町○曾禰町○一之木町○一之木町小柳○大世古町○新町○高柳町○下中之郷町○鳥帽子世古○常盤町○上之久保○河崎世古○浦口町○二俣町○中島町○辻久留町○小川町○宮川町○京町○中島町○中島町河田○王中島○御齒村高向○御齒

村新開○上長屋○長屋向山○川端村○大湊町○神社町○竹ヶ鼻○神社町馬瀬○同町小木○同町下野○濱郷村通○一色村○黒瀬村○同村田尻○同村黒瀬中崎○朝熊村○一字田村○鹿海村○楠部村○北中村○三津村○溝口村○山田原村○江村○東二見村松下○西二見村莊○同村西村○同村今一色○宮本村前山○宮本村勢田藤里旭

御造營工事作業

造神宮使廳出張事務……………七十六
 造神宮使廳職員……………七十九
 技師安藤時藏君、技手市川竹次郎君、技手木村米次郎君、屬高橋孝三郎君、屬齒田守晴君、技手田中宗次郎君、屬細川源四郎君、技手北與惣松君、技手内田周次郎君、技手庄司富重君、技手三條政之君、技手西井藤吉君、技手青池安太郎君、技手加藤正衛君、技手戸張正三君、事務員村越進君、事務員久保又二君、事務員金谷四郎君、事務員菅谷鎗太郎君、事務員青木仙太郎君、技術員中矢禮行君、技術員山本惣三郎君、技術員市川榮太郎君、技術員森田道哉君、技術員森賢之助君(寫真版)

御敷地工事と石材運搬

巨石運搬の壯觀(寫真版)……………八十四

御造營經費

新營宇治橋と沿革

新宇治橋(寫真版)

御造營の御萱

御神寶御装束の事一

御装束神寶の事二

御白石持

兩宮及諸別宮敷飾白石と献納數量……………九十三
 白石献納準備……………九十四
 町總代委員會議……………九十六
 白石献納盛儀……………九十七
 初日の御白石持……………九十八
 内宮神苑御白石曳(寫真版)……………九十九
 第二日目の壯觀……………一百
 第三日目の盛儀……………一百一
 外宮前御白石持(寫真版)……………一百一
 第四日目の偉觀……………一百一
 神宮少宮司木野戸勝隆君詠(木版)……………一百一
 第五日目の賑況……………一百二
 最終第六日目の賑況……………一百三
 別宮御白石持……………一百四

白石献納町村總代及代表者

式年御遷宮諸祭式

山口祭……………百五
 木本祭……………百五
 御杣山木本祭……………百六
 御樋代木奉曳式……………百六
 御木曳始式……………百六
 木造始祭……………百六
 鎮地祭……………百六
 假御樋代木伐採式……………百七
 立柱祭……………百七
 御形祭……………百七
 上棟祭……………百八
 莊嚴なる上棟祭……………百八
 橋姫神社の御事……………百十
 宇治橋渡始式……………百十一
 宇治橋渡始式(寫真版)……………百十一
 神宮大宮司子爵三室戸和光卿祝詠(木版)……………百十三
 光榮ある渡女の一家……………百十三
 阿竹一家(寫真版)……………百十四
 宇治橋渡始式雜錄……………百十四
 宇治山田市長北川矩一君(寫真版)……………百十六
 神宮可應の祝宴……………百十六

警察部長招待宴……………百十七

元本縣警察部長夏秋十郎君(寫真版)

櫛付祭……………百十七

蕪祭……………百十八

御船代祭……………百十八

洗御柱奉建……………百十九

心御柱奉建……………百十九

杵築祭……………百十九

後鎮祭……………百二十一

御裝束神寶讀合……………百二十一

川原大祓……………百二十二

御飾……………百二十二

皇大神宮正遷宮式

兩大神宮遷御式

豐受大神宮遷御式

奉幣……………百二十一

古物波……………百二十三

御神樂と秘曲……………百二十四

荒祭宮御遷座式

多賀宮御遷座式

百三十六

遷

御

百五十七

式年御遷宮諸祭奉仕員

百三十七

○皇大神宮山口祭○山口祭五丈殿饗膳○木本祭○御
柳山木本祭○御樋代木奉曳式○御木曳始式○木造始
式「神宮忌鍛冶菊川安之助君、神宮忌鍛冶楠木寅三
郎君」(寫真版)○木造始祭五丈殿饗膳○鎮地祭○
假御樋代木伐採式○立柱祭「内宮小工(寫真版)」○御
形祭○上棟祭○宇治大橋渡始式○櫓付祭○蕪祭○御
戶祭○御船代祭○御船代木伐採宮山祭○洗清○心御
柱奉建○杵築祭饗膳○杵築祭「童女澤濁し」子娘、同
父神宮權禰宜久富君及澤濁大夫郎(寫真版)○後鎮
祭○御裝束神寶讀合○川原大祓○御飾

遷

御

百四十七

豐受大神宮

百五十

○山口祭○山口祭五丈殿饗膳○木本祭○御樋代木奉
曳式○御木曳始式○木造始祭○木造始祭五丈殿饗膳
○鎮地祭○立柱祭○御形祭○上棟祭「上棟祭奉仕外
宮小工(寫真版)」○櫓付祭○蕪祭○御戶祭○御船代
祭○御船代木伐採宮山祭○洗清○心御柱奉建○杵築
祭饗膳○後鎮祭「童女御巫劔子」(寫真版)○御裝束神
寶讀合○川原大祓○御飾

○奉幣○奉幣饗膳
御遷宮雜錄

百六十

臨時汽車運轉……………百六十

御遷宮當日訓話……………百六十

宇治山田市接待所……………百六十

赤十字社臨時救護所……………百六十

御遷宮拜觀取締……………百六十

御遷宮警衛事務……………百六十一

三重縣警務長池田宏君(寫真版)

宇治山田警察署長河田警視(寫真版)

御遷宮式特別拜觀許可……………百六十二

祭主邦憲王殿下之臨時祭主

多嘉王殿下

百六十三

祭主宮恩賜……………百六十四

臨時祭主多嘉王殿下(寫真版)

遷宮御遙拜

百六十四

瀧原宮遷宮

百六十五

伊雜宮遷宮

百六十五

遷宮之宮川祓復舊

百六十六

雞鳴の事

百六十六

遷宮儲日の事

百六十七

遷宮諸祭饗膳

百六十七

神儀奉戴

百六十八

宮掌補任命

百六十八

遷宮に關する勅令

百六十八

遷宮奉仕の宮掌補

百六十九

内務大臣遷宮參列

百七十一

御遷宮雜錄

百七十一

内相招待會

百七十三

御遷宮紀念繪葉書

百七十三

光榮ある遷宮御用奉仕者

百七十四

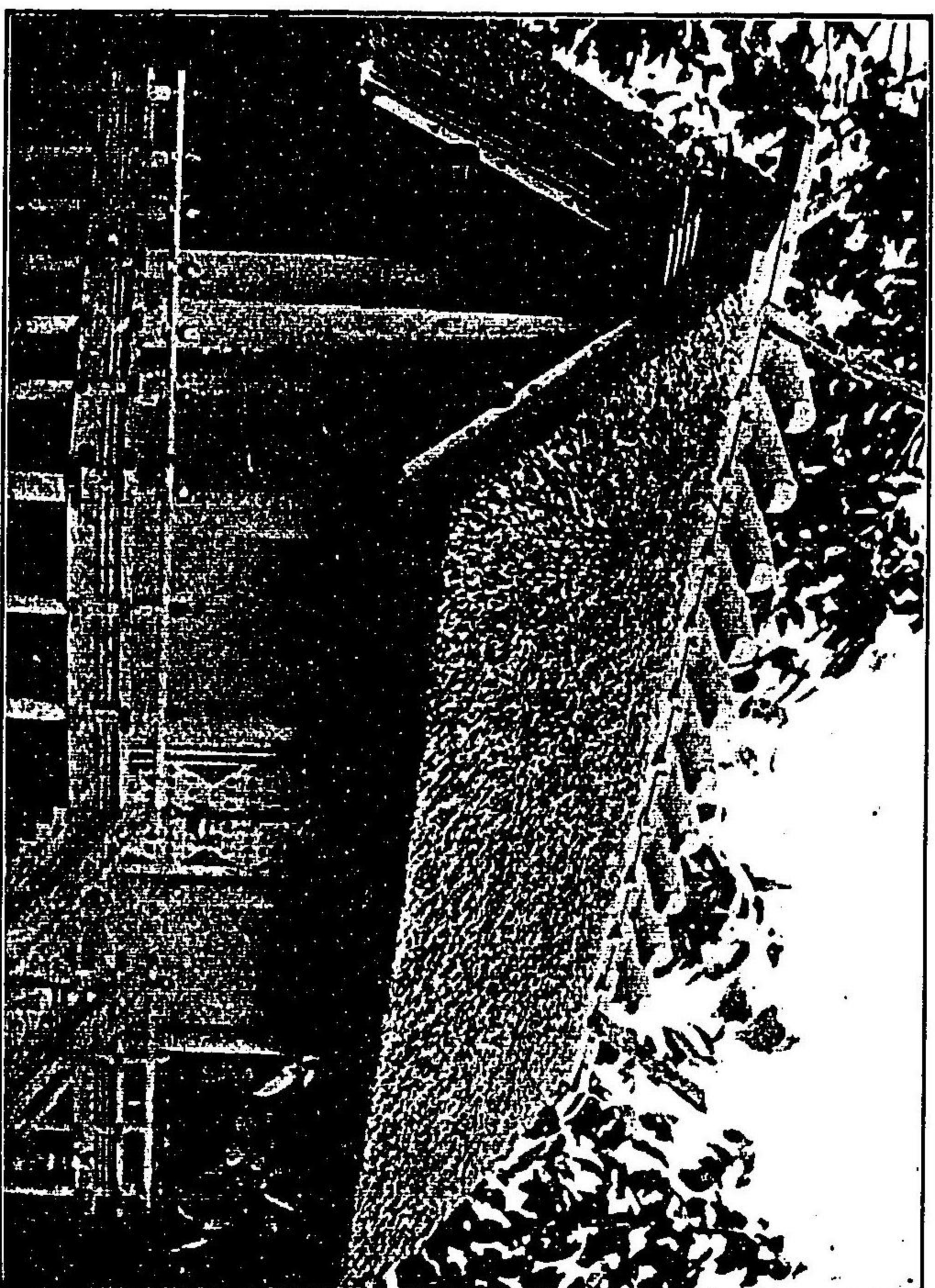
其一岡谷惣助氏、其二中西喜助氏、其三平田宗幸氏
其四小松崎茂助氏、其五高田茂氏、其六大村彦太郎
氏、其七柴田勘十郎氏

遷宮竟宴

百七十九

遷宮獻詠歌披講式

百八十

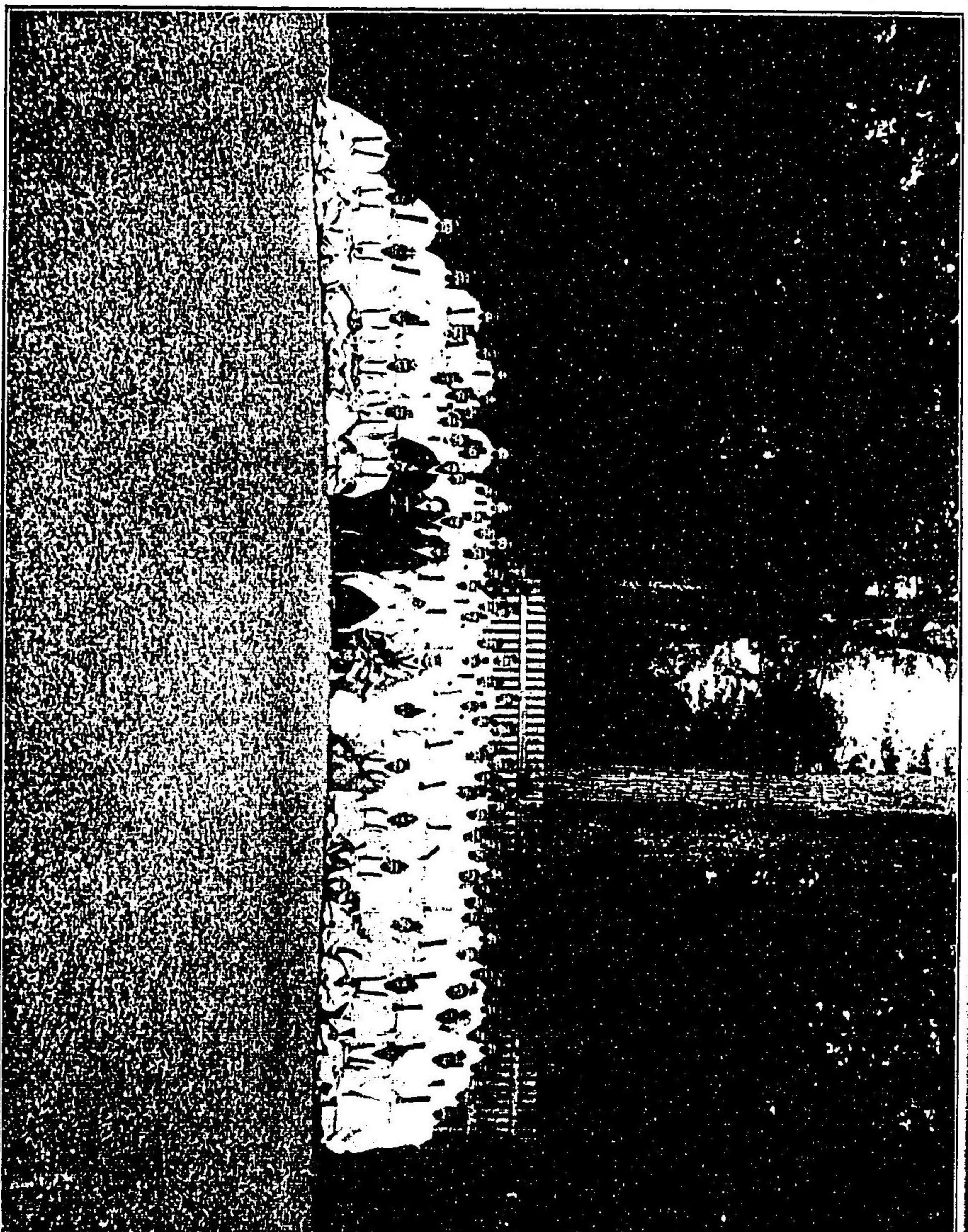


殿正御宮内



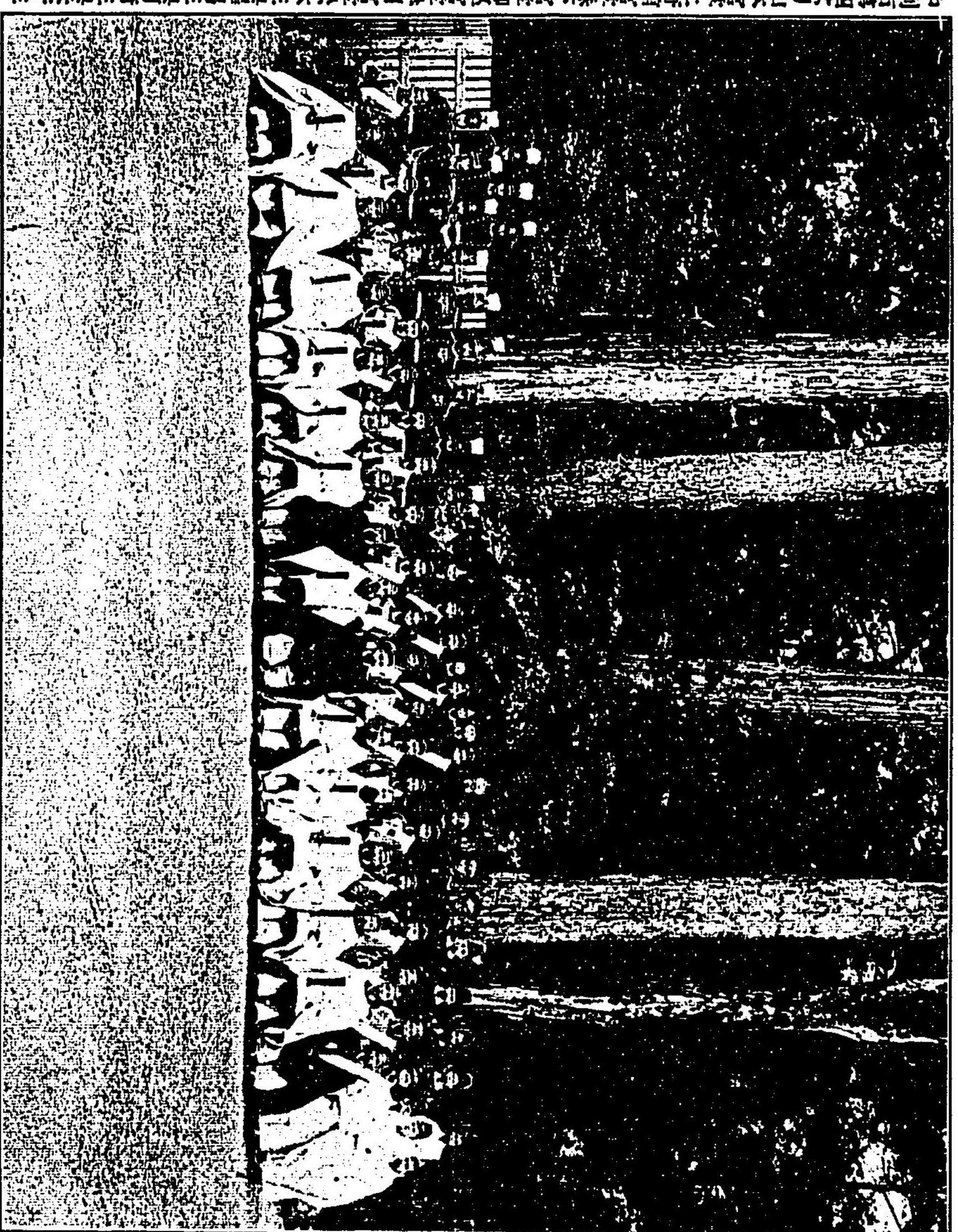
木曾山御繩代木伐式光景

宇治橋渡始奉仕員



渡始奉仕者竹一家及造神副使社局長上下一以參列員念像影

前列右より(安冠の人)内山主無十文字崎宜山崎宜置權宜木野日崎宜清泉大宮司岩倉等豊祭
 主和願王殿下宮地等典桑原少宮司怡垣宜小村崎宜原島崎宜骨木崎宜矢野崎宜



中列右第四より山本宮敬上野稻宮孝榮下宮敬朝瓜宮孝輝田宮孝松木主典澤博主典河崎主典大野主
 典松本主典篠田主典龍神宮亨小川地主典増井宮敬井上宮孝伊賀川宮孝山本宮孝本宮直敏左八宮孝
 後列右第四より小久保家從州河家從三好衛士副長衛士二人國田宮孝代車領宮孝代池田宮孝代横田
 宮孝代薩使儀伏兵士官

員仕奉宮遷年度年三十三

伊勢大神宮正遷宮式御眞景



下殿王憲邦主祭宮神故



明治四十二年神宮遷宮史

參宮新報社編纂

主任 川原松聲執筆

皇大神御遷幸

高天原にて神託給ひし天照皇大神の御靈は皇孫尊齋祀りて殿しく奉祭せしを崇神天皇深く大御神の靈威を重せさせ給ひ同殿に奉齋するを懼れて笠縫邑に神宮を建て奉遷し皇女豐鋤入姫命に勅して祭祀を掌らしめ給ひしが御靈鏡は別に模造して皇居に鎮置し給へりき是實に崇神天皇六年なり斯くて同卅九年に至り、大宮處覓き給ふとて、丹後國餘佐宮に御遷幸、更に大和紀伊吉備等の行宮に御遷座あり、同五十八年大和國彌和乃御室嶺上宮に御遷座ありしが、此の間實に五十有三年に及び、豐鋤入姫命老を告げ給ひしかば、垂仁天皇皇女倭倭命に勅して御杖代と定め給ひしより、倭姫命大

神を奉戴して、更に諸國を經歷し給ひ、同天皇二十六年竟に今の五十鈴大宮處に御鎮座ましまし、此の間三十七年なりき。初め笠縫邑に御遷座已降、是に至り二十七ヶ所の行宮を経給ひ、年を閱すること八十九年の久しきに涉れり。

偕大和國笠縫邑に三十三年間奉齋してより諸國遷幸の御跡を尋ねれば

第一 丹波國吉佐宮御遷座四年 崇神天皇三十九年三月奉遷

第二 大和國伊豆加志本宮御遷座八年 同四十二年九月奉遷

第三 紀伊國奈久佐濱宮御遷座三年 同五十一年四月奉遷

- 第四 吉備國名方濱宮御遷座四年 同五十四年十一月奉遷
- 第五 大和國彌和御室嶺上宮御遷座二年 同五十八年五月奉遷
- 第六 大和國宇多秋宮御遷座四年 同六十年二月奉遷
- 第七 同國佐々波多宮奉遷(未詳)
- 第八 伊賀國隱市守宮御遷座二年 同六十四年十一月奉遷
- 第九 同國穴穗宮御遷座四年 同六十六年十二月奉遷
- 第十 同國敢津美惠宮御遷座二年 垂仁天皇二年四月奉遷
- 第十一 近江國甲可日雲宮御遷座四年 同四年六月奉遷
- 第十二 同國坂田宮御遷座二年 同八年七月奉遷
- 第十三 美濃國伊久良河宮御遷座四年 同十年八月奉遷
- 第十四 尾張國中島宮御遷座三箇月 奉遷年月未詳
- 第十五 三河國渥美宮御遷座御一宿 同上

- 第十六 遠江國濱名宮御遷座御一宿 同上
- 第十七 伊勢國桑名野代宮御遷座四年 同十四年九月奉遷
- 第十八 同國河曲小山宮御遷座 奉遷年月未詳
- 第十九 同國鈴鹿奈具波志忍山宮御遷座六箇月同上
按ずるに皇大神宮儀式帳には河曲鈴鹿小山宮に作り大神宮本記には忍山のことありて小山宮のことなし仍て同宮儀式解は小山忍山を一宮とし大神宮本紀歸正抄は河曲の小山宮鈴鹿忍山宮の二所として疑を存せり今歸正抄の説に依る但遷宮の月日詳ならず
- 第二十 同國阿佐加藤方片樋宮御遷座四年 同十八年四月十六日奉遷
- 第二十一 同國飯野高丘宮御遷座四年 同二十二年十月二十八日奉遷
- 第二十二 佐々牟江宮御遷座 奉遷年月未詳
- 第二十三 同國伊蘇宮御遷座 同二十五年三月奉遷
- 第二十四 同國瀧原宮御遷座 垂仁天皇二十五年三月二十二日奉遷(野後舊記)
- 第二十五 伊勢國家田々上宮御遷座 同上

二

第廿六 同國五十鈴川上大宮御鎮座 同天皇二十六年九月奉遷

御鎮座後御饌鳥竟め給ふとて志摩國に神幸多古志宮、宇久良宮に御遷座の御事ありたり

尙案するに崇仁天皇六年九月皇女豐鋤入姫命大御神の御靈代を奉戴して大和丹波紀伊の諸處に大宮處竟め給ひ齋祀する事五十八年間に及びしが大和彌和御室嶺宮に御鎮座あらせられたる御時垂仁天皇第二皇女倭姫命代りて大御神を奉戴し更に御鎮座地を竟めんとて諸國を踏査せられ大和伊賀近江美濃を経て尾張に出で三河遠江に至りて伊勢に嚮ひ桑名河曲鈴鹿一志飯野多氣度會を經歷して瀧原に入り夫れより宮川を下りて大湊に出で、船にて二見の浦を廻らせ給ひ江村松下村の間より五十鈴川後に入りて三津浦に向ひ茲處にて御陸行あらせられ大屋門鹿海を経て家田宮に御遷幸ありて五十鈴宮に御鎮座あらせ給へり、此の間實に三十七年、峻山險峰幾百里、大河廣洋幾十里、暗雲晝を鎖して毒蛇多く、氷雨夜を封じて猛獸群れ、道と云ふ道なく、家と云ふ家なく、齋葱たる大森林や、茫々たる草野原や王化邊土に及ばず皇德未だ四民を平げざるの時に方り

て、然も御身女性に渡らせ給ふが、畏き大御神の御靈代を奉戴して王化普及の御雄圖に就き給ひ、あらゆる苦辛を盡し給ひし御功績こそ實に難有御事ならずや、船舶輿車の便なき上代に於て山を跋渉し海を渡航し或時は大雪暴雨に逢ひて岩穴に憩はせ給ひ或時は烈風に會して獨木舟に御心を銷し給ひむ美濃より尾張に出で給ひし御道はいかなりしか、伊蘇宮より宮川を溯りて瀧原の大森林に入らせ給ひ、更に宮川の激流を草枕に聞召して鷲取の小濱を経給ひ船にて二見に渡り、朝熊嶽の裾を廻りて、いや深き神路の流れ、五十鈴の川邊を溯り給ひし御旅路やいかなりむ、二千年の昔を冥想すれば唯畏きの影を描かれて言はむ方なき「心」のみ動搖めきぬれ、底津磐根に大宮柱太敷建て、高天原に千木高知り座す皇大神の新御殿を拜し參らせては又一しほの靈感を刻まれて昭代の徳光をそいふ樂しうは謳歌せらるゝ哉、あな尊きよ御遷幸の御跡

附記 本文は大神宮本記に據りし處なるが、尙御降臨記には飯高宮より志摩國多古志宮に御遷幸夫れより宇久良宮に遷り和比野に坐し、夫れより二見濱に返らせ給ふと記し。又一説には瀧原宮より山路を経

三

て志摩國に入り、多古志宮、宇久良宮を経て伊勢に還らせ給ひ、度會大河より御船にて御遷幸ありしと謂ふ。

豊受大神御鎮座

皇大神の御饌津神として度會宮に御鎮座坐します豊受大神は、皇宮に御親祭あらせられしが、崇仁天皇三十年三月皇大神丹波國吉佐宮に御遷幸ありし時、比治眞名井原に豊受大神を迎へ奉り、朝夕の大御饌を掌らせ給ひつ斯くて皇大神の五十鈴宮に御鎮座後四百八十一年を経て、雄略天皇二十一年十月、天皇御夢に皇大神御諭しを感せさせ給ひ、即ち丹波國より御遷幸の御儀を定め奉り、神國造大神主大佐々命參向して大神の神靈を奉戴し、比治眞名井宮を出で坐して、大和の宇太乃宮に御一宿、夫れより伊賀に入りて穴穂宮に御二泊あり、次に伊勢の地に入り員辨龜田別宮、鈴鹿神戶山邊行宮を経て、度會沼木平尾行宮に駐まらせ給ひしこと三箇月、雄略天皇二十二年九月望日を以て度會大宮に御鎮座あらせられしなりき。

御遷宮沿革

古來神宮に於ける土木費用は神郡神戶の田租調貢によりしが、中世に至りては成功を募りて之が費用を課せしことあり、成功とは當時國家の土木工事を起す際一般に行ひたる獎勵法にして其土木工事成るに及び献金者の官位を加ふるを云ふ。其後諸國衙門並に權勢家の莊園を論せず其費用を課するに至れり、之を役夫工米と云ふ。又足利末代に於ては關所を立て、關錢を徵集し、御用途に充てたることあり、當時神領は戰亂渦中に在りて敗殘衰滅頗る暗愴を極め、爲に神領の貢獻杜絶し、朝廷亦御造營の大典を擧げらるること能はず、天下の形勢此の如くなりければ、正遷宮の如き年久しく御例に違ひしこと數回あり、しかして、外宮は永享六年以來百三十年間式年御造替の事中絶したるを、慶光院清順上人之を慨嘆し、自ら十方に勸進して其御料を募り、永祿六年正遷宮の大典を興舉し、内宮は寛正三年より百二十二年間中絶せしを、天正十三年に正遷宮盛典を興舉しつ、此時は上部越中、平井久右衛門尉奉行として、織田、豊臣二氏の御造營料を以て御遷宮を

行ひ四代又慶光院周養上人亦遺志を繼ぎて諸國に勸進し、正遷宮及假殿遷宮、宇治橋造替等の御用途を進納せしこと慶光院文章に見ゆれど周養上人の遷宮造料を充てしこと神宮の書には無し。されど清順上人の時にありては神宮の御用途如何に缺乏を告ぐると雖、僧尼の勸進を以て神殿を造替するが如きは神慮恐れありとし、私に其神忠を嘉納するも、表面許容する能はざる事情ありしかば、清順上人は其宿坊たる御師足代弘興の名を以て其料足を進納したりき、仍て足代氏を叙爵して從五位下となし權禰宜に補し、度會神主の姓を許されたり、如何に當時の窮狀に迫りしかを推知せられむ、其後天正遷宮には織田、豊臣兩氏金を献じて御造營の大儀を遂げ、徳川氏關ヶ原に勝ちて天下の權を掌握するや、兩氏に倣ひて兩宮御造營の費用を献進し奉行をして其大任を果さしむる例となり、代々其の儀を違へず、以て式年は造營の工を完くし、遷宮の大禮を擧げ來りしが、明治維新以後、朝廷に於て盛典を行はれ、明治二十二年正遷宮には特に造神宮使廳を置きて隆儀を興させられ、爾來神宮に對する皇室の尊重益々加はり、當度御造營に至りては後世の模範的施工を以

て聖旨を奉行し、費額の如き實に百四十六萬七千四百六十七圓餘にして、明治三十五年度より四十三年度に亘る十箇年の經營に係る處なり。

兩宮正遷宮及假殿遷宮

皇大神宮

景行天皇十五年九月十五日假殿遷宮

神境雜話には九月五日

仲哀天皇五年三月同上

仁徳天皇十年九月同上

允恭天皇二十年十月同上

神境雜話には九月

用明天皇元年三月同上

推古天皇二十一年八月同上

以上二回は内外兩宮不分明

孝徳天皇三年九月同上

天武天皇十三年九月同上

以上八回は破損に従ひ大神宮司之を修理したりしが元より正殿御造替の數に入らず暫く古記に據る

白鳳十三年九月十六日正遷宮

和銅二年九月十六日同上

天平元年九月十六日同上

同 十九年九月十六日同上

天平神護二年九月十六日同上

寶龜十年八月六日假殿遷宮

太神宮諸雜事記に八月五日炎上とあり、延暦十年の炎上と同じきに付姑く疑を存す。

延暦四年九月十八日正遷宮

延暦十一年八月臨時遷宮

太神宮諸雜事記に八月五日炎上盜難に罹るとあり

弘仁元年九月十六日正遷宮

天長六年九月十六日同上

嘉祥二年九月十六日同上

貞觀十年九月十六日同上

仁和二年九月十六日同上

貞觀、仁和の間十九年を経たるのみ。

延喜五年九月十六日同上

延長二年九月十六日同上

天慶六年九月十六日同上

應和二年九月十六日同上

天元四年九月十七日同上

汚穢の事ありて式日違ふ。

長保二年九月十六日同上

寛仁三年九月十七日同上

太神宮諸雜事記に大雨洪水に依り延引すとあり。

長曆二年九月十六日同上

長久四年四月三日假殿遷宮。

右は正殿修理の爲め也。

天喜五年九月十六日正遷宮

治暦二年八月二十五日假殿遷宮

正殿修理に依る。

承保三年九月十六日正遷宮

寛治四年十月二十二日假殿遷宮

同 六年十月二十一日同上

東寶殿顛倒に因る。

嘉保元年 月同上

同 二年九月十六日正遷宮

康和五年三月十四日假殿遷宮

心御柱立替に因る。

天永元年十一月二十七日同上

同上一夜御動座。

永久二年九月同上

殿舎顛倒に付東寶殿に御動座。太神宮例文には三年とあり。

永久二年九月十六日正遷宮

神境雜話に三年假殿遷宮四年正遷宮とあり。

大治元年十二月假殿遷宮

心御柱榑修飾に因る。

長承二年九月十六日正遷宮

康治元年三月四日假殿遷宮

本朝世記に正殿修理とあり。

久安二年十一月十六日假殿遷宮
仁平元年九月同上

本朝世記に正殿修理とあり。

仁平二年九月十六日正遷宮

長寛元年 月假殿遷宮

仁安三年十二月二十八日同上

炎上に付忌火屋殿に御動座同月二十八日に假殿遷座。兵範記仁安四年の條に「奉幣并遷宮之間雜事併准正遷宮例被行云々」とあり、臨時遷宮亦正遷宮に準せらるゝ事知る可き也。

嘉應元年十二月十六日臨時遷宮

右は仁安三年の炎上に因る。神宮典略には六月十七日假殿遷宮とあり。

承安元年九月十六日正遷宮

同 三年八月二十五日假殿遷宮

右は正殿修理に付東寶殿に御動座。

治承三年八月二十五日同上

同上玉葉に八月十七日とあり。

建久元年八月二十五日同上

心御柱立替の爲東寶殿に御動座。

同 年九月十六日正遷宮

同 七年四月二十二日假殿遷宮

同 九年七月十六日同上

御屋根修理。

元久元年十二月二十七日同上

殿内濕損。

同 二年四月三日同上

弘安二年内宮假殿遷宮記には三年とあり。

承元三年九月十六日正遷宮

異本十五日、御遷宮年記、二所太神宮例文には八月二十日とあり。

建暦元年 月假殿遷宮

建保六年四月十九日同上

承久二年十一月十八日同上

同 三年四月二日同上

嘉祿元年十一月十三日同上

安貞二年九月十六日正遷宮

延應元年二月十六日假殿遷宮

右は正殿修理の爲め也。

天喜五年九月十六日正遷宮

治暦二年八月二十五日假殿遷宮

正殿修理に依る。

承保三年九月十六日正遷宮

寛治四年十月二十二日假殿遷宮

同 六年十月二十一日同上

東寶殿顛倒に因る。

嘉保元年 月同上

同 二年九月十六日正遷宮

康和五年三月十四日假殿遷宮

心御柱立替に因る。

天永元年十一月二十七日同上

同上一夜御動座。

永久二年九月同上

殿舎顛倒に付東寶殿に御動座。太神宮例文には三年とあり。

永久二年九月十六日正遷宮

神境雜話に三年假殿遷宮四年正遷宮とあり。

大治元年十二月假殿遷宮

心御柱榑修飾に因る。

長承二年九月十六日正遷宮

康治元年三月四日假殿遷宮

本朝世記に正殿修理とあり。

元久元年十二月二十七日同上

殿内濕損。

同 二年四月三日同上

弘安二年内宮假殿遷宮記には三年とあり。

承元三年九月十六日正遷宮

異本十五日、御遷宮年記、二所太神宮例文には八月二十日とあり。

建暦元年 月假殿遷宮

建保六年四月十九日同上

承久二年十一月十八日同上

同 三年四月二日同上

嘉祿元年十一月十三日同上

安貞二年九月十六日正遷宮

延應元年二月十六日假殿遷宮

心御柱奉飾修理。

仁治三年十月二十二日同上

御遷宮年記に七月とあり。御装束濕損。

寶治元年九月十六日正遷宮

御遷宮年記に十四日とあり。

同 二年四月十七日假殿遷宮

御被奉替。

建長六年七月二十六日同上

心御柱立替。

文應元年七月十六日同上

文永三年九月十六日正遷宮

弘安二年二月十一日假殿遷宮
御屋根修理。

同 六年 月同上

弘安八年九月十六日正遷宮

正應三年九月十一日假殿遷宮

同 五年十月同上

異本三月十一日。假殿一宿。

永仁五年五月九日同上

御裝束鼠喰。

正安三年假殿遷宮

皇代記及嘉元二年神宮假遷宮記による。

嘉元二年十月二十四日同上

御裝束濕損。御遷宮年記には十四日。

嘉元二年十二月二十二日正遷宮

應長元年十二月二十八日假殿遷宮

元享元年七月二十四日同上

心御柱修理の爲一夜御動座。神宮典略、元享遷宮記、御遷宮年記には二十三日遷御二十四日還御とあり。

元享三年九月十六日正遷宮

元徳二年十二月十三日假殿遷宮

心御柱等修理。

興國四年十二月二十八日正遷宮

寛正三年十二月二十七日正遷宮

明應六年十月十二日臨時遷宮

正殿三十餘年を経て朽損甚しき爲め修復の間儲殿に御動座。御遷宮年記には五年とあり。

永正十八年六月十三日儲殿遷宮

寛正度より六十年に及ぶも造替なきにより正殿修復の爲め御動座。

天文十一年十二月一日同上

寛正度より八十年に及ぶも未だ造替なし、宮殿の朽損益甚しきを以て、復修復を加ふる間、儲殿に御動座。

天正三年三月十六日假殿遷宮

寛正度より百十五年を経て宮殿の荒廢殆んど其極に達したるにより一時修理の爲め御動座。

慶光院清順上人勸化によりて大典を挙げらる。

天正十三年十月十三日正遷宮

百二十四年を経て漸く御造替あり、黄金御樋代は當度御遷宮より奉納せらる。

慶長三年六月一日假殿遷宮

慶長十四年九月廿一日正遷宮

此年より兩大神宮同年に遷宮式を擧ぐる事となれり

寛永六年九月二十一日同上

慶安二年九月二十五日同上

萬治元年十二月二日假殿遷宮

貞治二年六月二十六日假殿遷宮

皇代記には七月十七日、神皇雜用先規録には六月十七日とあり。

正平十九年二月二十六日正遷宮

元中八年六月二十二日假殿遷宮

皇代記には二十日。

元中八年十二月二十日正遷宮

明徳二年六月二十二日假殿遷宮

應永七年六月二十七日同上

盜難の爲東寶殿に一夜御動座。

應永十八年十二月日正遷宮

同 二十五年八月二十一日假殿遷宮

倒木の爲御屋根破損に付東寶殿へ一夜御動座。

同 二十七年 月同上

東寶殿へ一夜御動座。

永享三年十二月十八日正遷宮

文安二年九月十八日假殿遷宮

心御柱修理。

享徳年代に至りては諸殿舎の荒廢朽損甚しく千木鯉木地に墜ち御床殿内濕損し御林雨露の浸す所となりたるを以て、禰宜等屢々御造替を注進奏上せしも其期に合はず、三十二年目の寛正三年に漸く御造替あり、是全く作事の遲滞に依る所にして途中造宮使の交迭を見るに至りしなりき。

炎上に因る。

同二年四月十八日假殿遷宮

神宮編年記には四月四日。

同年十一月二十五日臨時遷宮

元年の炎上に御動座の處還御。

寛文九年九月二十六日正遷宮

天和元年十二月十三日假殿遷宮

炎上に付古殿へ御動座。

元祿二年九月十日正遷宮

寶永六年九月二日同上

享保十四年九月三日同上

寛延二年九月一日同上

明和六年九月三日同上

寛政元年九月一日同上

文化六年九月一日同上

文政十二年九月一日同上

嘉永二年九月一日同上

明治二年九月四日同上

同 二十二年十月二日同上

改曆により式月を改定、黄金御樋代例によりて御改造ありしが今後永世御開閉なき様御治定あらせられ

同 三十一年五月二十二日臨時遷宮

炎上の爲め風日祈宮に御動座。

同 三十一年 月 日假殿遷宮
黒木御殿に御遷座。
同 三十三年十月二日臨時遷宮
新殿造替御遷座。
同 三十三年 月 日假殿遷宮
雨水殿内に滲入に付東寶殿に御動座。
同 三十四年 月 日臨時遷宮
本殿修理済に付御遷座。
同 四十二年十月二日正遷宮
以上正遷宮五十七回
臨時遷宮假殿遷宮七十九回

豊受大神宮
繼躰天皇十二年九月十一日假殿遷宮
欽明天皇五年九月同上
孝德天皇三年八月同上
天武天皇白鳳元年十月同上
以上四回は破損に從ひ大神宮司之を修理す。
朱雀二年九月十五日正遷宮
和銅四年九月十五日同上
天平四年九月十五日同上
天平勝寶元年九月十五日同上
神護景雲二年九月十五日同上
延暦六年九月十五日同上

弘仁三年九月十五日同上
天長八年九月十五日同上
仁壽元年九月十五日同上
貞觀十二年九月十五日同上
寬平元年九月十五日同上
延喜七年九月十五日同上
延長四年九月十五日同上
天慶八年十二月 日同上
神境雜話には九月とあり、中右記には十二月十三日とあり。本朝世記朱雀天皇の條に、行事官觸穢の爲參向せられざりしに依り式月延引せし旨記しあり。

應和三年 月假殿遷宮
康保元年九月十五日正遷宮
永觀元年九月十五日同上
長保四年九月十五日同上
治安元年九月十五日同上
長曆四年八月二十五日假殿遷宮
長久元年九月十五日正遷宮
天喜元年四月二十八日假殿遷宮
康平二年九月十五日正遷宮
承曆二年九月十五日同上
寬治四年十二月二十四日假殿遷宮
同 六年十一月二十五日同上

東西寶殿顛倒に因る。
嘉保二年八月同上
承德元年九月十五日正遷宮
天永元年十二月二十四日假殿遷宮
心御柱修理に付一夜御動座
永久四年九月十五日正遷宮
大治元年三月假殿遷宮
永昌記、神宮典略、御遷宮年記には四月十一日とあり。故は正殿修理。
保延元年九月十五日正遷宮
久安元年十一月十五日假殿遷宮
仁平元年五月同上
久壽元年九月十五日正遷宮
永高元年九月七日假殿遷宮
顯廣王記には十二月とあり。
嘉應元年十二月九日同上
承安二年二月二十三日同上
承安三年九月十五日正遷宮
安元元年十月十七日假殿遷宮
元曆二年四月二十一日同上
建久三年九月十五日正遷宮
正治二年三月二十五日假殿遷宮
暴風の爲正殿顛倒。
元久二年四月二十二日同上

補任類聚及神宮典略に建永とあり。
承元三年四月十日同上
同 四年三月六日同上
類聚大補任には三月一日、異本には四月二十八日とあり。
建曆元年九月十五日正遷宮
建保三年四月二日假殿遷宮
同 五年四月十八日同上
承久二年七月十六日同上
嘉祿元年四月十四日同上
同 二年四月十九日同上
寬喜元年四月二十六日同上
寬喜二年九月十五日正遷宮
嘉禎元年十月八日假殿遷宮
仁治二年十月十九日同上
寬元元年四月二十八日同上
同 四年十二月二十七日同上
寶治二年七月十日同上
建長元年九月二十五日正遷宮
神境雜話には十六日、異本には七月二十日、百練抄及御遷宮筆記神宮典略には二十六日とあり。右式日延引は造宮使頭工等の違作に因る、本件に付建長二年及三年の兩度に外宮禰宜上洛遷宮式日延引の問責に赴きしが、同五年十二月に至り、使大中臣知經の

官位を止めて懲戒せられたり。
 建長四年四月二十一日假殿遷宮
 同 五年三月四日同上
 同 七年四月二十二日同上
 正嘉二年八月二十八日同上
 弘長元年十二月十八日同上
 文永元年六月二十八日同上
 類聚大補任、御遷宮年記には十八日。
 同 四年三月二十五日同上
 文永五年九月十五日正遷宮
 同 八年七月六日假殿遷宮
 同 十一年十月一日同上
 建治二年六月同上
 弘安三年九月同上
 同 七年三月二十二日同上
 神境雜話には二日とあり、故は風害の爲めなり。
 同 八年 月同上
 弘安十年九月十五日正遷宮
 正應元年九月二日假殿遷宮
 永仁四年 月同上
 心御柱立替及正殿修理。
 同 五年三月十九日同上
 正安元年十二月二日同上
 嘉元三年 月同上

嘉元四年十二月正遷宮
 二所太神宮例文には十二月二十八日、神境雜話には九月十五日とあり。
 正和三年 月假殿遷宮
 神宮典略、神境雜話、伊勢勅使部類記には二年とあり。故は延慶三年八月二十八日洪水の爲心御柱濕損に依る。
 正中二年九月十五日正遷宮
 二所太神宮例文に十六日とあり。
 嘉曆二年八月十三日假殿遷宮
 興國六年十二月二十七日正遷宮
 同六年九月に行ふ可き處武家觸穢の爲式月延引の旨園大略、祈禱宣命に見ゆ。異本十月二十二日、又十一月二十五日。
 天授二年九月八日同上
 嘉慶二年 月假殿遷宮
 應永四年 月同上
 應永七年二月二十八日正遷宮
 同 二十六年十二月二十一日同上
 同 二十九年十二月二十日假殿遷宮
 永享元年十二月二十五日同上
 神人神役人合戦、内院狼籍による。
 永享六年九月十五日正遷宮
 享徳元年十二月十九日假殿遷宮

文明十八年十二月二十四日假殿遷宮
 宇治、山田合戦にて榎倉掃部御正殿に火を掛け切腹したるに因る。
 長享元年九月三日假殿遷宮
 前回の事情に因る。
 延徳二年九月十六日同上
 九月十四日炎上に付調御倉に御動座。
 文龜元年九月十六日同上
 永正十八年六月十三日同上
 天文十年九月二十六日同上
 永祿六年九月二十三日正遷宮
 永享六年より百三十餘年を経たるが、慶光院清順上人の勸化によりて大典を擧げらる、此度より黄金御樋代を奉納されし事内宮に同じ。
 永祿八年六月九日假殿遷宮
 正殿修理に因る、同月二十六日還御。
 天正九年十月二十九日同上
 天正十三年十月十五日正遷宮
 神宮典略には九月とあり。當度より兩宮同年に御造替あらせらるゝ事となれり。
 慶長三年六月六日假殿遷宮
 慶長十四年九月二十七日正遷宮
 寛永六年九月二十三日同上
 慶安二年九月二十七日同上

寛文四年十二月三日假殿遷宮
 千木顛倒に因る。同月十三日還御。
 寛文九年九月二十八日正遷宮
 元祿二年九月十三日同上
 寶永六年九月五日同上
 享保十四年九月六日同上
 寛延二年九月四日同上
 御遷宮次第記には三日。
 明和六年九月六日同上
 寛政元年九月四日同上
 神宮典略に三日。
 文化六年九月四日同上
 文政十二年九月五日同上
 範彦卿日次には四日。
 嘉永二年九月五日同上
 明治二年九月七日
 同 二十二年十月五日
 同 四十二年十月五日
 以上正遷宮五十七回
 臨時遷宮假殿遷宮七十二回
 右調査考證は神宮儀式課調査の御造替年度に據り、内宮は遷幸次第、御遷宮年記、神境雜話、太神宮諸雜事記、三代實錄、二所太神宮例文、本朝世記、神宮典略

兵範記、人車記、玉葉、皇代記、類聚大補任、伊勢勅使部類記、神宮編年記、内外宮遷宮次第記、遷宮次第神宮雜例集、禁秘抄、百練抄、小朝熊神態沙汰文、永昌記、顯廣王記、神皇雜用先視録、園大略、久志本年代記、太神宮司神事供奉記、外宮假殿要須記、公文筆海抄、康富記、範彦卿日次、遷宮記、故事編纂本等に就き參酌編成したるものなり。然して假殿遷宮に至りては諸書正鵠を得るもの少なく、還御年月、御遷座殿舎の不明多きは些か遺憾なる次第なり、今暫らく之を録して參考に資せむのみ。

御 杣 山

皇 大 神 宮

皇大神宮及別宮御造營に要する御用材は、神路山を以て御杣山に充てられしが、後一條天皇寛仁三年御遷宮の砌には神路山に連續せし志摩國答志郡の山林にて採り、爾後十六回目の後二條天皇嘉元二年御遷宮の御時及び次の後醍醐天皇元亨三年御遷宮の御時には今の大杉谷なる江馬山にて伐採し、後村上天皇の興國四年遷

宮の御時は三河國設樂郡設樂山に之を採り、後小松天皇應永十八年御遷宮に付ては美濃山を以て御杣に充てられ、正親町天皇の天正十三年及以降數回の御造營材は江馬山に採り、東山天皇の元祿二年度より木曾山を御杣山と定められて、良材を得る事茲に二百三十年、此間兩宮遷宮を行はれし十二回に及びしも無盡の豊殖今に渝らず、良材亦無限にして宮殿結構の用盡盡くる事なし古來斧鉞の痕なき大森林は千年の杉檜鬱蒼として晝尚暗く高峰重疊して深谿幽谷滔々の響き山を搖り碧苔厚く鎖して人跡を見ず、半天を靡する翠蓋日光を遮り森嚴峻冷の氣木精を封じて一種の靈境神祕を籠む實に宇内無比の良山たるを失はず。

豊 受 大 神 宮

豊受大神宮御造營材は、往昔阿曾御杣山等に採られしが、此阿曾山は即ち度會郡野後地方の積礫一帯の名稱にして、往古は越えて、南島地方にも連亘せしや疑ひなし、爾後五百回餘年を経て、後龜山天皇の天授六年御造營には、美濃山を以て御杣山とし、五十年を経て後花園天皇の永享三年御遷宮の節は専ら江馬山等に採

りたるもの、如く、天下戰雲充塞して長くも御造營の式例を欠く事百三十年、正親町天皇の永祿六年御遷宮に付ては御用材を美濃山に採られしが、同天皇の天正十三年御遷宮より兩宮同年に行はるゝ事となり、以後恒例として御造營の盛儀を挙げさせらるゝや、御杣山も皇大神宮と同じく大杉山に據られ、靈元天皇の寛文九年御遷宮を経て、東山天皇の元祿二年御遷宮の御用材は木曾山を御杣山として之を採りしが、其後明和年代迄四回同山にて伐採し、光格天皇の寛政元年御遷宮の節は大杉山に採られしも、文化六年御遷宮以後は木曾山を以て御杣山と定められ、以て今に及びし事皇大神宮と異ならず、しかも往代、美濃山とあるは、恐らく木曾山なる可しと思はるゝは如何に。

御 杣 山 御 治 定

御杣山とは皇大神宮豊受大神宮及十三別宮新殿御造營と共に殿内に納め奉る御種代木並に御船代木を始め總ての料材を伐採する山林の名稱にして徳川氏時代に及び遷宮前十二年に豫め内定し一般御用材と隔離せざる箇處に於て選擇する事先格に違はず、明治三十二年御

料局に委囑して選材を行ひ信濃國西筑摩郡駒ヶ根村字灰澤外二ヶ村地内を以て御杣山と定め、同地及裏木曾なる美濃國惠那郡なる御料林に於て一般御用材を選伐する事とし、明治三十四年二月御治定の儀を内務大臣に具申し、同年三月十三日御裁可の旨官報を以て告示せられたり。

神 宮 御 造 營 管 理 沿 革

天武天皇即位十四年に壬申の宿願を以て式年の制を立て給ひ、持統天皇四年に皇大神宮を、同六年に豊受大神宮を造營し給ふ、是兩宮第一回の御遷宮にして、當度は實に五十七回を重ねたる處なり、古來、神宮御造營は、造營使をして之を管理せしめられ、神寶御裝束等は往昔辨官をして奉製の任に當らしめ、御使をして奉納せらるゝ、所謂「營造神寶並裝束使」又は「神寶使」又は「宮飾使」是なり、然して「神寶使」は「覆勘使」を兼任するを以て、「宮莊覆使」とも云ひし事あり。中世に至りて「伊勢遷宮行事」を定め、納言を上卿とし、「行事辨」「行事史」を置き、南北朝時代には「役夫工上卿」又は「造宮上卿」又は「造内宮上卿」「造外宮上卿」等を置

きたる事あり、應和遷宮に際し、伊勢守保衛に宣旨を下し、造宮の事に任したることあるも、是全く一時の機宜に依られし所たり、古來、造宮實際の工事は、兩宮作所頭工を監督して之を行ひ、作所の下に小作所あり、作所の具狀により造宮使之を認可す、但し作所を創設せられし年代審ならされど、遷宮例文を檢すれば後朱雀天皇長曆遷宮の頃より置かれたるものならむか然して作所は、後年、禰宜に任す可き神宮重代家の家職となり、兩宮に作所を置きて御造營の事を掌りしが小作所なるものは皇大神宮にのみありて、豐受大神宮には中絶したり、儲作所の下に頭工あり、小工あり、頭工は、皇大神宮は一頭より四頭に分れ、頭毎に頭一人、頭代一人、小工九人を置き、豐受大神宮は、一頭二頭三頭を置きて、頭毎に同しく頭一人、頭代一人、小工九人を附したりき、小工は古へ、延曆臨時遷宮の時京都より三百人を差下されし事あり、其後代々の工夫は皆諸國の勤めなりければ、神宮曾不相行との非難もありたりしが、後には一禰宜の勞工、傍官の勞工などと唱へて小工を出す流例ありて、遂に土着の者を採用し、轉して其家職と爲りたるもの、如し、然るに

明治二十二年度正遷宮の節より造神宮使の管理に任せられ總て統轄せられしも、尙頭工、頭代等は神宮禰宜權禰宜の兼任する所たり、明治三十一年に至り勅令第三百二號を以て造神宮使應官制を定められ、内務大臣監督の下に、使(神宮祭主)副使(神社局長)主事(奏任)技師(奏任)屬(判任)技手(判任)を置き、神宮造營及神寶裝束調進の事を管掌し、御造營に方りては主事以下、兩宮作事場に出張して、事務に従ふ事となれり。

御用材

御用材伐採事業

造神宮使廳の調査に係る所要木材は、檜一万二千二百三十五本、榎十二本にして、之を御料局より購入する事とし、伐採川下萬端御料局にて擔任し、原木調査費貳千六百六拾九圓、原木代四拾四萬四千圓、伐木及運搬費參拾貳萬七百貳拾圓、綱料千參百參拾貳圓、管理費貳萬七千貳百九拾壹圓、此計金七拾九萬六千拾貳圓を以て兩廳契約を締結せしが、御造營に係る修繕工事は撤下古材を用ゐる事に決定せしに依り、檜千九百九本

を減し代金八萬千九百四拾圓を削られたり、然して其伐出地は美濃國付知町字小屋ケ尾、同西筑摩郡駒ケ根村灰澤、同字男垂、同字水上、同大桑村字開澤、同福島町字兒野澤、同駒ケ根村字小川、同田代澤、同田立村字塚野入、同山口村賤母、同讀書村字小梨澤、同吾妻村押手澤、同字押手前山、同大桑村字三ヶ某、同字飯盛山、同字北澤、同字天王洞、同讀書村霧ヶ洞、同村釜ノ上等三十餘箇所に亘り、其の延長十八里巾六里餘に上れるが、二百年來此の木曾山にのみ選材せしを以て良木を得るに易からざるも、材源豊富にして運搬の便に宜しき他に比する處なし、借も御料局にては名古屋支廳に命じて其任に當らしめ、三十五年一月伐木準備を施し、伐出地三十箇處に各伐木事務所を設置し同年五月山口木本祭を同六月御杣山木本祭を執行せられし上、愈々伐採に着手せしが、日々數百人の杣及人夫を役使し、先づ立木の儘所要寸法の適否並に損傷の有無を豫め檢知し、巨大の木材に就ては眞の變色、朽腐の虞あるを以て特に捻錐にて外部より木眞に達する穴を穿ち、其の木屑に據りて之を識別し、適合せる良材は總て原簿に基き、所要伐木番號を附し了れば杣は

順次之を伐採し、續きて技拂を行ひ、皮を剝取り、注文の丈尺に伐り作して兩木口を燕尻形に作り、鼻の突割を防ぐ爲鏝にて周圍を嚴重に巻固め、外に目ド穴を穿ちて運搬に便せり、之より立會檢査として造神宮使廳より吏員出張し、實地に就て木材の良否及丈尺に基き所要名稱を定め、之を檢査の上合格材には記號番號を彫刻して川下を行ひたり。

御用材記號様式



備考 クは宮内省、大は神宮、ウは宇治即ち皇大神宮(豐受大神宮の分はヤ)數字は所要材檢木番號、Xは御料局伐木年次の略號なり。

御用材檢査と御扉木選材

明治三十五年六月十九日木曾山中駒ケ根村に伐採せしを始めとし、同年十月二十八日迄繼續せし上、灰澤外十七ヶ所に移り、三十六年六月二十二日より同年九月十三日に至る間に出の小路外九ヶ所に於て伐採し、臺

帳によりて用材番號を刻して谷を下し、岐阜錦織なる御料局網場より梓組として木曾川を下し、桑名貯木場に収集し、同年三月以降造神宮使廳官吏は小工と共に之に臨みて検査に従事したりしが、検査場は長六間、巾二間の浮臺を仕組みて岸に浮べ、中流に面せし浮臺の木口には丈尺を標示し、土手近くに休憩所を設けて臺帳検呼の造神宮事務員及御料局出張員詰合ひ、造神宮技術員は小工と共に、河心に近き検尺場に進み居れば、上流より下り来る御用材は、一本つゝ巧に検尺場の木口に漕留られ、柚夫先づツノ何千何百何十何號と呼べば、臺帳検分員は、内宮正殿何材、長何丈末徑何尺と呼び、小工は長を検し、はさみ金にて末徑を檢め技術員は朽損屈曲等なきやを見分して合格材と認定するや、人夫は之をアバの一方口より出して漸次輸送し御扉木は特に木子造神宮技師出張して再檢を行ひ、愈佳良の用材と認めたる後御料局より受領の手續を爲し茲に總ての賣買契約を履行して船積みとし、順次大湊に運送せり、然して三十五年度に於ける伐木は楡、樾を併せて五千五百三十六本を算し、三十六年度には楡三千八百二十九本を計上せしが、此内桑名の検査に於

て數十本の不合格材を出し、全く合格採用せしは總數九千三百三十八本にして、尺一萬九千三百六十六本六分二厘あり、大なるは末口徑六尺、長四丈一尺に達し、小なるものも尙末口七寸以上長二丈八尺と註せられたれば、如何に選材に苦心せしかを知るに足らむ、就中當事者の苦心せしは兩宮正殿御扉材にして、其長八尺、幅四尺、厚二寸五分、全体節無しの一枚板を得るに難みつ、道に廣き木曾山を尋ねても之に恰好する良材を得ず、探しに探し求めに求めて漸く適合せるに遇ひ伐採すれば中心に腐蝕あり、或は要處に損傷ありて用ゆ可からず、斯くして巨材を伐採する事九本に及び、漸く良材を得るに至りしが、此の御扉木こそ千數百年を経たる古木にして、長四丈一尺、末徑六尺を有し注文通り木の中心を除きて板を採るに適ひし物也、因に一般御用材は小節材を購入せしを以て、悉く良材を得る事能はず、丸太材を見て適當の用材を判定せざる可からざるに依り、當事者の苦心は言ふ迄もなく外部より見る可からざるコモリ節の如きをも、丸太材を一見して鑑別するの難事あり、定數嚴格なる御用材を得るに肝膽を碎きしは、到底局外者の想像だも及ばざ

る處なり。

御用材伐採及山出し作業

貴重なる御用材一万本を伐採するには、實に非常の苦心を要し、柚夫の如きに至りても最熟練せる者を選びて使役し、あらゆる危険を冒し、あらゆる艱苦を嘗め一柄の斧を磨して數丈の巨木を伐り倒し、之を十數町の山腹より落下せしめ、便宜の大谷に堰を設け、段々に大川へ出でしむる様、凡半町程つゝ水を堰きて、堰と堰との間には、巨材を滑走せしむる様、藤蔓、黒木等にて棚を構へ、堰に落入りたる材木は一本つゝ此棚を滑り下して次の堰に入る、整備し置き、急轉直下山を揺りて四方より落下したる材木は、恰もうどん屋箸を箒に打ち入れし如く壯觀實に名狀す可からず。中にも得難き用材は、綱を懸けて徐に落下せしむと雖も、其作業容易ならず。名にし負ふ木曾の大險山なり、峽と云ふ峽、谷と云ふ谷は悉く幾十百尺の斷崖絶壁にして、數丈の谷底は是全く磊落たる奇岩を以てし、奔湍四時雪と散り悽絶暗嶂身神を銷するものあり、殊に谷間を下すに就ては、數丈の巨瀑幾箇處を越ねざる可か

らず、御料局員及柚夫、人夫は要所々に在りて材木を押し流しつ、激流に壓せられ、怪嵩に責められて損傷折屈の難なき様注意せるも、時には底知らぬ大瀧壺に没し去りて浮び上らぬものあり、中には瀧壺に沈み居りし古木を反動にて浮出せしむるあり、他に見る可からざる大作業とて、其の光景到底筆紙に盡くす可からず、其の伐採搬出方法に至りても、一般に採り行へる歐米の學理的作業を用ゐるの餘地なく、木曾御料林のみは徳川幕府時代よりの習慣を踏襲して運材法を行ひ彼の軍法の名將武田信玄の陣立法を用ゐて、規律整然大作業に従事す、凡そ人夫は二種に區別され、伐採夫を柚夫と稱し、運材夫を日履と呼び、何れも一名の總頭を置き、總頭の下に總頭格、總頭格の下に代人、代人の下に代人格、取締人を置き、作業の大小難易によりて五名乃至二十名程を配置し、延長數里の谿谷深森中にも傳令立處に行き渡り、斧鉞の音齋の掛聲瞬間に轟起し、少しも亂るゝ事なきは、其嚴格にして敏活なる行動、恰も戰事作業の夫れと同じく、道は名將の遺法よと感ずるの外なき也。然して柚夫は十二名を以て一組とし、組に二名の組頭を置き、平常は十五六組に

ば、其の運材法に鑑み日本特有の運材法は先輩國と誇る獨逸に優る事數等なりと感嘆せりと云ふ。

御用材運搬

桑名貯木場に繋留せられたる御用材は、造神宮使應官吏監督の下に監守を置きて警戒したるが、第一次は明治三十六年三月日和船にて發送し、同六月二日之を了り、第二次は即ち明治三十七年二月十五日和船に積載して出帆を初め、同年三月十二日出帆を以て終りしが桑名、大湊間の海上風位潮勢共に順なる時は、一晝夜以内に着せしむ、逆境を進む時は二晝夜を要せし場合も有り、途中烈風雨に逢ひては、知多郡若くば鳥羽に避難せし事等あり、斯くて二回に大湊貯木場(四町九反三畝二十一步)に到着せし御用材は、皇大神宮と豐受大神宮と兩分して、一は鹿海貯木場(四反四畝七步)に一は宮川貯木場(九反三畝六步)に分送繋留し、御種代木は三十六年二月十二、三兩日奉曳し、御木曳始式は同年四月十二、三兩日に執行、兩宮以下御棟持柱を奉曳し、一般御用材は豫て出願許可を受けたる人民に引渡して、嘉例に據り奉曳せしめ、三十六年は五

て伐採に従事し、運材夫は三十名を一組とし、組に二名の組頭を置き、一日平均十二組乃至二十組にて木材搬出に従事しつ、急勾配の峻山より伐採する事なれば人夫の力なからんか、急轉直下して急ち磐谷中に陥没して、貴重なる御用材は巖石に衝突し、折損の虞れなきを保せざれば、之を安全の場所に運ばんには、先づ「鍛抜き」と稱して最寄の箇處に集め「止め」と稱する合掌杵を作りて飛散を防ぎ「又手」と稱する迂り道を作り其向ふに大なる「臼」を構へ「又手」を通りて此處に迂り入る木材の速力を殺ぎ、夫れより堰に送り、堰より木曾川に流出せしむ、斯くて木曾川に流れ出でたる木材は、沿革の岩石に停滯するを以て、豫て見張り居る、「木鼻」「木尻」「延」と稱する人夫百五十餘名、各爲を手にして一本流しにして錦織貯木場へ向け流し出す次第にて、水嵩の増す時を待合せて作業を行ふ、其勢力の精練にして斯業に熟練せる、恰も箸を隻手に扱ふが如し、往年御料局名古屋支廳にては、森林法の最も發達せる獨逸より森林參事官を招聘して實務に就かしたるに、氏は赴任當時木曾の御料林を平地の大森林なりと思ひ居たるに、事實は之に反し峻山峻谷なりしか

於て運搬せり、偕此等巨多の御用材を貯木場に繋留中何等異狀なかりしも、明治三十七年七月十日の暴風雨に際し、五十鈴川流域河水氾濫し、鹿海貯木場に在りし御用材滔々たる濁流に弄ばれ、繋留せし鐵線切斷せられて、五本流出するの珍事ありしが、内四本は附近海岸に漂着せるを發見し、一本は伊勢海に漂ひ出で、愛知縣渥美郡野田村人民に拾得されたり、當夜鹿海村民總代及造神宮使應より命じたる貯木場番人は、御用材流出を慮りて必死となり村民を指揮して見張小屋に詰切り、極力保護に奔走せしに拂曉に及び保護作業員の乗船濁波の裡に覆没し、全員殆んど生命を失はんとするの慘狀に陥るや、村民は吾を忘れて之が救助に奮勵し、以て漸く事なきを得せしめたりき。

御木曳

御木曳綱打

御種代木奉曳に就ては造神宮使應に於て之が曳綱を打ちたりしが、三十六年二月二日より三日間、神宮司應庭内に器械を設け、神社、江村、大湊の人民之に従事

月一日に開始して七月十九日に終り、三十七年は四月九日より始め、同月三日に終りしが、川曳と稱して五十鈴川を溯りて奉曳せしは、宇治山田市館町、今在家町、中之切町、浦田町、櫻木町、中之町、古市町、久世戸町、度會郡北中村、楠部村、一宇田村、朝熊村、鹿海村、三津村、山田原村、溝口村、江村、松下村、神田、久志本、二軒茶屋、大湊町の二十箇町村にして陸曳と稱し、宮川貯木場より車輛に積載して奉曳せしは宇治山田市宮川町、中島町、辻久留町、二俣町、浦口町、常盤町、下中之郷町、曾禰町、大世古町、八日市場町、一志久保町、一之木町、宮後町、本町、豊川町、宮後町、岩淵町、岡本町、吹上町、尾上町、倭町、河崎町、船江町、度會郡宮本村、通村、一色村、濱郷村、御園村、神社町、大湊町、今一色村、莊村、西村川端村の三十四箇町村たり、然して當市中之切町に居住せらる、慶光院家は古例に據りて兩宮御扉木を奉曳せしが、慶光院家は舊家臣其他縁故ある者をして特格の先例を勤行せり。尙瀧原宮の分は宮川を上げて瀧原村民宮域に奉曳し、伊雜宮の分は海路磯部に運送して磯部村民之を奉曳し、宇治橋用材は五十鈴川筋有志に

し、五日には大湊町民六十餘名、嘉例に據り白布の襷を掛け、木遣方は素襖烏帽子にて節面白き唄を誦ひ、芽出度綱打の式を終りたりき。因に、奉曳各町村に於ても夫々綱打を行ひ、烟火の餘興等ありて盛況を極めたりき。

御木曳前の警戒

兩宮御用材大湊貯木場に着岸し漸次宮域内に曳入れ、相當位置に積置くに就ては、野犬等不淨をなすの虞ありとて、造神宮使廳にては宇治山田警察署に照會し、犬狩を行ふ事になしたるが、警察署にては直に之を實行し、尙同時に宇治山田町及び御用材運搬の五十鈴川筋人民に對し、御樋代木奉曳前、不淨汚穢物を河中に投棄し、又洗滌す可からざる事、御木通過の市街掃除方等嚴重警戒を加へたりき。

御樋代木

御杣山の名を領して御船代木と共に御造營用材中、最重要なるは御樋代木なるが、又の名を御祝木とも稱し伐採運搬に特に鄭重の取扱を爲したるは言ふ迄もなく

正體を鎮め奉る重大神器の御用材也、難有御木也と崇敬措かず、錦織網場に到着せし時の如き、附近村民は盛大なる縁門を建て、數十旒の旗幟を翻へし先を争ふて奉迎せし光景實に壯觀を極めたりき。

皇大神宮御木曳始式

明治三十六年四月十二日皇大神宮及各別宮御料御棟持木奉曳式を執行せられ、宇治八郷總稱の下に館町、今在家町、中之切町、浦田町、四郷村、北中村、鹿海村一字田村、朝熊村、楠部村、二見、溝口村、山田原村江村、三津村、松下村、櫻木町、中之町、古市町、久世戸町の十八箇町村之を奉曳せり。

此日人民は、豫て新調せし揃衣を装ひ、印帳華やかに押樹て、午前五時鹿海貯木場に參集し、造神宮使廳より出張せる清水屬に御木を受取り、皇大神宮御料は今在家、中之切、外二箇町、荒祭宮御料亦同じく今在家中之切、外二箇町、風日祈宮御料は浦田、館、外一箇町、月讀宮、同荒御魂宮、伊佐那岐宮、伊佐那彌宮各御料は北中村外三箇村二箇町之を奉曳し、春酺に花霞麗らかなる五十鈴川を掻き亂しつ、錦と織り、綾と染

明治三十五年六月三日先づ御杣山木本祭を行ひて、御山の本末に座す神靈を祝祭したる上伐採し、皇大神宮の分四本、豊受大神宮の分二本を同年十二月岐阜錦織網場に運送して木曾川を下し、造神宮使廳より出張の吏員之を護送しつ、桑名貯木場に到着し、同所にて御料局名古屋支廳出張員と授受の手續を行ひ、海路二十三里を運送して大湊貯木場に着けたるは同三十六年一月二十二日にして、皇大神宮の分は同年二月十二日神宮より有馬、土屋兩權禰宜谷崎、久志本兩宮掌奉迎、造神宮使廳八夫數十人皆一樣の白衣白丁の行装嚴めしく神宮及造神宮使廳吏員出張護送し、鹿海貯木場より五十鈴川を溯りて正宮前御川岸に着け、板垣御門外石段の中途にて祓ひ清の式を行はれ、神宮大宮司以下之を奉迎して奉曳の式あり、白丁の人夫綱を執りて内院に曳き納れ、寶殿の御床下に安置し奉り、豊受宮の分は同十三日神宮より赤須、永岡兩權禰宜仁科、車館兩宮掌奉迎、造神宮使廳員と護送し宮川貯木場より車輛に積みて北御門口を經内院に曳れ納れ奉りし事、皇大神宮に於ける御式と同じき也。

因に御樋代木川下に際しては沿岸村民の奉迎盛に、御

めて、柳々の水くゝる凜々しさ、美しさ、木遣音頭の時代めきしも心浮立ち、溯す筏や一本乗、吹く温風に歌を匂はせて内宮々域に向ひ、月讀宮以下四宮の御木は楠部村橋際より上陸し、内宮に向ひし御木は手洗場に上せて愈御木曳始式に移りしが、午後二時三鼓を合圖に、牧野造神宮主事、龍屬は衣冠正しく十名の小工(素襖明衣)を從へて手洗場に整列し、御木を迎へて之に副従しつ、曳々聲して二鳥居内に曳入れしむるや、冷泉大宮司、桑原少宮司以下五十餘名の神官衣冠の裝束して南方に列立奉迎し、小野、太田兩宮掌は大麻御鹽をもて御木を修祓したる上、冷泉大宮司以下神官は五丈殿に參著し、荒祭宮及風日祈宮御料は直に其宮地に、皇大神宮御料は五丈殿東南櫻宮石燈の南方に曳据ねしめ、牧野主事以下其の南位に列して御木の安置を檢し畢れば、冷泉大宮司以下神官、牧野主事以下諸員列を整へて、皇大神宮に參進、中重版に著きて一拜の儀あり、退下の間、荒祭宮遙拜所に列立して拜禮を行ひ、之にて御式滞りなく勤行濟となり、諸員參集所に退歸せしは午後三時なりき、世俗この日の盛式を「八郷曳」と稱し、豊受宮の方を「五本曳」と稱す。

豊受大神宮御木曳始式

明治三十六年四月十三日豊受宮及多賀宮月夜見宮風宮土宮の御棟持木奉曳式を行ふ。之を「五本曳」と稱へ、古例に據り山田小川町、田中古世古町(今の本町)中島町、八日市場町、河崎町の五箇大字町の奉曳する處たり。然して其前夕、各町は上せ車とて盛装せる御木曳車を宮川堤下便宜の場所に曳き置くの例あり、川曳とは事違ひ、木遣子、曳子、挺方等殊に壯美を極めて揃衣を装ひ、道誦おもしろく練り曳く光景實に優雅なりとす、斯くて當日午前五時中島、小川兩町民は先づ豊受宮御料御棟持木を宮川貯木場出張の藪田屋より受取り木場音頭豪快に、宮川堤を曳上げ曳下して車に上せ荒庭にて御木を包み、前面に柳を樹て、注連繩を張り意匠を凝し、幔幕など張飾りつ、各揃衣の袖を華々しく匂はせ、今を盛りの櫻花に一しほの景色を加へたるが、次で田中中世古は多賀宮御料を中島は土宮御料を河崎は月夜見宮御料を、八日市場は風宮御料を、順次曳出して豊受宮々域に向ひ、北御門口より參入、午後二時と云ふに御木曳始の式に移り、牧野主事、龍岡は

衣冠を正して十名の小工(素襖明衣)と共に御木を迎へ、副從して北御門口鳥居内に到るや、冷泉大宮司以下數十員の神官衣冠の正儀にて西方に列立奉迎し、小野、堤兩宮掌御木の前に進みて修禊を行ひ、冷泉大宮司以下神官は五丈殿に參著、多賀宮風宮各御料は直に其御宮地に奉曳安置され、月夜見宮御料は別途にて城内に曳入れ奉り、豊受宮御料は、五丈殿南方廣場に曳据わ奉れば、牧野主事以下其の南に列立して安置を檢し、夫れより豊受宮に參進御拜の後、多賀宮遙拜を行はれ退下せらるゝ事、皇大神宮の御儀と同じく、午後三時二十分御木曳始式は無異勤行濟となりき。

借兩宮木曳始式當日、宇治山田に於ける賑ひは非常にして、遠近よりの參宮人、拜觀人、實に數萬に上り、櫻柳をこき混ぜたる、神都の錦は目もあやに、清き流れの五十鈴川や、鼓ヶ岳に打ちどよむ人聲は、言ふばかりなく賑しう、さしにも廣き宮川横も、五彩の人波打ち溢れて、其の雑踏夥しく、御木の進む處盡くこれ人山にて、壯觀美觀神都に滿ち、前代未聞の盛儀は茲に其序幕を開かれたりき。

瀧原宮、伊雜宮御木曳始

度會郡瀧原村野後に御鎮座在せらるゝ瀧原宮同並宮、志摩郡磯部村に御鎮座の伊雜宮御料御棟持木は、皇大神宮と同日に、御鎮座地人民、先例により宮域内に奉曳せり。

御木曳心得

兩宮御造營材奉曳に就ては關係人民の謹嚴篤實を旨とす可きは勿論、絶對に當局の指揮に従ひ毫も輕忽の振舞あるなく、克く神忠を盡さむ事を期し、造神宮使廳にては、御用材奉曳心得を編制して關係町村役場に交付し、役場は町總代、區長に移牒せしが、其の重なる條件は、御用材受渡に付鹿海貯木場に在りては奉曳前日午後一時より六時迄、宮川貯木場に在りては當日午前五時より十時迄と限定し、宮域内曳入れは午後六時限り、曳入れの材木は一日五十本、車輛三十一輛とし曳入れ期間は開始の日より凡そ百日たる事、材木取扱の窓口は最少のものを用ひ成る可く兩端鐵輪外に打立つ可く、積込積下し曳入れに必要缺く可からざる時の

外、直接材木の上に登る事を禁する等十數項あり、然るに窓口の大なるを使用する者、銀及鍔を鐵輪内に打込む者等違反の塵抄からず、尙御用材には、大湊貯木場にて番號の烙印を押捺したるも、斯くては其の手續煩雜なるのみなれば、爾來、烙印の木札と釘とを各奉曳町村に交付し、木揚の際、奉曳町村にて御木の木口へ貼付の上、照合す可き件等、宇治山田町岡本町なる神都靈祭會に於て開きし、舊外宮領奉曳各町村總代聯合協議會に臨み、飯田造神宮屬より懇々訓示する處あり、奉曳關係各町村共、最も嚴肅に行動して、舊來の弊風を踏襲せざりしは、當事者の幹旋其の宜しきを得たるものと言はざる可からず、尙、各町村一致團結して終始恭敬の主旨に相反せざりし高念は、實に欽仰するに餘りありとす、乞ふ、次項に抄録せる聯合事情に就き、微衷の存する處を鑑識せられんことを。

内宮領甲組奉曳會

外宮領聯合奉曳會

明治三十六年五月一日皇大神宮御用材第一次第一日の奉曳を終りたる後、内宮領甲組なる宇治山田町館町を

始め浦田町、櫻木町、大湊町、江村、北中村、鹿海村、部各町村聯合萬歳、内宮領甲組奉曳會萬歳、帝國神都の七箇町村は豫て定めたる内宮領甲組奉曳會の主旨に基き、其の發會式を兼ねたる大懇親會を館町車館大夫屋敷跡に開催したり、當日式場には紅白の幔幕を引廻らし、各町村數十旒の旗幟を薫風に樹て列ね、大吹貫等快晴の天に翻して裝飾萬端壯觀を極め、來賓には川田度會郡長、坂本宇治山田町助役を始め、領内有力家、新聞社長等にして、舉式前紀念の撮影あり、式の初に當り小林佐平氏開會の辭を述べ、音樂隊は君ヶ代を奏し、次で大湊町山口吉藏氏、櫻木町有爾政次郎氏、町村長總代として鹿海の桃谷松吉氏等祝辭を朗讀し、會員總代として館町の白木久六氏答辭を述べ、櫻木町熊本庄吉氏の發聲にて、甲



観壯曳木御の日一第宮内

八郷曳も相すまし

萬歳を三唱し、後一齊に祝聲歌を唱へて懇親宴に移り酒折詰籠詰等の盛饗を供して歡談笑語胸襟を披きて和氣霽々の裡に散會せり、此日會員の集りしものに實に千餘名に上り壯觀を極めたりき。

祝聲歌

本年木曳の甲組は
館町浦田に櫻木町
北中村に江村や
鹿海村には大湊
何れも有志が聯合し
神の恵みの報恩に
式年通りの御造營の
太敷立てる宮柱
曳く敬神の眞心で
時も四月の中頃に
續いて我等か町村の

有志子供も打まじり
楠部村迄木あげする
六千七百有餘本
敬神我等の一心は
曳き行く御木が多く共
今ぞ曳込む時來り
敬神有志が寄集ひ
木曳も世界に轟かす
ゆうかいく
鹿海村へとおしかけて
今度の御木の其数は
五十鈴の川を曳き行て
神と君へのふたみちよ
一心こめて宮内に
互に神をふし拜み
神都萬歳聲高く
神の御國と知れぞかし
さんぼくく

借外宮領にては同五月八日岡本町元神風講社に於て外宮領奉曳町村總代聯合議會を開きたるが、出席者百二十六名あり、岡本町杉木齋之助氏を議長に推し、聯合奉曳取締規約の草案に就き協議したる結果、關貞二郎村上喜平治、五富利金吾、榊原卯三郎、榊田豊三郎、奥野吉太郎、中西九右衛門、松崎與次兵衛、酒徳彦四郎、北村與三松の十氏を調査委員に選舉し、之が修正を行ひて可決せしか、其の規約概要を摘記して周到なる協議事項を知るに便せむ。

奉曳取締規約(摘要)

一、各町村恭敬を旨とし互に親密和合して奉曳の盛

儀を完ふする事

- 一、事務所を中島町、筋向橋附近、外宮前の三ヶ所に設置す
- 一、幹事長一名幹事七名を擧げて諸般規約の實行に任す
- 一、一車毎に一人の係員を附す
- 一、奉曳順番は其前日に外宮前第三事務所にて抽籤決定す
- 一、奉曳車は御用材荷積整頓したる上中島町第一事務所にて發車券を受け筋向橋附近第二事務所にて亦同券を受け到着の上外宮前第三事務所へ納付する事
- 一、奉曳車發車の際若くは途中事項の爲め進行を止むる場合には事務所へ申出づ可く當日事故の爲め勤め難き町村にして翌日奉曳を望むものは既定番號にて奉曳する事
- 一、御用材受渡等諸般事項は「御造營材曳入心得書」遵守す可き事
- 一、事務所経費は聯合町村にて之を分擔し負擔額は二百戸以上の町村は金壹圓、百戸以上は七拾五錢百戸以下は五拾錢とし、中島町、小川町、辻久留町の小供車は負擔を免す

櫻楓社組織

宇治山田町大字館同浦田町以下内宮領甲組奉曳町村は五月一日を以て奉曳會を組織して發會式を舉げし事は別項記載の如くなるが、内宮領乙組たる今在家町、中之切町兩大字に於ては、青年有志三百餘名協同して「櫻楓社」なるものを組織し、御木曳に關する一致行動を執る可く商議せしが、明治三十六年四月二十六日愈々之が發會式を舉ぐる事となり、進修尋常小學校用地内に式場を設け、旗幟、幔幕、插花、提灯など、暮春の艶光に輝きて、目覺とも目覺しく、各町村奉曳委員參列、幹事長正木眞吉氏式辭を朗讀し、次で社員多氣房吉、來賓たる愛友社幹事倉谷彦太郎、櫻楓社幹事村太助諸氏祝辭を呈し、幹事福村新七郎氏の答辭ありて式を終り、祝酒の盛饗中小學生の運動競技餘興あり主客歡を盡して萬歳を三唱したりき。

於戲芽出度しや當年は 式年通りの御造營
千木高知りて宮柱 太敷立る其の御木は
七千六百有餘本 鏡の宮に清まりて
曳き奉る乙組の 其の町村や其衣裳

途、餘興の屋臺車を引出し、木造音頭、道唄の節も豊かに、華やかなる色彩を加へて盛儀を謳歌したるが、中には又、御木曳車の曳初めをなして、烟火放揚、手踊舞臺等の餘興を催したる處あり、各町連日賑況を呈し、滿街、花紅葉の錦織るが如く、壯觀實に曠古の盛を極めたりき。

御用材奉曳終了祝賀會

明治三十六年に於ける第一次御用材奉曳は豊受宮の分五月二十九日に、皇大神宮の分七月十九日に結了せしが、皇大神宮に於ける内宮領甲組は第三回奉曳濟の六月八日九日兩日に各町村兩宮に總參宮をなし、八日は中之町、九日は古市町、夫々濃艶綺麗なる山車を曳き出し、盛典の餘興を華やかならしめ、乙組は七月十八日各町村人民整列總參宮を行ひ、豊受宮に於ける外宮領は尾上町に於て、六月九日總參宮歸途山車の餘興に音樂隊を添へ、十日には午後四時より、五二會館前庭に於て祝賀園遊會を催し、數箇處に饗應の模擬店を出し、式場の準備遺憾なく整頓され、町委員、總代、永昌社青年、町關係有志者其他招待を受けし人々參列、

鏡形なる今中や 三津溝口に山田原
古と久との宮比連 御木にちなみの丸太を
印す櫛樟の村人に 續く其名は愛親會
朝日の富士に三保の浦 松下蔭の波清し
四海に輝く三つ星 聞くも盛んを壯友會
千代を契らむ松に鶴 之に添る高砂や
綱手を揃へて諸共に 曳けよ勇めよ御宮迄
五十鈴の川の水底と 心も清き人々よ
旭を向ふる吹貫や 風に幟はなびきつ、
木遣りの唄は高々に 曳き行く聲も轟きて
難なく川上げ納めけり 敬神有志の人々は
心をこめて諸共に 皇太神を伏し拜む
帝國萬歳聲高く 明治の御代は千代八千代
これぞ祝や欣喜の至り 欽慕々々々々

御木曳總參宮と曳初

御木曳お白石持等開始前には、奉仕人民必ず二見浦に赴きて身を清め揃衣の盛裝を無垢潮に祓はせて、兩宮に參拜する例なるが、今回御木曳に就ても亦其の嘉例を履みて演參宮をなしたるが、中には參宮を畢りし歸

先づ紀念の撮影あり、夫れより式に移り、町務委員奥野吉太郎氏開會の辭を述べ、伊勢朝報社長代理中山朝之輔氏、山中喜六氏等の祝詞あり、永昌社々々長三好能七氏の挨拶に次ぎ、町總代橋爪孫七氏の答辭あり、橋爪氏の發聲にて、尾上町と永昌社との萬歳を三唱して祝福し、盛饗を頒ちて芽出度式を了りたりき。

斯くて同月十六日には午後一時より宮川磯に於て外宮領奉曳終了祝賀會を催され、伊藤衛士長、久保田宇治山田警察署長、吉澤宇治山田町長、藺川警部、浦口町旭友會々々長向井勝利、同會設備救護所醫師西岡繁夫諸氏を始め新聞記者等を招き、聯合町村人民六百餘名列席の上開會、杉木齋之助氏は幹事を代表して開會の挨拶をなし、久保田警視、吉澤町長の祝辭あり、杉木氏は旭友會に救急所設備に對する感謝狀を朗讀して、之を向井會長に贈り、次で向井氏の謝辭あり、聯合町村慰勞委員(甲部)内海太四郎、藤原延太郎、河村清兵衛、關貞次郎、加藤八十吉。(乙部)松本豊吉、中東文衛、木野本武吉、高田重藏、西井房吉の十氏を代表し關氏は感謝狀を朗讀して、幹事たる中西用亮、吉川清三郎、阪井竹松、五富利金吾、中西九右衛門、小林菊

次郎、杉木齋之助、奥野吉太郎、松葉伊八、橋村惣八、中井重藏、小岐須彌三郎、村上喜平次の十三氏に紀念文字入の烟草盆一對宛を贈呈し、夫れより一志久保町委員植田勇氏の祝辭あり、杉木氏は幹事を代表して聯合町村に對する謝辭及來會者に懇篤なる挨拶をなし、將來の抱負を述べ、氏の發聲にて聯合町村萬歳を三唱して式を了りしが、烟火の餘興等ありて非常に盛況を呈したりき。因に浦口町旭友會は青年團の組織に成り天災義捐に小學兒童獎勵に義侠的厚意を盡せる事數次なるが今回御木曳に就ては、雑踏中萬一不幸にして負傷者を出さむ事を慮り、且つは夏期に向ふ折柄途中發病者等なきを保せず、神宮に對し不敬の恐れあればとて、之を未發に防ぐ目的にて、奉曳開始の日より其の結了の日迄救護應急所を、木揚場附近なる中島町字中野、浦口町の中央及び外宮神苑地前附近の三處に設置し、醫師及看護婦を派遣すると共に、一方警官に依頼して不時の用に備へたるは、實に稱讚す可き美舉なりき、されば第一次奉曳終了式に方りて、同會を長に感謝状を贈りし所以なり、然して第二次、即ち三十七年には日露戰役中なりしを以て、斯る盛儀は都て見合は

宮河川浚へ

明治三十六年第一次奉曳を終りし外宮領にては、六月十四日「河さらへ」とて古例に據り中島町人民、特に宮川貯木場に殘れる御木を殿として悉皆奉曳せしが、「豊流社」の分は夜に入りしを以て、翌十五日早朝宮域に曳入れて無事嘉例を全ふし、三十七年亦其終に於て之を行ひたりき。

賀陽宮殿下御木曳御覽

明治三十六年六月、月次祭御奉仕の爲め、神宮に御參向遊はされし祭主賀陽宮邦憲王殿下には、十二日と云ふに外宮へ御參拜、外宮領乙組が宮域に御木を納めし上、車を神苑前本道兩側に列ね、會符及各町村幟を樹て、揃衣の襟を正しうして整然曳綱を執りて並列せる光景を台覽あらせられ、神都人民の熱誠なる意氣を御嘉賞せられたりき。

唯簡單に奉曳祝意を表したるのみなりけり。

御用材奉曳關係者撤下

御神寶拜觀特許

兩宮御用材奉曳各町村人民に對し、特に神宮撤下御物陳列所拜觀を設され、六月十六日より八月十四日迄六十日間、一日二十人以上三十人以上の程度にて入館せしが、其人員は内宮領六千二百二十三人、外宮領三萬千五百五十人に及びたりき。

御用材奉曳町村列次

皇大神宮御用材川曳

- 甲組
 - ▲館町(館浦)▲浦田町(同上)▲江村(清渚連)▲北中村(壯少會)▲櫻木町(旭旬社)▲鹿海村(奉曳社)▲大湊町(大水門)
- 乙組
 - ▲今在家町(洗心會)▲中之切町(赤心會)▲三津村(濱荻連)▲溝口村▲山田原村▲二軒茶屋(觀潮社)▲楠部村(櫛樟青年會)▲一字田村(親愛會)▲松下村▲朝熊村(壯勇會)▲中之町(協贊會)▲古市町(宮比連)▲久世戸町(久親會)

豐受大神宮御用材陸曳

- 甲組
 - ▲前山村(奉曳會)▲川端村(柳團)▲神社町(辰組)▲馬瀬(馬瀬)▲小木村(小木)▲竹ヶ鼻村(大口組)▲下野村(下野)▲宮川町(義勇會)▲常盤町(翠紅社)▲向山村▲川田町(誠勇會)▲浦口町(旭友會)▲豐川町(豐留團)▲岩淵町(岩淵)▲八日市場町(篤友會)▲高向村(共盛團)▲尾上町(永昌社)▲表宮後町(厚友會)▲辻之町(光武會)▲後野町(協友會)▲通村(榮通社)▲黒瀬村(橘榮社)▲二俣町(燕尾會)▲王中島村(青年會)▲上長屋村(青年會)▲吹上町(有信社)▲勢田村(藤里村旭村(三榮會)▲莊村(青年會)
- 乙組
 - ▲新開▲船江町(神習組)▲一志久保町(癸卯會)▲西村(青年會)▲大世古町(青年會)▲岡本町(錦友會)▲小川町(勢勇團)▲辻久留町(栗友會)▲一色村(一色)▲今一色村(修交會)▲田尻村(青年會)▲一之木町(須原團)▲大湊町(大水門)▲香禰町(正義會)▲新町(新勇團)▲高柳町(高柳)▲中島町(豊流社)▲小柳村(共誠會)▲倭町(豊友社)▲上之久保町(千歳社)▲烏帽子世古町(玉鈴會)▲下中之郷町(郷友會)▲河崎町(南側)▲勢榮社▲同町北側(北友社)▲同町南町(勢南)

社)▲同町五箇字(翠紅社)▲河崎世古(清榮社)▲京町(親友會)▲黒瀬村中崎(信有組)▲田中中世古町(協友會)

奉曳町村甲乙兩組は上記の如くなるが、其の奉曳順序は抽籤又は豫定を以て其前日毎に之を定め、遅速均等を基として、相互の便宜を計りたりき。

慶光院家御扉木奉曳

○由来 兩大神宮御造替に際し、慶光院(元宇治山田町大字浦田町即ち今の祭主官舎なりしも明治改新後別に御家を立てさせられ、目下宇治山田市中之切町に



神宮禰宜慶光院利敬君

在りて、當主利敬氏神宮禰宜を勤務せられつゝ、あり先代守悦上人、清順上人が勸進の功によりて兩大神宮御造替の資を奉り、久しく荒廢せし宮殿を新營し奉るの神忠を抽んでし以來、兩正殿御用材中最尊重す可き御扉木を奉曳するに當りては、必ず慶光院家にて之を奉曳する嘉例となり、以て今日に及べるなり。

○揃衣 男子女子共白衣にて女兒は牡丹の花笠を被り、木遣子は慶光院家定紋の蟹牡丹を染め一文字笠を戴き、世話係は白衣に羽織袴、挺子方は定紋付法被、菅笠にて最嚴肅なる態度なり。

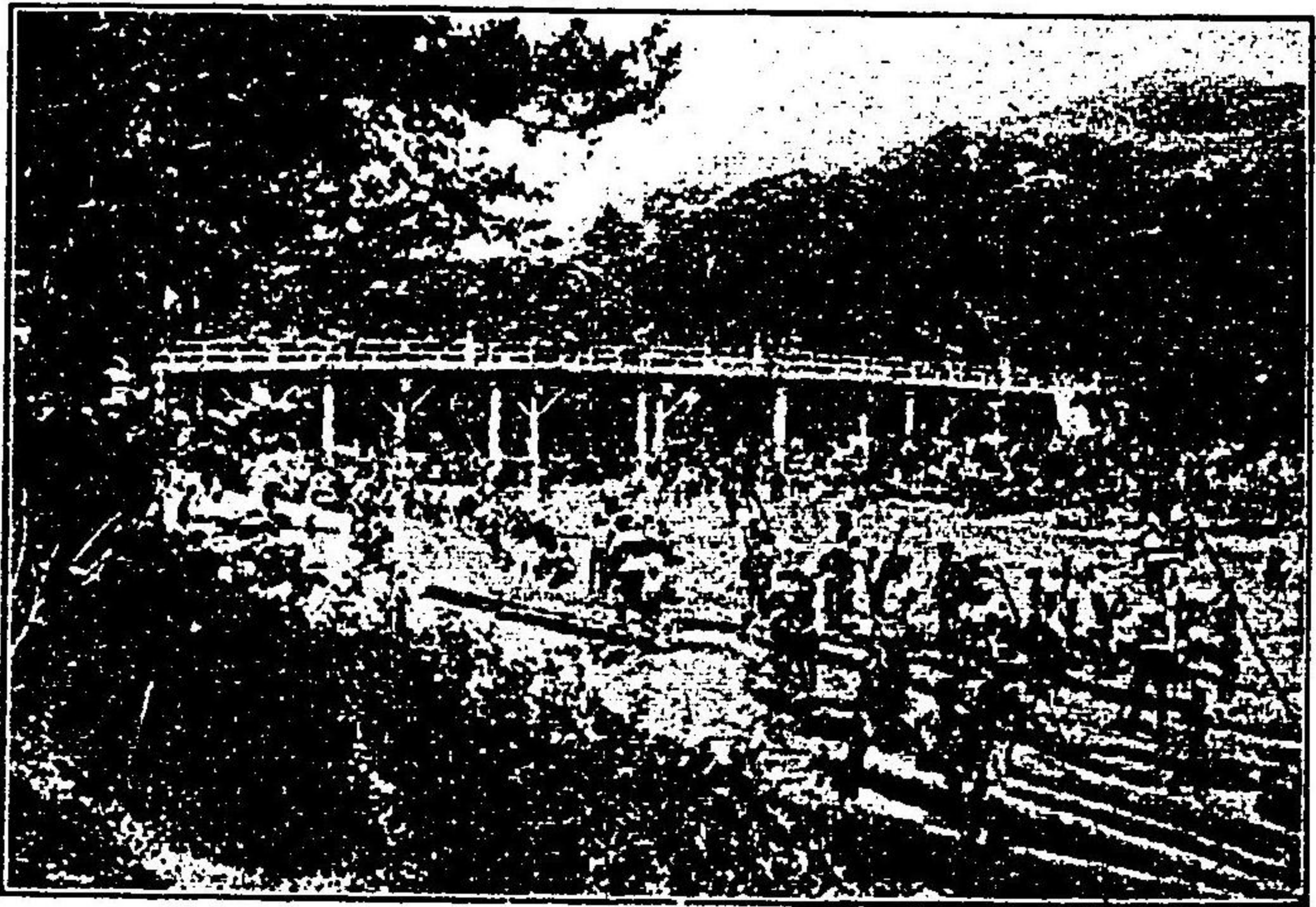
○御木曳車 注飾繩、鳥居、神、高張等の裝飾のみにて卑俗の裝飾なきが反つて莊嚴なりき。

○曳子 慶光院舊家來、出入りの者、磯村の縁故ある者に限る。

御木曳の盛況

明治三十六年五月一日を以て開始されし、御用材奉曳の盛況は實に空前の事に屬し、若葉の匂ふ五月空より常夏月の炎天に至る數回に亘りて、最熱誠に、最壯烈に神民一致して克く奉曳を完ふし、翌三十七年には、

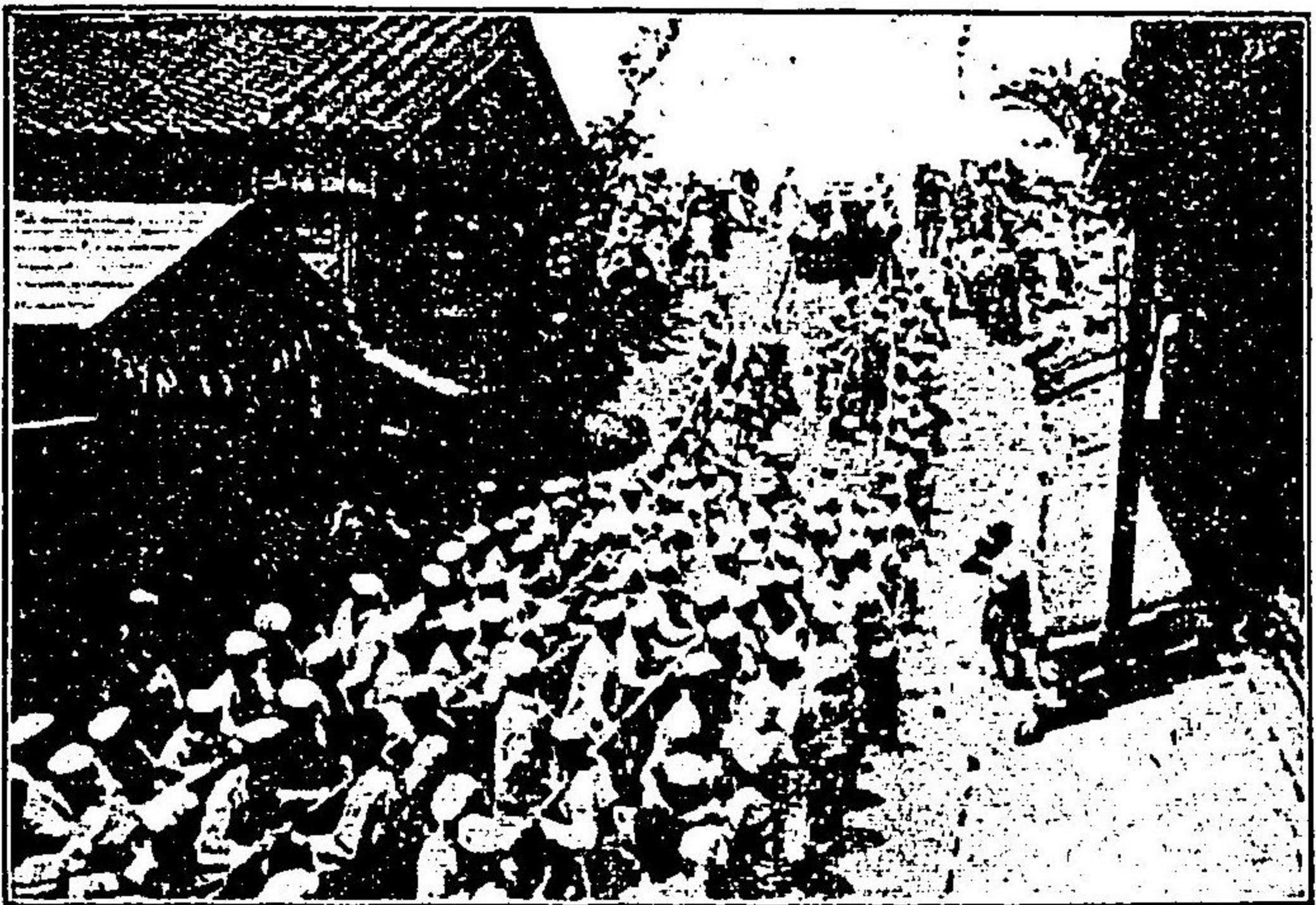
第二次御木曳を櫻花爛熳たる清明節に始められ、是亦前回は譲らぬ盛況を以て無事完了したりき。當度御木曳に關する各町村の設備を列叙するに先ち、川曳、陸曳の光景を記さむ。内宮領川曳に當れる各町村は、甲乙兩組に分れて奉曳日割の前後を定め、更に組合町村は其都度抽籤を以て曳入の順序を決し混亂を避る事と爲しつ、愈其前日となるや、各町村爲方は町總代組總代其他有志者と共に、鹿海貯木場に赴き、造神宮使廳出張員より奉曳材を受取り、當日の便宜を計る爲め「木揚げ」を行ひ、豫め御木曳を桶部の下の堰に上して繋留し置き、當日は早朝より法螺貝等吹立て、人數を集め、勢揃ひして旗幟を押立て揃衣の装扮勇しくも華やかに、辨當運ぶ竹籠の風雅な



宇治橋上御手木曳

また樂しげなり、斯くて、桶部に先發せし爲方は、早や奉曳の準備を整へ、水深き處は筏に組み、或は巧者に一本乗なぞして北中村菩提泉の上手に着くるや、茲處より淺瀬なれば引綱を要し、競ひに競ひ、勇みに勇める曳人の面々、今や遅しと待構へつ、綠濃やかなる柳の間に燃ゆる計りの緋の幟、或は目覺しき紫の旗に金もて繡へる文字を輝し、引綱の先を争ふて曳々聲に曳き上す、采配振つて木遣唄謠ふがこよなう曳人の力となりて、流れに逆らひ駆け上る勢、勇ましなんぞ言ふ計りなし、御側橋よりは老幼男女の見物夥しく、さしもに廣き五十鈴川原は十數町、吹き鳴らす法螺の音と、

押進む幟の影とに、何町は何處迄來れり、何村は何町 借外宮領に在りては、前日午後より木曳車を飾り立て道難など花々しく趣向を凝らして「上せ車」を曳出し、之を宮川堤下なる中島町に順列せり、斯くて、當日奉曳各町村は、内宮領の夫れと同じく、日割、奉曳順序に従ひ、宮川貯木場にて造神宮使應出張員より御木を受取り、木遣音頭の節勇しく、貯木場を水揚げなし、數丈の堤を曳越して車に積載し、注飾繩を飾り鳥居を建て、榊、松、町村名會符など嚴かに装置し、水引腰幕いとも優美に、木遣子は典麗なる衣裳を着飾り、采配執つて車上に衝立ちつ、二條の引綱に絶れる數百人の曳人を勵まし、揃衣、花笠濃艶に、壯快に、道唄合せて練り曳く盛観は、又川つゝ曳上ぐる壯舉は、他に觀る可らざる盛事なりき。



山田御木曳宮川堤上光景

曳に觀る可からざる大景あり、市旗、軒提燈の綺羅美

やかなる沿道は、立錐の餘地なく雑踏を極め、外宮前には人波打つて凄しき程なれば、五十餘名の警官は、内宮領奉曳區域の夫れより嚴重に、注意警戒に奔走したりき、此の奉曳に當つて、中島町河田、小川町、大湊等は數十本の御木を山の如く積むを誇り、尾上町、岡本町、大世古町、曾禰町、一之木町等は設備裝飾の艶麗なるを誇りたりき。

因に御木曳開始の五月一日二日兩日兩大神宮參拜人の數は、一日、皇大神宮に一萬六千七百六十三人、豐受宮に一萬二千三百四十四人、二日皇大神宮に六千九百三十八人、豐受宮一萬二千二百四十九人ありしと云ふ。これより以後の盛況推して知る可く、次に列記せる各町村の揃衣其他に就き、當年の目覺しき光景を察す可き哉。

御用材奉曳各町村 揃衣唱歌其他設備

○館町 浦田町

○揃衣 男子は法被にて淺黄地木綿に脊中に赤色にて「有志」の二字を染め抜き、其下に館町の印なる松葉と浦田町印の輪遠を斜に繋ぎ、襟は松葉に館、輪遠に浦を双方へ白抜とせしもの、下法被は白伽羅古地に老杉と鳥居とを墨繪にて描き、帯は淺黄地に松葉、輪遠の繋ぎ模様、帽子は白メッケン帽、提灯は長にて中央に赤に白抜にて館浦の町印を着け、齋方は同じ揃衣に赤にて齋の字を描きたり。

○木遣方衣裳 一般揃衣と同地色の長羽織に館浦の町印を染め、下へ三筋の波形を描き、黒の陣笠を冠りたり。

○今在家町 中之切町

○揃衣 男子は法被にて上法被は木綿銀鼠地に脊中に大なる八花形の鏡の裏を現はし、尙所々に其小なるものを散らし、五十餘川に因みて三筋を描き、襟に、「今中有志連」下法被は白木綿にて脊肩は青にて七子染とし、裾へは宇治橋の欄干を墨繪にて書き、帯は茶に青にて兩端に曲玉を描き、帽子は白の鳥打にて右側に赤の櫻花章を附す、提灯は長にて上部に赤の子持筋の

波を記し、中央に三寸五分の八花形鏡を現はし、其内に「今中」の二字を記し、下部は黒にて波、手拭は白木綿にて中央に茶にて八花形其周圍に三津溝口山田原、今、中の聯合町村を記す、雫方は同上服装に脊中央に赤にて「雫」の字を書し、二寸五分の堅線を用ひ、所々に八字形を畫く、帽子は鼠色の鳥打。

○木遣方衣裳 鼠色の長羽織に「今中」の町印の模様

○櫻 木 町

○幟 緋羅紗に「櫻木町」と大書したるもの、他に角違ひの中に「櫻」の字を記せる紋を染抜きたる五色の旗あり。

○揃衣 上法被は鼠木綿地合に赤にて角違ひに「櫻」の紋を脊に現はし、裾は白にて「木」の字繋ぎ、襟は紺地に赤にて青年は「旭句社」他は「長峰」と記す、下法被は鼠地に脊に白にて富士を畫き「旭句社」の文字を現はし、裾は櫻、帯は金巾の更紗、帽子は更紗チルの鳥打形、提灯は長形にて上部は赤ばかりに角違ひの櫻を白抜、下部は青色にて「キ」の字つなぎに中部に「旭句社」と黒字にて記す、挺方は銀鼠木綿地の法被に櫻花の首

ぬき提灯は一般と同じく、其旭句社の黒字が「木挺方」となる、女子は長袖にて袖と裾とに「木」の字つなぎの模様。

○木遣方衣裳 唐縮緬に天蔭色の襟をかけたる法被にして、脊に雲に龍を友禪染。

○木遣唄 ホンエー節。

○道歌

わたしや櫻木町から木曳に出て、匂ひナンデモ匂ひ輝く旭句社ナンデモヨイヨイ……納めて萬歳。

二見つれにて館うら組は花も……そへたる櫻木町……納めて萬歳。

君のめぐみは朝熊の山かまだも……またもたふとし大御神……納めて萬歳。

今年しや誰でも彼でも木曳かにやならぬ村や……村や町々の有志連……納めて萬歳。

○中 之 町

○幟 緋羅紗に「中之町」同木地に「中若」他に紫唐縮緬に白抜の「中連」

○揃衣 男子は鼠地木綿の法被に紺にて四つ「中」の

○古 市 町

首ぬき、裾は霞のつなぎ、襟には赤字にて「長峰」と記す。下法被はガス七子に茶色にて霞を描き、帯は風通織、帽子は緋羅紗に白にて「中」の字つなぎ、提灯は長形にて上下部とも赤にて霞を描き、中央に「中連」の黒字あり、襯衣は唐縮緬にて雲龍に浪の畫あり、紺腹當股引に切草鞋を穿つ。挺方は鼠地木綿の法被にて一般と同じく、四つ「中」の首ぬきが赤色となる。女子は薄赤豆色伽羅古の長袖に四つ中の五つ紋、腰、裾に霞の模様。

○木遣子衣裳 子供を木遣子とし服装は一般のと同じ。

○木遣唄 ホンエー節。

○道歌

姿映せば皆氣も勇むエンヤラエンヤラ清き流れの水鏡ハレハサノヨイヤサエンヤラレコノサ

松の緑は幾千代迄も……晴れて長閑な神路山……

御木は名に負ふ三九の二七……曳くも恵みの神の恩……

清き流れの水ささして……曳や曳けく宮ばしら……大和心の聲いさましく……歌も花咲く勢そろひ……

○揃衣 男子は紺地木綿の法被に鼠の松皮菱、脊中に赤色にて「古」の字を記し、襟は木綿にて赤地の「宮比連」の字あり、裏は牡丹色伽羅古、下法被は伽羅古地に百福を描く、帯は藍色地合に白抜の矢羽根のつなぎ、帽子は牡丹色唐縮緬の鳥打形にて、白にて松皮菱のつなぎ、提灯は長方形にて上部に赤にて「宮」の角字つなぎ、下部は同色の「比」つなぎ、中部に「古市」の黒字あり、チヨツキには龍を描き、其爪なる玉に換ふるに頭部の爪にて「古」、尾部の爪にて「市」の字を櫻めるやうに畫きたるもの、腹當股引は紺地、挺子方は白地法被、肩に黒二線を引き「古」の字を脊中へ記し、襟は「挺木」の印しあり。女子は、木綿紫色地長袖に白の矢絛牡丹の花笠。

○木遣方衣裳 白縮緬の法被に叢雲の墨繪を脊中一ばいに描き、牡丹に蝶の花笠を被る。

○木遣唄 ホンエー節。

ホンエー、神の恵みでヤーエー……(ヤットコセーヨイヤヨイ) サリトーテハ人氣がそろうて一時に

木がうくヨイトナ、ハレハハリヤリヤリヤ、ヨイトコくセー。

○道唄 (木調子)

木曾の山路でな育ちはすれど(それく)今は五十鈴の宮柱、ソリヤホンニヨウキマヤ、タハムレシヤンスナエー。
流れ盡きせぬ……五十鈴の川を……千代のためしにひく宮木……
御木にうかされ……五十鈴をのぼる……清き流れにうつる影……
清き流れの……五十鈴の川に……高くそびゆる神路山……神の恵みで……淵瀬を越えて……高き宮居へ木をよせる……

○幟 緋大幟及唐縮緬紫地の小幟數十本。

○久世戸町

○揃衣 男子上法被は紺木綿に鼠の松皮菱、脊中に赤にて「古」の字を記し、襟白きに赤字にて、「久宮比」と表はし、下法被は伽羅古にして、白地へ「伊勢朝報」の紙面を印刷し、裏は鼠地更紗に玉熨斗を描き、チヨ

ツキは伽羅古地に脊に國旗を現はし、黒字の道唄あり腰は伊勢名所の散し、帯は青色地にて白の矢羽根つなぎ、帽子は牡丹色の唐縮緬鳥打形にして白抜松皮菱つなぎ、提灯は長形にて、上部に「宮」、下部に「比」の赤字つなぎ、中央黒にて「久世戸」と記す。挺子方法被は紺地へ白の松皮菱、チヨツキは白地に黒の松皮菱、脊に赤にて「古」と記す。女子は紫木綿地の長袖に白の矢絰あり、牡丹の花笠。

○木遣方衣裳 木綿地法被に墨繪の龍。

○木遣唄道唄 古市町と同様。

○倭 町

○揃衣 青年は法被木綿鼠地に浪形たてわくの散し模様、桜花白抜、脊中は朱色圓形内に「倭」の篆字、襟は「豊友社」の文字、下法被は紫色鶴くづしの更紗地、裏は鶯茶色金巾、木揚チヨツキハ伽羅古地に電と雲龍を描き、下部は浪と八個の壺をあしらひ、襟に豊友社と赤字染、帯は黒と茶のだから形木綿更紗、帽子は黒地緋の鳥打形麻裏は白鼻緒、提灯は長形、上部赤ほかし、下部は赤三筋の山形つなぎ、黒にて社名を印し

梅の花貝、櫻貝、二見濱邊の貝の店、もし姐さんかいかひなんせ、色々の染貝たんと買へ、提げりやがらくヤンレ鳴る法螺の貝。

○尾 上 町

肩に倭の一字を白抜、社名入火用心貫入。股引、腹當足袋は何れも紺地木綿、挺子方は木綿葡萄鼠地に一般と同じ模様、脊中は草体の「倭」を斜に白抜、帽子は薄紫色龜甲に花形模様の鳥打形、腹當、股引紺木綿、町名入貫入。女子は同じ揃衣の長袖、帯は皮色に山形の獨站。

○木遣子衣裳 縮緬友禪の法被に、浪に電の染込模様、帯は赤豆色の甲斐絹に七五三の横縞、腹當は黒縮子。

○木遣唄

ヨラー豊さか昇る日の本はエー、(千代も八千代も萬代も)なほ静かなり四海浪ヨライくトヤ(ソリヤエーンヤヤレコノハリワサノエーサツサエー)しめろやれ(ソリヤエーンヤヤレコノハリワサノエー)サツサエてくりよ。二見ヶ浦の大巖(千代も八千代も萬代も)かけまく注連に朝日影……。

○道唄

ソレ勇んで御木の數々を、曳くや車の花やかに揃ひ姿の若い同士、集ふ倭の豊友社、しんに目出度きやんれコレ君が御代。

○揃衣 男子は眞岡地に白茶皮色茶の三色の横だんたらに獅子頭及巴の散模様、能樂の獅子に用ゆる衣裳に因る、帯は風通織、薄鼠及茶の片側がはり、桐に鳳凰の光淋織模様、木揚法被は大和鼠色に大形の桐模様、白抜きにて帯は白セル地、提灯は長弓張紅地、中央に白抜の模様あり、永昌社の墨字、チヨツキ半ツポンは白茶の横だんたら、帽子は白伽羅古サイクル形、手拭は白地に吉野紅染の鳳凰及び藍色の光淋桐、中に尾上の二字を染め込む。穿物は白足袋、白鼻緒の麻裏、挺子方は伽羅古地長法被、霞に小松の散らし模様、上帯は白縮緬、半シャツの上に紺織腹當、股引の裝束。女子は男子と同じ服装にて海老茶袴を着す。

○木遣子衣裳 着付けは紅梅しじら練に白裏、角鳥帽子を戴き、素袍は淺黄布に雪持齊の紋、大口は白精巧織、扇は表金裏銀地桐に鳳凰の模様、石帯織綾。

○木遣唄

ひくや内外の宮木の車 廻る月日も千代よろづ
二人連立つ二見の浦は うさも浪田の忘れ貝
御代の榮を千枝の杉に 守るしるしの御注飾繩
他の見る眼も初はいとへ 夫れを打越し濱づたひ
五十鈴河水流れも清く 掬ふちきりの底深し

○道歌 はやし入。

かけまくも、畏き豊の宮柱、なをき心は空に知る、
神の恵みは久方の、月日と共に盡きじとぞ、思ふ印
は今はなほ、しげる、千枝の杉の下蔭。

浪のよるくナア二見が浦の、朝日に匂ふ梅の花貝
櫻貝、色に心を移せ貝、ふつと見染めし花貝に、猶
も思ひをます穂貝。

○御木曳車 天幕は萌黄白絹地の段だら、老松を飾
り、本紫縮緬に白抜鳳凰丸の有職形フラフを交叉し、
腰幕は廣東緞子の本萌黄、金茶、本緋三色の縦段々に
立涌に桐、鳳凰の織出模様。

○岡 本 町

○揃衣 男子は法被にて鼠地合の天竺金巾に脊中に

はじき猿やくるくでん車の面白やくく鹿間里
の色がよい山色かいな。

○岩 淵 町

○揃衣 男子は鼠地木綿に四切合同の四筋を熨斗目
とし、中に観世水の模様にて濃茶にて、菱形の「岩」の字
を散らし、「岩」の字くづしの五つ紋、帯は皮色地天竺
木綿に黒の四本筋、帽子は白サイクル形、提灯は赤ほ
かしの馬乗に中央に赤の四本筋、岩の字を黒にて筋中
の處々に點出す、穿物は白足袋、白緒麻裏草履、木揚
チヨッキは白地に紫色にて、菱形「岩」の字を脊中に記し
赤地に白四本筋の猿股、黒地に白四本筋の腕抜、靴下
に黒の腹巻揃ひ、挺子方は白地の伽羅古に日出に岩、
裾に波を描き、帯は更紗形、下法被は紺地に「岩」の字
白抜き、紺の腹當股引。女子は男のと同じく、帽子は
白寒冷紗の改良帽。

○木遣子衣裳 木遣子衣裳は鶴羽色の奉書にて慰斗
目、紋は一般と同じく、上に薄樺色に根引松、折鶴模
様の素襖を著、烏帽子を冠りたり。

○木遣唄

紅葉の模様、腰は皮茶色にて「錦水」の文字を記し、襟
には「鹿間里」の文字あり、帽子は烏打にて、白地に黒
筋にて「二三」の印入、麻裏は白の鼻緒。女子は天竺
木綿、紅葉錦の裾模様、紅葉形に鹿の飾付ある笠を冠
る。

○木曳車 新調の木曳車にて、上せ車の囃連は伽羅
古水色地合に納戸、翁格子の熨斗目、帯は紅葉の獨結
○木遣子衣裳 白羽二重の五つ紋に熨斗目、袴。

○木遣唄 (古來有名の謎々節)

木曳若衆とかけて、羅生門の鬼と解く、心は綱をつ
かんで曳くわいな。

神都大祭とかけて、菜種の花盛りと解く、心はてふ
くざわく。

○道唄 (十二ヶ月の内)

一月 門松や、門松の敷を重ぬるよろこびにはた、
く鶴に龜の舞ふヨオイくエイサラサソレエー。
「我ものぶれば神風の吹きくる車にうかれてひくこ
そ面白やくく鹿間里の色かよい山色かいな。

二月 梅が枝になく鳥は、色も香もある花やどり、
笑ふて祝ふ午祭り、耳にさはらぬ風車、おもちやの

サアしげる千枝のあや杉や(すぐなる御代の目出
度さに)千筋のみしめ曳けや曳けやヨイトセー(エイ
サラ千代に八千代に、君は豊かに、老も若もつかれ
て遊ぶ、治まる御代こそ目出度けれ)
春に立ちそふ若みどり(千代に千度の初子日)、野邊
の小松をひけや曳けや(千代に千度の初子日)

○道唄

清き渚や明け行く空に富士見わて沖は遙かに白帆が
見ゆるサアサ引たりエツサツサ、チレントチ、リチン
チリチンチリチン。
霞隔て、鼓が岳に白々と、雪と見まがふ幾樹の花は
サツサ引たりくエツサツサ。

○吹 上 町

○揃衣 男子は法被にて脊に圓形を赤地に現はし、
白の縁取鼠地にて「有信社」と記し、同町は相撲の木遣
を以て名あれば、何れも其に因みて、裾には、白にて
唐團扇を抜き、其傍に木遣唄によりて五十鈴川、宮川
神風、世木、其他名勝等の名を相撲取組に擬して白地
に現はし、取組番附の如く描き出し、襟は「富貴上」と

とて、行くわいな。

○河崎町

○翠江社 (里中、北里、八つ町、出屋敷、畑町)

白く現はし、下法被は薄紫地に墨繪にて布袋を寫し、脊より下に一杯に、唐團扇を描き、鼠をあしらふ、帯は白地に五色の針線あるもの、チョッキは白地へ黄にて金札其他を記し、提灯は長形に赤にて、上下に富貴上をつなぎ、有信社名入、紺の靴足袋、女子は伽羅古薄鼠色地に裾白茶ぼかし、唐團扇の三紋、桔梗に石崩しの裾模様。

○木造子衣裳 白羽二重に脊中に「富貴」を赤にて記し、下は水色浪模様にして、襟に赤く「富貴上」と抜き頗る美。

○木曳車 新調。

○木造唄 (角力ぶし)

東神風、西は宮川取組で(鴨の入首羽がひしめ)あぐる團扇は東方。

東神路山、西は宮崎取組で(四つ手、大腰、腰車)あぐる團扇は東方。

○道唄 (他に甚句あり)

しん月に、さんごやちうの、隈もなき、隈もなき、外の千里の、人までもみん。

一筋に、あまたの人が宮川へ、宮川へ、御木を曳く

○同町

○勢南社 (南町)

○揃衣 男子は法被、上は紺地へ脊に「み」と赤字にて記し、裾には波形を白抜にせるが、襟は「河ささ」及「勢南社」を双方に記し、木揚チョッキは、白地に龍の掌中の玉の墨繪、帯は「川崎」の白抜つなぎ、帽子は唐縮緬の浪形、ドンタク、提灯は赤色に斜に三筋あり、勢南社の社名を黒にて記す、女子は改良服に海老茶袴花形帽子。

○木造子衣裳 七子水色地、襟は、河ささ、勢南社を赤字に染出し、脊は紫ぼかしに「み」、裾は浪にて「みなみ」を利かす。

○御木曳車 新調。

○道唄

富士の裾野にちらつくものはヨイイサヨイイサ、あれが道者か白鷺か、コリヤエンヤラヤレコノエンエ。

沖の暗いのに白帆が見ゆる、あれは紀の國蜜柑船…何をくよく川はた柳、水の流れを見て暮らす…

○同町

○北友社 (北側)

○揃衣 男子は法被にて上法被は皮色に脊中に北、腰に三筋を山形に現はし、其間に、茶にて「北友社」と記し、襟は社名入、下法被は白地にて脊に浦島を描き下は北つなぎ、肉縮緬は皮色に胸に子持筋の白抜、白地黒縞の半ズボンに靴下、紺足袋の足袋躰足、手拭は別染豆絞。提灯は赤地に白抜三筋を斜にし、黒にて「北友社」と記し、帽子は花形椽付の夏帽。女子は改良服に海老茶の袴に花形椽付の夏帽同上。

○木造子衣裳 下法被は紺綸子、上法被は縮緬に紫ぼかし、脊に「北」と記し、裾はトキ色にて三筋を現はす。

○御木曳車 新調。

○道唄

河とねー、河の若衆は勇みに勇んでヤレ曳かせ、ソリヤ曳かせ、曳かぬやつ除けく、逆る奴は構はな いぞ、といつちや勇みかけ、何でも此方の方々勇み肌なるエンサラサー。

伊勢とねー、伊勢の御木曳勇みに勇んで、若衆揃いでヤレ木遣ソリヤ囉し、遠からん者は音に聞け、近きや寄つて目にも見よ、どいつちや曳きかけ、何でも此方の方々、御宮もうでエンサラサー。

○同 町

○勢榮社 (南町)

○揃衣 男子は法被にて紺地に「崎」を白抜にし「川」字を藍色にてあしらひ、春中に「南側」と白抜きし、襟は「勢榮社」、帯は黄地に丸に福壽を白黒に現はし、チヨツキは春中に日本武尊東夷征討の御姿を描き、薄墨ばかりし、襟は「勢榮社」と赤にて記し、差子擬ひに黒糸の縫目を染出し、豆絞りの手拭に白鼻緒麻裏、股引小ハゼ付、社名入腰さげ貰入、提灯は赤地に白にて三筋を斜に、黒にて社名を現はす、女子は改良服に花形帽海老茶袴、女童の揃衣は河崎全町同様。

○木遣子衣裳 白奉書の法被にて春に竹に虎を墨繪にて描き、上部は竹、下部は虎を現したるもの、襟は赤く「勢榮社」と記す。

○御木曳車 新調、上せ車は河崎全町何れも熨斗目

○船 江 町

○揃衣 男子は法被木綿紺地合、春中に神鏡を現はし、エの字繋ぎの靈光を配し、腰は浪の模様、襟には「神習組」と現す、青年の下法被は龍の墨繪、帽子は紫青にて櫻花を染め出したる鳥打、帯は茶色に「七五三」の白筋入、麻裏は白鼻緒。女子は伽羅古ばかしに春中に帆を白抜きにし、葎の裾模様あり、帯は伽羅古に更紗形。

○木遣子衣裳 七子の法被にて春中は神鏡に靈光、裾は浪の模様、腹掛股引等優美なるもの。

○御木曳車 新調。

○木遣唄 千代に八千代にいや増す御代ぞ、伊勢の内外の御遷宮。

天下泰平五穀もみのり、民も豊かに御木を曳く。

○道唄

心清むる臚が池の、上の社ぞあらたかき。年の始に御酒奉り、千代もかはらぬ君が御代。

にて道囉しあり。

○道唄 (四季の内)

春の愉快は宮川堤、神苑御庭の花盛り、ドッコイ御屋根の櫻は宮崎文庫だよーコラ、菜飯におでんは愉快だねー、エンサエンヤラサエンヤコレワノエンヤラーチー。

夏の愉快は二見浦ヨ、朝日まばゆくなく千鳥、沖は漁船帆掛船、濱邊の遊びは愉快だねー。

○木遣唄 (四社同一)

ホンエー春の日永に伊勢詣り(ホンエーホンヤラナア)老びも若きも打ちつれてウチトーエ、イヤ敬神愛國の(宮も賑ふナア大々神樂(ヨイヨイノヨイイヤナ)曳けやソリヤ綱の衆(エンヤ)エンヤアレワサノエンヤリヤオ(キアレナノアレワノサ、サウトモノ)曳いてくれ)

ホンエー皇國の花は吉野艦、景色松島、月三笠、雪はイヤ敷島、千代田艦、登る朝日の富士高千穂艦。ホンエー譽れも高き梅ヶ谷、朝汐荒岩國見山、稻川イヤ大砲に鬼龍山、又も逆鋒ナア、さて常陸山。

○田中中世古町 (今の本町)

○揃衣 男子は法被にて木綿地に雲龍の模様、襟に「田中中世古」と染出し、腹掛股引何れも紺地の揃衣にて、帯は柿色に算盤玉つなぎ、帽子は白地鳥打に納戸筋二本を現はし、中央に梅の花を染出せり。提灯は長提灯にて協友會と印したり。女子は木綿薄牡丹色の地合に、枝梅の裾模様。

○御木曳車 他の町村にありては町名徽章を染出したる旗幟等を裝飾すれど本町は特に古例に據り日章旗を交叉して莊嚴なる特色を誇りたりき。

○木遣子衣裳 大人は白の奉書の法被、春中に素蓋鳴尊の神像を描き、小人は七子の法被にして、春中に大人と同じ書模様、帯は白縮緬。

○木遣唄、道唄

夢に見てたによき富士の峯を、君の二見の浦つたひ遠き昔の御代より今に、ためしくちせぬ宮柱。御屋根櫻の盛りの頃は神の都も賑しや。

○豊 川 町

鳥帽子。

○御木曳車 新調、總樑にて、腰幕は白縮緬、正面は金字にて「豊盟團」の繡、兩側は緋縮緬に金の椽取にて「とよ川」の紋を現はす。

○木遣唄

サアー春を見せたや宮崎文庫(サアサヨイヤサ)御屋根櫻の花盛り(エンヤラチー柳なびきて花笑ふ、さゝの機嫌でレワノサエイトーコサア)夏を見せたや二見ヶ浦の波も涼しき女夫岩、秋を見せたや神路の山に、かざす紅葉の色競べ、冬を見せたや只白妙に、つもる朝熊の雪景色。

○道唄

今日は目出度や御木曳車、曲玉池の春けしきエンヤ / エンヤラチー柳なびきて花笑ふ、さゝの機嫌で千鳥足エ、エイ / エツサツサ、霞こめたる宮川堤、千本櫻の花盛り、早瀬上すや御木筏、のぼり吹貫き春の風。
春の夕の弓張月に、のぼせ車の道囃し、祝ふしらべの賑ひに、浮れ / けて面白や。

○揃衣 男子は法被、肩は鼠、脊に月を白抜きとし、雲にて豊の字をばかして現はし、裾は瓶覗き地合に流川に杭を描き、襟は「豊盟團」の白抜。下法被は鼠地合にて脊より左前に大なる曲玉を現はし、曲玉上部は茜色ほかし、下は藍ほかしにて、其曲玉に雄雌の白鷄を宿らせ、曲玉の穴を茶色地に「とよ川」の紋の白抜きとし、又大曲玉の下部、右手に茶にて曲玉をあしらひ、其下に稻を描き、右前に稻穂の現はるゝ意匠、襟は上法被に同じく、帯は三色の内に七五三の白抜、木揚揃衣は皮色のシャツ股引にて七五三白抜、木揚木遣子は其上に白地に躍鯉の墨繪あるチョッキを着け、提灯は上赤ほかし「豊」つなぎの白抜に、下に觀世水、黒にて「豊明團」とせる長提灯、帽子は葡萄鼠の鳥打に、白椽取、黒字にて「豊川」の字くづし模様、腹當、股引共に紺、麻裏は白鼻緒。挺子方は瓶覗き地合に、脊に「とよ川」の紋、下部は波模様、老人は、淺黄に、脊に月を現はし、雲をあしらひ、流川熨斗目の長袖、女子も淺黄に、月にて雲をあしらひ、流川の裾模様、帯は双方とも金茶地に「豊」の角字つなぎ。

○木遣子衣裳 着付は金茶の縮珍にて、藍色の素襖

○宮後町 (表宮後)

○揃衣 男子は法被、紺地木綿に脊中へ半月を白抜きにし霞をあしらひ、裾は松櫻及鳥居の白抜模様を現はし、襟には「宮厚友」の白抜、帯は眞岡にて利休鼠地に宮つなぎを白抜にし、帽子は紫に「宮厚友」を白抜きとせる鳥打形、提灯は上部赤ほかし、薄墨にて「宮後」と記し、下は青竹色にて「厚友」の二字を現はす。手拭は淺黄ほかしの半月に「宮」の文字を蝙蝠くづし。腹掛股引共に紺地。穿物は白鼻緒の麻裏。挺子方の法被は絹のすかしにて、地は白地合に脊を金砂にてほかし、半月を白抜となし、裾は波模様。下着は鼠伽羅古に雲形の模様、帯は木綿茶地合に、白の「宮」つなぎ。帽子は白のサイクル形。女子は眞岡の長袖、紫地合に半月の三紋、裾は男子と同様にて、牡丹に蝶の花笠は鮑。

○御木曳車 新調、上せ車の山車は月の中に兎の餅搗の珍趣向。

○木遣子衣裳 紋縮珍にて鏡直衣の姿に仕立しもの立烏帽子を戴き、下着の白無垢一際典雅なり。

○木遣唄

木曾の御杣木海山越れて、今日は宮居に曳かれきぬ。神の都は千代萬代も、かはる時なく榮ゆ可し。御木に注飾繩鳥居に榊、神代乍らに曳く車。

○宮後町 後野

○揃衣 鼠地眞岡木綿の法被、脊に三日月の白抜きにせると、「宮」の赤字とを腹合にして圓形を描き、裾は水に葦の模様、襟に「宮後野」と記し、帯は淺黄地に同じく記し、共に白抜角字つなぎ。下法被は白七子に基盤忠信其他の繪、裏に美人納涼の繪を染め、襟は縮子にて各自の姓を金字にて繡ひたるもの、帽子は樽金の鳥打形にて、赤の櫻花を散らし、提灯は長方にて上部は赤のほかし、下部は櫻花の散らしに黒字にて「協友會」と記す。腹當股引は總て紺地揃ひ。挺方は一文字笠を被り、ヨテン仕立にて鼠地に脊に赤にて、大なる鰻を描き、下は白抜にて「宮」の角字つなぎ、縮子の帯を締めたり。女子は鼠地木綿の長袖に櫻花の裾模様花笠を冠る。

○木遣子衣裳 法被にて表は押形紫縮子に、縮緬の臺付にて、三日月に「宮」の紋を脊に現はし、腹當は南

京縷子、帯は縮緬、手拭は小意氣の豆絞り。

○御木曳車 新調。

○木遣唄 (十二ヶ月の内)

松になりたや有馬の松に、藤にからんでねて見たい
(一月)

梅になりたや軒端の梅に、泉式部に見られたや。(二月)

春は花さく豊宮崎の、御屋根櫻と名もたかき(三月)
卯月卯の花山時鳥、さくをすゝむる初かつを(四月)
池のまこもやよしある中に、菖蒲さくとはしほらし
や。(五月)

清き渚の此のみな月も、心すゞしくみそぎする。(六月)

○宮後町 辻の町

○揃衣 男子は法被、伽羅古九重鼠の地合に脊中に
蛇の目の町紋を探り、月の形を現はし、宮と辻の二
字にて雲を作り、腰は鳳凰に桐の葉を散らし模様とし
襟は「光武會」の三字を入れ、帯は茶色に白抜のだんだ
ら染。女子は伽羅古、九重鼠地合に「宮」と「辻」の二字

にて巴形を作り、鳳凰に桐の葉の散らし裾模様、同
町固有の蛇の目の三紋。
○木遣子衣裳 法被は白甲斐絹に松に鷹を描き、雀
をあしらひたる墨繪、鮮麗。
○木遣唄 後野に同じ。

○一志久保町

○揃衣 男子は長袖にて木綿樺色地に「新年海」の摸
様、帯は「一志」町印のつなぎ、帽子は、白セル鳥打
形に、赤にて「一志」と現はし、提灯は上部赤ぼかしに
て、町紋に「一志久保町」を黒字にて記し、木揚チョコッ
キは白地綿セルに立縞、白足袋に白緒の麻裏、挺子方
は紺地木綿に白字にて町名を現はしたる法被、下襦袢
は玉子色の縮緬にて新年海に兎の模様、白縮緬の兵児
帯、女子は男子と同様の揃衣。

○木遣子衣裳 着付は茶の綾にして鼠色の素襖を着
け、烏帽子姿の雅やさ。

○木遣唄

ヤールナ御木は木曾よりソレ宮川へ、エンヤラチ(ハ
エンヤ)ハッワサノサウンサヨイトナ、ハッワエ

ソクソクエイコノクエンエラチ、ハエンヤラチ
千代に八千代にソレさくれ石エンヤラチ……。

○道唄

名も高き天の岩戸に見渡せば、霞がくれに沖の船、
コリヤ橋かいを立て、ヤツシツシ、アレ鷗さへ女夫
づれ、せめて二見の立石様へ、縁を結ぶの神かけて
朝熊山から飛ぶ鳥、コリヤ鳴いて真似する鸚鵡石、
可愛らしいじやないかいな。

○八日市場町

○揃衣 男子は淺黄地の着流しに寶づくしの熨斗目
八日市くづしの紋付、白襟白足袋にして、帯は茶地に
白にて鍵の博多摺、提灯は馬車にて八花形ぼかし、挺
子方はヨテン姿に寶づくし、女子は納戸地に寶づくし
の裾模様。

○木遣子衣裳 奉書に紫ぼかし、金たゝきに鶴の表、
裏は根引松の扇を持つ。

○御木曳車 新調。

○木遣唄 (七福神)

人を見込で打出の槌に、福をふりまくお大黒、勤め

大事と笑顔を見せて、たいをくすさぬ蛭子さん。

○道唄

此頃は御木曳で、山田市中も賑かに、老若、男女寄
集ひ、宮川で木揚して、道唄手踊木曳唄、目出度御
宮へ曳納め、夫れよりは青年者、上せ車の準備して
三味線や太鼓で浮れ出す、テレックテンノ、スツテ
テンク、ビキビーノヒユドンク、妙々、此奴
は好いわい、賑やかで、如何でも明日も準備せよ
諸君。

○曾 禰 町

○揃衣 男子の上法被は利休地に脊に半月を白抜き
にし、梅鼠色にて櫻の影模様を現はし、中部に雪を白
抜きにして雪月花を示し、裾は納戸ぼかし、海老茶に
白椽取り、曾禰町の瓢と、今世古の龍の字とを流水に
くづす、裏は金茶色、下法被は白瓦斯を鐵納戸に染め
コピ茶にて燈臺を脊に記し、光線に「正義會」の黒文字
上り、燈臺の下は荒浪の白、裾のしめは梅鼠と白との
やたら格子、襟は黒八、帯は伽羅古白地に茶の三筋の
士官帯、帽子は銀鼠の自轉車帽、提灯は上部肉色ぼか

しに、鼠にて瓢のつなぎ、正義會名入、腹當は白伽羅古の改良仕立、護謨入白伽羅古の半ズボン。黒靴下。挺子方は紺法被に、裾に上龍下龍にて瓢の模様あり、其口より利休鼠にて、脅禰、今世古の文字を吹き居る様、下法被は納戸地の唐縮緬に琴の柱の飛摸様、女子は鶴羽鼠地にして男子上法被と同じ裾摸様。

○御木曳車 新調、杉の生木注飾繩を張り、村井呉服店寄贈の、紅白綾の御所幕仕立の裾幕を張りたるもの、上せ車の山車は雪達摩に櫻と月を配し、囃屋臺は萩の垣に雪、屋根に花、幕は絹レースに肉色の透しにて半月をぬく、囃方着付は鼠地に七五の段々瓢龍の模様。

○木遣子衣裳 白縮緬、脊に櫻と月の書友禪、裾は雪輪の中に瓢龍の字、裏は肉色甲斐絹、下着は鳩羽色紋縮緬にて、其裏は上法被に同じく、本南京縞子の長襟を掛け、白縮緬の帯を豊かに結ぶ、書は神都の書伯黒瀬松琴翁の揮毫、意匠は山田の老舗村井呉服店の考案に成る、優麗無比。

○木遣唄 清き流の宮川へ(御木を寄せくる追手風)宮居も近し

を寫し、竹に虎の摺込みに薄赤の電光、襟に朱にて、須原團と記す。手拭は三巴を七分現はし、中へ鹿子を抜き、腹掛股引は紺、麻裏は白ニコク鼻緒挺方は紺地木綿の長法被、脊中に須の字を影抜し、腰は岩に竹をあしらふ摸様、腹掛股引は紺、切緒の草鞋女子は地藤色にて裾摸様は白茶ぼかしに雪笹を飛ばし須原の飛摸様、帯は薄茶に須原の二字を染込みし一本獨站、三巴の五つ紋、牡丹に蝶の花笠揃ひ。

○木遣子衣裳 古來獨特の名を博せし須原團の木遣は實に壯快なるものなるが、木遣子の衣裳は、白縮緬のヨテン仕立、竹に虎の墨繪を寫し、裏は甲斐絹、下襦袢は華やかなる縮緬、笠は表白たつき、裏朱塗に金散しの陣笠、帯は黒縞子にて武士結び、金の二筋入金總付白地に、裏綾の前垂を掛け、玉虫甲斐絹の脚絆股引の扮装は目覺しとも目覺し。

○木遣唄 曳き出し
オ、遣るぞヨイ(ヨイ)オーコソワドットセ(ヨイヤナ)聲をかけ曳けい、ソリヤエイヤーエ(ソリヤエンヤラヤー、サアエンヤラヤーハイソレ〜)

曳や曳け(祝ひめでたの此御木曳を、千とせ萬代ためしかはらぬ御代も豊かに曳き納む)千代に入千代に君ケ代や(御代も治まる時つ風)枝もならさず曳や曳け(御代も治まる時つ風)。

○道唄 門に立花チン〜、格子に牡丹、内の容子をものだよ、コレワリーナニ、いや菊の花、サ、ソーカーイナ！可愛がられた箱入娘、色で名を出すものだよ、いや小町紅。お前浮草、わしや蕁菜の、切るに切られぬものだよいや水の縁。

○一之木町

○須原團 (一之木町、北町、走下)

○揃衣 男子は法被、紺地木綿に脊中へ、「須」の字を白抜きとし、腰は鼠にて「原」の字を斜につなぎ、襟にも鼠にて團名を記し、帯は焦茶に白抜、須原の角字つなぎ、帽子は生色のバッテラ形に三つ巴を挿す、提灯は上部に赤の二筋あり、鼠色三つ巴のつなぎに、「須原團」の黒字。木揚襦袢は白地の伽羅古にて肩へ巴

サアツドツコイ〜)

清き流れの宮川よりエンヤヤーエ……車の縁起に畏れありエンヤヤーエ……末廣がりに曳けエンリヤエンヤヤーエ……。

カケ(エンヤ曳の時)

囃が所望じやはやさぬか……。

大木遣(同上)

オ、ソレソレソレヤワ、なかの綱うらに、エンヨウナ……。

ウケ(車止りてより)

目出たか曳けーソリヤ、エンヤヤーエ。

終

あれ〜御覽じ北御門エンヤヤーエ……日も夕暮に傾けばエンヤヤーエ……是今日の千秋樂エンヤヤーエ……

○小供車 一之木町小供連の御木曳車あり。

○一之木町小柳

○揃衣 紺染の法被、脊に小の角字、裾に柳の字を鼠色にて繋ぎしものと、右の脊脇に菱形の小の字を置き、前より脊へ掛け柳を畫き、裾は水に杭をあしらひ

形の記章を各町の襟に附示したり。

○高柳町

○揃衣 男子は熨斗目形法被、地色素鼠濃藍地に白抜の「ヌボー式」を加味した観世水に蛙の丸の熨斗目、脊に木の字の丸に、卯の圖を現はし、柳と見せし意匠女子は同上藤色の地合の熨斗目、帯は茶献上形、以上總て石版摺にして意匠圖案は同町の書家川口吳川氏の撰ぶ所。

○木遣子衣裳 七子に朝妻船の模様、下着は縮珍、赤茶金入、縮子の腹當、縮緬のしごき、帽子は一般、キヤルコの縁付、木遣子は色縮子の筋入白紗帽、挺子方は天竺に蛇の目傘と技垂柳の模様、七五三横筋のチヨツキ。

○木遣唄 御木と一しよに花みや川の、ヨイ／＼ヨイヤサ、櫻く／＼りて、テモ面白う、のぼる鮎、濡れて五十鈴の川びき涼し、老も若葉の岸づたひ。さつと染め出す秋高倉の、山は錦の派手揃衣、守る神路や雪ちら／＼と、降つてきやりの寒稽古。

白縮緬に黒藍色にて「下中」の字を圓形にくづせし紋を置き、金糸の椽繻。

○木遣唄 朝日輝く此の敷島の大和心のいさましき。龍田高雄の紅葉に勝る眺め吉野の櫻花。

○道唄 いとも長き御用材、豊の宮川木揚して、苦もなく曳き行く北御門、アナ目出度た！。逢ふて初瀬の耻かしき、浮名たつ田も高雄なる龍に紅葉の散る朧、赤城艦。

末も千代田の宮古をば、吾妻の空に仰ぎ見て、富士の山より高砂の、八雲艦。

○烏帽子世古

○揃衣 男子は法被にて、上は鼠地に「玉鈴」の字を脊と裾とに白抜(小人は赤椽取)きし、尙脊に烏帽子、裾に末廣扇を描き、襟に「玉鈴」、下法被は紺地に扇御簾の模様、帯は紫樺、薄墨、黄等の色合にて「壽」及鶴などの模様を染む、提灯は上部赤ぼかしにて、黒も「玉鈴」と記し、帽子は白のサイクル形、麻裏は白鼻

○道唄

蛙セツセー、ビヨコ／＼何しにおいでたね、一寸、聞いて、サツサー、こんな木曳の賑いを、ナンダイ見づにおれぬで、エンヤラサノサ、飛び出した、御木を御宮へ納む迄、人氣そろへて曳かしやんせ／＼
○上せ車 蛙に因みし山車に、滑稽樂隊「高柳群歌」を附す。

○下中之郷町

○揃衣 男子は法被、上法被は薄藍鼠色に肩に「下中」の字を圓形にくづしたる紋を金茶色にて現はし、脊中に鶯色の雨龍あり、裾は「郷友團」と白抜にす、襟は赤字にて「下中」と記せしもの、下法被は隨意とし絹類を用ゐるを禁じ、帽子は夏の新形烏打帽、白足袋、白緒麻裏、挺子方は、上着鼠伽羅古、「下中」の紋に雨龍の印、下着は、緋縮緬に丸龍を白抜き、黒縮子の帯帽子は白サイクルにて「下中」と朱書せしもの、女子は皮色地「下中」の紋付に松竹梅の裾模様。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。
○御木曳車 木遣臺の上部の水引は緋縮緬、腰幕は

緒、女子同様。

○木遣子衣裳 青年一般と同じ。

○木遣唄 サア祝ひ目出たで曳きなす御木を、ともに納める豊の庭サンヨエー。
神の御蘭の御手植松は枝も榮ゆる御萬歳。

清き御空に吹く神風を、受けて戴く古烏帽子。(以上三首小供唱歌)
天う日嗣のかぎりなき、其の源の大宮の、御木曳いてくれ。(青年)

○道唄 春はことさら、宮川さして、堤つゞきの八重櫻、花のすがたの色揃へ、御木を曳きゆく古烏帽子、榮はく／＼と曳くわいなア、オ、トヨシ／＼。

○常磐町

○揃衣 男子法被、眞岡木綿納戸地に脊中へ紅茶色にて飛鶴を現はし、裾ぼかし、色變りに朧の松影、襟は「翠紅社」と記し、帯は皮色地に毘沙門龜甲、帽子は白リンネルの自轉車形、下襦衣は海軍形服、半ズボン

に靴下、提灯は紅地に社名の白抜、麻裏は白鼻緒、女子は鶴の三紋付に裾模様入。

○木遣子衣裳 法被にて上着は白地織物に墨繪、模様入郡内の下着。

○木遣唄 波の音さへ鼓か浦に、琴のしらべを松の風、町々出揃ふ御木曳車、柳櫻の伊達競べ、散るが意氣地か散らぬが意地か、風に未練のない櫻。

○道唄

春のさなかに、つごい〜て御木を曳くとて宮川へ(ヨイ〜)勇み勇んでゆくわいな、松は常盤の翠紅社(ソリヤヨイヤ〜ヨイヤサー)。

藤は咲けども、しのび音つらや、里になれぬか時鳥なげや来てなげ一聲を、松は常盤の翠紅社。

花にさきだち、紅葉におくれ、月も宿るか露の玉、亂るゝさまの美はしや、松は常盤の翠紅社。

雪を頂き、只白砂に、降りも降つたり振袖の、契り盡させず相生の、松は常盤の翠紅社。

○上之久保

本ヨオイヤサー。

○河崎世古

○揃衣 男子は法被、上は紺地に町印の蛇の目に三筋を脊に描き、蛇の目を白抜きとして月に擬し、三筋を鼠にて霞とし、其下に木遣唄を白抜きとし、裾は水の白抜に鼠色にて杭を描き、襟は「清榮社」の白字を現はしたるもの、下法被は伽羅古にて三升、福つなぎの更紋形、帯は薄納戸に三筋に蛇の目の白抜、横段々、木揚チヨッキは薄茶地真岡に七五三の横筋及熨斗の形を置く、帽子はサイクル形、上部は水色椽は白、提灯は長形、斜に赤にて三筋あり、薄墨にて蛇の目を描き、黒字の社名、腹當股引は紺、麻裏は白鼻緒、挺子方は青年と同じき形の長法被、女子は薄鶴羽の伽羅古地にて、蛇の目に三筋の五つ紋、木遣唄の白抜、裾は白茶ぼかしに、川に杭と水草を配したる裾模様、帯は薄銀鼠地合に三筋に蛇の目を堅に白抜、櫻花の花笠を戴く

○木遣子衣裳 白縮緬の法被に脊中へ緋縮緬に金の椽取にて、蛇の目を置き、金の三筋を緋ふ、襟は金の椽取、黒にて「清榮社」を緋ひ、甲斐絹の腕抜、毛織子

○揃衣

男子は法被、木綿利休色地合に、脊中に「千歳」の二字を白抜きとし、腰には番者間宮耕山の印を模様現はし、襟には梅花を描き、下に「連」の字を記す帯は海老茶地に観世水を抜き、帽子は藍鼠の鳥打形に赤の梅花を附したるもの、提灯は長形にて、赤色に黒字にて「千歳」と記し、流水に梅の模様、洋服下チヨッキ股引、白鼻緒の麻裏、女子は長袖にて木綿藍鼠に梅花の三つ紋、流れ梅の裾模様、帯は桃色の唐縮緬に、改良帽子の扮装。

○木遣子衣裳 法被仕立にて白綾に松竹梅の墨繪を描き、白縮緬の帯、陣笠、南京縹子の腹掛。

○木遣唄

四方の海原〜浪静まりて(ヤレサテナー)さても目出度御木を(ツナサキノロエテヤツテッレ)網先揃はて曳てくれ(エーサラ〜エーサラサヨオイヤ〜サノオイヤ〜サイハレワノサソレ〜ソコラデヤラシヤンセ)

○道唄

色で名高き江戸紫の小紫セノセ〜、丸に白いを見そめこみチン〜千歳もかはらずに今に残りし色手

の腹當股引に、縮緬の帯をしめ頗る華麗。

○御木曳車 天幕は猩々緋に白に金椽の蛇の目、金の三筋を緋ひ、白縮緬の國旗を躡し、赤地に白三筋の腰幕を引き、舞臺附。

○木遣唄 (古來有名の数へ唄)

一つでエー(ソレ〜)曳よひけ〜人氣をそろへ、豊の宮までヨイヤサー(ソレナー〜)いさぎよくヨイヤヨイヤサー。

二つでエー吹くは神風治まる御代に光りか〜やく日の御旗

三つでエー水に光りをこぼすや螢、ちらり〜と夕暮に。

○道唄

伊勢の御木曳〜、そのよそほひは木遣車を飾りたて、老も若きもいさぎよく。

色はくれなゐ〜、はやくちきりて、積る白雪下く

いり、ぼつと香はし梅の花。

清き渚に〜、こちかせ通うし、へだつ霞をおしわけて、來るは白帆か寶船。

○浦口町

○揃衣 男子は天竺利休色長袖、古銭の散らし模様にて、帯は鶯茶に寶袋のつなぎ、帽子は白のサイクル形、麻裏白鼻緒、挺子方は天竺のヨテン姿、脊中に古銭の模様、帯は一般男子と同じ、笠は一文字の菅笠、女子は男子と同じ模様にて、鶴羽唐縮緬の袴を着け、四季花飾付の花笠を華やかに。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。

○木遣唄

君が千歳を巖にこめて波も静かな二見浦。
清き渚に春さへ深く、霞かくれの巻繪松。

○道唄

さして造宮の御木曳は、はじめは殿内御繩代木、三九の二七や扉木やを曳出す道中勇ましや、チリツンチン、御宮をさして曳き納む。

○二俣町

○揃衣 男子は法被、伽羅古鼠色に白抜にて「燕尾」の二字を現はし、燕の散らし模様、襟に赤にて「二連」

と記し、帯は木綿、水色に七五三の模様、帽子は、利休色の鳥打にて二引を寫し、提灯は上下赤ばかし、中に二引の白抜にて「燕尾」の二字を黒にて記す、腹掛股引共に紺、麻裏は白鼻緒、挺子方は伽羅古の法被に、「燕尾」の二字にて燕の形を現はす、女子は伽羅古の長袖に、柳に燕の模様、帯は牡丹色伽羅古にて櫻形の模様あり、牡丹櫻の花笠。

○木遣子衣裳 大人は緞子のヨテン仕立にて、金龜甲の中に菊の模様、帯は紫、山吹織に金蘭金總付の前垂を着け、陣笠を冠る、小人は水色布の素襖烏帽子。

○木遣唄

神のみいづのいや増す御代に大宮造る御木を曳く。
大宮造る御木曳くそらを飛ぶや燕のやさしさよ。(以上大人)

○道唄

軒に巢をくむあゝの燕鳥巢立ちする尾は二俣へ(小人)

花の盛りには筏をながし、ほんに氣も浮く豊の宮川、流車橋後に見てけむりふくヨイヨイヨイヨイヨイヤサ。
此度御木曳チヨイト〜二俣二びき月夜かけには袖

○木遣唄

清き流れの豊宮川へ、来るは神風御神木。

みんな揃ふて聲かけて、旭かやく二見の浦に晴れて見渡す富士の山。

○道唄

神の御池に年ふる龜は君に齡を捧げぬる(國も豊に萬々歳〜)

酒はほろるひ娘は二人花は櫻の盛りまへ。(愉快に暮らすは神のかげ)

○辻久留町

○揃衣 男子は法被、紺地に鼠色にて「尾岡」くづし其間に觀世水をあしらひし模様、脊に「栗」の字を記し、襟に「辻久留」と同地古名なる「栗尾岡」を双方に染め下法被は紺地、脊に鷹を描き下は岩に立浪、帯は水色に七五三の白抜、女子は空色地の長袖に「栗」の字の三紋觀世水の裾模様。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。

○御木曳車 新調、車は黒塗に金字にて「辻久留」と彫刻せしもの。

を引く、あれ見やしやんせ〜エ、何をいな此販ひを。(男子手踊唄)
すめら御國のいはねに生ひて旭に薫れるかざしぐさ時をナ得顔にナントコセ太平にソレ咲く梢。(女小供手踊唄)

○中島町

○揃衣 男子は濃納戸地の法被に肩へ桃色にて櫻花を染出し、中には茶にて「豊流社」の豊の字を現はし、又雁を點出し、下は水に葎、下法被は鯉の漣上り、藤波里と云ふ古蹟の邊にあるに因み、岩より藤を染出したり、帯は納戸に矢筈形白抜、チヨッキは瀧縞、腹當紺、帽子は椽付にて上部櫻に下は流水、麻裏は赤鼻緒挺子方は濃納戸地に脊中へ電光を赤抜にし、裾は中つなぎの源氏車、女子は鳩羽色の衣装に櫻の三紋に豊、赤ばかしの裾模様、帯は牡丹色水に櫻流し。

○木遣子衣裳 中子供は紫緞子ヨテン仕立、脊中へ豊、下の水流水は金糸縷、前垂は金總付、金白の兔の向合せを縷ひ、表は金、裏は銀の陣笠、帯は博多、小供は素襖烏帽子にて、鬘斗目に松と霞の染分。

○木遣唄

ほのくくと昇る朝日に輝く二見瀉、波のまにくち
らくどエ、注繩の影すがくし。
千代八千代榮ゆるし千枝の杉の葉や、天の岩戸の
昔よりエ、今になほ青々と。

小供木遣

國のどさしと仰くも高し、動きなき世の宮ばしら。
二見立石丑鏡石、おもひ鷄鶴の鮑石。

○道唄

(卯年に因むうづくし)
ことしや卯の年ナア、うちどの木曳、浮世なほして
浮かれ出で、受ける恵みぞありがたや。
うめに鶯ナア、うらくか過ぎて、内にや居らず出で
見れば、うさを晴らすじやないかいな。
唯 ゆたかに治まる御代じやもの、豊年々々大豊
年。

○小川町

○揃衣 男子は法被にて木綿地合、脊中に龍、腰に
浪を染め出し、襟に「勢勇團」と記し、帯は縮木綿白地
にて、垣に散櫻、帽子は縞縹子の鳥打形、麻裏は白鼻

緒、團名入の火用心烟草入を提ぐ、女子は木綿鼠地合
にして脊中に龍、波に千鳥の裾模様、帯は友禪揃ひ。
○木遣子衣裳 大人は縮緬羽二重の法被、龍虎の摸
様、帯は同じく縮緬、帽子は陣笠形、小人は鼠色素襖
に烏帽子、分銅の五つ紋。

○唯連 男子伽羅古地鼠色熨斗目、勢勇團の散らし
書き、女子は同様に扇の中に勢勇團の散らし。
○木遣唄
まさごきらつく二見ヶ浦の、みつるうしほも、花の
春。

○道唄 (四季)
神のめぐみに木曾山出で、御木は浪まゝみなど口
春は紅梅鶯の、夏は朝顔一重さく、秋は紅葉に鹿の
聲、冬は根笹に群雀。

○宮川町

○揃衣 男子は法被、葡萄鼠地に脊へ山櫻の古木に
短冊を現はし裾は幕、襟に「宮川連」と記し、下法被は
脊に「みやかは」と船形に記し、裾は波に山櫻の散らし
帯は茶に「義勇團」と續けて現はす、女子は長裾にて男

子と同じ色合に、櫻の三紋、幕の裾模様。

○木遣子衣裳 同上の揃法被にて上法被は七子、裏
は繪甲斐絹、下法被は赤入友禪縮緬に紅梅絹の裏、黒
八丈の長襟、帯は濱縮緬、腹當は縹子、股引は毛縹子
○御木曳車 新調。

○木遣唄

文明開化で時勢もかはり(ソレ)昔かはらぬ(神
事勅使の川清め)イーエーナア御木曳。
天の岩戸は神樂で開く(ソレ)御代の開くは(高
等中學大學校)イーエーナア君の御蔭。

○道唄

豊受御殿の御用の御木を曳いて納めるサ、櫻連、揃
ふて曳けく有志も勇めば周旋満足、共に小供も勇
まじや。

○京町

○揃衣 男子は法被、薄納戸色真岡木綿地に、脊中
に月を現はし「京」の字を蝙蝠の形に崩せしを配し、腰
は松に「京」の字くづしの雪見燈籠を描く、襟は左右に
「親友會」の印入、帯は茶色縮地に、白にて福壽のつな

ぎ、木揚げチョッキは黒青白の三色メリヤスにて同法
被は納戸色木綿に脊中に岩に虎を描き、電光をあしら
ひ、裾は竹を記す、襟は「京」の字の燈籠形、帽子は縞
縹子の鳥打、提灯は長にて、上下に赤黒筋二本宛あり
上部に「京」の字の燈籠形あり、真中に「親友會」の印
を記す、紺の腹掛股引に、麻裏は納戸色の鼻緒、挺子
方は鐵納戸色地合の法被にて脊中は電光「京」の字にて
雪見燈籠、裾は岩に虎、根笹を描く、帯は伽羅古更紗形
帽子は青年同様、腹掛股引は紺、女子は藤色地合の真
岡木綿の長袖「京」の字くづしの五つ紋、裾は樺色に
霞に松の模様あり、牡丹に蝶の花笠を戴く。

○木遣子衣裳 七子緞鶯茶地合五紋付、銀鼠に白横
だんだらの熨斗目の着付に、鶴羽色紋縹子の帯を止め
上へ玉子色地合に若松の模様「京」の字くづしの紋ある
素襖をはをり、烏帽子を着く。

○御木曳車 新調、舞臺の天幕は白縮緬に紫に茶に
て四季草花の模様、腰幕は濱縮緬の無地。

○木遣唄

エーイヤア祝ひ目出たの若松様はエイサアアヤ(ソ
ノシモノクハ)それはなア枝もさわかる、葉もしげ

るエーイヤコレワイサー網の衆揃ふて曳かしやんせ
(ア、エンヤノヨイトエンヤサデサーサノエイ)。

○道唄

御木は木曾より谷々越えてコノエンヤラサのぼす宮
川五十鈴川コノエンヤラサエンヤノエンヤラーサ
!

○中島町(小供連)

○揃衣 上着は脊に鯉の瀧登りを現はし、藤の花を
肩の邊より袖にかけて描き、下着は薄納戸地合に肩に
櫻花を、其中に蕙茶にて豊の字を書し、裾は水の流れ
に若の若芽を白に抜き、水は淺黄にて鮮麗、挺子方は
矢張十五才の小供にて上着は縮緬の更紗形にて龍に雲
の畫あり、襟は九重縹子にて「中島小供豊幼團」と金縫
を以てし、裏は白七子、下着は玉縫縮緬にて流水に櫻
花の染込、裏は紅の松竹梅の紋綾、襟は黒九重縹子、
上着下着共袖長法被仕立、腕扱は鶴羽色の甲斐絹、一
文字の菅笠に白金にて椽取りしたるを冠り、股引は紺
伽羅古のコハゼ仕立、切り草鞋黄色の紐、

○御木曳車

中島表町に限りては御川拂の式ありて

御木曳の終結に方り、特に一本曳をなす例にて其奉曳
車は造神宮使廳より下げ渡さるゝ特例あり、實に同町
獨占の榮譽たるが、今回小供連の御木曳車も亦御樋代
木奉曳に充てられたる造神宮使廳の車、曳綱、挺子と
も古例に據り借用を許されしもの、車の裝飾は長七尺
巾二尺の濱縮緬に「中島小供連」と書きたる幟を樹て、
合符板を建て、赤に水淺黄の浪筋を抜き「小供連」と記
し、横に「豊幼」と圓く青色にて書きし高張を飾り、屋
臺の下には紋綾に「豊幼團」と墨書せし幕を張りたり。

○木遣唄

サンヨーエー節。

神の都の此の賑ひは外宮内宮の御神徳。

神の恵みは彌高くに榮を行くらん千代八千代。

二十一とせ又めぐり来て、ひくや目出度御神木。

○道唄 鐵道唱歌節。

綾に尊き我が伊勢の

動きなき代に長くも

木曾のみ山の杣山に

御世の鎮めと海山に

御木は谷々木曾川を

恵みの浪も打ちよせて

内外の宮の宮柱

御式年の御造營

伐木の音もさやかに

響き渡るぞありがたき

下りて廣き伊勢の海

來るや湊のつきやしき

神の都のみたみらは

老も若きも競ひで、

流れも清き宮川や

我も我もと賑はしく

車に積みて神垣へ

飾る揃衣も美しく

内外の宮の大御稜威

照り輝きて曇りなく

古よりのためしとて

よろこび迎ふ御木曳

五十鈴の川の川の邊に

引揚げ運ぶ御用材

引くや綱々永久に

木遣の聲はいや高し

高倉神路山々に

神都の榮ぞ目出度けれ。

○中島町河田

○揃衣 法被は紺木綿にて襟の左右に「河田町誠美
會」の六字を記し、脊に聯隊旗及軍艦旗を交叉し、裾
に淺黄色にて横に三筋の波狀線を染出したるもの及び
背部全体に軍艦を描き檣頭高く日章旗を掲げ、烟筒よ
り盛に烟を吐出し白く浪を現はし裾に淺黄にて三筋の
波狀線を染出したるを着用し、尙、木綿水淺黄にて白
ぼかしの中に柳の老木を描き、背に三日月及柳枝の間
に燈を點出し、裾廻りに水と霞とを描き、襟に河誠美
會の四字を染出したるあり、挺子方は紺地木綿法被に
て脊の全部に砲車彈丸及砲烟を描出し、裾に淺黄色を

以て三筋の波狀線の活動せる狀を染出したるもの、腹

當、股引、烏打帽子は皆一様にて、總代及委員は黒木

綿に國旗の三紋付羽織、金茶に紺大名縞の袴、瓦斯製

淺黄無地の帽子を着用す。

○木遣子衣裳

唐縮緬の長法被、縹子の腹當に股引

の扮装。

○王 中島

○揃衣 男子は法被にて、上法被は紺地、脊中に濃

茶にて「王」の字を記す、紺腹當、股引を着く、挺子方
及木遣方衣裳亦優美なり。

○木遣唄

サアアアアアアア年若やぐ豊宮崎の(ソレサ
ア)御屋根櫻と名も高き(ソレ)花は昔に名
を勝る。

庭に散る櫻を風の吹きよせて(ソレサ)みきりを
洗ふ花の白なみ(エンヤサンヨーエイ)。

千枝杉、百枝の松、行く末や、百世のためし千代の
數々。

御山木の梢を巢立つあの鳥だに親の後をしたひ啼く

○道唄

サアーアアーアアー咲て見事や(コリヤヤリマシヨ〜)吉野の櫻(同上)またもあるぞへ我土地にては、御屋根櫻と名も高き(エンヤサー)曳や〜末繩元繩木挺の衆、曳けば御宮も近くなる。

○御蔭村高向

○揃衣 紺地法被にて背に鷹を描き下向櫻の幕の摸様あるもの及び水浅黄地木綿にて脊に赤字の「高」、下に流水摸様あるものを用ひ、帽子はサイクル形、總代及周旋方は奉書織の羽織に高の三紋付、袴は小倉地の棒縞、帽子は一般と同じくサイタル形。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。

○御蔭村新開

○揃衣 法被は紺地にて、脊に新の字白に、周圍に梅花にて梅鉢の紋形を現はし、裾は梅の古樹に鶯の戯る畫あり、襟は「しんがる」と白抜にせり、挺子形は、裾の梅鶯と竹虎に變へたるのみ、チョッキ、腕拔、腹當、股引等一樣なり、總代及委員は羽織袴。

○木遣子衣裳 上着は素襖烏帽子、濃淺黄色にして脊に菱の紋を畫き、帯は縮緬、裾は梅花の熨斗目。

○上長屋

○揃衣 男子は法被、上法被は脊に「なが」の二字にて鶴を描き、其下は「や」の一字にて龜を描き、腰には松竹梅の散らし摸様、帽子提灯揃ひ、腹當股引は紺、木遣子及挺子方似寄りの衣裳なり。

○道唄

昇る朝日のかいよふ影を、うつす鏡や二見瀉、春の錦は藤岡山、松の翠に小紫。霞たなびく春野の空に、昇る長屋の夕雲雀。落首うつとも何かはいとよ、深き恵みの神の爲め。

○長屋向山

○揃衣 男子は法被にて、木綿紺地に脊中に霞を白抜きとし「長」の字を鶴形に染抜き腰に鼠色にて「屋」の字を龜形にくづし、裾に浪を白抜きにし襟は朱字にて「長向」の角字、チョッキは伽羅古に竹に虎を描き、帯は木綿樺色地合に染分の七五三、帽子は白の椽付、提

灯は長形にて上部は赤に霞に「長」字の鶴形、下は水色に浪に「屋」の字を龜形に畫き、火の用心烟草入を提げ腹掛に股引は紺地、麻裏は白鼻緒、挺子方法被は一般と同じく丈長にて、裏は更紗摸様、笠は一文字、腹掛股引、脚絆とも紺地、切緒の草鞋。

○木遣子衣裳 伽羅古地の法被に脊中へ蓬萊山を描き、襟に朱字にて「長向」と記し、縮緬の帯。

○御木曳車 新調。

○木遣唄 御木は木曾山谷々越えて、登す宮川五十鈴川、夫れを登せばかぶらが浦よ、二瀬越れば、鮎取川よ、最早附場も近くなる。

音に聞けし清盛つゝみ、夫れを打越し中島へ、千代に八千代にいやまし榮ゆ、すめら御國の御親なる伊勢の御宮の御木曳。

御代は泰平風雨も順に、五穀も實りて民豊か、勇み勇んで御木を曳くのも神の影。

○川端村(天漁人)

○揃衣 男子は法被にて木綿鼠地合に脊中に白字に

て「漁」と記し、裾は水の流れに鮎の摸様、襟は「川端柳團」の白抜、帯は茶色地に黒にて「川」の字つなぎ、帽子は白黒染分の鳥打形、白天竺の半ズボン、黒靴下を穿ち、麻裏は白鼻緒、挺子方は鼠地合のヨテン仕立にて脊中に赤にて「漁」の字を記し、襟は「川端」の印入鼠地合に茶色の格子形の帯を武士結びとし、赤の鳥打帽を冠る、女子は木綿葡萄鼠地合の長袖に三紋付、白の改良帽を戴き、海老茶袴を穿つ。

○木遣子衣裳 着付の上に布の素襖を着け、烏帽子を冠る。

○木遣唄

サアー御木をかしづき(ハアードツコイ〜)いにしへさまにイヨ〜イヤサ(エイコノセイ)豊の御宮へ曳きおさむエンヤエイ〜ソリヤエンヤヨイコソワノササ、ノエイコノセヨイ〜エイヤノサ。

○道唄

伊勢の宮川御裳瀧川へ御木は目出度のぼりつめ、とこよの波で身を清め、今は御宮のみぎりまで。

○上せ車道唄

あまア一の村君皆うちすがい、豊の流れのつりどの

へーニ、綱をわりもち籠をつけ、さら／＼あみうつ
石うつ、どんぶりこんぶりどんぶり／＼いざりつ、
せいのせの／＼を、せいのせの／＼盡きるまでエー
エ。

○大 湊 町

○揃衣 男子、上着法被は鼠地にて脊に朱にて鷲の
字を染め、裾には光淋の波を染出したるものにして、
其の趣向は、大湊の古名なる「鷲取小濱」に因みたり、
又襟に「大水門」の三字を染出したるは、往古湊の字を
用ゐずして水門の二字を用ゐしに因る、挺子方及水揚
半チャボの揃衣亦之に因みたるものにして、女子は男
子の意匠と同じ。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子にて模様は紫の熨斗目、
又着附は樺色の熨斗目にして、紋所は總て立浪の中に
鳩八を畫けるもの。

○御木曳車 新調、車は赤枳にて徑五尺三寸ありて
他に比なし、車の表面に「大みなど」の四文字を刻し、
臺場は總樺にして、屋臺は檜造、車の重量凡二千貫あ
り、屋臺の天幕は五色の縮緬、水引は縮緬に紋甲斐絹

の裏を付け、正面は紫の總を以て之を絞り、腰幕は丸
龍を織り出したる赤白の綾にて作れり、曳綱は長百八
十間、徑二寸五分のもの二條あり。

○木遣唄
時は明治の癸卯年内外の宮の宮木曳く。
今も變らぬ鷲取小濱波も静けき御代の海。
千代に八千代に五十鈴の川のごる例はあらしか
し。

吹くや御苑の春風清く雪どちりくる山櫻。
仰げ諸人八千代の秋も高倉山の峯の月。

○道唄
神の御苑の花咲く頃や心サノサ浮き立つ春景色、
エ
ンヤラサ愉快に暮らすは神のかけ。

内外へだてぬ大宮柱千木の切りよはちがへごも。
鳴くは海鹿か五十鈴の川のしばし雨間の薄月夜。
過ぎし昔を花橋にしのぶ袂に風かをる。
聞くも畏し鷲取る翁水響さ、げし其の昔。

○神 社 町

○揃衣 男子は法被鼠伽羅古地、脊中に龍を腰に浪

を染め出し、帯も伽羅古にて、茶の地合に「天龍」のつ
なぎ、帽子は烏打白黒のだんだら、麻裏は白鼻緒、女
子は藤色地合の伽羅古に浪に千鳥の裾模様。

○木遣子衣裳 七子の法被にして天龍に浪丸、雷紋
の友禪模様にて帯は縮緬。

○御木曳車 新調、車には山車裝飾あり、藤の棚を
作り三味太鼓の囃あり、道囃方の揃衣は納戸地龍に浪
丸の熨斗目。

○木遣唄
せめて一目は實にみや川の清き流れの御めぐみ。
ござれ高倉、登りて見れば、神の都の立初め。

○道唄
濱の松風そよ／＼なびく、渚に浪もなし、橋樑揃へ
て行く舟よりも御木を重ねて曳く車、わしが在所は
わしがお濱の片ほとり、夫れでお色が黒い筈、色が
黒てもほれまいものか、人は心と氣にほれる。

○竹 ケ 鼻

○揃衣 曳子の揃衣は薄鼠色にて脊中に枝櫻を描き
裾は竹に虎の模様、襟は白字にて「竹ヶ鼻」「大口組」と

記し、提灯は上部赤のほかし竹の一字白抜にて「大口
組」と記す、下部に櫻の花を散らす、帽子は紅白縹分
挺方亦薄鼠色にて七本竹に虎を描く、襟の文字曳子に
同じ。

○木遣子衣裳 古例により素襖烏帽子。

○御木曳車 新調、木遣臺の幕は白伽羅古に松竹と
翁を描く、幟は間宮耕山翁の書。

○木遣唄 (たけがはなを頭字とす)
たかく尊き日の大神の、稜威仰ぎて曳く／＼るま。
けふも遊ひて内外の宮木、曳くや綱手の末ながく。
かみの恵みにひきくらぶれば、宮木車もかもからず
はまの真砂の其敷にさへ、まさる木曳の人の群集。
なに／＼壁へむ此たふとさは、神代ながらの宮木ひき

○神 社 町 馬 瀬

○揃衣 紺地法被に、脊に「馬」の字、裾に橋と流水
とを描きたるを着け、腹當、股引の縮酒なる扮装にて
總代委員は黒紋付羽織にて他は任意の着付、挺子方は
鼠地に、脊に「馬」の文字を朱色に染抜き、腰部以下裾
にかけて、瓢に櫻花の散し、模様ある法被を着け、紺

地の腹當、股引を一樣にす。

○木遣子衣裳 黒麻地に扇子形の模様ある素襖、長袴にて、烏帽子を着く。

○同町 小木

○揃衣 法被は木綿鶴羽色にて、脊中に赤色にて小木の字を染出し、裾模様は、黄色地に黒四方繫ぎ、腹掛、股引は紺木綿を用ゐ、總代及委員は、黒紋付羽織に袴。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。

○同町 下野

○揃衣 男子は法被にて、鼠色、脊に日の出を染め中に「下」の字を霞に擬らへて書き、裾に衝を繋ぎ染め出す、女子は振袖仕立、地色藤納戸、模様は男子のと同じく只兩袖に波模様を染抜きたる差あるのみ、挺木方は松に日の出、「下」の字霞を染めたる法被に、巾廣の夾み帯をなして古例に従ひ、總代及委員は黒紋服に袴を着けたり。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子にして鬘斗目不老松鶴の

圖を染抜きたる七子織紋服。

○濱郷村 通

○揃衣 伊勢三座の能樂に因みて案を立て、水淺黄色法被の脊に、小鼓二個を描き榮通の二字を鼓面に現はし、周圍に赤色を以て紐及總を描き裾に老松と笹の葉三株を寫し、赤色にて脊部下方に篆字もて角の中に「社」の字を現はし、襟には萬葉假名にて「登保里れん中」と染抜きたり、帯は黄色と藤色の手綱染、帽子は白に青縁あるサイクル形、腰に團名入の貫入を附け、紺色腹掛、股引を着け、足袋に草履を用ゐ、挺子方は法被の脊に榮通と朱書し裾は一般と同じ模様、帽子は白サイクル形、帯其他亦一般と同じく、鬘金紐の草鞋に身固めの氣勢姿、總代及委員は黒三紋付羽織、茶千筋袴、帽子はアルツバカサイクル、紺足袋草履。

○木遣子衣裳 法被上着は、利休色龜甲に鶴二羽づゝ、下着は緋色地浪に飛鶴の白抜、帯は水色、帽子はレーシヤ、手に三雲の扇を持ち、腹掛、股引、紺足袋のいなせ風。

○一色 村

○揃衣 木綿地法被にて上半身は紺色に脊中に鶴を描き、下半身は水色ばかりに老松と波に白帆との模様を染出し、帯は木綿地に蒼茶と白との棒縞染、帽子は赤白リソナルサイクル形、提灯は長形にて赤のぼかしに「一色」の文字を記す。

○木遣子衣裳 花伽羅古常紋付の着付に緑色の素襖に角烏帽子を着け、赤にて下り藤の常紋ある丸提灯を携ふ。

○木遣唄 御巫氏の作冠句は謠曲より取れるところ

海士の乙女も千尋の繩にあらぬ車の綱手ひく。

加茂の河瀬の矢よりも早くとしは流れて宮遷し。

櫻川よりさくらご連れて曳きに車の花くらべ。

灘波たかつの昔は知らず今を春への花の袖。

○道唄 近江八景にて土谷彌三郎氏の作。

松唐崎に時雨きて渡るもイヤ長き勢田の橋。

粟津が原に風清く矢走にイヤ歸る百千舟。

落る堅田の鴈や比良がイヤ雲間に雪くれて。

月影のこる石山の霞にイヤひく三井の鐘。

(聞くも絶なりエンヤラヤ曳けや曳り)

○黒瀬 村

○揃衣 男子は法被にて紺地木綿に脊中へ「右近」と水玉淵にて白抜きにし、裾は橘の枝の模様あり、襟は「橘榮社」の白抜、帯は瓦斯金茶色に竹葉形、帽子は金茶と紫色のイシナゴ縞の烏打形、下着は素盞鳴命の大蛇を退治せらるゝの御姿を形ざりたる墨繪を描き、手拭は白地に橘の紋を茶色にて現はし、紺の腹掛股引に白鼻緒の麻裏、挺子方は鼠伽羅古地に橘の枝模様、天鷲色の帯を立結びとなし、白サイクル形の帽子を用ゆ

女子は桃色地合真岡の長袖に橘の裾模様。

○木遣子衣裳 友禪形の法被に甲斐絹の腕板、唐繻子の腹掛股引を着け、縮緬の帯を結ぶ。

○木遣唄

イエーイエー霞棚引高倉山にエートナー(エイヤ
ーエイヤーエイトナー)光り輝く朝日影エイヨウエ
ー(ソリヤ、エイヨ、ヤーア、サーア、アエイヤ
アラヤ、サツサヨイヤサー)神と君との睦みに植わ
し、松の榮わは千代八千代。

陸も海路も我が日の本は威徳輝く日の御旗。
天に上りし常雅翁の名をばとめし路の跡。

○道唄 (軍歌節)

伊勢の神宮の御木曳は 遷宮前の例により
木曾の深山に斧入れて 撰む槍の良材を
谷川越して海に出し 波に流れて漂ふを
上り下りの船人が 大一印に目をつけて
悦び勇み繋ぎ留め 送り届ける大漕
茲に其都度纏め置き 時し来れば送り越す
宇治や山田は請取りて 伊勢の名高き御木曳の
祭りの日柄撰り定め 一字毎に隊をなし
思ひくの名を記して 川は筏に陸は又
車に積みて立並べ 揃の衣装伊達姿
數多の氏子勇ましく 車の綱に取すがり
木遣の音頭高調子 曳くや車の轆る音
諸々方々へ鳴り渡り いでや御木曳拜まんど
御伊勢詣りが彌まして 宇治や山田は人の山
進む車のみちすちは 右も左も群れ集ひ
老若男女打交り 神の威徳と見物す
車を追々練り出し 謠ひ囃して賑ひに

空晴渡り日並よく 御木は御宮に納まりて
猶遷宮の年月を まつの操の色まして
世々吳竹の葉も繁り 梅か香薫る神垣に
汀の龜は舞ひ上り 雲井の鶴は舞下り
神と君との道直ぐに 千代萬代の末長く
動かぬ御世を目出度と 謠ひ舞ふこそ樂しけれ

○同村田尻

○揃衣 法被、腹當、股引、帽子、手拭、シャツ等
にて一般に通じ、總代及周旋人は、羽織袴の輕装。

○同村黒瀬中崎

○揃衣 紺地木綿法被にて脊中に赤色を以て濱の字
を染抜き、松葉を白にて組合せ、裾は白地にて中崎並
帆船に白波を染め、襟に信有組と白抜きにし、又水色
木綿縮法被に、脊中は松に霞、裾は淺黄色の浪を染め
たるをも用ゐ、總代及委員は黒七子三紋付の羽織、武
州平茶堅縞の袴を着く。
○木遣子衣裳 瓦斯茶紺堅縞の法被。

○朝熊村

○揃衣 紺地法被に松に鶴の模様、脊に三つ星の紋
を置く、帯は木綿縮みの白地に紺及納戸色の中形、帽
子はモス納戸色の鳥打形、赤にて二筋の縫付、提灯は
上部赤に松葉を散らし、下部は藍色ぼかしに觀世水、
正面に朝熊と黒字にて記しあり、挺子方は鼠色に袖金
茶ぼかし、松の葉散らし、高砂の面を染め、脊に「相
生」の二字を紋に染む、帯はモス江戸紫色。
○木遣方衣裳 モス友禪法被。
○幟と曳綱 白木綿及緋羅紗の大幟手幟等あり、曳
綱は長百尺餘廻八寸のもの三本。

○一字田村

○揃衣 男は眞岡木綿法被にして半身は鼠、半身は
水色に脊中に富士に日の出を描き、「一」の字を雲に擬し
てあしらひ、裾は三保の松原の景、「宇田」の字を帆懸
船にくづし白抜、襟は「愛親會」の印、帯は柿色の七五
三、帽子は桃季色と納戸との接分、提灯は長弓張にし
て、上下は赤にて「壹」の字つなぎ、正面に「一字田青

○鹿海村

○揃衣 銀鼠地にして村定紋たる日の丸の扇子を脊
に置き、肩に舞鶴二羽、裾は水色地にして岩に龜を描
き、白波の繋ぎ、襟は右に「加乃美」左に「奉曳社」と記
す、帽子はサイクル形、赤と白との染分、帯は玉川の
大形、提灯は上赤のぼかし、下は青に白波「奉曳社」と
記す。
○木遣方衣裳 緋威の鎧を着け、鍬形の兜を冠り、
黒地の日の丸扇と采を持ち、古武士の風を装へるも
の。
○幟と曳綱 緋羅紗の大幟と氣負幟、旗等あり、曳
綱は徑一寸五分長三十間のもの二條、外に小綱數條を

新調す。

○木遣唄 松前節を用ゆ。

○道唄 軍歌調。(名所地讀込)

神風伊勢の五十鈴の川上
 御造營材木曾山で
 出でし木曾川、桑名口
 大湊なる御木入場
 分るゝ御木は五十鈴川
 かんじん鹿海の川入江
 里の名こそあらはれて
 石や虎石松の蔭
 是より五十鈴の川筋を
 神淵川原や止鹿の淵
 ヤットコまかせて木出の井
 野邊田さわぎで曳人も
 御木を繋いで矢田の森
 朝日と共に昇る御木
 君の恵みは米かしの
 幾瀬も曳て韓神や
 山も五十鈴の川水に

鎮りまします大宮の
 いと貴まれし檜樹
 伊勢海百船度會の
 内外の宮の御木揃へ
 内外の御木の貯木場
 色香に匂ふ櫻木の
 あらはれ出る鹿海川
 鏡にうつる古跡をや
 さかまへ昇る御木曳は
 御廻りまはりて土淵の
 あげて浮べる椿淵
 廻せる御木は楠部里
 通夜わかして二日目の
 家田井堰を打越えて
 淵より深き名は高し
 菩提山川すみわたる
 うつる小波はこひの淵

七十二

(ホーエー西行瀧昇何と云て昇る云々の唄あり)

御宮に近き側河原
 橋の上から見渡せば
 御木曳人も揃衣着て
 潔きよいぞや中村の
 浦田の長瀬も木遣唄
 路の御山みもすそ引き上川渡り
 今中渡る新橋の
 岡田引上げ大橋も
 清き五十鈴の手洗場
 貴き御宮に曳納む

渡せる橋は御側橋
 岩井田山や岡田郷
 人氣も共に揃ひけり
 井堰賑りはた館の町
 (ホーエー千早ふる市神
 上は瀬曳で馬淵を
 過ぎて御山に程近き
 祓ひ清めて水上で
 御代も豊かに治まれり。

○楠部村

○揃衣 紺法被にして脊に同地の定紋日の丸大、他に白抜きのものあり、裾の模様は「くすべ」と配置よく波形に白抜きにて染め、襟は青年會の部分は「檜樟青年」他は「檜樟有志」と銀鼠に染抜きしもの、帯は晒天竺を水淺黄に染め、帽子は赤チルのドンタツ形にして中央に櫻花形を白にて置く。

○木遣方衣裳 赤塗烏帽子に淺黄地木綿の素襖に、

日の丸大の定紋を染む。

○幟 白木綿の大幟其他手幟數十本あり。

○木遣唄 松前節。

○道唄 (字名讀込)

内宮領の御木曳は
 曳き奉り目出度は
 いみ奉る川筋を
 たのもし曳だす御木入場
 たりの鹽に保田のかみ
 筏は上に進みたり
 進むる御木を向端
 止鹿淵渡るためし乗
 廻りたならば梅の木田
 土にもつけず寶木を
 分れた所が下若名
 曳上たなら椿淵
 水術得たる曲乗も
 上田下田と競ふたり
 御木を繋いで矢田の森
 繋いだ御木を曳出して

清き五十鈴の川筋を
 めでたのたづくしで
 互の名が合ふたなら
 字は尾敷田鹽たより
 曳初めたるは角田の瀬
 御木に便りて陸の人
 筏も丸た乗りたるに
 たどへかたなき御廻を
 ちらさぬ筏土淵を
 清めた鹽と清水と
 あけた瀬や淵木出の井
 筏に乗りた其人も
 石田野邊田にあらざりし
 川にのぞんだ家田森
 丸大幟や旗たつて
 家田井堰もあげたなら

米かし淵も筏乗り

またも川瀬や木遣唄

家田の井堰も二つ越し

筏にたて、菩提山
 音に名高き側河原
 河原田村や火燒里
 飲だりくたり辨當を
 歌聲聞いて綱たより
 井堰の下の其御木を
 館町浦田の長瀬をも
 爰は岡田や岩井田郷
 神路の山の谷々へ
 御代も豊かに納まりて
 曳奉るぞ目出たけれ

綱にたざりてたぐりあげ
 西洞貝も吹立て、
 旗も小畑で手幟や
 山川たより瀧の音
 旗や幟や澤山に
 せんたい茶のわいた茶で
 すゝめた酒に酔た人
 老若別たす曳たなら
 まくり上げたる大材も
 事なく曳たが唄につれ
 渡せる橋も新橋の
 響きたちたる木遣唄
 たつとき御宮に曳納め
 ゆかい。

○北中村

○揃衣 法被にて紺地木綿に脊中に雷電を現はし、腰は浪に九紋龍、襟は左に「北中村」右に「少壯會」を現はす、帯は木綿淺黄に紺の段々にして、帽子は伽羅古鳥打形、赤色にて軍旗を染込む、提灯は長形「北中」

七十三

「村」を赤字にて三段のつなぎとなし、正面に黒字にて「少壯會」と記す。

○木遣方衣裳 伽羅古地に水淺黄の紋附を著し、袴は黒木綿に裾は白抜にて二引、陣笠は一貫張に北中の紋を附したるもの。

○幟及曳綱 緋羅紗の大幟及氣負幟等多し、曳綱は長百三十尺、廻り七寸のもの二本、外に小綱數本あり

○道唄 (軍歌節)
光り、長閑けき大御代に
風清らかに澄み渡り
五十鈴の川を紅に
揃衣の法被はでやかに
たとへ御木は大なるも
精神一致なすなれば
挺木は強氣の若者よ
木遣の聲と諸共に
曳や〜で曳時は
深き淵瀬のあるとても
御宮へ上げし其時は

時は彌生の空晴れて
山は櫻のはころひて
氣追幟で染めにけり
競ふて曳けや御神木を
人夫が如何に小なるも
なごか曳さる事あらん
鳶は手練の者なるぞ
五体の力振り出し
さも勇しく見ゆる也
挽むな勵め同胞よ
皆萬歳を唱ふなり。

○三津村○溝口村○山田原村
右三箇村は内宮領乙組なる今在家、中之切兩町と同様の揃衣なるを以て略す。

○江村

○揃衣 上は眞岡木綿の濃茶色にて、脊に「工」の字を霞にして白く抜き、朱にて日の出を染抜き、裾は水色にて立浪模様白抜、襟に朱にて「清渚連」の文字を現はしたる法被、下着は更紗揃衣、袷襟黒五日市、腹當は紺地木綿、帯は眞岡木綿にて淺黄地に二三の筋を白抜にしたる三尺帯、脚絆は紺地木綿、股引は淺黄地木綿、帽子は鳥打形、淺黄色唐縮緬にて工の字を白く輪形に縫付け、提灯は長形にて、正面に壯友會と書し三段に二三工の記號を付す、周旋方は、上着に羽二重織千筋縞の袷を用ひ、羽織は眞岡木綿の黒紋付、帽子は茶色羅紗、股引、脚絆は一般同様、提灯は小丸弓張にて世話掛と記し、二三工を輪形に朱書す。

○木遣子、挺子方衣裳 一般と同様。

○木遣唄

○同村 西村

○揃衣 紺染法被の、脊に打越の文字を現はし、松と浪との模様ある法被、挺子方は同じ紺染法被にて脊に浪と注連繩切の文字を現はし、縁に西二見西連と記せしもの、總代及委員は羽織袴。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。

○木遣唄

今はきさらぎ、櫻は彌生、花の苔に御木を曳く、サソヨエー。

○同村 今一色

○揃衣 法被は鼠色、脊に「高城」の文字を記し、襟に「今一色修好會」と現はし、裾に浪、鷹の葉の模様を染め、赤帽子を冠る、挺子方同様、總代及委員は羽織袴。

○木遣子衣裳 同上茶色の染模様、高城の文字は黒色。

○木遣唄

木曾の御山に生立つ木々は伊勢に畏き宮ばしらサン

○東二見村松下

○揃衣 眞岡木綿白地法被に、脊中は月に柳、裾の方川流、年魚、襟に朱にて松下青年、或は有志と、水淺黄にて染込、帽子は晴明紋ある麥稈帽、總代委員は紺無地の羽織、脊に白五形の紋を附す。

○西二見村莊

○揃衣 伽羅古地の法被に、御鹽殿神社境内海面の景色を現はし、境内老松の下に鹽竈と鳥居を描き、海は水色ばかり、白帆染抜き、脊に「莊むら」の三字を鶴龜の形に染抜きたるもの、總代及委員は羽織袴。

○木遣子衣裳 素襖烏帽子。

御木は木曾山ヤーハ、エー、(ヤットコセーヨウイヤナー) 谷々越わてヨイトナー、(ソリーヤ、ハッワー、ハリヤ、リヤ〜〜アー、ヨイソコ〜〜セー) 登す五十鈴のヤーハ、エー、(ヤットコセーヨウイヤナー) 川上へヨイトナー、(ソリーヤアー、ハッワ、ハリヤ、リヤ〜〜アー、ヨイソコ〜〜セー)

清き流れの豊宮川の水に清めし御神木サンヨーエ

かゝる目出度宮居の御木を曳くもめぐみのありがた
さサンヨーエ。

○宮本村前山

○揃衣 木綿鼠地に鶴松を畫きたるもの、又金巾水
色地に龍を畫きし上着を用ゐ、帯は木綿地に七五三の
色染及び東京木綿中形を締め、帽子は紫縞子の白二筋
あるもの、又縁廣の麥稈を冠りたり、尙總代は仙臺平
袴、奉書織、黒絹三紋付の羽織を着け、鼠色縞子の帽
子を用ゐ、挺子方はキヤラコ地に水吹龍の畫あるもの
及び奉書織の表衣、緋縮緬の裏衣を重ね、帯は紫縞子
笠は一文字笠の凜々しき扮装。

○木遣子衣裳 大人は龍の畫ある繪甲斐絹、忠信の
畫ある奉書織等を用ゐ、緋縮緬、又は繪甲斐絹のシヤ
ツを重ね、帯は濱縮緬、笠は陣笠を用ゐ、小人は、第
一部素襖烏帽子、第二部は奉書織紋付に友禪染の袴を
着けたり。

○宮本村勢田藤里旭

○揃衣 男子は木綿法被の脊に三榮の文字を記し、
下部に「勢藤旭」の角字繫ぎを染抜き、襟に三榮會と記
す、下着は小福壽の模様ある金巾地法被、又木綿水色
法被の、脊に三榮の文字を以て、霞と蝙蝠に變化せし
め、下部は水に杜若を染込み、襟に三榮會と記したる
ものを着用、女子は木綿九重鼠色に三榮崩しの三つ紋
を付け、裾に櫻花の散し模様あり、又木綿納戸色無地
普通長袖の着付を用ゐ、挺子方は、上衣、木綿長法被
へ、墨畫の火吹龍を描き、襟に朱にて三榮會と記し、
下着は一般のと同じく、帽子は總て烏打形、白地に赤
にて榮の字を記す、腹當、股引等一樣なり、總代及委
員は、木綿紺無地に三榮の文字を崩したる紋付羽織、
木綿小倉茶縹の袴に、普通帽子。

○木遣子衣裳 下着は樺色熨斗目、三榮の文字を崩
したる紋を付け、水色絹の腕貫、白縮緬の帯。

御造營工事作業

明治三十六年八月十六日を以て御造營作事場事務を開
始せし、造神宮使廳は、兩大神宮及瀧原宮伊雜宮に作
事場を建築し、皇大神宮にては城内に作事小屋(四棟)
乾燥小屋(七棟)木挽小屋(二棟)工作所(一棟)工夫詰所
便所等を建設し、豊受宮にても同様、作事小屋(五棟)
乾燥小屋(四棟)木挽小屋(二棟)工作所(一棟)納屋(二
棟)工夫詰所、便所等を結構し、域内に搬入されたる
御用材に就き技手先づ原簿と照合の上、更に小工をし
て丈尺材容を調査せしめ、次で墨掛小工をして墨を打
たしめ、杣木挽に付して乾燥小屋に納置し、漸次小工
を増備して工作に着手せしめ、御敷地改修の工を起し
ては土工、石工を督して期に合はしめ、銅張工、飾工
をして御屋根金銅板の精練巧製に従事せしめ、萱葺役
夫を命じては最謹嚴に施工せしむる等夫々多數の苦心
を要したるが、事務開始以來、悉皆完了する迄には諸
工人夫の使役延敷無慮三十万人以上に達するなる可く
其賃銀は物價の騰貴に伴ひ漸次増額し、最近に於ける
普通日當は小工六拾四錢乃至壹圓參拾錢、石工壹圓拾

造神宮使廳出張事務

錢乃至壹圓參拾錢、木挽は七拾參錢乃至七拾八錢、萱
葺工は八拾五錢、銅張工は八拾五錢、飾職工は壹圓七
拾錢、土工人夫は五拾四錢乃至六拾參錢、人夫は五拾
四錢乃至六拾五錢等にして、就業時間は四月一日より
六月三十日迄午前七時出面午後五時退出、七月一日よ
り八月三十一日迄午前六時三十分出面午後五時退出、
九月一日より三月三十一日迄は午前七時三十分出面午
後四時三十分退出、一日中午前十時三十分晝飯、後三
十分休養、午後二時小休み三十分間休養の事に定め、
就業前には必ず沐浴潔齋せしむる事に嚴律を加へられ
たれば作業服の清きと共に神殿作成の心亦清かる可き
は言ふ迄もなし、因に工事進捗して殿舎組建略完了に
近づきたれば萬一の危険を慮りて兩宮に巡查を配置し
四十一年十一月十日より夜々二人宛徹宵巡邏警戒せし
が遷宮後は最寄駐在巡查引續き警邏する事となり御造
營工事完く結了するを待つて其警戒を解く可きなり。

明治三十五年御杣山入林、御用材伐採作業に従事せら
るゝや、桐山、市川、高橋等各吏員出張して、専ら檢

君松惣與北手技



君郎四源川細屬



君郎次竹川市手技



君藏時藤安師技



君重富司庄手技



君郎次周田内手技



君郎三孝橋高屬



君郎次米村木手技



君吉藤井西手技



君次政條三手技



君郎次宗中田手技



君晴守田園屬



日目に引揚げ、夫れより日々五十餘人の人夫をして磯部街道を皇大神宮域内に運搬し、三十日を費して漸く指定地に到着せり、之の運搬に就ては巨石の下に、樫材一尺角、長九尺、幅六尺五寸ある臺を組み鐵鎖にて縛し、一尺角、厚六寸板三枚宛を重ねたるを裝置して長八尺、口徑六寸の丸太八本をコロとし、板の上に置き、六噸引きの舶來製綱卷機械、キンネンボッコ五臺を据付け、太さ二寸のロップ五條にて引きたるが、屈曲狹隘の街道、殊に溪流の小橋を越え、一の瀬を渡る時の苦心は非常のことにて、或時は通路を切開し、或時は橋を作り、辛うじて運搬の功を遂げたるなりき

此の巨石を選定するには五十日餘を費し、明治三十九年十一月二十七日捜査に着手してより、悉皆運搬を了りし、四十二年三月迄には、二年四箇月の日子を要したるが、石材は神路山の倉口谷、有阪谷、糸引谷、雲出谷、三味線谷、鳩口八丁、ゲルゴ谷及び島路山の一の瀬谷、二の瀬谷、三寶岩等より撰擇せり、其の捜査選定に當りては内田技手専ら之に任じ、清水屬亦之に與り、牧野主事、伊東博士、桐山技手等臨檢して慎重之が採否を決せられたる程なれば、萬代不易の宮地

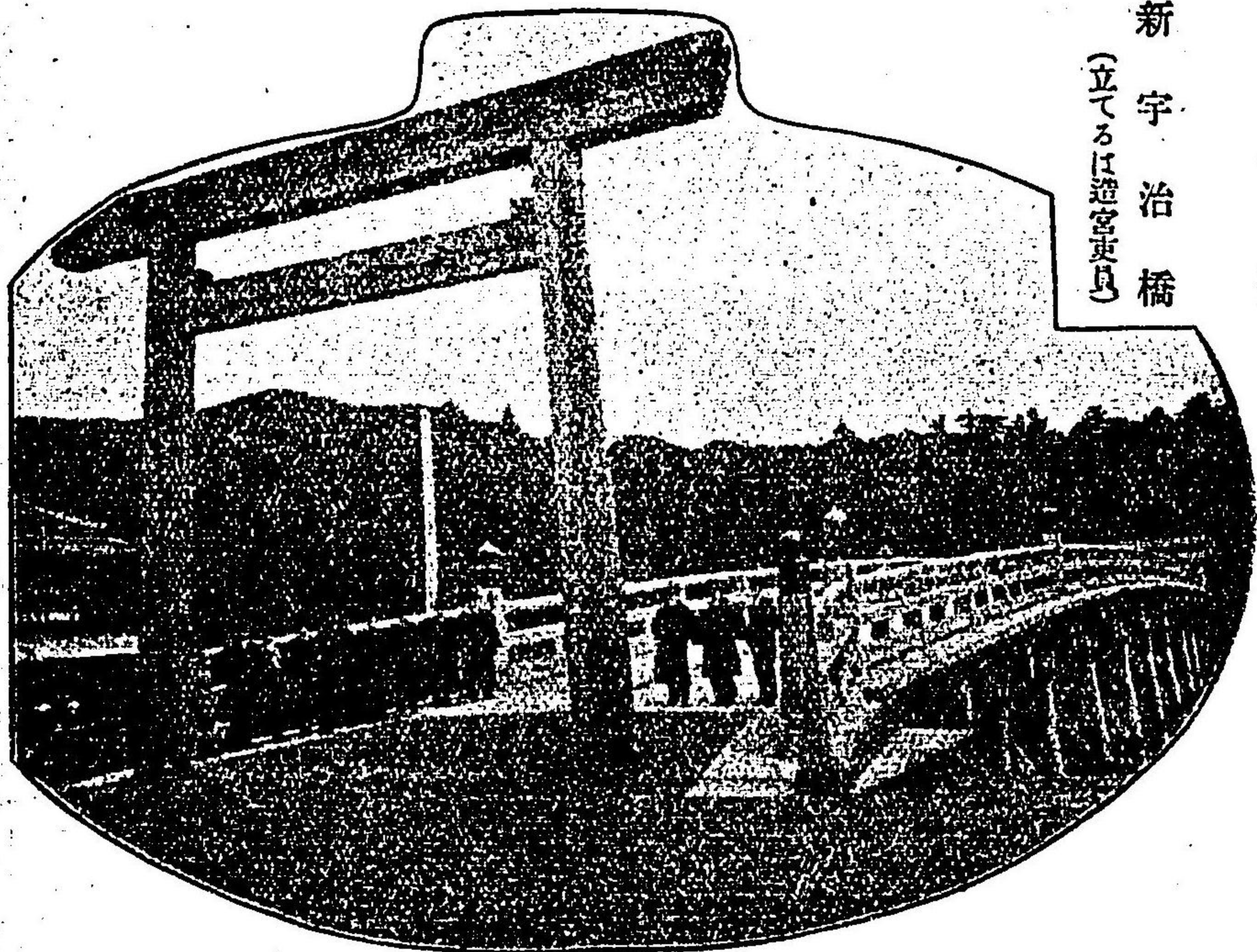
を修奠せし上に、多大の精力を注がれしを欽仰す可し、噫盛なる哉、昭代の偉業。

御造營經費

明治四十二年式年御造替事業は明治三十五年度より同四十三年度に亘る十箇年繼續事業とし、之が經費は金百四十六萬餘圓の豫算を以て施工され、其の事業たるや大小宮殿附屬建物の造替に係る分百七十一箇所、修繕に屬する分九十四箇所あり、皇大神宮に要する工費は正殿以下御造替、殿舎修繕、御敷地道路修築、古殿撤却及雜費等金約六十萬圓餘を、豊受大神宮は金約三十九萬餘圓を、荒祭宮以下十三別宮及若宮神社佐美長神社の分約二十三萬圓餘を計上せられしが、後設計を變更して基礎工事中、元檜盤木なりしを花崗石となしたる兩大神宮御敷地に多大の加工をなしたる等、十數萬圓の經費は豫期せざる中に膨起したるを以て、當該官吏の苦心實に言ふ可からざるものあり、其外御神寶御裝束等に金約十六萬餘圓、御遷座及諸祭典費、倉庫及作事塲等新築に金七萬餘圓を算定せられ、御用材楨樅代價の如き、官廳相互の契約により金七十一萬四千

新宇治橋

(立てるは造宮吏員)



七十二圓を要したりき、本經費細目に亘れば如何に絶對無上の神儀を尊重し奉る、大御心の程を拜察せらる可きも、事秘密に屬する廉多きを以て茲に詳記せず。

新宇治橋と沿革

木曾御料山に於て伐採せし三百九十六本の檜及び武州より伐出せし三十九本の樺を以て、十二萬圓の費額を支出したる宇治大橋は、延長三百尺、幅二十六尺、兩袖十八尺、反六尺、擬寶珠十六基を裝置して構造したり、本工事は明治三十六年木材挽割に着手漸次木造を進行し、同四十一年二月より橋杭、木除杭の基礎工事及び橋臺工事を起し、同年七月組建に着手しつ、同年十一月より敷板工事を行ひ、四十二年二月十八日勾欄取附を畢りて全部竣成し、擬寶珠は三月二十五日裝置、同二十六日渡始式を舉行せり抑宇治橋の沿革は今を距る四百五十年前、即ち永享六年に當り、時の將軍足利義教の造替架設せしに起因し、永享以前の事詳ならず、爾も本橋は大神御鎮座當時よりありて、武烈天皇御代迄に十三回造替し

多田滿仲、源義家、源義朝等亦造替の工を擧げたる由古記に見ゆるも信じ難し、彼の天曆七年、長元四年、弘長元年等の古記録に據るも橋なきは明にして、石を以て五十鈴川を渡りし事推して知る可く、橋ありしとは北中村の南流(今のた側橋附近)にありしを指したるを察す可きか、されど永享以前に本橋の有りし事は、康永元年坂土佛の紀行なる參詣記瀧祭の條に、北を望めば長橋の流水をさるありと記せるは、大橋の事を書きたる始なる可しと思はるゝが、永享四年足利義教の御臺所參宮の砌、輿にて川を越ゆしとあれば、造替中絶せしに由るならんか、斯くて寛正五年六月勸進の功成りて橋祈禱を行ひ、禰宜十人式を擧げ、一萬三千度の大祓を納めしが、翌年六月洪水の爲流失し、義政將軍參宮の由聞えれば大橋造替の義注進に及びしに、百貫文を本願の僧に下行して假橋を造らしめし事あり、次に文明九年には十穀沙門乘實の勸進によりて造替し永正二年には慶光院守悦上人、天文二十年には同清順上人勸進して造替の功を完ふしたりしが、永祿二年岡田郷失火の爲焼亡、次は天正八年には織田氏之を造替し、同十八年には豊臣氏大政所病氣平癒祈願の爲造替

し、次は慶長九年豊臣秀頼造替、次元和五年に徳川二代將軍初度の造替あり、次は寛永、萬治、元祿、正徳、寶曆、明和、寛政、文化、天保、嘉永の造替あり、所謂公儀普請所の奉行に屬し、國家事業たる事を表明されしは天正以後の事に係り、明治四年、同二十二年の造替を経て以て當度に及びしなり。

御造營の御萱

兩大神宮及諸別宮に要する御萱は、總數實に二萬束(束の廻り四尺三寸)に上り、價格約二萬圓の多額を算せられしが、之の蒔取場所を伊勢國鈴鹿郡庄内村字三畑飯南郡大河内村字勢津、同郡波瀨村字乙栗子、多氣郡五ヶ谷村字車川、同郡三瀬村字彌起、同郡萩原村字齒同郡川添村字神瀨、度會郡中川村字注連指、同郡柏崎村字崎、同郡一之瀬村字小萩、同村字川上、同郡沼木村字神齒、同郡宮本村字前山、同郡七保村字永會の十四箇所に選定し、明治三十九年より蒔取に着手し、之を貯藏小屋に納置し、四十一年十二月終了、嚴重なる検査を経て漸次兩宮へ運搬され、四十二年三月全く諸宮へ搬入せられたり、其蒔取場の中最も優良なるは萩

原村園にして、御萱の長八尺に餘るものあり、生質亦純良なるを以て御用には恰好の品たるを失はず、御萱は元來精選を要し、俗に謂ふ「つんば萱」「狐萱」「ちがや」等は一切採らず、叢生せる内より穂の完全なるものを精選して蒔取らしむる嚴定なれば、殖林事業の發展に伴ひ、漸次供給困難となり、所要の二萬束を穫るには多大の勞苦を盡したる事なる可く、萱蒔取に付ては、苟も忌服觸穢等の者は決して從事せしめず、總て不淨を避ければ、是亦少からぬ苦心を籠めたる事なる可し、然して御萱は簇生地一反歩に付漸く十五束を收穫するに止まれば、二萬束を穫るに百五十町歩を要したりと云ふ。

御神寶御裝束の事(一)

兩大神宮及各別宮遷宮大典に供進奉納せらるゝ御裝束は御衣裳、御被、御帳等にして、御神寶は御武器、御馬具、御粧具、大小御道具等にして、之に御雨履、御櫃、御笠等附屬せり、御物は概して美術に屬し、形質寸法悉く古代の制式に則り、其の製作は淨潔高尚を主とし、一般美術の進度に隨ひ、御料品として相當の品

位を保有せざる可からざるを以て、當局の苦心慘憺たるものあり、去明治二十二年には、嘉元送官符に基き、承安、永久の繪卷を參酌し、古儀復興の結果、嘉永度及明治二年度の御物に對し、名稱を同うして質体を異にせるものあり、又増加せしものあり、舊記を考檢するに齟齬の點を發見せるもの多きを以て、當度調製に就ては十分の精査を遂げ、苟くも遺漏なきを期し文献に徴し、先格を參照して修補改正を加へ、其の製作は基礎となる可き仕様書繪圖を以てし、圖面は平側、斷の精圖を整へ、之に一々色彩を施して明瞭ならしめ各品裝飾に要する織物の、錦、唐錦、綾、唐綾、羅、帛絹布等品質を區分し、錦綾羅帛は模様入の形狀配置色合等緻密に明記し、生絹打絹は光澤に留意し、其染料は特に本邦産の紅花紫根を用ひしめたりき、尙太刀帶取平緒其他所要の唐組以下組物は織物同様、原糸の染立を嚴重にして組成し、刺繍の如きは文様の恰好配置に注意を重ね、武器、馬具の構造に至りては頗る製作の精巧妙緻を要し、多大の苦心を籠めて意匠を盡くし、御太刀拵の類は高彫、透彫、鏤玉の裝飾に壯麗を極め、美術的善美を旨とし、普通刀劍銷印等の製作し

得ざる迄結構を莊重ならしめられたれば、十分の手腕ある者を選抜して之が製作に従事せしめ、御金物は金銅、銀銅、黒銅、鐵白瑩を用ひ、彫刻は概して七々子地、唐花、唐草文を以てし、又無地磨あり、金銅鍍金、箔鍍金、消鍍金等あり、製作複雑にして其式の重き蓋し未曾有の盛事なりとす、此等御裝束御神寶調進に就ては、相當工場を有し、殊に美術工藝に通達し、最も好績の經驗を重ね、且つ身元正確なる者にして、相當資産ある者に請負を命じ、工場は別に一棟を設けて清淨を旨とし、掛員の外濫に他人の出入を嚴禁し、造神宮使廳監督吏員は、其原料の撰擇より本品の成工する迄始終出張監視して、仕様書に照合し、細微なる點に至る迄、一々指摘して修正せしめ、時には原料の分折をも行ひ、嚴正督事、以て無上の神器を完成するに至りしが、其費額は實に拾六萬四千五百四拾七圓參拾六錢八厘にして、明治三十五年調査を始め、三十七年製作準備を施し、三十八年中製作に着手、四十二年全く竣成したり、然して御裝束數量は、主品一千五點、附屬品二百六十五點、付從品百十四點あり、御神寶は主品八百九十四點、附屬品四千八百七十七點、付從品百四十

七點の多數に上れるが、其品目は左の如しと云ふ。

- 御裝束
- 生絹壁代單帳 生絹單帳 生絹單天井 生絹袷御幌
 - 生絹單内敷屋 細布袷土代帳 生絹袷帳 生絹廣衣
 - 御被 小窠錦御被 小紋緋綾御被 小紋緋綾 屋形
 - 紋錦御被 五色五窠紋錦御被 刺車錦御被 小緋帛
 - 御被 上覆帛御被 小綾紫御被 鶴鶴紋錦御衣 紺
 - 綾御衣 小綾綠御衣 生絹御衣 吳錦御衣 帛御被
 - 緋綾御裳 生絹御裳 吳錦御裳 小綾紫御裳 紺綾
 - 御裳 倭文錦御裳 御袴 生綾御比禮 帛御忍比
 - 帛御袴 新羅組 錦御枕 帛御巾 細布御巾 御帶
 - 錦御履 錦御襪 御袴 御衣篋 紫御髻結 紫御
 - 帶 帛御襪 錦御袴 御鏡 御加美阿豆 御白玉
 - 奉座揚篋 紫御髻 菅御髻 紫御蓋 赤紫綾御蓋
 - 羅紫御髻 菅御笠 假御樋代御被 纒綳錦 兩面錦
 - 綾 絹 細布 御道敷白布 垣代生絹單帳 行障生
 - 絹單帳 生絹幔(以上十七點奉還御料)
- 御神寶
- 金銅御櫛 金銅御持 金銅御麻笥 金銅御鐫 銀銅
 - 御櫛 銀銅御持 銀銅御麻笥 銀銅御鐫 御篋 御

木絡練 御高機 鷄尾御琴 御香箸 御香爐 御硯
御脇息 御牀儿 五色御吹玉 御玉佩篋 御鈴 御
火桶 御匙 御箸 御拾扇 御笏 御冠 御彫馬
御鞍 御鏡 御鞭 御鞭掛 御大笥 御小笥 御荒
篋 御辛櫃 梓御弓 御胡篋 錦御粉 蒲御粉 革
御靴 御鞞 御楯 御鉞 玉纏御太刀 須賀利御太
刀 金銅造御太刀 第一御太刀 第二御太刀 第三
御太刀 御小刀 御矢

右は兩大神宮御神寶を合して其品目を擧げたるも
のにて相殿神以下別宮の分は包含せざれど概略兩
宮の品目にて其由を拜察す可し。

借、御神寶奉納の御事は天武天皇の白鳳十三年正殿以
下御新營の時に權興し、御遷宮の度々、御裝束と共に
調進せらるゝ御例となりしにて、明治二年迄は京都行
事官之を調進し、明治二十二年より造神宮使廳の管
理する處となり、以て今に至りしが、當度の御神寶御
裝束は實に至聖の敬慮に出て、萬世の宏範たる可く嚴
正莊重に調製せられし處にして、殊に御太刀は永世御
改造なき大御心を以て最も善美を盡させ給ひし由漏れ
承るが、各種數ある御神寶の内 天覽あらせ給ひしは

御太刀のみなりしと拜承するも、如何に大御心を注が
せ給ひしかと恐察し奉るに足らむ、嘻、畏き哉、天祖
尊崇の御聖徳。

御裝束神寶の事(二)

當度式年正遷宮につき新たに調進せられたる御裝束神
寶は九月二十五日第一回の到着ありし以來、二十六、
七日にかけ汽車便にて山田驛に到着し、兩宮の神庫に
格納せられしが、其送致に就ても造神宮使廳にては、
最も鄭重に之を取扱ひ、一貨車に安置して堅固なる鎖
輪を施し、停車場に着すれば警官護衛して、萬々の
過失なからん様に努めたり、無事悉皆兩宮の神庫に納
めらるゝや、祭主久邇宮殿下には、九月三十日午前内
宮齋館、午後外宮齋館に於て御神寶御覽あり、十月一
日の讀合式により、送文と讀合せて點檢を行ひ、當日
の川原大祓式により、清祓を行はれて奉納せられ、さ
て此の御裝束御神寶の謹製につきて、大方ならざる注
意と苦心とを拂はれたる次第を聞くに、御裝束の内生
絹及布は京都白木屋吳服店に於て、錦類は高島屋に於
て之を調進し生絹は御壁代、御被に、布は御土代等に

用ゐられ、費額約五萬圓を要し、錦は御衣を始め御神
 寶裝飾の御料にして、費額約七萬圓に達せる由にて、
 生絹織立に就ては、特に農商務省に囑托して生糸の檢
 査を行ひ、錦に在りては染料を精選し、紅の如きは山
 形縣に於て之を作り、西陣の後藤をして染上に従事せ
 しめ、四十年より織立に着手し、先づ見本織を檢査し
 たる上、本様と相違なき事を認定して、愈本織に及ぶ
 や造神宮使應員時々出張して之が監督精査を行ひ、錦
 の如き其の紋様の一箇に一毛の相違あるも全部を採用
 されざる規定なれば、成品監査の責任亦重大にして、
 厳格なる御盛儀の準備に言ふ可らざる注意を拂はれた
 るは、實に想像の及ぶところに非ず、織場は京都の高
 谷に於て生絹を、北川に於て錦類を、特に新工場を建
 築して數十臺の機械器械を据付け、織立は悉く男子を
 採用し、白衣を着けて慎重に従事せしめたるは言ふ迄
 もなし、かくて本年に入り納付されし生絹及錦、白布
 は夫々成業者に交付して製作に取蒐らしめ、御壁代、
 御被、土代等は兩宮第一、第二作事場内及齋館に於て
 高田茂の手により裁縫を奉仕したり、また御神寶は御
 太刀、御矢を東京小松崎茂助に、御弓は京都の弓師柴

田勘十郎に、御楯は京都の西村彦兵衛に、御鞆、御鞆
 御辛櫃、御彫馬は東京の中西喜助に、御神寶御總組物
 及御鏡、御琴、御鉢、御蓋、御翳、御笠等は、高田茂
 に、御宮類は染工會社に、金銅御金具は平田惣之助に
 命じて調製せしめたるが、御神寶中最も數量の多きは
 御矢にして、三千四百餘本の巨額に上り、製作費四千
 圓を要せるもまこと其材料の選擇は御用命を蒙りた
 る小松崎茂助の苦心せし處にして、矢竹は悉皆丈を同
 じくして節を揃へざる可らず、三千五百の多數を聊か
 も違はざる様節を揃へん爲めには、二萬餘本を選伐し
 て、一々之が調査を爲し、漸く完全なる品を成工する
 を得たる由にて、其羽に至りては更に苦心せるものあ
 り、材料は鷲及山鳥に就て採りたるが、斑文、色目、
 形狀等寸分違はざるものは脇翼の或る一所に生じたる
 ものに限り、他に之を求む可らざるのみならず、偶之
 れあるも嘴を以て傷けたるもの多きに依り、一矢に要
 する二枚を完全にせんとすれば、十羽に就て漸く之を
 得るに止まれりと、又御鞆に要する熊皮の如きも、其
 製作困難にして毛を願はずに完全なる材料は熊の全身
 中唯一箇所あるのみなれば、一箇の鞆を製するには、

熊一頭を充てざる可らず、豊受大神宮御料たる御矢に
 捲きたる白蒲は是又稀有の珍材として、當度は秋田産

を採用せられし由、御弓材の梓は之を近江に求め得た
 るが、梓の木質を識れる人少なきを以て、容易に其の
 材を得る能はず、帝國大學及帝室御料局に囑托して調
 査を爲し、漸く本質を證明するに至れりと、如何に
 其製作上に深き考證と注意とを拂はれたるか、管難有
 しとのみ敬拜すべき御事ならんや、因に中西喜助の御
 用命を蒙りたる彫馬は、御料馬「金華山」の型を採りて
 、槍材も彫刻し、之に褐色、蘇芳の裝束したる人形
 を添わたるが其製作上にも特別の苦心を要し、小松崎
 茂助調進の御太刀の飾具は、帝室技藝委員香川勝廣之
 を監督し、金彫家岡田雪峨、清水龜造等麒麟其他の彫
 刻に従事し、光榮ある技術を御神寶の裝飾に振へり、
 右の如く尊重に謹製されたる五十餘口の御太刀は、實
 に一萬二千餘圓の豫算を計上せられたり、神殿御造營
 は空前の盛儀を以てせられ、御裝束、神寶の調進に就
 ては、最も厳正なる考査を遂げられ、明治二十二年度
 の御例を始め本様形式に古例を參酌して、一彩一線も
 例格に適はずといふ事なく、慎重なる檢覆を行ひて、

益々神儀の重きを加へられたるは、實に畏き昭代の光
 ならずや。

御白石持

兩宮及敷飾白石と献納數量
 諸別官

今回新殿地に敷飾する爲め、造神宮使應にて準備せし
 積量及種類を調査せしに、正殿御敷地、軒下より内の
 部分には純白石の一粒選りを用ひ、瑞垣御門内、即ち
 内院には普通白石を、何れも厚五寸に敷詰め、瑞垣御
 門外周囲の御垣内には清石とて、普通川石の美しさを
 選びて厚三寸に敷詰めたるが、其數量は、皇大神宮正
 殿下に純白石六坪五合、同内院に白石四十三坪、瑞垣
 御門外に清石八十坪を要し、豊受宮正殿下に純白石五
 坪六合、瑞垣御門内に白石三十八坪、同御門外に清石
 八十五坪を要し、荒祭宮、多賀宮は内院に純白石二坪
 普通白石五坪を、月讀宮は内院に純白石一坪九合、白
 石十二坪を、他の各別宮には内院に純白石一坪五合、
 白石五坪宛を敷詰め、瑞垣御門外の清石は在來の分を
 洗滌清淨にして再用したるが、總石量は兩宮以下合せ

て純白石立三十三坪、普通白石立百五十三坪、清石立百六十五坪にして、之が採拾に就ては造神宮副使より三重縣に照會して宮川、五十鈴川、二見方面及び志摩海岸の採拾權を握り、水谷喜平をして採拾方運搬を請負はしめしが、其費額金四千四百八拾七圓餘にして、之の數量立三百六十二坪を要し、純白石立一坪五拾貳圓、普通白石立一坪四拾壹圓、清石立一坪六圓八拾錢の多額に上りたり、尙他に人民献進の分は、宇治山田市館町、今在家町、中之切町、浦田町合せて四合五勺櫻木町二合五勺、中之町二合五勺、古市町二合二勺一才、久世戸町七勺五才、倭町一合五勺、尾上町四合四勺五才、岡本町四合七勺、岩淵町四合九才、吹上町三合八勺七才、河崎町一坪二合六勺七才、船江町三合二才、豊川町二合六才、本町二合四勺一才、宮後町五合三勺八才、一志久保町二合一勺六才、一之木町六合六勺七才、八日市場町二合八勺三才、大世古町二合四勺七才、曾禰町四合三勺三才、下中之郷町二合四勺八才常盤町四合五勺、浦口町二合二勺五才、二俣町二合二勺五才、辻久留町五合六勺二才、中島町三合三勺三才同町京町三合八勺七才、同小川町七合六勺八才、同河

田町六合六勺、同中之町一合七勺二才、宮川町二合、度會郡二見町字江一合八勺、松下一合二勺、莊五勺、西村四勺五才、今一色八勺五才、三津一合、溝口四勺山田原五勺、大湊町九合六勺、神社町二合三勺二才、同町下野馬瀬小木竹ヶ鼻二合二勺五才、御園村高向八合三勺五才、同長屋向山一合四勺五才、新開七勺二才高屋五勺、王中島一合三勺五才、宮本村勢田藤里旭二合六勺五才、同前山二合九勺七才、城田村川端一合二勺、四郷村六合二勺五才、濱郷村通一合、同一色一合九勺五才、黒瀬二合五勺、黒崎中崎一合一勺二才、田尻一合二勺、神田久志本二合二勺五才、二軒茶屋五勺にして、何れも精選せる白石のみなりき。

白石献納準備

二十年一度の盛儀に會ひ、光榮ある嘉例を履みて新殿内院に參入する事とて、献納出願の各町村人民は、其の日の來るを今か〜と待ち焦れつ、青年、町總代等は數十日前より集合疑議を重ね、盛儀奉仕の服装及び車輛裝飾の何かと提案して、揃衣を別染にせむと言ふもあれば、無益なる工費を擲つるの要なし、清淨を旨と

從事し造神宮使廳員の指揮に従ふ可き事
一、搬入日時變更を要する時は町代總代より献納二日前に造神宮使廳へ申出づる事
一、服装は警察取締上差支なき限り從來の例に依る事を得るも宮城内にては必ず相當の服装をなす可き事
一、白石は宮城外にて検査し不淨と認むる物は搬入を差止む
一、搬入車輛は宮城外に止むる事
一、白石數量其他献納に付ての必要事項は惣代より九月三日迄に造神宮使廳出張員に申告すべき事
一、白石は清淨の場所にて採取したる徑一寸乃至二寸迄のものとする
一、献納白石運搬方法は各自の任意なりと雖、宮城内に在りては神地取締規程を遵守す可き事
一、献納關係人御垣内に參入の時は舉止靜肅を旨とし荷も御建物等に接觸するが如き行爲ある可からす右に違背し不都合と認めたる場合は搬入を停止し、又は退去せしむる等相當處分を爲すことある可し
一、參入道筋は表參道より參入板垣南御門を経て重々御門を參進内院に献納の上北御門より順次退出する事
一、搬入方は舂、籠、風呂敷等便宜使用す可きも清

すれば新調の浴衣の方後日使用の利もありて可なりと云ふもあり、氣負の法被に勢揃すること可けれど打出すもあれば、輕佻浮華に流るゝの譏りを避けて、白揃ひを最上となす等夫々意見を異にしたるも、概して浴衣の方賛同者多く、白衣之に亞ぎ、別染揃衣は稀にして、中には御木曳に着用せしを用ゐしもありたりき斯くて献納許可の指令に接するや、各町村に於ては、宮川筋、志摩地方にて採集せし白石を買取りて準備し中には倉皇夜を侵して特許されたる宮川に赴き採拾する所もあり、宇治山田市役所にては各町總代、用係を召集して協議の上、白石献納に關する打合委員を選舉する事とし、進修區にては櫻井左右馬、修道區にては井村大安、明倫區にては中西用亮、有緝區にては井坂長七、厚生區にては五富利金吾、福島末義、早修區にては杉重三郎、中島區にては牧山鐵造諸氏當選、更に委員會を開きて搬入町順及出發時間等を決定し、造神宮使廳に届出で、指揮を仰ぎたるが、白石献納に關する造神宮使廳の發せし取締心得及協定事項左の如し。

白石献納關係者心得

一、白石献納關係人は混穢を憚り敬神の誠意を以て

浄を旨とす可きは勿論、擔捧は一切使用せしめざる事

町總代委員會決議

白石献納日割及町順

- 一、九月五日 内宮
宇治山田市豊川町、本町、宮後町、一之木町、一志久保町、八日市場町、大世古町、曾禰町、下中之郷村、常盤町、浦口町、二俣町、辻久留町、中島町、宮川町
- 一、九月六日 風宮擔付祭及薨祭に付き休
- 一、九月七日 外宮
宮川町、中島町、辻久留町、二俣町、浦口町、常盤町、下中之郷町、曾禰町、大世古町、八日市場町、一志久保町、一之木町、宮後町、本町、豊川町
- 一、九月八日 内宮
館町、今在家町、中之切町、浦田町、櫻木町、中之町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本町、岩淵町、吹上町、河崎町、船江町
- 一、九月九日 外宮
船江町、河崎町、吹上町、岩淵町、岡本町、尾上町、倭町、久世戸町、古市町、中之町、櫻木町、浦田町、中之切町、今在家町、館町
- 一、五、八兩日 出發時刻

五日、豊川町先發、午前五時山田橋通過、以下各町十分毎に間隔を取りて、順次進行する事
八日、館町先發、午前八時發車、以下之に續く事五日に同じ。

一、七九兩日

七日宮川先發、午前七時に中島町集合地を發車し、以下「十分」の間隔にて進み、外宮に向ふ事。
九日船江町先發、同上の時刻に發車する事。

一、到着時刻は兩宮共遅くも「先發」は午前十一時迄に域内に到着す可き事。

一、御白石搬入車は内宮は表參道下馬所にて止め夫れより宮域内榎石の處迄擔ぎ入れ、同所にて造神宮出張員の検査を受け、内院に持運ぶ可く、外宮は表參道下馬所にて車を止め、宮域内清盛桶の處に持入れて検査を受けたる上内院に運び、手に提げ行く外擔ひ釣りなどなす可からざる事。

一、搬入當日午前七時雨天の節は順延の豫定なるも十三日には内宮御戸祭あれば其前日迄に必ず搬入せざる可からざるを以て、若し雨天續きの場合は、十一十二日の最終日に當り、郡部と同時に搬入する事となるやも計られざれば、少々の雨模様にも押して決行す可き事。

一、内宮に搬入を畢りし車輛は歸途必ず新國道を通す可き事。

白石献納盛儀

兩大神宮及瀧原宮同竝宮、伊雜宮、月讀宮、同荒御魂宮、伊弉諾宮、伊弉册宮、月夜見宮内院奉飾の爲御白石を敷き奉ることは最古き御例なるが、明治維新前は今の如き盛典行はれされしに、明治二十二年御遷宮の時より胚胎せり、其の慣例を調考するに、維新前は神宮長官より内宮會合年寄及山田三方年寄に依頼し、賦役を以て兩宮に搬進せしめたる程にて、現に白石の不足なりし事は、神宮改革以前は内玉垣御門外にて、奉賽の爲め白石を献納せしめたるを以て知る可く、寛正年代には神宮大宮司より内院に白石を敷き奉りし事舊記に見え、鎌倉時代には引砂の功に依りて神宮の位階を陞叙せられし事あるも、白石奉献に神忠を盡しに外ならず、内院荒廢履を入るゝに餘地なき程なりしは實に畏き御事にして、荒木田神主氏經郷の神事記に、
同十三日(寛正七年三月)瑞籬内掃除沙汰白石司中より令敷遷宮以後此沙汰于今無沙汰仍草深く根堅く不[○]被[○]引[○]其[○]跡[○]見[○]苦[○]之間[○]能[○]々[○]白[○]石[○]を[○]可[○]被[○]置[○]之[○]由[○]重[○]司[○]中[○]に[○]相[○]觸[○]此[○]外[○]宮[○]中[○]掃[○]除[○]事[○]宮[○]預[○]奉[○]行[○]等[○]申[○]付[○]公[○]方[○]様[○]御[○]參[○]宮[○]前[○]致

沙汰云々

とあり、當年内院の御摸樣實に恐懼に堪ざる處、白石奉敷の義に至りては僅に大宮司の微力に支わられたるに過ぎざりき。

斯くて明治二十二年に至りては、昭代の光彩陸離として輝き、上代未曾有の盛典を舉げらるゝや、臣民の敬仰翕然として向上し、偏に深厚なる信念を捧げて、御敷地奉飾の土工に力を致し、前代未聞の麗儀を以て、西御敷地を淨化し奉りたるが、此期に際しては、宇治山田町民及附近村落人民等舉つて献納の願意を致し、他國敬神家亦之に参加して、皇大神宮は七月二十五日豊受大神宮は八月一日より、凡二十五日間の豫定を以て、宮域に搬入したり、是全く嘉永遷宮以前の御例に依る處にして、嘉永二年七月、外宮作所引留に記載せられたる七月十七日付長官齋館へ、西村忠右衛門差遣し、持參せしめたる書付に、

新殿御敷地へ白石持入候義來二十六日より如先格山

田惣中へ持參候様御取計可被下候以上

とあり、又同年八月三日内宮作所御造營日記に、

御白石持の儀明日小雨に候は、相始候趣大雨に候は

とあるを見れば、奉獻期日は前後せるものと見る可きか。

借明治三十三年、皇大神宮臨時御造營の砌にも先例に倣ひて「白石持」を奉仕したるが、正遷宮の御時と異り僅に内院のみなりしかば、二十二年の御時の如く、多量の献進を要せず、従ふて町民も、花々しき「衣裳揃へ」等の事なく最静肅に奉仕せられたり、是全く御異變の後を享けて神慮測る可からざるを畏れしに因りてなりき。

いでや、今回御造營新殿に献納せられし御白石持の盛儀を叙説せむ哉。

初日の御白石持

夜來の大雨は名残なう霽れて、中秋の空模様藍染の心地よく、神路の朝霞はのくと立渡れば五十鈴の川水朝日に映れて、今日の盛觀を金波にこそは満はしたれ満街印旗の紅匂ひて、人の往來も何となく色めき渡り嚴肅なる古例の光彩神々しくも亦心ゆくばかり耀きたりき。

借第一日の九月五日午前七時に先發したる豊川町は十時三十分と云ふに内宮一鳥居口御橋前に到着し、白石は樽又は叭の儘、初種石附近の假置場に撥ぎ入れらるゝや、更に清筵を敷きたる詰替場に移し、茲處にて造神宮使廳出張員の検査を受け、夫れより各自籠、春風呂敷に納れ、手にく新殿御垣内に進み、外玉垣、内玉垣、蕃垣、瑞垣の諸門を経て内院に參入し、造神宮係員の指揮により、雪の如き廣庭に、一しほの光りを添わたりしが、靈彩陸離たる新殿の結構を打仰ぎ、金碧燦爛たる御裝飾を目近く拜觀するの榮福を奉謝せざるものなく、颯々の金風、太古の積翠より落ちて、千木に、尊き韻きを傳ふる聖さ、大神在さば、天つ日嗣の帝より外に、祭儀仕ふまつる神官を除きては、一足だも入る可からざる神庭なるを、光榮ある神都人民の特例として、此の盛儀を奉仕することを得る、實に畏き極みならずや、斯くて内院に白石を献納すれば、御裏御門より順次退出し、御池の邊を裏參道に出で、歸途に就くこと豫定の如く、各町順次參入献納して、午後五時四十分全く第一日の盛儀を了りたりき。尙内院の模様を拜記せむに、板垣御門下より御裏御門

迄は巾一間の間隔をとりて、左右に手擦垣を設け、各る老幼の附添人一名に限り、特に平服の儘にても保護者として黙認する事としたれば曠古の盛儀に參するの光榮に浴し得るを歡喜しつ、先を争ひて參入したりき、此等取締に就ては、板垣御門下に造神宮使廳係員、神宮衛士長、衛士を始め、河田警察署長、伴警部は數名の巡查を従へて出張し、一々點檢を行ひ、重荷を持ちて不自由なる者は、脱帽、整衣に注意を加へ乍ら、之を手傳ひて服裝を正しやり、裾端折を下しやる等、懇切に献納者を保護せられしに人々感謝し合へりき、尙參入者の中には、附添ふ可き子なきに平服にて參入せんとして制止せられしあり、十三四歳の子に殊更附添ひて參入せんとし、大願黙止し難く、俄かに臨機の處置を取り、揃衣を着せ



内宮神苑御白石

きな子には其要なしと刎ねられしあり、四十二三歳の

屈強なる揃衣男が常服の老人を伴ひて入らんとし、達者な老爺に附添は無用なりと止められしあり、揃衣を着たる幼児と常服の幼児とを一婦人が伴ひ來り、常服の子のみ差止められて困りしあり、常服の一老婦が附添ふべき子なき爲め、失望して門外にゑめる時、揃衣を着し二兒に一人の附添人あるのみなるを見て、點檢員は一人の兒に老婦の附添ひを許して參入せしめたるあり、三人の常服婦人が、一人の揃衣着し幼児を伴ひ來り、一人宛交代して參入せんと計り、甲先づ首尾よく内院に入り、出て元の御門前に歸りて、乙に幼児を伴はしめんとすれば、幼児は泣て之を肯かず遂に本懐を達し得ずして悄然立歸りしもあり、點檢員は終始便宜の手心にて一人にても多く參入せしめむことに力め破格の取扱ひをなしたるには、寛嚴其方を得て萬民、其惠を拜謝したりき、斯くて七日以後の御白石持にも寛大に看過され、極めて靜肅に終了せしこそかへすがへすも芽出度次第なりけれ。

第二日目の壯觀

薄曇りの空は、殘暑の雲に裏まれて、微風髮髮に戦が

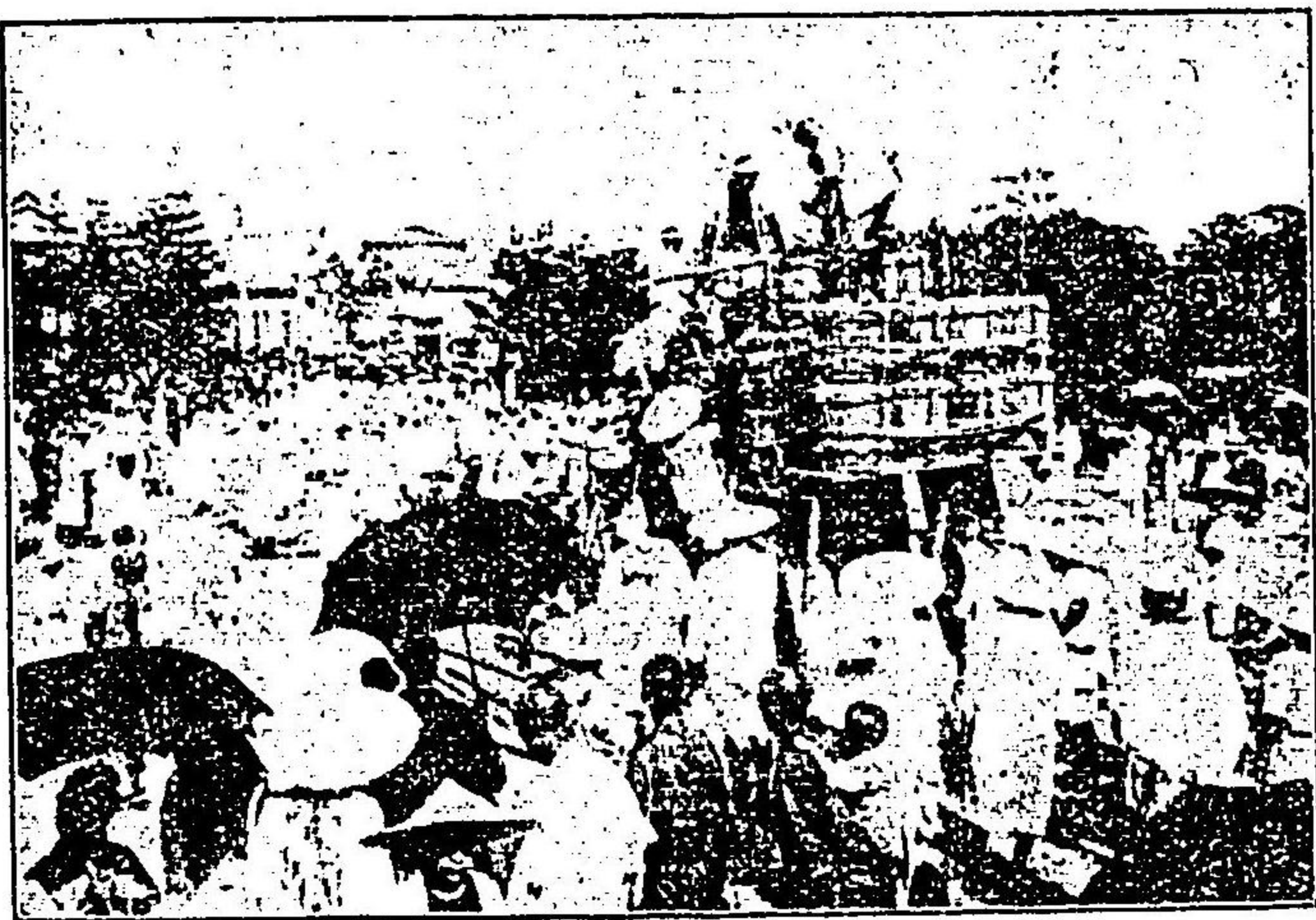
す、熱鬧せる市中の光景沸くが如く、滿街織りなす花紅葉の眩しさ、市旗軒提灯燃ゆるばかり掲出され、市民は殆んど隨喜の体にて、未明より宮川に赴き車を飾りて、時の至るを待ちたるが、午前七時、豫定通り宮川町を先登に、各町順序正しく曳出し、宮川町第一着に豐受宮表見張所前に到着せしは十時二十五分にして夫れより清盛桶前方、參道左側の假置場に搬入し、直に同所なる詰替場に於て、造神宮係員の検査を受け、老幼相扶け、壯弱相競ひて、新殿内院へと參入し、献納を終りしは十一時二十分なりし、斯くて中島町以下は正午時に及びて續進參入し、各町全く献納を終りしは實に午後六時二十五分なりき、因に、當日献納中、前日に劣らぬ優勢を以て、最壯烈に奉仕せしは小川町の五十二樽、河田町の六十樽にして、彼の御木曳車に山積せし光景目覺しとも目覺しく、半空に閃く國旗、眞神、特志寄贈のピラの數々、曳けば槍鳴り、木鳴りの響き快よく、また一層の偉觀を添へたりき。

此の日甲部なる宮川町以東十五ヶ町の盛儀を終る事とて市中の賑ひは上棟祭にも劣らず、滿巷肩摩接踵の雜踏を極め、數萬の群衆陸續充溢せしが、寫眞師は此の

盛況を撮影せんとて、殊に賑はしき八日市場、神苑地等要所々に十數臺の器械を据付けて、前例無比の宏儀を直寫し、都市の新聞紙は直に銅版に製して翌日の紙上に掲載し、其盛況言ふばかりなかりし、當日外宮參拜者八千五百五十二人。

第三日目の盛儀

季節柄とて白石献納關係市民は一方ならず天候を氣遣ひたりしも頗る順應にて此の日亦快晴なるを以て、市民の喜悅言ふも更なり、中秋の爽氣に勇み立ちて早朝より準備を整へつ、午前九時と云ふに、白衣の揃衣にて肅然たる態度を持しつゝ曳出したる館町を先頭に順次内宮に向ひ初種石の邊なる詰替場にて造神宮係員の検査を受け、夫れより手にく、白布、籠等に



外宮前御白石持

は俄然覆盆の大雨となり、大混雜を極めしも、少時に

新御殿の莊嚴なる結構を拜しまつり、無上の光榮を荷ひて深く神恩を奉謝しつゝ、滞りなく各町献納を終りしは午後六時なりき、當日市中の賑盛は前日に譲らず、各町搬入の光景亦壯烈を極めたりしが、内宮參拜者は一萬三千二百三十三人と註せられたり。

第四日目の偉觀

九月五日、七日兩日に於て、宮川町以東十五ヶ町の献納を終り第三日目の八日は館町以下内宮に献納し、第四日目の九日、外宮に献納して市内の盛儀を終りたるが、當日は船江町を先頭として午前十一時三十分搬入されしに、館町出發の十一時頃に

名不特

白く玉ややくもしきりし

あつらひもちりしは

神野木 宮戸 少勝 宮隆 司君 詠

して晴天となりれば、清めの雨よと喜びつゝ、更に勇氣を鼓舞して曳々聲を振ひ、午後四時三十分館町の献納を最終として茲に榮譽ある盛儀を完了したり、爾も前後四日の間豫定を渝へず、克く神民の本分を辨へ皇恩の隆大を敬ひ、嚴肅なる態度を以て遺憾なく奉仕せしは至幸と謂ふ可く、神都の歴史に靈彩を加へたる事蹟に至りては當事者の懇切なる斡旋を感謝するの外なかりし、此の日外宮參拜者は七千六百九十三人。

第五日目の賑況

那部献納の十日は、所謂厄日前の天候とて、測候所の

豫報に違はず、時々驟雨驟りて車軸を流す如きも、今日を定めぬ芽出度盛儀とて、二見町を始め各町村は、未明より出發して内宮へと向ひしが、百餘の車輛に聖き白石滿載せられ、眞神、注飾繩の翠嵐に戦ぐや、賀興の讚韻神山をどよもして、五十鈴川波も躍り狂はむばかり、清淨雪の如き白衣の幾千人と、花紅葉錦織りなす幾千人とが、喜びの色を湛わて宮域に參入する光景實に壯觀なりき、偕も先頭たる二見町の宮域に入りしは午前十時なりしが、時恰も雨間にて千餘の献納者は無事内院に參入し、他の町村順次到着、折柄の大雨を物ともせず曳々聲勇しく續進せしは神社、音に聞け

し大湊の群衆が横溢せる元氣を二條の綱に籠めて邁進せし勢は、例もながらの壯絶、爾も一の破律者なく、靜肅に奉仕せしは當事者の周到なる注意多とす可きなり、斯くて宇治に溢れたる御白石持の群衆は、一時に立込みし事とて、其の混雜名狀す可からず、殊に驟雨忽ち驟るを以て、滿街恰も白兵戰の酣なる如く、老幼婦女の困憊せる姿、側の見る眼も勞る、計りなりき。

最終第六日目

十日雨を冒して内宮に奉仕せし郡民は最終の六日目、即ち十一日の大雨を物ともせず、老いたるも幼きも、倦怠の色なく、前日と同じく揃衣を着飾り、車輛を裝ひ、泥濘を踏破り、躍進濶歩、勇氣を増して曳々聲を張揚げ、紅白絲紫地を蔽ひて、昭代謳歌の元氣壯烈に外宮前は勿論、一塊の石も見ぬ迄人を以て埋められしも、盛儀奉仕の高念を抱ける郡民は、最謙嚴に推讓扶援し、些かの紛擾を醸す事なく、無事献納を了れり此の日、御白石は城田村川端を始めとし、二見町最終に献納して、茲に全く兩大神宮の盛儀を完了し、參拜者は五千八百九十四人と註せられたり、當度白石献納

に就ては、河田警視最も心を盡くして警戒の任に膺り部下を督勵して率先其の職を行ひ、強きを制し、弱きを勦はり、寛濶適宜、些の異事を生せしめざりしは特筆すべき功績なりとす、左に聞き得たる道歌の一二を抄録して後昆に傳へむ哉。

館町外三ヶ町道歌 (二調2-4)

慶き秋の風澄みて、 世なみ豊けき君が御代、
御稜威輝く新宮に、 おさめまつらん白石を。

老も幼きも引つれて、 廻る車の幾そ度。
古例の神注連繩の。 高く匂ふもたふとけれ。

赤き心の花紅葉、 さよきは月のまことにて
かさめまつらむ白石の、 姿は雪よ美しき。

同 内のしき年の香に立て、 御代長月の宮造り、
内外の瑞垣彌高く、 仰けは際なき天津影。

神代乍らの白石を、 祝ひ納むる廣前や、
白木に輝く金碧の、 宮居まはゆき秋の日よ。

五十鈴川邊に生立し、吾等はたふとき神の民
喜び勇みて皇恩に、ひくひまをいざやいざ。

八日市場町青年道歌

變る習ひの世の中に、 變らぬ例ありがたや、
五十鈴の川の水清く、 高倉山の峰高く、
太しくたてし宮柱、 千代に八千代に動きなく
二十年ふりの御造營、 新になりし御代の秋、
喜び祝ふ民草の、 心つくしの御木曳に、
ちなみて運ぶお白石、 清き誠を捧げつゝ、
豊宮川に口そゞぎ、 二見の浦に垢離をとり、
淨衣着なして曳く車、 音もさやかに響くらん。

別宮御白石持

皇大神宮別宮伊雜宮は磯部村民より十一月九日に、同
別宮月讀宮は四郷村民より十月十三日に、豊受宮別宮
月夜見宮は宮後町より九月十二日に夫々献納せり、尙
其數は左の如し。

白石献納町村總代及代表者

磯部村四坪(清石) 北中村三合 宮後町二合八勺

次郎△下中之郷町杉重三郎△浦口町村城清助、大井富
藏△二俣町牧山鐵藏、高村源吾△中島町小林菊次郎、
山本伊兵衛、野村四郎兵衛△京町岡島金五郎△小川町
橋本半七△河田町八木多藏△宮川町清水源之助△辻久
留町中西萬次郎、川口要藏

△度會郎二見町溝口八木才松、同松下山中喜六、同三
津青山音松、同江松本徳左衛門、同山田原五味喜八、
同莊大西喜十郎、同今一色水藤虎助、同西村鐵木友三
郎△濱郷村一色藤本徳藏、同黒瀬中崎富本爲吉、同神
田久志本大西齋吉、同通小林久右衛門、同黒瀬森田友
藏、同田尻森才次郎、同二軒茶屋、竹谷清太郎△神社
町山口久吉、同下野古川善四郎、同馬瀬中村鹿藏、同
小木西田五郎松、同竹ヶ鼻中西善藏△大湊町土井熊藏
△御園村高向辻村才吉、同高屋今井崎彌三松、同長屋
向山山口彌助△宮木村勢田齒部虎之助、同藤里中津松
吉、同旭大鍛富吉、同前山荒木清三郎△城田村川端天
漁人、山下佐之丞△四郷村北中村河西甚平、同楠部野
間孫六、同一字田村山本奥三郎、同朝熊羽根久吉、同
鹿海上野新吉

△宇治山田市館町富永幸平次、福田由松、久保五郎八
△今在家町櫻井左右馬、堤庫次郎、多氣道郎△中之切
町尾崎寅吉、繁野兼吉△浦田町勝村八郎、岡部藤之助
多田米造△櫻木町小林佐平、熊本庄吉、△中之町井村
大安、浦北音吉△古市町白井徳得、同徳壽、太田小三
郎、谷口文吉、久土目藤太郎、永澄嘉平、岡本種松、
山崎音吉、高木徳之助、小川辰助、白井清榮門、永田
佐平、服部正文△久世戸町増井大助、大津源五郎△倭
町田中瀧造、横山玄、向井幸吉△尾上町向井幸吉、三
好能七△岡本町村井源藏、片岡善兵衛、△岩淵町中西
用亮、西村平兵衛△吹上町竹内善四郎、中井重藏△川
崎町井阪長七、村田仙右衛門△船江町橋村惣八、井阪
三左、笠松小右衛門△本町磯島兼吉△豊川町河島廣吉
△宮後町神田竹次郎、河村清兵衛、坂井竹松△一之木
町高田金藏、杉村熊藏△一志久保町植田勇△八日市場
町小西清香、中北喜平△大世古町河口傳次郎、笠松榮
助△曾禰町曾原孫平、松崎藤九郎、河村政喜、田口程
吉、爲田半次郎、松田齋助、村井忠三郎、中東文術、
五富利金吾、辻井岩吉、山口定八、西村幸助、楠田兵
治、荒木六平、東儀兵衛、野村彌三郎△常盤町伊藤助

式年御遷宮諸祭式

山口祭

明治三十五年五月二日兩宮同日

之の御祭は御造營材を伐採するに先ち、御山の口に座
す山神を祝ひ祭り、作業中障害なき様祈請す、其の祭
場は、内宮は神路の山口なりし岩井田山(伊勢國宇治
山田市館町)石井神社舊地に於て行ひ、外宮は土宮附
近に於て之を行はれ、忌物、神饌、神酒、白雞、鶏卵
等を供進し、童女忌鎌を執りて山口の草木を刈り拂ふ
儀式あり、祭儀の前に方り造神宮使以下五丈殿に就き
て饗膳の式を行ふ、是第一の祭儀なり。

木本祭同上

祭場は豫め宮城内に於て良材ある處を選定し、夜に入
りてより樹下に忌物、神饌等を供進し、木本に座す神
を祝祭し、皇大神宮は童男、豊受大神宮は童女忌斧を
執つて心御柱木を伐り、其本末を山神に奉奠し、皇大
神宮は御稻御倉に、豊受大神宮は外幣殿に奉納する御

式なり。

御杣山木本祭 同年六月三日

祭場は木曾御杣山にて、御樋代御用材を伐り初むる御式。

御樋代木奉曳式

明治三十六年二月十二日内宮
同 年同月十三日外宮

御樋代木は又御祝木とも稱し、御神體を鎮め奉る神器の御料にして、前年六月の伐採に係り、海路を経て大湊貯木場に到着するや、造神宮使廳より吏員出張して鹿海及宮川貯木場に護送し、式日には多数の工夫を出し、神宮よりは神官従行して、行列嚴かに宮城内に曳入れ祓清めの式を行ひ、大宮司以下、綱を執りて三度奉曳の儀をなし、内院寶殿の位置に曳入る盛式なり。

御木曳始式

同 年四月十二日内宮
同 年同月十三日外宮

兩宮以下正殿御棟持柱たる御料材を曳き入れる御式にて、造神宮使廳吏員、神宮、奉迎、修祓の上、皇大神宮は五丈殿前に、豊受大神宮は九丈殿前に安置す。

木造始祭

同 年四月廿一日兩宮同日

當祭は即ち木造作業を始むる儀式にして、祭主大少宮司以下神官、造神宮副使以下、五丈殿に著き饗膳の式を行ひ、後、造神宮屬の祭事を行ふあり、小工出で、御棟持木の木口を切り、墨を入れ、造神宮技手大宮の方に向ひて參拜の上、手斧を以て御木を打ち、小工御棟持柱を造り奉る式あり。

鎮地祭

明治三十九年三月五日兩宮同日

鎮地祭は俗に云ふ地祭にして、宮殿を造營せむとする以前大宮地に坐す神靈を祝祭する御儀式なり、當祭には大宮地中央四隅に五色の幣を立て忌物神饌神酒等を供進し、童女忌鎌を執りて草薙初めをなし、忌鎌を以て土を穿ち奉る御式を行ふ。

假御樋代木伐採式

明治四十年八月一日

兩宮以下遷宮の砌、御神體を納め奉る一時の神器たる假御樋代及假御船代御料材を伐採する御式にて、木曾御杣山に於て執行せられたり。

立柱祭

皇大神宮は四十二年三月十一日午前八時
豊受大神宮は同 年三月十三日正午時

此御祭は新宮殿造立の御建前式とも申すべきにて御用材は已に木造、切組を終りたれば當祭を行ひて御殿の建築に着手せらるゝなり、御敷地には豫め御柱八枚を樹て槌四柄を四隅に置き祭場を設けて祭儀の準備を整へ、定刻より造神宮主事、技師以下造宮吏、忌鍛冶、小工十二員は先づ忌火屋殿前庭祓所にて修祓の行事ありて神饌辛櫃を昇立て新宮の御敷地に到れば、次で大少宮司以下神官は齋館出門の際修祓を受け、本宮一拜の上祭場に參著し、造神宮屬、技手奉仕して饌案を正中に設け神饌を奉奠し、初献の神酒を奠へまつり、祝

御形祭

皇大神宮は三月十一日午後二時
豊受大神宮は三月十三日午後四時

立柱祭に引續きて御形祭と申すがありて御形短柱へ御形を穿ち奉るの御式なり、禰宜權禰宜各一員、宮掌二員、造宮屬三員、技手二員、小工四員奉仕して忌火屋殿前庭祓所にて修祓の上、神饌辛櫃を新宮に送り、諸員は本宮一拜の上新宮の祭場に著き、御形短柱二枚を正中に安んじ、神饌神酒を奉奠し祝詞を奏し諸員八拜撤饌の後、造神宮技手進みて御形を穿ち奉り、墨を加

へ禰宜之を検知し、一拜退出、第一別宮遙拜の事あり

上棟祭

皇大神宮は三月二十六日午前十時
豊受大神宮は三月二十八日正午時

此御祭は名の如く御正殿の御棟木を奉揚するの式にて立柱祭と共にいとも重き御祭典の一たるなり、神宮側にては大少宮司禰宜權禰宜宮堂總員、造神宮側にては主事技師屬技手忌鍛冶小工總員、合して百數十名の諸員參集して祭儀奉仕す、造宮主事以下先づ祓を受け神饌辛櫃を護して新宮に參進次で大少宮司以下同じく修祓の上正宮を一拜して新宮に著すること立柱祭の時の如し、新宮の御棟木には布綱二條を掛け、弓矢二具を飾り、博士木を設け垂手麻を付けたる神を置き祭儀の諸具は己に辨備せられたり、大宮司は主事に對して御正殿と瑞垣をの中間古規に相違なきや測量あらん事を告げ、主事は技師に行事始むべき由を告げ、技師は技手小工各二員を率ひ竹量を執りて心御柱基より瑞垣御門基の間を量り大宮司に復命するや小工二員は御棟の上に二員は庭上に進みて布綱を博士木に結び、大宮司

以下東西に分立して綱を持ち、御棟木奉揚の形式を行へば、技手二員庭上に立つて神を揮り、小工一員音頭を取りて「千歳棟」「萬歳棟」「曳々億棟」(外宮は曳々棟)と喚び、御棟上の小工之に應じて御棟木を三回打ち納め、御祝餅を西北方に投げて目出度き行事を畢り、一同復座したる後、神饌を奠へまつり、主事進んで祝詞を奏し諸員八拜、撤饌、技手一員大宮司に行事畢る由を申し諸員退出、第一別宮遙拜、退下となれり、尙上棟祭の御祝餅は兩宮各七千五百個づつを神苑地に於て衆庶に頒賜されたり。

莊嚴なる上棟祭

皇大神宮上棟祭は四十二年三月二十六日午前十時第三鼓を合圖に牧野造神宮主事、三室戸大宮司、桑原少宮司以下諸員六十餘名は衣冠正しく謹嚴に、忌鍛冶小工等八十名は淺黄色の素襖に明衣をかけ列を正して參進し、先づ忌火屋殿前にて修祓の事あり、夫より漸次新宮の御前なる設けの式場に參進席次に着す、神々しき新御殿の御柱基は、地上二尺ほどの處まで白布を纏ひあり、御屋根は蠟羽板まで營築され、之より銅版を取

つけまつるまでとなれり、而して新宮の棟上より百數十尺の白布二條を垂れ、其下兩側に各諸員及小工等列座して祭式次第に則り最も莊重なる嚴典によつて上棟の御祭を執り行はせられ、丈量の行事より御棟木奉揚の式に移りて市川、庄司兩技手神を振り、小工音頭を取りて千歳棟、萬歳棟、曳々億棟と三たび呼び、棟上の小工聲に應じて御棟木を三たび打ち納め圓餅を西北方に投げ、神饌奉奠、祝詞奉奏、諸員奉拜して退出、歸途荒祭宮を遙拜していづれも齋館に歸著されたり、此祭典に井上造神宮副使、有田三重縣知事、其他高等官等拜觀を爲し、宮域内に蝟集したる遠近の參宮者その數を知らず、祭典無事相濟めば參宮者の群は神苑地内の御祝餅投與場に詰めかけしが、投與場は東宮御手植松附近に高一丈、長三間、巾一間半の堅牢なる棚を設け、嚴重に之が警備を爲したる上、小工及人夫の手によりて七千五百個の圓餅を搬與したれば、其雜踏と賑況とは名狀すべからず、實に渡始式開始前の壯觀なりき、此日の參拜人は渡始式もある事とて七萬乃至八萬に達したり。

豊受大神宮上棟祭は同年三月二十八日正午、第三鼓を

合圖に牧野造神宮主事、大少宮司以下諸員、忌鍛冶小工總員奉仕して次第、内宮の御儀と大差なく莊嚴なる典儀を執り行はれ、木村、田中兩技手は垂手を附したる神を捧げ、大宮司以下分列せる中央に立ちて共に神を左右左右と打揮れば、小工中川清彦其後にありて莊嚴なる聲を振上げ凌々たる雄音に熱切の響きを置めて千歳棟、萬歳棟、曳々棟と呼んで棟上の小工之に應じて御棟を打ちし時は、曇りを帯びし靈山の神々しく畏き響の九天に傳はりていふべからざる快感を覺たり、斯くて御嘉例の圓餅を西北方に投じ、供饌、祝詞、八拜、其他の御式畢りて多賀宮遙拜歸館せられしが、當日祭場の設備を拜すれば新殿御建形は男瓦板を取附ける迄に出來上り居り、立柱祭當日の如く簀屋根を以て鄭重に覆はれたる御棟には北東の方に長二間の大雁俣の矢を長四間の直なる弓形に添へ、之に白布の弦を懸けて樹て南西の方には同じく大鐮矢を番へたる弓を樹てたるが、尙垂手麻を付けたる神を飾り、其中間には三基の幣に麻及絹を懸けたるを樹て、御祝餅を納めたる徑二尺のユリを置かれ、祭庭には黑白の帷幕を張りて幄舎を設け神饌を出納し、東方に數列、西方に二列正

面左右に分けて一列の段を設け瑞垣御門建設位置に近き處に二基の博士木を稍斜に打立て、御棟上より垂れし二條の布綱を結ぶに備へたるなど敢て美彩はなけれども尊重犯すべからざるものあるは蓋し他の式典に拜す可からざる處なりとす、當時御敷地を圍みて拜觀せし人数は實に三萬に上り、陰雲積翠を罩めて雨氣滴らんばかりなりしも、芽出度き盛儀に降らざりしは一般の幸福この上やはある、尙神苑地内及清盛楠附近に設けたる御祝餅投與所には祭典前より人山を築きて立錐の餘地なく、白木の辛櫃に圓餅を滿て雇一名づゝ白狩衣を着けて之に副ひ、投餅棚に上りし時には、さしもに廣き地區は盡く人首にて埋められ、之を投擲せし時の大壯觀は内宮の時に同じく、實に筆紙に現し得ざるものあり、警官の盡力にて負傷の不幸者等を出さざりしは至幸なりき、投擲されたる七千五百の御祝餅は内宮上棟祭及宇治橋渡始式の紀念と共に十數萬の土産話に入りて昭代の盛典を語り傳ふべく、絶好の材料となりたるは、當日、一旅人が、拾ひ得たる小兒に、その一個を貰ひ受け五十錢銀貨を白紙に包んで謝儀とせる一事にも知るべし、あゝ偉觀を極めし神境の尊さよ。

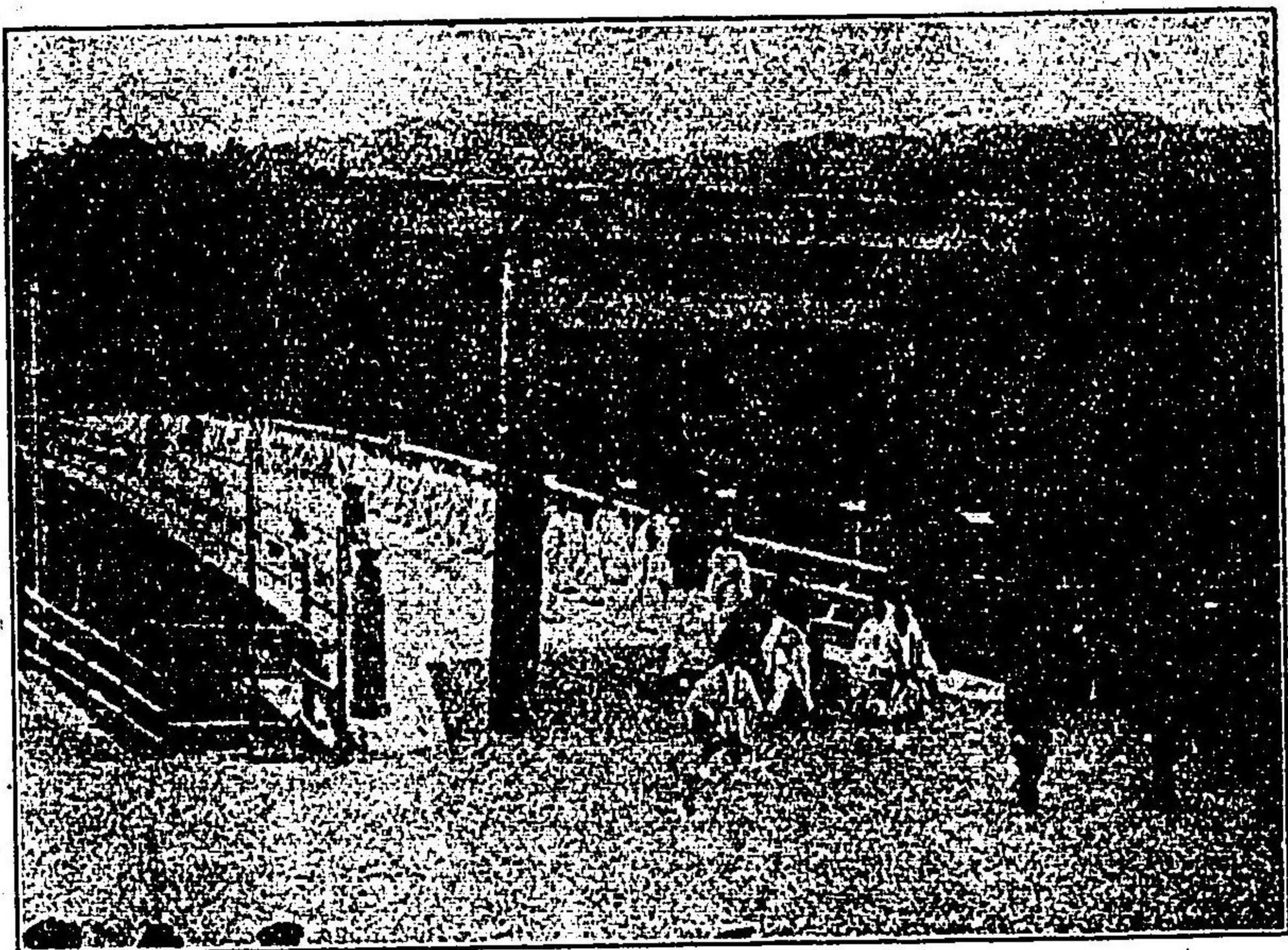
橋姫神社の御事

宇治大橋渡始式祭場たる饗土橋姫神社は當度御造替に係り四十二年三月二十一日午後八時を以て御遷座式を行はれたるが、今その由緒を承はるに、當神社は古來新大橋渡始式祭場として式典を執り行はせらるゝ御例に定まりあり、明治五年教部省の示達により三重縣管轄に移され、雜社の格に入り、今在家町氏神として奉祭せしが、同十四年内務省の達あり宇治橋及兩岸の鳥居を司廳の所管に屬せられたれば、同二十二年に至り渡始式祭場の古例により、神宮所管に復舊すべく内務省に稟請せしに、同年四月十五日認可の指令あり、五月二十二日三重縣より引渡を受け、茲に全く神宮所管の神社となりしが、今在家町よりは從前の如く氏神として例祭を行ふの許可を受けて先般迄奉祭し居たり、斯くて今回の盛儀前、他の攝末社に御例しなき結構を以て益々大神の尊嚴を表現せられたるは實に畏き次第にて、御造替費の如き六百餘圓を計上せられたる、蓋しし他に其の比を見ざる所なりとす。

宇治橋渡始式

總費額實に十二萬圓、木曾の檜材八百二十七本、武州の槻材三十九本を要し、明治三十六年木材挽割に着手して以來、木造を進行し、橋杭木除杭の基礎工事橋臺工事を経て四十一年七月組建を爲し、四十二年二月十八日に至り勾欄取附を了りて出來したる内宮宇治大橋の渡始式は、四十二年三月二十六日午後一時より執行されたり。

先づ井上造神宮副使以下造神宮吏員は各齋服にて、橋工は素襖にて渡女阿竹しげ女は白綾菱模様の袖に緋の袴を着け、白絹の被衣を冠りて檜扇を持ち、渡女の夫阿竹清助翁は薄柿色の素襖烏帽子に、竹杖を携へ侍女阿竹てふは白襟黒紋付に、紫紺に波模様の被衣を纏ひ扇を持ち、阿竹嘉六、同芳太郎は羽織袴、同ふさ子は白襟黒紋付にて齋館を出で、次で大少宮司禰宜以下亦進列して木履の音高く神苑より假橋を渡つて祭場なる橋西に御鎮座の饗土橋姫神社域内に到り、一同着座すれば修祓の行事あり、神饌を奉奠し、木野戸禰宜祝詞を奏し、諸員八拜の後神饌を撤す、次で岡田權禰宜は



宇治橋渡始式

あまのついで

大橋のまも

かゝる神のたま

あまのついで

祭

詠祝卿光和戸室三爵子司宮大宮神

祭庭係と共に萬度麻を納めたる辛櫃に副従して宇治橋左方(北側)の第二の柱の前なる案上に奉安し祭場に戻るや、市川技手は橋工二人を率ゐて案前に進み、萬度麻を捧げて橋柱の内に納めまつり、橋工二人は他の橋工六人と共に葱花形の金物を固め畢れば、前に渡始を爲すべき由を渡女に告げて一同祭場を出で、更に假橋を経て橋東に赴き、新大橋の南側を渡り始む、其列行は衛士を先駆に渡女阿竹しげ女及渡女の夫以下芽出度き三夫婦、次に井上副使以下造宮職員、次に三室戸大宮司以下神宮職員、更に引續いては有田知事以下縣高等官、市内官衛長、市長助役、市參事會員、市會議員在郷將校、學校長、市内新聞社長、各新聞記者等被招待者、阿竹家の親戚等も亦特に渡橋を許され、長く一列となりて除々渡橋を爲して橋姫神社祭場に着し、一拜ありて式を終へ、同じ南側を通じて齋館に歸着されたるは二時十分、渡始式に雨降りし例しなしと稱へらるゝ通り、春日影麗かなる好晴にて御式は一入莊重に拜せられたり、當日此の盛儀を拜觀せんものと朝未明の頃より群集するもの踵を接し、彼のさしにも廣き五十鈴川原より内宮神苑、御成街道、宇治市中等は此人

々をもて埋められ、渡始式後、東方(内宮神苑方面)に在る者より通橋を許せば、イザやとばかり我先きにと檜の香高き廣く大なる新橋を、人波うつて混み合ひ群れ合ひ渡橋するさま、亦中々に壯觀にして、一方嘉例の祝餅は便宜上、神苑地内及法度口附近に於て一般に投與せられ、之れ亦中々に雜踏したるが、其筋の嚴重なる取締により、些の過失も不詳事もなく、市接待所の賑盛に引かへ、救護所の閑散なりしは何よりの至幸にて、飲食店、土産物商、繪葉書店など相當の顧客を見たりき、此日の群集實に七萬餘人。

光榮ある渡女の一家

當度宇治橋渡始式につき光榮ある渡女を拜命したるは宇治山田市大字吹上町の阿竹しげ女(三三)といひ、その夫は阿竹清助(三三)とて先代より神宮御造營を始め宮城内諸建築物等の御用を拜命し、數次其工作に従事したる事ありて淺からぬ閱歷を有し、勤儉以て家産を興し克く家名を擧げたるに、更に斯く無上の光榮に預りしは、洵に喜ばしき限りにて「渡女」たるしげ女、その夫清助翁、子嘉六(三三)嘉六妻てふ(三三)孫芳太郎(三三)芳太



阿竹一家

郎妻ふさ(三十三)の三夫婦打ち揃ひて、四十二年三月二十六日の御式當日午後一時より宇治新大橋の渡始を奉仕せる次第なり、清助翁は古稀過ぐる高齢なるにも拘はらず、鏗鏘として壯者を凌ぎ、當年尙一俵の米を擔ぎ得るといひ、しげ女亦從ふて壯健に至極潔癖の老嫗にて、打ち揃ふて立てる様は、目出度きためしの高砂の蔚と嫗との如く、息嘉六氏現戸主として製材業を営み家運隆々、名望噴々、地方公共の事に盡瘁する年あり市の有力家として數へられ、孫芳太郎氏亦温篤堅實の性を有し、尙武の氣に富みて劍道の嗜好深く、一家を通じて高雅なる謠曲に堪能に、不斷の春風湧きて環々たる家庭なり、千代の縁を芽出度きふしにこめたる阿竹家の姿こそまたなき人の鑑なりけれ、因に記す前回即ち明治二十二年度には度會郡前山村の荒木うた(五十五)勘藏(四十五)及び子勘五郎(四十五)さわ(五十五)孫喜三郎(三十三)すて(三十三)の一家が此光榮に浴したりとかや。

宇治橋渡始式雜錄

△雜沓取締施設 宇治橋渡始式當日宇治市中の雜沓は豫測するに難きものあり、三重縣警察部長夏秋十郎氏

は宇治山田警察署長河田警視と再三の打合せを爲して雜沓取締の方針を定め、豫じめ縣下各地へ一片の注意を發して老幼を保護者なくして出でしめざることを、市内は左側通行を爲すこと、式前には往路を磯部街道の



宇治山田市長 北川矩一君

新橋より通せしめ復路を假橋を通すこと、併撤場へ老幼を近づけぬこと、宇治市街へは人馬車を入れしめぬこと、履物は成べく草履麻裏靴たるべきこと、異様の風体を爲さぬこと、携帶品を少くすること、留守宅の

火の用心、盜難の用心等を警告し縣下の警官二百四十名を召集し警衛、衛生、刑事、火防各方面を始め式場警備、交通取締に任じ、平易なる「拜觀者注意書」を要所へ貼付して周到なる取締を爲したれば群衆非常なりしにも似ず、盜難なく遺失拾得十件以内の外差したる事故もなく至極無事に此盛典當日の雜沓を取締りたるは何よりのことなりき。

△救護所の閑散 警察の取締周到なりし爲め宇治橋右畔、磯九郎附近、奉齋會前の三箇所に開設されたる救護所は、衛生會醫員、赤十字病院醫員、警察警、看護婦等交代にて詰切り居たるも至極閑散にて群衆にて眩暈、腦貧血を起したるもの數名を手當したるのみなりしは何よりの幸福なりき。

△當市の接待所 當市の接待所は五十鈴川原磯九郎の裏手へ幔幕を張り大茶釜を備へ卓を設け莫座を敷きて接待に努めしかば早朝來休憩するもの、行厨を使ふもの引きも切らず大方ならぬ便益を受けたり。

△御成街道の柵 宇治橋より橋姬神社祭場に至るの間御成街道の東端へは兩側に柵を設けて群衆を制したり又招待待參列者は豫じめ林崎文庫を以て休憩所とし式

中は柵内に整列し奉仕員に次いで渡橋を爲せり。

△早朝来の群衆、當日は長閑に晴れたる春日和として拜觀の衆は午後一時よりの式に未明より出かくるもの陸續踵を接ぎ式中の如きは橋西より鳩口に、内宮神苑一帶、五十鈴川原は一面の人を以て埋め人か眞砂か、蟻の這ひ出づる隙もなく、其數七萬以上と註せられぬ。

△群衆渡橋盛觀、渡始式無事畢つてイザ公衆の渡橋を許したる時の盛觀は如何とも形容のさまなく、歡喜の聲天に充ち先を争ひて押し合ひつゝ人波うたして渡る人數引きもきらず、白虹にはやかなる新橋上は黒き人山を重ねたり。

△繪葉書と寫眞、此盛觀を撮寫して好個の紀念葉書及び紀念寫眞となさんものと、各寫眞師は屋上より二階より競ふてレンズのものとなせば、京都横田活動寫眞隊は之を活動寫眞に撮り、又當日は各土産物商店の伊勢名所繪葉書は渡始式紀念スタンプを押捺し相當の賣行ありき。

△投餅場の繁盛、鳩口の河原に設けたる渡始式祝餅投與場の繁盛は又一入にて殆んど戰場の如く、目出度き祝餅を戴かんと押し合ひ込み合ひて、手を出すさ

ま掴み合ふさま凄ましくもまた壯觀なりき。

△飲食店等商況、何分とも十萬に近き參宮拜觀者の來集とて名物赤福餅の繁昌は猿田彦神社脇に出張店を設けたる程、其他鮓屋、麵類店、居酒屋、菓子屋等中々に來客あり、行厨を用意し來る者多き爲め中には賣残したる辨當屋もありしかご要するに多數の賣上と之に伴ふ収益ありしは争ふべからず、履物は成るべく草履をどの注意に當て込まんと草履を貸して下駄を預る店を開きし者あれど、之れは餘り多くの客なく全然失敗に歸したるに反し、宇治橋附近の家々が二階に高棧敷を造りて一人前二十五錢も謝儀を取りて拜觀者を收容したるは大當なりし。

△瀧車電車乗客、電車の乗員一萬百五十六人(賃金一千二百二十二圓九十七錢)瀧車の降客(山田驛)五千四百九十九人(賃金千七百二十圓)瀧車は名古屋、大阪、京都、神戸地方及龜山以東各驛より特別割引を爲したり

神宮司廳の祝宴

三月二十六日の宇治橋渡始式を終るや、午後三時より神宮司廳内に大祝宴を開き御式につきての招待參列者

有田知事以下縣高等官、市内官衛長、市長、助役、市參事會員、市會議員、在郷將校、各學校長、市内新聞社長及び造神宮使廳、神宮司廳諸員等計三百餘名列席し和酒、折詰、餅、紀念盃等を一同に頒ち桑原少宮司



君 郎 十 秋 夏 長 部 察 警 縣 本 元

の鄭重なる挨拶あり司廳職員諸氏等専ら斡旋の勞を執り和氣洋々裡に午後五時散會せり。

警察部長招待宴

三重縣警察部長夏秋十郎氏は上棟祭、渡始式につき出張し來りたる各地特派新聞記者及市内各新聞記者を當夜與可樓上に招待したり、八時開宴、夏秋警察部長に代つて兒玉保安課長の挨拶あり、來賓を代表して國民新聞名古屋支局長岩田義國氏の謝辭あり、藝妓酒を扶け盛會なりき、主人側としては警察部長及河田宇治山田警察署長、兒玉保安課長臨席す。

檐 付 祭

皇大神宮は四月二十四日午前十時
豐受大神宮は四月二十六日午前十時

此御祭は御屋根葺始めの祭典とも申すべく造神宮屬技手は素襖明衣の小工、白丁の葺葺役夫を隨へて修祓の上新宮に進み、禰宜以下は修祓を受け正宮を一拜して次で參著し、造宮屬奉仕して撤饌神酒を奠へ祝詞を奏しまつり、諸員八拜、撤饌となれば葺葺役夫は屋上に參登して御正殿擔付の御蓋を葺き奉り、諸員一拜退出第一別宮遙拜、退下されたり。

藁 祭

皇大神宮は八月二十一日午前八時
豊受大神宮は八月二十三日正午時

此御祭は御正殿の御金物を打ち始め奉る御儀式にして先づ新宮御正殿御階に波金物二枚、千木逆輪二枚、御形下金物二枚(外宮は波金物三枚)を飾り其他祭儀の諸具を辨備し第三鼓にて造神宮屬以下、小工は神饌辛櫃を昇立て、次に禰宜以下は正宮に参拜して新宮の版に著く(修祓例の如し)神饌奉奠、祝詞奏進、八拜の儀ありて撤饌の上、技手小工を率ゐ進みて御藁覆、千木、御形短柱(外宮は御藁覆)に御金物を打奉りこれにて式を畢り退出、第一別宮遙拜、退下。

御 戸 祭

皇大神宮は九月十三日午前十時
豊受大神宮は九月十五日午前十時

禰宜以下神官、造神宮屬新宮に参進して神饌奉奠、祝詞奏進、八拜の儀、藁祭と同じく、次で技手二員御階を昇り御戸に鑰穴を穿ち奉る、別宮遙拜亦藁祭に同じ

御 船 代 祭

皇大神宮は九月十七日午前八時
豊受大神宮は九月十九日午前十時

此御祭は長き御樋代の鎮り在す御船代を奉彫するの式にて中々に莊重なる祭儀なりとす、御祭に先ちて御船代木伐採の式あり、權禰宜一員、宮掌三員、小工二員忌火屋前庭にて修祓を受け、神官は更に正宮に一拜して再び歸庭し、夫より忌物神饌辛櫃を昇立て一同副從して宮山祭場に到り祓を修し、大麻を執て祭場を清め葉薦を敷き楕案を設け忌物及神饌を案上に奠へ、祝詞を奏し奉り八拜の上、宮掌忌鍬を執つて忌物を奉埋し又忌鍬を執つて草刈初めの式を行ひ、又忌斧を執つて小工を率ゐ伐木の式を行ひ、次で各別宮の御船代木伐採式を行ふ、伐木の式畢つて定刻第三鼓を合圖に大少宮司以下神官、造神宮主事以下造宮吏、小工は齋館を出で、五丈殿前に列立し、正宮中重の版に参進して一拜し、東御門を経て新宮の版に著き、次で大少宮司昇階新殿の御扉を開き、禰宜二員は東寶殿の御扉を開きて殿内に候し、正宮及相殿神の御船代上覆の絹を取除

心 御 柱 奉 建

皇大神宮は九月二十五日午後八時
豊受大神宮は九月二十七日午後八時

きて座に復すれば、技師技手各一員づゝ覆面手袋して進みて御船代奉彫の式を行ひ禰宜權禰宜之を検知し、次で技手及宮掌總員出で、御船代を東寶殿より昇ぎ出し、新殿大床の簀子に昇上げ清庭の上に居わ奉れば東寶殿は閉扉せられ、禰宜權禰宜總員階を昇り之を殿内に奉安し、大少宮司御扉を閉ぢて此殿儀を畢り諸員退出、第一別宮を遙拜して退下さる。

洗 清

皇大神宮は九月二十四日午前八時
豊受大神宮は九月二十六日午前八時

禰宜權禰宜宮掌總員参進して正宮に一拜して新宮に参著し御正殿の御扉を開き、禰宜殿内に候し、權禰宜假御幌及洗清用具を殿内に納るれば、禰宜之を受けて假御幌を懸け奉り、御樋代御船代玉奈井御床及び殿内の洗清を奉仕す、權禰宜は大床御階等を洗ひ清めまつりて式を畢へ、禰宜降階、御扉を閉ぢて退出し別宮遙拜の儀あること嘉例の如し。

杵 築 祭

皇大神宮は九月二十八日午前八時
豊受大神宮は九月二十九日午前十時

此御祭は神宮の秘事に屬し容易に伺ひ得べからざる處なるが、洩れ承はるに豫じめ御稻御倉内(外宮は外幣殿)に納まれる心御柱を出して新宮御床下に安じ、又忌火屋殿前庭には忌物及神饌辛櫃を昇居わて修祓の具を設け、禰宜以下奉仕して同庭に修祓の事ありて忌物神饌を神宮に送り、諸員正宮一拜の上新宮の版に著き宮掌忌鍬を執り穴を穿てば權禰宜心御柱を奉建し、禰宜之を検知し座に復す、次で御柱の前に葉薦を敷き楕案を設けて忌物及神饌を奉奠し、祝詞を奏し諸員八拜の後、忌物神饌を撤し、夫より宮掌忌鍬を執り權禰宜忌物を埋奉り御柱根を固め榊を以て圍ひ奉りて新宮を辭し第一別宮遙拜の儀ありしと申す。

此御祭は今や新殿造營を畢りたれば、大少宮司以下白杖を捧げて御柱根を築き、倭舞を奉仕するいとも芽出度く又いとも嚴そかなる御祭なり、左れば臨時祭主人、通宮殿下を始め奉り大少宮司禰宜權禰宜宮掌總員、井上造神宮副使及屬一員奉仕せられ、先づ五丈殿に著して式も愛度き饗膳あり、造神宮副使、祭主宮、大宮司少宮司、禰宜、屬(外宮屬なし)權禰宜以下一同ズラリ著座となるや勸盃の半盞を設け、勸盃の禰宜は副使の前に到り權禰宜より盃を執り扇もて三たび掃ひ酒を盛りしめて初献を勸めば、副使は拍手して之を執りて飲み盃を返附す、次に祭主宮に初献を勸めまゐらせ以下順次初献を飲み畢て二献を勸め次で御箸を立て(外宮にては飯を返し箸を立つ)三献を飲みて饗膳は次第に撤せらる。

饗膳式畢れば諸員一同、同殿軒下に於て手水を受け造神宮副使以下先づ參進して中重の版に著き大宮司以下は明衣を懸け白杖(檜製長六尺、徑一寸)を宮掌より受け玉串行事所にて祭主宮以下諸員修祓の上、正宮中重の版に著き、大宮司は内玉垣御門下に進みて祝詞を口申し諸員八拜、東御門を経て新宮の版に著く、茲に於

て大少宮司禰宜白杖を捧げて御正殿御床下に進み、二首の和歌(外宮は一首)を歌ひ乾柱より築初め北東南西(外宮は巽柱より築初め南西北東)と四面の御柱根を築くこと三回、西(外宮東)の御棟持柱にて築收め權禰宜以下亦高欄御短柱の根を築固めて白杖を宮掌に渡し、中重の版に退けば大少宮司禰宜は更に瑞垣御門前に進みて倭舞を奉仕し、右にて杵築祭の盛儀完く畢り諸員退出、第一別宮遙拜の後退下されたり。

皇大神宮杵築祭の歌(二首)

かしこしや五十鈴の宮の杵築してけり杵築してけり國ぞさかゆる郡ぞさかゆる萬代までに萬代までに。天照すおほ宮どころかくしつゝ仕へまつらんかくしつゝつかへまつらんよろつよまでによろつよまでに

豐受大神宮杵築祭の歌(一首)

度會の豐受の宮の杵築して宮ぞさかゆる萬代までに萬代までに。

後 鎮 祭

皇大神宮は十月一日午前八時
豐受大神宮は十月四日午前八時

此御祭は三十九年三月の鎮地祭に對し、今や新殿全く御造營を畢りたるにつき殿地を鎮謝し、天平瓮を安置するの御儀にて先づ禰宜一員、權禰宜宮掌及童女と共に川原祓所に到り忌物神饌及諸員修祓のこゝとあり、祝文を奏し諸員屈拜す、禰宜は五丈殿に到り、權禰宜以下は忌物神饌辛櫃に副從して新宮に參著すれば一方には祭主宮以下奉仕神官諸員五丈殿に列立し、次で正宮中重の版に著いて一拜の後、新宮に著せらる、新宮の祭場には御敷地の四方及正中に五色の幣を立て楮案を設け、雌雄の白雞及び忌鉄を備へられ、一同版に著けば童女は權禰宜(外宮は宮掌)と共に進んで案前に候し忌物及神饌、雞卵を奠へ、權禰宜御床下に候して天平瓮を安置し禰宜檢知をなし次で祝詞奏進、八拜のことありて撤饌の上、童女權禰宜は忌鉄を執り忌物を奉埋して退出、第一別宮遙拜ありて退下。

御裝束神寶讀合

皇大神宮は十月一日午前十時
豐受大神宮は十月四日午前十時

此御式は新調の御裝束神寶を四丈殿に於て讀合せ點檢する嚴儀にしてそを納めたる辛櫃を同殿附近に陳列し第三鼓にて祭主宮以下神官、造神宮副使以下造神宮吏員參進、二鳥居外にて修祓の上、四丈殿に參入せらるれば、第一に御裝束の辛櫃を同殿北の戸より昇入れ主事進んで祭文を祭主宮に進め、屬より木尺を權禰宜に渡す、權禰宜一員送文を祭主宮に受けて殿の中央に進み之を讀上ぐれば御裝束を辛櫃より取出して蓋の上に安んじ、木尺にて次第に度り之を檢して舊儀古式に寸分の相違なきを慥かめ、辛櫃に納めて殿外に移し、次で第二の辛櫃以下を昇入れて同様送文と讀合せ、點檢を畢つて各辛櫃を川原祓所に送り、諸員退出、第一別宮遙拜、退下。

川原大祓

皇大神宮は十月一日午後四時
豊受大神宮は十月四日午後四時

此御式は遷御の御物、御装束、神寶及び御遷宮式に奉仕する神官一同を祓ひ清むるの儀にして、束帯明衣木綿鬘を懸けられたる祭主宮、束帯明衣木綿鬘木綿襪をかけたる大少宮司、禰宜、束帯明衣木綿鬘をかけたる乗燭御幌召立奉仕の權禰宜、各衣冠明衣の權禰宜以下一同、白絹を覆ひたる遷御の御物、丹塗黒塗の辛櫃に納められたる御装束神寶を居て川原祓所に列立されし黒赤緑黄の莊麗は遷御の御式に次で畏こし、宮掌奉仕し大麻御鹽を執りて遷御の御物以下諸員を祓ひ清め石階の前に著きて祝文を奏し奉拜拍手し諸員屈拜して之に應じ、畢つて遷御の御物は正宮御床下に、自餘の御物は新宮御床下に安じ、諸員は正宮中重の版に參進、一拜して退出、第一別宮遙拜、退下。

御飾

皇大神宮は十月二日午前八時
豊受大神宮は十月五日午前八時

愈當夜を以て遷御式を奉仕せらるゝに付其御飾付を行はるゝの御式にて、祭主宮殿下、大少宮司、禰宜以下先づ正宮に參進し中重の版に著きて一拜の上、大少宮司御階を昇り御扉を開きて座に復し、祭主宮御殿内に候せらるれば續いて大少宮司伺候し、禰宜は殿内及大床に候し、權禰宜内院に候す、宮掌より假御樋代假御船代及御装束神寶等を次第に權禰宜に傳へ、權禰宜之を禰宜に傳へ、禰宜之を御殿内に納め奉りて祭主宮以下覆面手袋にて内見奉仕、祭主宮以下御殿内を辭し大少宮司御扉を閉ぢて諸員一拜の上、東御門より新宮の内院に到り、同じく大少宮司昇階御扉を開き祭主以下殿内に候すれば宮掌より傳進して御装束神寶等を次第に殿内に納めまつり、御幌を懸け御壁代等を奉仕し御蚊屋天井の御飾を奉仕し御装束を奉仕し祭主宮の奉檢あり、順次降階、大少宮司御扉を閉ぢて諸員退出、第一別宮遙拜、退下。

皇大神宮正遷宮式

第五十七回の盛典

前代未曾有の嚴儀

十月二日午後六時、第一鼓、定刻に神宮祭主、大宮司少宮司、禰宜、權禰宜、宮掌、宮掌補總員、奉遷勅使掌典、宮内屬、掌典補及び參列の内務大臣、神社局長内務大臣秘書官、造神宮主事、屬、技手、囑托員、雇總員、三重縣知事、齋館に參集、第二鼓に儀式課祭庭係員、正宮及新宮祭庭の諸準備を整へ辨備畢ると共に復命するや、七時を期して奉遷使、掌典、宮内屬、掌典補は勅使齋館車寄に、祭主は祭主齋館車寄に、大少宮司は同車寄東方に、禰宜は西方、權禰宜宮掌宮掌補は祭主齋館前南方に整列するや、第三鼓を打ち鳴らして參進を合圖し徐々其列を進めらるれば、儀仗兵は齋館前參道右側に整列して嚴肅なる捧銃奏樂の敬禮あり、御列の前後を護衛して第二鳥居外に進み、奉遷使以下は同鳥居右側に、祭主以下は左側に列立して對捍の御儀あり、次で大麻御鹽の修祓を受けさせらるゝ時

儀仗兵は捧銃し修祓式終ると共に參進、玉串行事所に著き、奉遷使以下は南上西面、祭主以下は奉遷使の南北上西面に列立、祭主大少宮司禰宜進みて奉遷使と對捍のことあり、岩倉奉遷使は玉串所役矢野權禰宜の前進に進まるゝや、同權禰宜は大玉串四枝を執りて之を傳へ奉遷使は一度拍手して之を受けらるゝが、權禰宜の右の手にある二枝は奉遷使の右の手に、左の手の二枝は同じく左の手に交執せられ、恭しく捧持して本宮に向はせらるれば續いて宮地掌典亦前儀の如く捧持して參進し、高橋宮内屬、金子、菅野兩掌典補、相副ひて進み、此時前行の儀仗兵は捧銃の禮を行ひ更に進行して板垣御門外石階の下東方に整列し祭主久邇宮、三室戸大宮司、桑原少宮司、木野戸、楡垣、置鹽、山田、熊谷、矢野、田中、慶光院、東各禰宜相次で太玉串をとりて進み、玉串所役の矢野權禰宜は太田宮掌より受けて左右の手に太玉串四枝宛をとり持ちて參進、次で權禰宜、宮掌、宮掌補參進、後隊の儀仗兵は板垣御門外石階西方に整列、奉遷使以下中重の石壺に著座、篠田權禰宜先づ進みて奉遷使の太玉串を受けて内玉垣御門下東方の案上に奉奠し、次に大久保權禰宜は掌典の

太玉串を同所に、小川地權禰宜は祭主の太玉串を受け、同御門下西方案上に奉奠、松木權禰宜は大少宮司の太玉串を、澤田權禰宜は禰宜の太玉串を同所に奉るや、矢野權禰宜は八枝の太玉串を同所に納め奉りて玉串奉奠の式を畢り、坂口宮掌御鎧を捧げて大宮司の前に到りて踞踏し封を開く由を申して之を進め、それより諸員は内玉垣、瑞垣御門を経て内院に參入し、正宮前庭の版に著けは奉遷使御階の下に進みて御祭文を奏申す。此時諸員は俯伏敬禮し、大隊長一令の下に喇叭手は嘯唳たる樂韻を發して祝譜を誦し、諸兵齊しく捧銃の禮を行ひ、次に大宮司、少宮司御殿に參昇し御扉を開く時、再び嚴正なる號令は響き終りて儀仗兵は捧銃奏樂の禮を行ふ、斯くて御鎧を大床に安して降階し座に復すれば、孫福、橋村兩權禰宜昇階して殿内及大床に燈火を點じ奉り、大床の東西に分候し次で祭主昇階御殿内に御參候あらせらるゝや、大宮司少宮司禰宜七員次第に殿内に參候して渡御の御準備に就けば禰宜二員、有馬、赤須兩權禰宜と共に新宮に參進、禰宜は新御鎧を捧げて内院に參入し、御扉を開き御鎧を大床に安置し、有馬、赤須兩權禰宜は昇階して殿内及大床に燈火

を點じ、大床の東西に分候して入御を待ち奉り、禰宜は正宮に歸參し新殿御準備成りしを報するや、召立所役の矢野權禰宜は莊重なる召立文を捧持し、正宮階下に西面して卓立、奉遷使は召立所役の左位に、掌典亦其左に、宮内屬掌典補は其後方に卓立すれば、祭主は階を降りて階下西方に卓立せられ、次で行障絹垣及執物奉仕の權禰宜以下は階下に進みて東西に分候し引續き白丁は御筵道を敷き奉り、廣瀬、青木、山中、岡田河村、西村の六宮掌補は其の上に大巾の白布を敷き奉りて渡御の御道を設らへ參らすれば、矢野權禰宜は召立文を讀上げ、諸員は之に應じて左右一列に階下に進みて一拜の上、前陣供奉の御列を承り、御神寶を受け順次内院に侍し、行障及絹垣奉仕の權禰宜、宮掌は順に大床に參昇して一拜の上、階下に分候し、次に後陣の御神寶及供奉の所役前儀に倣ひて御列に就き、次に行障前行し、二十員の奉仕員絹垣を御階近く寄せ奉るや、内院其他の庭燎は一時に打消されて只前陣後陣の松明あるのみ、太古の間は萬年の積翠を置めて嚴肅なる靈彩を加重すべく、瑞垣御門西方に候せる御巫宮掌補は古儀に據りて檜扇もて三たび冠を搏ち羽叩きの

形をなし「カケカウ」「カケカウ」と三度雞鳴を唱へ奉り、次で奉遷使御階の前に進みて御殿内に向つて三聲「出御」と申せば神秘長き御幌は孫福橋村兩權禰宜にて捧げられ、皇大神々儀は三室戸大宮司、桑原少宮司、木野戸禰宜、檜垣禰宜、置鹽禰宜奉戴し、東相殿神は山田禰宜、矢野禰宜、慶光院禰宜奉戴、西相殿神は熊谷禰宜、田中禰宜、東禰宜奉戴し、八時四十分、徐々と御殿を出御あらせられ御階を降りて絹垣の内に入らせ給へば、前陣供奉の宮掌二員先行して乗燭四員之に次し、次に御楯二枚、御鉾二竿、御鞆二腰、御弓二張、菅御鬨二枚、紫御鬨一枚、金銅造御太刀二腰、玉纏御太刀一腰、須賀利御太刀一腰、次に雅樂師林廣繼、東儀俊慰、多久隨、芝祐夏、豊喜秋、上眞行、辻則承、奥好壽、林廣海、東儀季長、東儀俊儀、安倍季功等和平琴筆、笙などの樂を奏し、次に宮地掌典警蹕を申し、次に岩倉奉遷使供奉して進み、次に篠田、大久保兩權禰宜行障を捧げ、小川地、松木、澤田、谷崎、岡田、宇仁、上野、永岡、澤瀉、山口、山本各權禰宜、増井松田、垣本、森下、瀬尾、今泉、飯島、藤波各宮掌は絹垣を奉持して御道敷を隔て進列し、後陣は御蓋一具

次に祭主多嘉王殿下供奉、次に菅御笠二枚、御弓二張御鞆二腰、御鉾二竿、御楯二枚、御火四點、次に宮掌二員供奉して石階を下り假設雨覆を傳ひて新宮石階を上り、漸次新宮に進ませ給ひ、九時二十分御殿内に入御あらせらるゝや、前陣後陣の供奉員は階下東西に分列して立ち、御道敷は悉く撤せられ、儀仗兵は御列に従ひて新宮石階より參進に亘りて整列、捧銃奏樂の敬禮あり、次に祭主昇階御殿内に入らせ給ひ、禰宜四員御殿内を出で大床及御階に候し、矢野權禰宜は階下東方に卓立し執物の召立文を讀上げ順次御神寶を御殿内に奉納せられ、御鉾四竿、御弓四張、御楯四枚は大床御戸脇左右御壁持の上に寄せ奉り、次で諸員内院の版に著ければ古殿御幌奉仕の孫福、橋村兩權禰宜及御鎧所役の坂口宮掌亦參着して版に著き、次で祭主御階を降りて版に著かせられ、次に有馬、赤須兩權禰宜燈火を撤し降階版に著き、各禰宜亦降階版に著くや、大宮司少宮司御扉を閉ち奉る時、諸員俯伏、儀仗兵捧銃奏樂の敬禮を行ひ次で奉遷使階下の版に進みて御祭文を奏し奉る、此時亦諸員俯伏し儀仗兵捧銃奏樂の禮を爲す次に大宮司、奉遷使の前に到り遷御式畢る旨を申告し

諸員中重の版に退座すれば大宮司、新御鑰に封紙を附け宮掌をして辛概に納めしめ、諸員八拜あり、儀仗兵拜禮奏樂、次に諸員退出、儀仗兵前後を護衛して荒祭宮遙拜所に著き遙拜式あり、畢つて齋館に退下し、是にて皇大神宮遷御の大典を畢へさせられたるは十一時三十分とぞ覺わける。

神儀安らかに新殿に入御あらせ給ひし御時刻は詳しく電報を發して宮内省に奏上方を傳通せらるゝや、天皇陛下には出御の五分前に神嘉殿南庭に出御、御遙拜あらせられ九時三十分御拜を畢へて入御あらせ給ひし趣にて皇后陛下、東宮殿下(行啓先より)同妃殿下亦便宜の御場所にて御遙拜あらせ給ひし由、此の御大儀御遙拜中、渡御道樂の笙篳篥の聖韻幽かに皇居の大空に澄み渡りて、まさしく御盛典に接するが如き靈感を受けさせ給ふと申す。天祖大神と神系を承けさせ給へる日御子との大御心こそ實に申すも畢き御感應のましますらめ。

此夜、天清く晴れて、秋空高く、折しも十八夜の月は神路の御山を出で、積翠閣深き宮域を照らせば、亭々たる老樹、森として吹く風も枝を鳴らさず、千木榿木

御屋根葺の御金物燦爛として天津御空に照輝き莊重いふばかりなく、一道の白雲と行障絹垣の靈光を放ちて渡御を進められし時、雲集して敬虔の誠意を捧げ踵をつま立て首を伸べて待ち奉りし數萬の人々は、一齊に拍手して三拜九拜し、たゞ辱けなさに涙ぐまれて畏しと俯伏叩頭するばかりなりき。

當夜の遷御式に參列せし平田内務大臣(黒袍)白仁民政長官(同上)水野秘書官(赤袍)井上造神宮副使(黒袍)牧野造神宮主事(赤袍)大谷内務書記官、喜多川、塚本各參事官、伊東博士、安藤技師(赤袍)は外玉垣御門内四丈殿西庭に北上西面し、龍、野島、山中、飯田、高橋清水、藪田、稻住、淺野、桃井、深谷、三林、寺田の各造神宮屬、桐山、市川、木村、井上、安藤、田中、榎本、庄司、西井、内田、三條、北、松島、青池、加瀬、戸張の各技師(緑袍)其の後方に次し、有田三重縣知事(黒袍)は外玉垣御門内と石壺との中間西方に、官國幣社宮司數名は同御門外西方に、二宮、市川、福永森、金谷、山本、青木、秋吉、中矢、久保、菅谷、荒木、永野、村越、島、岡村、森田、今井、長谷川、杉浦、加藤等造宮雇員(略服)及び百五十餘名の兩宮小工

(素襖烏帽子)は同御門外東方に整列して渡御を奉迎するの大光榮に浴したり、尙宮域内には第一、第二の竹柵を設けられて第一柵内には特別拜觀者たる長谷子爵

花房子爵、千秋、北大路、伏原、若王子、周布各男爵片山内匠頭、黒住教管長、坪井博士、大森京都府知事岡谷貴旅院議員、三重縣立學校長、官國幣社宮司、從六位勳六等以上の人々百餘名、官職制服若くは公式禮裝にて整列拜觀し又第二柵内には神宮皇學館職員生徒新聞記者、高等官、神官家族各婦人團休員、判任官、公吏公職者、其他有資格者等約五百名同じく普通禮裝にて參列し、第二柵外は公衆拜觀の衆數萬、宮域に充ち満ち十重二十重に重なり合ひて何れも靜肅に謹嚴に此二十年一度の大盛典を拜觀したるこそ目出度き極みなりけれ。

兩大神宮遷御式

第一披

祭主大宮司少宮司禰宜權禰宜宮掌宮掌補總員參集
勅使掌典宮内屬掌典補參集
内務大臣神社局長内務大臣秘書官參集

造神宮使副使主事技師屬技師囑托員(判任以上)總員參集

三重縣知事參集

第二披

祭儀の諸具を辨備す

第三披

勅使掌典宮内屬掌典補參進宮掌(衣冠)一員副從

次祭主(東帶明衣木綿鬘を懸く)大宮司以下(各東帶

明衣木綿鬘木綿襪を懸く)秉燭及御幌召立奉任の權禰宜(東帶明衣木綿鬘を懸く)行障絹垣執物等奉仕の權禰宜以下(各衣冠明衣)參進

儀仗兵第一鳥居内に整列勅使齋館出門の際捧銃奏樂次て前後を護し進行

次勅使以下第二鳥居外に北面して列立(外宮は南面)

次祭主以下同所に南面して列立(外宮は北面)

次對揖

次宮掌一員大麻を執り一員御鹽を執り進で勅使以下

を清め畢て復列

先是宮掌第一鳥居内に於て祓を修し第二鳥居内に

候す

儀仗兵捧銃

次勅使以下參進玉串行事所に西面して列立

次祭主以下參進同所に西面して列立

次祭主大宮司少宮司禰宜進で南面し勅使と對揖畢て復列

復列

次勅使玉串所權禰宜の前に進む宮掌太玉串を權禰宜

に傳ふ勅使拍手一度して太玉串四枝(外宮は二枝)

左を右を執り參進次で掌典太玉串を執り參進前儀

の如し宮内屬掌典補相副ふ

儀仗兵捧銃次で前半隊進行板垣御門外石階の下東

方(外宮は參道の西方)に整列

次祭主大宮司少宮司禰宜順次太玉串を執り參進前儀

の如し(板垣御門下に於て宮掌御鹽を灑ぐ)

次玉串所役の權禰宜拍手一度宮掌より太玉串八枝

(左右各四枝)を執りて參進(外宮此の條なし)

次權禰宜以下參進

儀仗兵後半隊進行板垣御門外西階西方(外宮は參

道東方)に整列

次著座

次權禰宜一員つゝ進みて勅使以下の太玉串を受け内

玉垣御門下の案上(勅使掌典は東方、祭主以下は

西方)に納む

次玉串所役の權禰宜太玉串を同所に納む(外宮此の

條なし)

次宮掌御鎧を以て大宮司の前に蹲踞し御鎧の御封開

く由を申し進め畢て復座

次諸員内院に參入版に著く

次勅使階下の版に進み御祭文を奏し畢て復座

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次大宮司少宮司昇階御扉を開き御鎧を大床に安し畢

て復座

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次權禰宜二員昇階殿内及大床に燈を點し畢て大床の

東西に分候す

次祭主昇階殿内に候す

次大宮司少宮司禰宜次第に昇階内殿に候す

次權禰宜二員權禰宜二員新宮に參進中重の版に著く

次宮掌御鎧を捧げて禰宜に進む

次禰宜權禰宜内院に參入版に著く

次禰宜昇階御扉を開き御鎧を大床に安し殿内に候す

權禰宜昇階殿内及大床に燈を點し畢て大床の東西

に分候し入御を待ち奉り禰宜は正宮に歸參し昇階

殿内に候す

次召立所役の權禰宜正宮の階下東方に西面して卓立

次勅使階下の東方に西面卓立

次祭主降階々々西方に東面卓立

次行障絹垣及執物奉仕の權禰宜以下階下に進み東西

に分候す

次宮掌御道敷布を正宮階下より新宮階下に敷設す

次權禰宜召立文を讀上

次諸員(手袋)召立に隨ひ前障執物を受く行障及絹垣

奉仕の權禰宜宮掌(左右各一員宛)順次大床に參進

一拜畢て階下に分候す

次後障執物を受く前儀の如し

次行障絹垣を奉仕す(手袋)

次宮掌一員瑞垣御門下西方(外宮は東)に於て鶏鳴を

唱ふ三聲

次勅使御階の前に進みて出御を申す三聲

次出御

前障

宮掌

次乘燭

次御楯

次御鉾

次御鈔

次御弓

次菅御

次紫御

次金銅造御

次玉繩御

次須賀利御

次御蓋

次樂師

次掌典警蹕

次勅使

次行障

次絹垣

後障

御神儀 大少宮司禰宜奉戴御鎧の肩當を懸け覆面手袋

二員

四員

六員

四員

二員(外宮無之)

四員(外宮は一枚二員)

六員(外宮は一枚三員)

二員(外宮は一腰一員)

一員(外宮ハ燭形御)

一員(外宮ハ燭形御)

一員(外宮無之)

八員(外宮ハ紫御)

八員(外宮ハ紫御)

御蓋 一具

八員(外宮は管御笠一枚四員)

次祭主

次管御笠 二枚

八員(外宮は鉞形御太刀一腰一員)

次御弓 二張

二員(外宮は御胡鉞二腰二員)

次御靱 二腰

二員(外宮無之)

次御鉞 二竿

四員(同上)

次御楯 二枚

六員(同上)

次御火

四員

次宮掌

二員

次入御

前陣後陣の供奉諸員は階下東西に分列す

次御道敷布を撤す

渡御の際儀仗兵石階(外宮は板垣御門外)より前後を衛護し進行新宮石階(外宮は板垣御門外)に到り

参道に整列捧銃奏樂

次祭主昇階殿内に入る

次禰宜四員殿内を出て大床及御階に候す

次召立所役の權禰宜階下東方に卓立執物の召立文を讀上

次召立に隨ひ前陣後陣の神寶を左を左次第に階上の右を右

儀仗兵前後を護衛す

次荒祭宮(外宮は多賀宮)遙拜

儀仗兵参道の南(外宮は北)に整列捧銃

次諸員退下 儀仗兵護衛

参列

内務大臣神社局長内務大臣秘書官造神宮使副使主事技師屬技手囃託員三重縣知事(各衣冠)第三鼓正宮外玉垣御門内に参著渡御前新宮同御門内に参進

警衛

神宮衛士長同副長衛士外玉垣御門外警衛三重縣事務官(警察部長)警視警部巡查(各正装)同御門以外警衛

豊受大神宮遷御式

十月五日午後八時

朝來陰鬱の層雲去來し今にも降り出でむ空模様は心措かれて、柳葉に渡る微風にも今宵ばかりは静なれ、と念せられしが、神慮か、皇徳か、相重りし雲の袖は一

禰宜に進む禰宜之を殿内に奉納す御鉞四竿御弓四張御楯四枚は大床御戸脇左右御壁持の上に寄せ奉る(外宮は御鉞以下無之)

次供奉の諸員版に著く

次古殿御幌奉仕の權禰宜及御鎗所役の宮掌参著版に著く

次祭主降階版に著く

次權禰宜燈を撤し降階版に著く

次禰宜降階版に著く

次大宮司少宮司御扉を閉ぢ降階版に著く

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次勅使階下の版に進み御祭文を奏し畢て復座

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次大宮司勅使の前に到り遷御儀式畢る旨を告て復座

次諸員中重の版に退く

次宮掌二員大宮司の前に蹲踞し一員は御鎗を受け一員は封紙を進む大宮司御鎗に封を附く宮掌御鎗納むる由を申し畢て復座

次諸員奉拜八度拍手兩端

儀仗兵拜禮奏樂

滴の甲も漏さず、靈山に仄照る篝火の光鮮かに、衣冠の異彩殿そかに薫じ、仕丁が振舞いと優雅なるはわけ頼母し、儀仗の士卒壯烈を極め劍光銀林の如く太古の樹陰を劃して威儀頗る振ふ。

特別通常の拜觀者は 皇大神宮の御時と同じく、第一第二の柵内所定の場所に整列し、一般拜觀者は柵外に押詰め鶴首して御式を待ち奉りつ。

斯くて御式は午後六時に三鼓の響き域内に渡り、奉遷使以下供奉員は齋館廣庭に列立、儀仗兵捧銃奏樂敬禮の裡に参進せられ、第二鳥居外には修祓式あり、玉串行事所には奉遷使、掌典、祭主、大少宮司、禰宜等太玉串を執りて正宮に進ませ給へば拜觀の人々は謹嚴なる姿勢を持して盛儀を拜し、内玉垣御門下に太玉串奉奠の儀相濟めは、大宮司御鎗を捧げて諸員と内院に参入し御扉を開き、遷御の御準備は禰宜之を奉仕し、供奉執物の召立を行はれ、前陣後陣の列整へば、瑞垣御門下にも雞鳴の御事あり、次で奉遷使、出御を申し奉り、七時二十分、神儀は大少宮司禰宜奉戴して御殿を出でさせられ、静々と白布の御道敷を進ませ給ふ、此の時儀仗兵は恰も神威に感激したる如く、天佑を肝銘

せる胸の響きに石の如く厳正し、眉昂り瞳輝き筋肉引しまりて半厘の弛みなきまで肅禮せられつ、御幌内に奉仕せる人々は無限の靈感に打たれて頭を擡げ得ず、内務大臣以下参列の諸官、威、行障、絹垣の御内に神儀の在しますを拜察し奉るものから、自ら嚴肅の聖氣に心酔して云ふ可らざる敬念を捧げつ、儀仗兵捧銃奏樂最敬禮の裡に新殿に入らせられ、八時を期して新御殿に入御ましまし夫より召立により御神寶を順次御殿内に奉納して御式全く畢りしは八時三十分にして、奉遷勅使以下は多賀宮を遙拜の上、齋館に退下せられ、茲に無異、豊受大神宮遷御の大盛典を畢らせられたり、當夜 兩陛下を始め奉り、東宮殿下同妃殿下には遷御の御時に御遙拜遊ばされし趣拜承す。

奉幣

皇大神宮は十月三日午前八時
豊受大神宮は十月六日午前八時

遷御式、御滞りあらせられず相濟みて畏き 大御神靈は新宮に鎮まり在したるにつき、其翌る日を以て奉幣の盛典を擧げ勅使参向して官幣を納め奉る、御遷宮式

に次ぐ最も重く貴き御式なりとす、定刻、祭主久邇宮殿下、大少宮司、禰宜、權禰宜、宮掌總員は遷御奉仕の砌りと同じ正装にて、勅使岩倉堂典長、堂典、宮内屬、堂典補と共に齋館を出で、徐々参進、第二鳥居に列立さる、官幣を納めたる白木の辛櫃は堂典、堂典補副從して一行の先に進みつ、二鳥居内に昇立つ、此處に御麻御鹽の修祓あり次で玉串行事所に到り高案の上宜之を讀上げ官幣點檢の儀を行ひ、次で勅使、堂典太玉串を執り、先づ幣案を新本宮内玉垣御門前の正中に進め、次勅使以下参進、次祭主宮以下亦太玉串を執りて参進、次玉串所役の權禰宜太玉串八枝を執りて参進(外宮に此條なし)次で權禰宜以下一同参進して所定の版に著す。

次で勅使は内玉垣御門前の版に進みて諸員俯伏の内に御祭文を奏し奉り、終るや少宮司之を受け、次で勅使堂典、祭主宮、大少宮司、禰宜、玉串所役權禰宜順次太玉串を内玉垣御門下の案上に納めらるれば、次で幣案を東寶殿階下に移し祭主宮以下内院に参入し東寶殿の前に蹲踞、禰宜二員同殿の御戸を開き權禰宜より官

幣を受けて之を奉納し御戸を閉ち、一同中重の版に退き大宮司御輪の封を附け諸員八拜、退出、第一別宮を遙拜して嚴儀を畢り勅使、堂典、宮内屬、堂典補、祭主宮、大宮司、少宮司は五丈殿に著きて饗膳の式に列し、自餘の諸員は退下す。

儀仗兵は豫て第一鳥居内に整列し、官幣辛櫃及勅使の齋館出門に際し捧銃奏樂し次で其前後を護衛して進行二鳥居修祓の時捧銃、玉串行事所列立の時捧銃奏樂、勅使太玉串を執らる、この時亦捧銃、次で板垣御門前に整列して勅使御祭文奉奏の砌り捧銃奏樂を爲し諸員八拜の節拜禮奏樂し第一別宮遙拜の時捧銃の禮を行ひ諸員の退下を護して退出す。

御遷宮奉幣の御儀無事奉仕終へたるを祝ふなる饗膳の式は梓築祭饗膳と大差なく、一同五丈殿に著きて座定まるや先づ勅使、次で堂典、次で宮内屬堂典補、次で祭主宮、次で大宮司、少宮司の前に饗膳を居ね勸盃の半盞を設け勸盃の禰宜は盃を權禰宜より執り扇もて三たび掃ひ酒を權禰宜に盛らしめて勅使に初献を勸め、勅使拍手之を執りて飲み盃を權禰宜に附し以下勸盃の次第之に倣ふて初献を終り次で二献を勸め次で箸を立

て(外宮にては箸を立て飯を返す)次で三献を勸めて式畢り、饗膳を撤せらる。

古物渡

皇大神宮は十月三日午後二時
豊受大神宮は十月六日午後二時

奉幣式畢つて當日午後古物渡の御事あり、大少宮司禰宜以下参進して正宮中重の版に著き一拜の上、大少宮司御階を昇り御扉を開き次で大少宮司禰宜は御殿内及大床に候せば、少宮司禰宜五員權禰宜以下は更に古宮の内院に至り、御扉を開き少宮司禰宜殿内及大床に候し、權禰宜以下階下の東西に分候して古殿内の御物を禰宜より權禰宜以下に傳へ、權禰宜以下之を捧げて東御門より正宮西御門を経て御階下に進み正宮に候せる禰宜に傳へ、禰宜受けて御殿内に納め奉りて各復座し次で古宮御閉扉、少宮司以下歸参して正宮の御扉を閉ち、御輪に封を附け退出、第一別宮遙拜、退下。

御神樂と秘曲

皇大神宮は三日夜
豊受大神宮は六日夜

遷宮の盛典無異勤行濟となり、翌日奉幣の式典を擧げさせられ、其夜大御饌奉奠の盛儀あり、新殿第一の供進にて大神には如何に神慮安く聞食すらむ、大御饌行事仕ふ奉れば、引續き御神樂を奉奏し、秘曲を奏行して神慮を慰め奉ること前例の如くにて、當座亦新宮内玉垣御門外に椀材にて新營せし神樂舎を組建て、東西南の三方に黑白縦段々の幔幕を廻らし、祭主宮以下神官は西方に北を上として列座し、勅使以下は東方北上に列座し、勅使の前位に庭燎を設けて御火を仕ふ奉り青摺の小忌衣をつけ、笏を挟み、太刀を帯びたる人長先づ出で、召立の役に就き、三室戸大宮司は鏡形を懸けたる櫛を捧げて御正殿階下に進み一拜退出の上之を人長に授ければ、人長は内玉垣御内門に進みて一拜し退出して庭燎の次位正中に卓立しつ、樂師本末兩座の位置定まるや笛音取を始め、篳篥音取を吹き、人長は足摺優雅に作法を行ひ、「鳴り高し〜振舞ふ〜御火

白く献つれ」など警して云ひ「和琴仕ふまつる男子召す」「本歌仕ふまつる男子召す」と儀容嚴格、音吐朗々順次所役を召立つれば、召に應じて賦に著き、各一曲づゝ奏樂を試み、次で、「庭燎」「阿知女の作法」「神」「韓神」「早韓神」「千歳」「菰枕」「其駒」「早歌」「朝倉」などの曲を奏進する中に、一旦中立あり、勅使、祭主以下盡く神樂舎を中座するや、大原室町兩伯爵、持明院子爵の三氏のみ著座し、茲に御慮を奉じて、秘曲(?)を奏進せらる可く、室町伯は和琴を、大原伯は本歌を、持明院子は末歌を、最莊嚴に奉仕せられしが夜は森々と深く渡りて、太古の大森林を照らす月影いと神々しく、峯の松風か、杉の露滴か、水の韻きもしばしは杜絶に、雲の通路もいゆき憚る秘曲の妙韻、秋聖寂の靈域にして、庭燎輝く神の齋庭に神慮を和め奉る御行事の尊き畏き、御神樂の音は遠く天皇の御耳に通ひて安き神慮にかまげさせ給ひしならむ、斯くて秘曲終れば、復御神樂の座は催されて清曲を申ね全く勤行濟となりしは翌午前三時頃なりしと承る。

荒祭宮御遷座式

兩大神宮遷御の盛典畢れば、是より諸別宮の御遷宮諸祭に移り、第一別宮たる荒祭宮多賀宮に在らせられては最御鄭重なる御儀式あり、兩別宮は大神の荒御魂を奉齋せし處にして、其尊き事と御魂の鎮ります本宮に異ならず、年々三大祭勅使奉向の時の如き、本宮御奉仕後直に第一別宮に奉幣の盛儀を行はせ給ふ、祭主宮御參拜の御時にも他の別宮は御遙拜に止まれど、兩別宮のみは本宮同様御參拜あらせらるゝに依りても推して知る可き也、然して兩別宮御造替、式年遷宮の御儀は天武天皇の御宇に始まり、毎に兩大神宮と同じく行はせられしは史乘に徴して明かなる事にて、其以前には皇大神宮遙宮瀧原宮同竝宮の如く、内院に兩立御鎮座あらせられしを、今の宮地に遷し鎮められたるにて今回御造替に就き、更に玉垣及同御門を増建せられたるなり。

諸荒祭宮正遷宮式は十月十日午後七時を以て執行されしが、當日は朝來秋雨蕭々として陰雲太古の積翠を罩めたりしも、渡御の間には細雨も漏らさず、松明の輝

き濕氣深き域内に照りて一入畏さを増したりき、當夜御列は午後六時四十五分を以て始められ、三室戸大宮司、桑原少宮司、木野戸禰宜、檜垣禰宜、置鹽禰宜、山田禰宜は各束帯に明衣を着けて木綿鬘、木綿櫛を掛け、孫福權禰宜以下神官は各衣冠に明衣を掛けて奉仕し、造神宮屬清水純直技手庄司富重亦參列して、遷御の御準備を整へ、孫福權禰宜の召立に隨ひ、前陣宮掌御火は宮掌加藤昌夫同山口傳平、御楯四枚は宮掌安孫子春雄同園田守理同高橋三四郎同大熊廣幸、御鉾二竿は宮掌藤堂半藏同三東義邦、白葛御鞆二腰は宮掌堤盛嘉同横田毅二郎、御弓二張は宮掌太田久馬三同久志本常琢、御太刀二腰は宮掌増井久之助同松田長大、次に行障二人、權禰宜橋村正環同赤須忠良、次に絹垣十人權禰宜矢野善五郎同篠田幸雄同大久保堅磐同小川地喜俊同谷崎正秀同宇仁得造同澤瀉久富同山口弓之助階下に進み、次に後陣には菅御笠一枚、宮掌森下獎同飯島順平同廣瀬八郎之を捧持し、金銅作御太刀一腰は、宮掌池田豊秀、革御鞆一腰は宮掌山本光稜、後陣宮掌は谷孝助、神田二郎之を承り、宮掌在間美郎、瑞垣御門下にて三度鶏鳴を唱へ奉れば、三室戸大宮司出御を申

し先行して警蹕を申す事殿かに、神儀は木野戸、楡垣
兩禰宜奉戴し絹垣の内を白布の御道敷によりて進ませ
られ、桑原少宮司後陣に供奉して盛儀殿前新殿に入御
ありしは七時四十分にてありき。

多賀宮御遷座式

十月十三日午後七時第三鼓を合圖に三室戸大宮司、桑
原少宮司、熊谷禰宜、矢野禰宜、田中禰宜、慶光院禰
宜を始め、孫福權禰宜以下外宮齋館を出で、參進多賀
宮の版に著き御式次第荒祭宮と同じく、遷御の準備を
整へられ、孫福權禰宜召立にて前陣後陣供奉員順次階
下に進みて一拜し、執物其他を奉仕して整列すれば、
宮掌岡田駒太郎鶏鳴を三唱し、三室戸大宮司は出御を
申して前行警蹕いと殿に、神儀は禰宜熊谷小太郎、同
矢野萬太郎奉戴して白布の御道敷を渡御あり、桑原少
宮司後陣に供奉して、七時三十分、新殿に入御あらせ
られ、御神寶は後復、召立に依りて殿内に奉納せられ
茲に遷御の盛典は御滞なく畢らせられたりき、當夜一
天快よく晴渡りて片雲なく、銀砂子を蒔きたる如き星
光は、紺青色の大氣に煌きて、老杉の影またなう尊く

松明の輝き、高張提灯の光、更に靈彩を加へ、木履の
響きさやかに高鳴りし神々しさは何に比べむものな
りき、尙當夜を御列行を拜記すれば左の如し。

- 前陣 宮掌 大熊 廣幸 御火 宮掌 蘭田 守理
- 前陣 宮掌 新井 雄馬 御火 宮掌 高橋三四郎
- 御楯 宮掌 山本 光祿 御楯 宮掌 藤堂 半龍
- 御楯 宮掌 三東 義邦 御楯 宮掌 安孫子春雄
- 御鉾 宮掌 横地 晃重 御胡録 宮掌 池田 豊秀
- 御鉾 宮掌 横田穀二郎 御胡録 宮掌 太田久馬三
- 御弓 宮掌 飯島 順平 御太刀 宮掌 森下 獎
- 御弓 宮掌 藤波 氏公 御太刀 宮掌 松田 長大
- 三室 大宮司 警蹕 行障 權禰宜 赤須 忠良
- 行障 權禰宜 大久保堅磐
- 絹垣 權禰宜 小川池喜俊 同谷崎正秀 同永岡菊術
- 神儀 奉戴 禰宜 熊谷小太郎
- 絹垣 權禰宜 澤田 泰園 同岡田米吉 同上野重璽

同澤海 久富
同山口弓之助

後陣

桑原少宮司

御鏡 宮掌 今泉 一致

御初 宮掌 久志本常琢

宮掌 岡田駒太郎
宮掌 山口、傳平

御初 宮掌 車館 正安

參列員 造神宮屬細川源四郎、技手木村半次郎

(附記) 月讀宮以下各別宮は遷御式典大同小異
に付之を省略す尙別宮遷宮諸祭奉仕員は遷御の
分に限り爾餘の小祭は之れ亦省略することとせ
り。

式年御遷宮諸祭奉仕員

明治三十年 年五月二日午前八時

皇大神宮山口祭

○忌物供撤、祝詞奏進 玉串大内人神宮權禰宜内山

- 正命 草木を切る 山向物忌童男土屋重博
- 忌物を地中に埋む 山向物忌父神宮宮掌永岡菊術
- 祭場修祓 御巫内人神宮々掌土屋重博
- 祭場にて修祓の具進退 忌部神宮々掌澤瀉久富
- 糶案薦進退神儀供撤 造神宮屬福田平四郎
- 神儀傳進 造神宮技手市川竹次郎同飯田彦助
- 忌鍛冶 楠木寅三郎、八田金造
- 小工 多禰又榮門、中川清榮門、大西善吉、吉田
捨吉、山本久造、中山寅吉、小林治助、中川忠吉、
坂倉鹿吉、須崎勘次郎、藤井留三郎、河合辻太郎
- 祭庭係 神宮々掌御巫清白同太田久馬三
(以下神宮の冠稱を省く)

山口祭五丈殿饗膳

○五丈殿參列 主事阿部正利、大宮司冷泉爲紀、少
宮司桑原芳樹、禰宜楡垣貞吉、同置鹽藤四郎、同山
田岩次郎、同矢野萬太郎、同木村春太郎、同田中秀
善、同五十嵐安貞、同十文字重光、使政所屬龍金次
郎、主事附從屬竹内義一、囑託久保又二、玉串大内
人權禰宜内山正命、對座權官權禰宜福本克恭、同權
禰宜小林吉鎮、宮政所宮掌山根保郭、大物忌童女さ
い子、同父權禰宜孫福弘坦、宮守物忌童男土屋重博

同父權禰宜矢野善五郎、地祭物忌父權禰宜篠田幸雄
 使祇承權禰宜岡田以逸
 ○使勸盃 禰宜檜垣貞吉
 ○副使勸盃 禰宜置鹽藤四郎
 ○使副使配膳、盃を持つ 權禰宜岡田以逸
 ○御箸を申す 權禰宜孫福弘坦
 ○使副使の瓶子を持つ 權禰宜岡田米吉
 ○大少宮司禰宜勸盃 權禰宜松木光彦
 ○大少宮司禰宜配膳盃を持つ 宮掌森下獎
 ○大少宮司禰宜の瓶子を持つ 宮掌今泉一致
 ○使政所及對座權官勸盃を持つ 宮掌佐八定潔
 ○使政所及對座權官の瓶子を持つ 宮掌金剛幸之助
 ○使政所對座權官及大物忌以下宮政所に至る配膳
 出仕新井雄馬
 ○大物忌以下勸盃を持つ 出仕穀二郎
 ○使以下大宮司禰宜屬權禰宜の前に勸盃の半盃を設く
 出仕磯部長光
 ○祭庭係 權禰宜横地長重、宮掌藤波氏公、宮掌奉
 館正安

同年同月同日午後八時

同宮木本祭

○祝詞奏進 玉串大内人權禰宜横地長重
 ○忌物神饌供撤 大物忌父權禰宜矢野善五郎

○忌斧を持って御木を伐る 山向物忌重男土屋重博
 ○祭場修祓、忌物を地中に納む、御木の本末を山神に
 奠し地中に納む 山向物忌父宮掌土屋重博
 ○御巫内人宮掌澤瀉久富
 ○栞案薦及修祓具進退、白布を以て御木を包み清薦清
 筵を纏ふ 忌部宮掌岸田清
 ○御木を昇く 出仕高橋三四郎、同川原由松
 ○伐木手扶 小工大西善吉、中川忠吉
 ○祭庭係 宮掌御巫清白、同山根保郭
 (祭庭係は儀式課員及用度係員之を奉仕し、權禰
 宜孫福弘坦同松木時彦同澤田泰因同永岡菊衛宮
 掌御巫清白同藤波氏公同太田久馬三同森下獎同
 横地晃重同正龜清太郎同辻村梅太郎等諸氏相代
 りて其任に當り近年に至り同岡田駒太郎同神田
 二郎諸氏奉仕することとなり、以下祭庭係の
 人名を省略す)

明治三十五年六月三日

御杣山木本祭

○祝詞奏進、忌物神饌供撤 屬
 ○忌斧を以て御木を伐る 技手
 ○祭場修祓、忌物奉埋 屬
 ○御木の本末を山神に奠し地中に納む 技手
 ○栞案薦及修祓具進退 御木包装 屬

○神饌傳進 屬
 ○伐木手扶 小工多禰又榮門、坂倉鹿吉

同三十六年二月十三日午後六時

御樋代木奉曳式

○鹿海より護送 權禰宜有馬純一、同土屋重彊、宮
 掌谷崎巖、同久志本常球
 ○同護送 主事阿部正利、屬飯田彦助、同清水純直
 ○宮中奉迎 技師木子清敬、技手代屬飯田彦助
 ○修祓 宮掌龍神敬徳、同豊永修
 ○御木奉安 禰宜五十嵐安貞、同十文字重光
 ○小工 多禰又榮門、大西善吉、中川忠吉、坂倉鹿
 吉、山崎新吉、山本留吉、青木幸助、吉田捨吉、河
 合辻太郎、小林治助、中川清榮門、藤井留三郎
 同年四月十二日午後二時
 御木曳始式
 ○御木附添奉迎 主事牧野正雄、技手代屬龍金次郎
 ○修祓 宮掌小野常吉、同太田久馬三
 ○小工 多禰又榮門、中川清榮門、大西善吉、坂倉
 鹿吉、山崎新吉、山本久造、青木幸助、吉田捨吉、
 河合辻太郎、小林治助、中川忠吉、藤井留三郎

同年四月二十一日午前八時

木造始祭

○御木修祓 御巫内人宮掌河崎延望
 ○參列 技師木子清敬
 ○栞案薦進退神饌供撤 技手桐山平太郎
 ○神饌及祭具傳進 技手
 高橋巖太郎、技手代屬清
 水純直
 ○忌斧にて御木を打つ 技手
 ○御木木口を切る 小工
 ○御木に墨を加ふ 小工
 ○御棟持柱を造る 小工
 ○忌鍛冶 菊川安之助、
 楠木寅三郎
 ○小工 多禰又榮門、中
 川清榮門、大西善吉、坂
 倉鹿吉、山崎新吉、山本久造、青木幸助、吉田捨吉
 河合辻太郎、小林治助、中川忠吉、藤井留三郎
 同年同月同日
 木造始祭五丈殿饗膳



治鍛忌宮神 君郎三寅木楠



治鍛忌宮神 君助之安川菊

明治三十九年三月五日午前八時
鎮地祭

- 參列 主事牧野正雄、禰宜木野戶勝隆、同檜垣貞吉、同山田岩次郎、同矢野萬太郎、同木村春太郎、同田中秀善、同五十嵐安貞、同十文字重光、玉串大内人權禰宜内山正命、使政所屬龍金次郎、主事副從技手高橋巖太郎、對座權官權禰宜福本克恭、同權禰宜橋村正環、宮政所宮掌龍神敬德、大物忌童女世木富子、大物忌父權禰宜有馬純一、宮守物忌童男山本修、地祭物忌父權禰宜矢野善五郎
- 使勸盃 禰宜木野戶勝隆
- 副使勸盃 禰宜檜垣貞吉
- 御箸を申す 權禰宜有馬純一
- 使副使配膳、盃瓶子を持つ 使祗承權禰宜土屋重彊
- 大少宮司禰宜勸盃 權禰宜永岡菊衛
- 同上配膳、盃を持つ 宮掌森下獎
- 同上瓶子を持つ 宮掌金剛幸之助
- 使政所對座權禰宜勸盃、盃を持つ 宮掌山本末敏
- 同上、瓶子を持つ 宮掌谷崎巖
- 使政所對座權官及大物忌以下宮政所に至る迄配膳 出仕横田毅二郎
- 大物忌以下勸盃、盃を持つ 出仕磯部長光
- 使以下大少宮司禰宜屬權禰宜の前に勸盃の半盃を設く、瓶子を持つ 出仕高橋三四郎

- 參列 禰宜檜垣貞吉、玉串大内人所役權禰宜大久保堅磐、同有馬純一、同上野重彊
- 忌物神饌供撤、忌鎌を取りて御敷地正中及四隅の草刈初をなし忌鎌を取り正中及四隅を穿つ 童女世木富子
- 忌物神饌供撤、忌鎌を取り正中及四隅を穿ち初む、祝詞奏進 權禰宜赤須忠良
- 忌物奉埋、神饌傳進手扶 宮掌今泉一致
- 案薦進退 宮掌辻村梅太郎

同四十年八月一日

假御槌代木伐採式

- 祝詞奏進、神饌供撤 技手桐山平太郎
- 神饌傳進、御木伐採 屬稻住張吉
- 伐木手扶 小工濱崎勘太郎
- 同四十二年三月十日午前八時
- 立柱祭
- 神饌供撤、祝詞奏進 屬高橋孝三郎
- 案薦進退 屬園田守晴
- 神饌傳進 屬木村米次郎、同市川竹次郎、同庄司



工小宮内

- 富重、同北與惣松、同内田周次郎
- 御柱固小工 大西善吉、井村藤吉、永岡三平、中野安吉、川端幸次郎、大西小三郎、小西治助、中山寅吉
- 槌傳進小工 澤山重三郎、福村九平、樋口爲吉、前田種松

同年同月同日午後二時

御形祭

- 檢知 禰宜慶光院利敬
- 祝詞奏進 權禰宜赤須忠良
- 神饌供撤 宮掌瀬尾吉重
- 案薦進退、神饌傳進 宮掌池田豊秀、同東館正安
- 御形を穿つ 技師安藤時藏
- 御形短柱を安す 技手木村米次郎、同庄司富重
- 小工 大西善吉、坂本新二郎、和田重吉、里中豊吉
- 同年同月二十六日午前十時
- 上棟祭
- 祝詞奏進 主事牧野正雄
- 技師 安藤時藏
- 丈量 技手市川竹次郎、同庄司富重
- 神饌供撤 屬高橋孝三郎

同年四月二十四日午前十時

櫓付祭

○祝詞奏進、神饌供撤 屬高橋孝三郎
○神饌傳進、案薦進退 技手市川竹次郎、同加瀬正

○技手 庄司富重
○小工 大西善吉、樋口爲吉、前田種松、橋本文四

○萱葺役夫 山本佐一郎、伊藤長平

○參列 禰宜慶光院利敬、權禰宜矢野善五郎、同上
野重彊、宮掌松田長大、同三東義邦

藁祭

同年八月二十一日午前八時

○祝詞奏進、神饌供撤 屬清水純直
○神饌傳進、案薦進退 屬細川源四郎、同淺野千太

○技手 庄司富重

○小工 大西善吉、前田種松、橋本文四郎、和田重
吉、下野勝次郎、服部伊三郎、中山寅吉、和田駒吉
○參列 禰宜田中秀善、權禰宜上野重彊、同澤瀨久
富、宮掌藤波氏公、同池田豊秀

○神饌傳進 屬清水純直、技手木村米次郎
○案薦進退 技手北與惣松、同西井藤吉
○音頭 技手市川竹次郎、同庄司富重
○丈量及千歳棟以下を喚ぶ 小工大西善吉、同井村
藤吉
○棟木を打つ 小工井村藤吉、同永岡三平
○博士木に綱を結ぶ 小工中野安吉、同川端幸次郎

同年同月同日

宇治大橋渡始式

○祝詞奏進 禰宜木野戸勝隆

○神饌供撤 權禰宜矢野善五郎

○神饌傳進 宮掌横井久之助、同今泉一致

○案薦進退 宮掌藤堂半藏、同須川金八

○萬度麻を辛櫃に納め副從、案上に安す 權禰宜岡
田米吉

○萬度麻を第二柱に納む 技手市川竹次郎

○葱花形金物を固む 小工大西善吉、中川藤吉、吉
岡楠助

○渡女 阿竹しげ女

○渡女夫 阿竹清助

○渡女侍女 阿竹てふ子、阿竹ふさ子

○渡女夫附添 阿竹嘉六、同芳太郎

同年九月十三日午前十時

御戸祭

○祝詞奏進、神饌供撤 屬清水純直

○神饌傳進、案薦進退 屬淺野千太郎、技手北與惣
松

○御戸に御輪穴を穿つ 技手市川竹次郎、同庄司富
重

○小工 大西善吉、井村藤吉、永岡三平、繁野丈吉

米田仁助、森儀助、小松傳造、花川米吉

同年九月十七日午前八時

御船代祭

○新殿御扉開閉 大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳
樹

○御船代奉穿檢知 禰宜木野戸勝隆

○東寶殿御扉開閉 禰宜矢野萬太郎

○御船代上覆を除く 禰宜田中秀善

○御船代奉彫檢知 權禰宜赤須忠良

○參列 主事牧野正雄

○御船代奉彫 技師安藤時藏、技手市川竹次郎、同
庄司富重、同西井藤吉

○小工 大西善吉、井村藤吉、永岡三平、中野安吉

澤山重三郎、奥野四郎吉、山内多吉、樋口爲吉

同年同月同日午前九時

御船代木伐採宮山祭

○權禰宜 小川地喜俊

○忌物神饌供撤、祝詞奏進 宮掌垣本元太郎

○忌物等傳進、案薦進退伐木 宮掌東館正安

○同上及忌物奉埋、草刈初め 宮掌安孫子春雄

○伐木手扶小工 大西善吉、井村藤吉

同年九月二十四日午前八時

洗清

○正殿開閉殿内洗清 禰宜木野戸勝隆、同檜垣貞吉

○殿内洗清、假御帳奉懸 禰宜山田岩次郎、同熊谷
小太郎

○大床御階等洗清假御帳及洗清用具傳進 權禰宜橋
村正環、同赤須忠良、同矢野善五郎、同大久保堅磐

同岡田米吉、外惣員

○洗清用具等階下傳進 宮掌總員

○東寶殿洗清 權禰宜宇仁得造、同山口弓之助、宮
掌久志本常琢、同安孫子春雄

○西寶殿洗清 權禰宜永岡菊術、同御巫清白宮掌三
東義邦、同大熊廣幸

同年九月二十五日午後八時

心御柱奉建

○祝詞奏進、檢知 禰宜木野戸勝隆
○御柱奉建忌物神饌供撤忌物奉埋御柱固め神園 權
禰宜赤須忠良

○御稻御倉より御柱を出し副從 權禰宜篠田幸雄、
同澤田泰園

○御柱の穴を穿つ、神饌傳進、忌物奉埋手扶 宮掌
今泉一致、同東館正安

○案薦進退 宮掌堤盛嘉、同藤堂半藏
○御柱を昇く 出仕岡田隆吉、石王義治

同年九月二十八日午前七時

杵築祭饗膳

○參列 臨時祭主久邇宮多嘉王、造神宮副使神社局
長井上友一、内務屬野島勝七、大宮司三室戸和光、
少宮司桑原芳樹、禰宜木野戸勝隆、同置鹽藤四郎、
同熊谷小太郎、同江見清風、同矢野萬太郎、同田中
秀善、同東吉貞、權禰宜孫福弘坦、同赤須忠良、同
大久保堅磐、同松木時彦、同宇仁得造、同澤瀨久富
同宮掌増井久之助
○使勸盃 禰宜木野戸勝隆
○副使勸盃 禰宜拾垣貞吉

○使配膳、盃を持つ、大少宮司勸盃 權禰宜橋村正
瑛

○副使配膳、盃を持つ、禰宜勸盃 權禰宜矢野善五
郎

○使副使の瓶子を持つ 權禰宜御巫清白
○御箸を申す 權禰宜松木時彦

○大宮司禰宜配膳、大宮司の盃を持つ、屬に勸盃
宮掌池田豊秀

○少宮司禰宜配膳、禰宜の盃を持つ、大宮司の瓶子を
持つ、權禰宜勸盃 宮掌横田毅二郎

○禰宜配膳、少宮司の瓶子を持つ、屬の盃及瓶子を持
つ 宮掌三東義邦

○禰宜配膳、瓶子を持つ、權禰宜の盃及瓶子を持つ
宮掌廣瀬八郎

○屬及權禰宜配膳、權禰宜勸盃使以下勸盃の半盃を設
く出仕久留清次郎

○權禰宜及宮掌配膳、權禰宜の盃及瓶子を持つ、使以
下勸盃の半盃を設く 出仕二見幸太郎

○使以下勸盃の半盃を設く 出仕河村慶藏

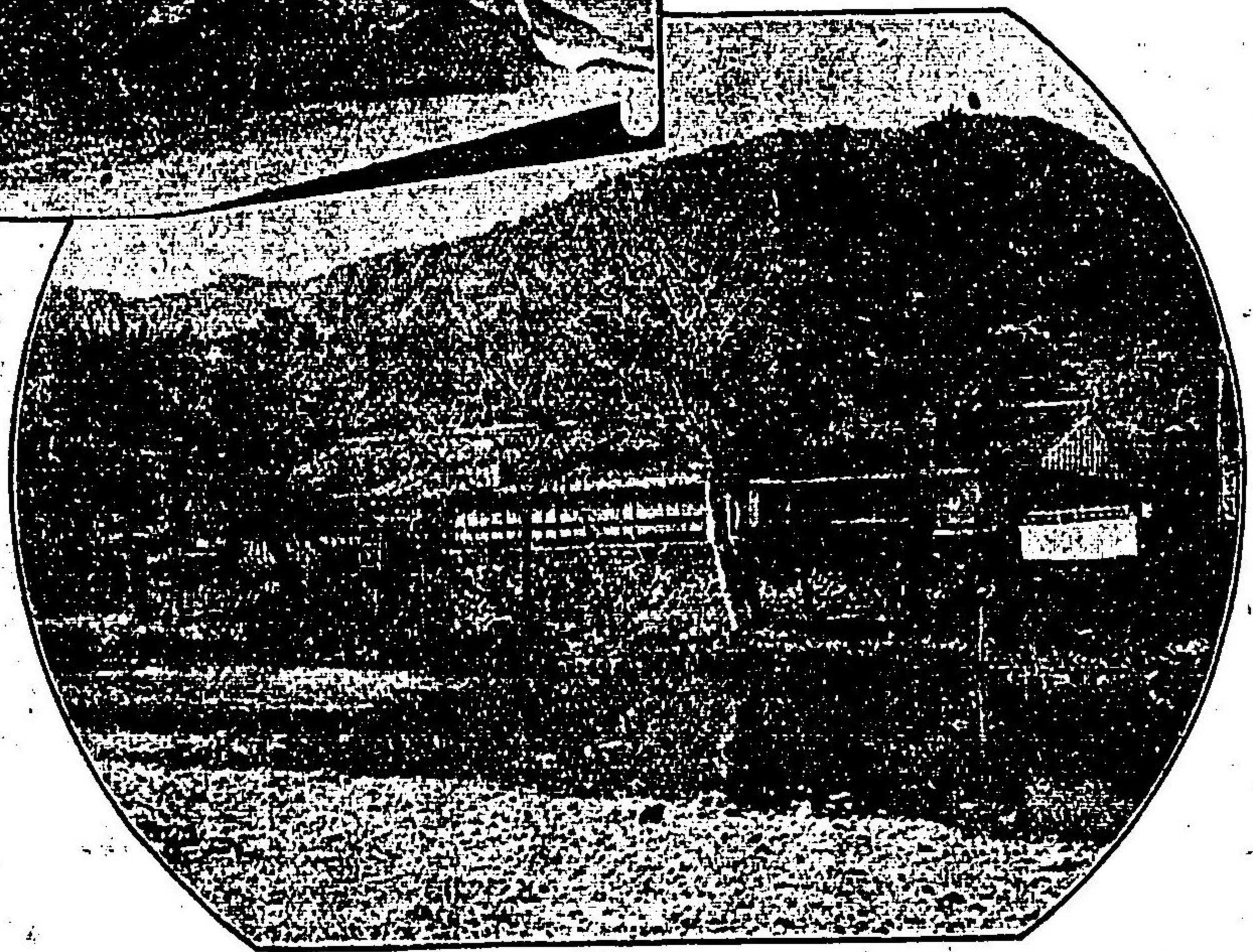
○使副從 宮掌森下獎
同年同月同日午前八時

杵築祭

○祝詞口申、倭舞奉仕 大宮司三室戸和光



女童 濁澤つし子嬢



神宮權禰宜濁澤久富君及濁澤大夫人邸

○倭舞奉仕 少宮司桑原芳樹、禰宜總員
○白杖を大宮司以下に頒ち内院にて受く 宮掌山本光稜、同須川金八
○明衣を大宮司以下に傳ふ 宮掌横田毅二郎

同年十月一日午前八時
後 鎮 祭

○參列 大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳樹、禰宜總員、權禰宜宮掌總員
○檢知 禰宜木野戸勝隆
○祝詞奏進、忌物及神饌供撤、御床下に天平瓮安置
○權禰宜有馬純一
○御床下に天平瓮安置 權禰宜矢野善五郎
○忌物及神饌供撤、忌物奉埋 童女澤瀉しづ子
○忌物奉埋 權禰宜澤瀉久富
○神饌傳進 宮掌松田長大、同藤波氏公
○案薦進退、天平瓮傳進 宮掌三東義邦、同大熊廣幸

同年同月同日午前十時

御裝束神寶讀合

○參列 造神宮使多嘉王、同副使井上友一、大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳樹、禰宜權禰宜宮掌總員
○祭文を祭主に進む 主事故野正雄

○木尺を權禰宜に付す 屬龍金次郎
○御裝束辛櫃を開く 屬高橋孝三郎、技手青池安太郎

○送文を祭主に受け讀上ぐ 權禰宜孫福弘坦
○御裝束檢知 權禰宜有馬純一、同矢野善五郎
○御裝束を木尺を以て次第に度る 權禰宜篠田幸雄
○御裝束を辛櫃より出し蓋の上に安す 權禰宜大久保堅磐、同澤田泰因
○御裝束を辛櫃に納む 權禰宜上野重彊、同澤瀉久富

讀合濟の御裝束に副從 權禰宜宮掌總員

同年同月同日午後四時

川原 大 祓

○參列 祭主多嘉王、大宮司少宮司禰宜權禰宜宮掌宮掌補總員
○假御極代假御船代及御裝束神寶に副從本殿及新殿御床下に分進 權禰宜宮掌總員
○假御船代案を昇ぐ 宮掌横田毅二郎、同堤盛嘉、同山本光稜、同三東義邦、同高橋三四郎、同松尾正枝
○川原祓所修祓及祝文 宮掌飯島順平
○御鹽 宮掌池田豊秀

同年同月二日午前八時

御 節

○殿内奉仕、奉檢 祭主多嘉王
○新殿開閉、殿内奉仕 大宮司、少宮司
○殿内奉仕 禰宜總員
○假御極代假御船代及御裝束神寶等階上傳進 權禰宜總員
○同上階下傳進 宮掌總員

同年同月二日午後八時

遷 御

○御祭文を奏進、出御を申す 勅使學典長岩倉具綱

○齋躰 掌典宮地嚴夫
○勅使附從 宮内屬高橋重久、掌典補金子保五郎、菅野忠雄
○後陣供奉 臨時祭主多嘉王
○皇大神奉戴、儀式畢る由を勅使に告ぐ 大宮司和光
○皇大神奉戴 少宮司桑原芳樹、禰宜木野戸勝隆、同枡垣貞吉、同置鹽藤四郎、東相殿神奉戴禰宜山田

岩次郎、同矢野高太郎、同慶光院利敬、西相殿神奉戴禰宜熊谷小太郎、同田中秀善、同東吉貞

○本殿乘燭及御帳 權禰宜孫福弘坦、同橋村正珠
○新殿乘燭及御帳 權禰宜有馬純一、同赤須忠良
○玉串所役 召立權禰宜矢野善五郎
○行障及勅使の太玉串を受け納む 權禰宜篠田幸雄
○行障及掌典の太玉串を受け納む 權禰宜大久保堅磐
○絹垣及祭主の太玉串を受け納む 權禰宜小川地喜俊、絹垣及大少宮司の太玉串を受け納む 權禰宜松木時彦、絹垣及禰宜の太玉串を受け納む 權禰宜澤田泰因、絹垣 權禰宜谷崎正秀、同岡田米吉、同宇仁得造、同上野重彊、同永岡菊衛、同澤瀉久富、同山口弓之助、同山根保郭、同山本時重、宮掌増井久之助、同松田長大、同垣本元太郎、同森下獎、同瀬尾吉重、同今泉一致、同飯島順平、同藤波氏公
○和琴持 宮掌補濱口爲三、同枡山文一
○前陣宮掌 宮掌補西村喜藏、同大井光治郎
○乘燭 宮掌補村山未惟、同廣田稻雄、同大主織江同松井清爲
○道敷 宮掌補廣瀬景芳、同青木信嘉、同山中達吉郎、同岡田隆吉、同河村慶藏、同西村玉藏
○御楯 宮掌補西田菊松、同枡山及四郎、同江見半之助、同細谷鐵太郎、同横田作藏、同西川冲藏
○御鉢 宮掌補土田熊吉、同八木本之助、同西村久

- 吉、同孫福泰助
- 御躬 宮掌補若杉久五郎、同田村豊
- 御弓 宮掌補長郷善三郎、同藤木諭吉
- 菅御駢 宮掌谷孝助、同在間善郎、宮掌補梅谷長雄、同西村權七
- 紫御駢 宮掌加藤昌夫、同陶山實、宮掌補鍛谷儀平太、同谷崎巖、同大國盛忠、同山田大路元安
- 金銅造御太刀 宮掌蘭田守理、同高橋三四郎
- 玉繩御太刀 宮掌安孫子春雄
- 須賀利御太刀 宮掌三東義邦
- 御蓋 宮掌坂口岩七、同池田豊秀、同太田久馬三
- 同久志本常琢、同横田毅二郎、宮掌補宇仁義一、同金剛幸之助、同園田氏意
- 御蓋 宮掌川上有訓、同堤盛嘉、同山本光祿、同藤堂半藏、宮掌補東幸右衛門、同岸田清、同神谷善次郎、同御巫清生
- 菅御笠 宮掌大熊廣幸、同松尾正枝、同新井雄馬
- 宮掌補久志本常幸、同相垣圖書、同廣瀬長芳、同奥野榮藏、同堤盛言
- 御弓 宮掌神田二郎、同山口傳平
- 御駢 宮掌補久留清次郎、同高木英夫
- 御鉾 宮掌補和田正治、同西田多吉、同岡田良三
- 同坂本貞雄

- 御楯 宮掌補久志本常隨、同中西興讓、同孫福弘德、同岡田常品、同中西用亮、同宮原正喬
- 御火 宮掌補白米大海、同足立達、同鈴木友吉、同中野久二郎
- 後陣宮掌 宮掌補中川藤吉
- 鷄鳴所役 宮掌補御巫清生
- 本殿新殿御鎗所役 宮掌坂口岩七
- 新殿御鎗及封紙を進む 宮掌池田豊秀
- 太玉串を權禰宜に傳ふ 宮掌太田久馬三
- 大麻 宮掌久志本常琢、御鹽宮掌横田毅二郎
- 板垣御門下御鹽 宮掌三東義邦
- 勅使副從 宮掌車館正安
- 本殿瑞垣御門幌 宮掌豊永脩、新殿同上宮掌横地晃重、本殿番垣御門御幌 宮掌正龜清太郎、新殿同上 岡田駒太郎、本殿内玉垣御門御幌 宮掌廣瀬八郎、新殿同上 宮掌補世古秀重、本殿外玉垣御門御幌 宮掌補宮島茂久、新殿同上 宮掌補伊藤一正
- 祭庭係 宮掌豊永脩、同横地晃重、同正龜清太郎
- 同岡田駒太郎、同廣瀬八郎、宮掌補世古秀重、同宮島茂久、同伊藤一正
- 同年同月三日午前八時
- 奉 幣
- 御祭文を奏す 勅使岩倉具綱

- 附從 掌典宮地殿夫、宮内屬高橋重久、掌典補金子保五郎、菅野忠雄
- 送文披見 祭主多嘉王
- 御鎗に封を付く 大宮司三室戸和光
- 使に祭文を受く 少宮司桑原芳樹
- 東寶殿開閉、官幣を殿内に奉納 禰宜木野戸勝隆
- 同置鹽藤四郎
- 玉串所役 權禰宜孫福弘坦
- 送文を祭主に進む、送文讀上、官幣を東寶殿階下に傳進 權禰宜有馬純一
- 官幣點檢、官幣を東寶殿階下に傳進 權禰宜矢野善五郎
- 幣案を昇ぎ内玉垣御門前正中に安す、東寶殿階下安置 權禰宜篠田幸雄、同大久保堅磐
- 勅使の太玉串を受け納む 權禰宜岡田米吉、掌典同上 權禰宜宇仁得道、祭主同上 權禰宜澤瀉久富
- 大少宮司同上 權禰宜山口弓之助、禰宜同上 權禰宜山本時重
- 東寶殿御鎗所役 宮掌増井久之助
- 封紙を大宮司に進む 宮掌坂口岩七
- 參列 禰宜權禰宜宮掌總員
- 太玉串を權禰宜に傳ふ 宮掌太田久馬三
- 勅使副從 宮掌池田豊秀
- 祭庭係 權禰宜御巫清白、宮掌横地晃重、同森下

- 五丈殿參列 勅使岩倉具綱、掌典宮地殿夫、宮内屬高橋重久、掌典補金子保五郎、菅野忠雄、祭主多嘉王、大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳樹
- 勅使勸盃 禰宜木野戸勝隆
- 祭主勸盃 禰宜置鹽藤四郎
- 勅使配膳、盃を持つ、御箸を申す 權禰宜有馬純一
- 祭主配膳、勅使の瓶子及祭主の盃を持つ 權禰宜矢野善五郎
- 掌典配膳、大宮司配膳、同上盃を持つ 宮掌増井久之助
- 少宮司配膳、掌典及大宮司の瓶子を持つ 宮掌坂口岩七
- 宮内屬配膳、同上瓶子を持つ勸盃、勅使勸盃半疊進退 出仕青木信嘉
- 掌典補配膳、掌典及祭主勸盃の半疊進退 出仕山中達吉郎
- 宮内屬の瓶子を持つ、宮内屬及大宮司の勸盃半疊進退 出仕西村玉藏
- 勅使副從 宮掌池田豊秀
- (御神樂、御饌分課略之)

豊受大神宮

明治三十五年五月二日正午十二時

山口祭

- 大内人權禰宜横地長重
- 忌物供撤、祝詞奏進 御巫内人宮掌河崎延望
- 草木を刈る、菅裁物忌 松木ちか子
- 忌物を地中に埋む 同父宮掌久富
- 栞案薦進退、神饌供撤 技手福田平四郎
- 神饌傳進 技手市川竹次郎、同飯田彦助
- 忌鍛冶 楠木寅三郎、八田金造
- 小工 多禰又榮門、中川清榮門、吉田捨吉、山本久造、中山寅吉、小林治助、板倉鹿吉、須崎勘次郎
- 河合辻太郎
- 祭庭係 權禰宜松木時彦、宮掌辻村梅太郎

同年同月同日

山口祭五丈殿饗膳

- 五丈殿參列主事 阿部正利、大宮司冷泉爲紀、少宮司桑原芳樹、禰宜木野戸勝隆、同檜垣貞吉、同置鹽藤四郎、同山田岩次郎、同木村春太郎、同田中秀吉、同五十嵐安貞、同十文字重光、使政所屬龍金次

- 郎、主事附從屬竹内義一、囑託久保又二、對座權官權禰宜孫福弘坦、同橋村正崇、同松本爲鎮、大物忌童女松木ちか子、同父權禰宜岡田以逸、御炊物忌父權禰宜大久保堅磐、御鹽燒物忌父權禰宜谷崎正秀
- 使勸盃 禰宜木野戸勝隆
- 副使勸盃 禰宜檜垣貞吉
- 使祇承、使副使配膳盃を持つ 權禰宜小川地喜俊
- 使副使の瓶子を持つ、大少宮司禰宜勸盃 權禰宜宇仁得造
- 大少宮司以下對座權官まで配膳 宮掌飯島順平
- 大少宮司以下の盃及瓶子を持つ 宮掌福島未方
- 對座權官の盃及瓶子を持つ 宮掌坂口岩七
- 對座權官勸盃 出仕浦生秀二郎
- 大物忌以下配膳 出仕藤堂半藏
- 大物忌以下勸盃、盃及瓶子を持つ 出仕中江丹次
- 使以下勸盃半疊を設く 出仕豊永易行

同年同月同日午後十二時

木本祭

- 大内人權禰宜内山正命
- 忌物神饌供撤、祝詞奏進、白布を以て御木を包み清筵清薦を纏ふ 御巫内人宮掌河崎延望
- 忌斧を以て御木を伐る 菅裁物忌童女松木ちか子
- 祭場修祓、忌物を地中に埋む、御木本末を山神に奠

し之を地中に納む 菅裁物忌父宮掌山口弓之助

- 栞案及修祓具進退 宮掌御巫清白
- 御木を昇ぐ 出仕松本半五郎、同工藤廣助
- 伐木手扶 小工多禰又榮門、同藤井留三郎

明治三十六年二月十三日午後二時

御種代木奉曳式

- 御木宮川より護送 權禰宜赤須忠良、同永岡菊衛
- 宮掌仁科滿重、同車館正安
- 同護送 主事阿部正利、屬飯田彦助、同清水純直
- 宮中奉迎 技師木子清敬、技手代屬清水純直
- 修祓 大麻宮掌佐八定潔、御鹽宮掌坂口岩七
- 御木奉安 禰宜田中秀善、同十文字重光
- 小工 (皇大神宮に同じ)

同年四月十三日午後二時

御木曳始式

- 御木附添奉迎 主事牧野正雄、技手代屬龍金次郎
- 修祓 大麻宮掌辻村梅太郎、御鹽宮掌堤盛嘉
- 小工 (皇大神宮に同じ)

同年同月二十一日正午十二時

木造始祭

- 御木修祓 技師木子清敬
- 參列 技師木子清敬

- 栞案薦進退神饌供撤 技手桐山平太郎
- 神饌及祭具傳進 技手高橋巖太郎、技手代屬清水純直
- 忌斧にて御木を打つ
- 御木木口を切る
- 御木に墨を加ふ
- 御棟持柱を造る
- 忌鍛冶 (皇大神宮に同じ)
- 小工 (同上)

同年同月同日

木造始祭五丈殿饗膳

- 參列 主事牧野正雄、大宮司冷泉爲紀、少宮司桑原芳樹、禰宜檜垣貞吉、同置鹽藤四郎、同山田岩次郎、同矢野萬太郎、同木村春太郎、同田中秀善、同五十嵐安貞、同十文字重光、使政所屬龍金次郎、主事附從技手高橋巖太郎、對座權官孫福弘坦、同赤須忠良、同篠田幸雄、大物忌童女松木ちか子、同父權禰宜松木時彦、御炊物忌父權禰宜土屋重彊、御鹽燒物忌父同永岡菊衛
- 使勸盃 禰宜木野戸勝隆
- 副使勸盃 禰宜檜垣貞吉
- 御箸を申す 權禰宜松木時彦
- 使副使配膳盃瓶子を持つ 使祇承權禰宜谷崎正秀
- 使副使瓶子を持つ、大少宮司禰宜勸盃 權禰宜岡

- 田米吉
- 大少宮司以下對座權官配膳 宮掌佐八定潔
- 大少宮司以下盃及瓶子を持つ 宮掌豐永脩
- 對座權官勸盃 宮掌坂口岩七
- 同盃及瓶子を持つ 宮掌池田豐秀
- 大物忌父以下配膳 出仕中江丹次
- 同勸盃、盃を持つ 出仕豐永易行
- 使以下大少宮司禰宜屬權禰宜の前に半疊を設く、瓶子を持つ 出仕松本半五郎

同三十九年三月五日正午十二時

鎮地祭

- 參列 禰宜木野戸勝隆、權禰宜橋村正璟、同篠田幸雄、同岡田以逸
- 忌物神饌供撤、忌録を取りて御敷地正中及四隅の草刈初をなし忌鍬を取り正中及四隅を穿つ 童女御巫千枝子
- 忌物神饌供撤、忌鍬を取り正中及四隅を穿ち初む、祝詞奏進 權禰宜山口弓之助
- 忌物奉埋、神饌傳進手扶 宮掌増井久之助
- 案薦進退 宮掌瀬尾吉重

同四十二年三月十三日正午十二時

立柱祭



上棟祭奉仕外宮小工

- 神饌供撤、祝詞奏進 屬園田守晴
- 案薦進退、神饌傳進 技手木村米次郎、同庄司富重、同北與惣松、同内田周次郎
- 御柱固小工 中川清彦、吉田捨吉、山本久藏、山崎新吉、濱田勝三郎、奥野富吉、藤井留三郎、時田彦次郎
- 槌傳進小工 藤田齋助、中西守三、藤牧長太郎、下村小十郎

同年同月同日午後四時

御形祭

- 檢知 禰宜檜垣貞吉
- 祝詞奏進 權禰宜橋村正璟
- 神饌供撤 宮掌松田長大
- 案薦進退、神饌傳進 宮掌垣本元太郎、同飯島順平
- 御形を穿つ 技師安藤時藏
- 御形短柱を安す 技手木村米次郎、同内田周次郎
- 小工 中川清彦、河合辻太郎、河村徳次郎、奥野甚三

同年三月二十八日正午十二時

上棟祭

- 祝詞奏進 主事牧野正雄

- 技師 安藤時藏
 - 丈量 技手木村米次郎、同田中宗次郎
 - 神饌供撤 屬園田守晴
 - 同傳進 屬清水純直、技手内田周次郎
 - 案薦進退 技手比與惣松、同加瀬正衛
 - 音頭 技手木村米次郎、同田中宗次郎
 - 丈量、千歳棟以下を喚ぶ 小工中川清彦、吉田捨吉
 - 棟木を打つ 小工吉田捨吉、山本久藏
 - 博士木に綱を結ぶ 小工山本久藏、山崎新吉
- 同年四月二十六日午前十時
- 檐付祭
- 祝詞奏進、神饌供撤 屬飯田彦助
 - 神饌傳進、案薦進退 技手木村米次郎、同内田周次郎
 - 技手 田中宗次郎
 - 小工 中川清彦、野村和助、中西善藏、岡林繁三郎
 - 萱葺役夫 山下九藏、阪口留次郎
 - 參列 禰宜江見清風、權禰宜赤須忠良、同永岡菊衛、宮掌車館正安、同横田毅二郎

同年八月二十三日正午十二時
藁 祭

○祝詞奏進、神饌供撤 屬清水純直
○神饌傳進、案薦進退 屬細川源四郎、同淺野千太郎

○技手 木村米次郎

○小工 中川清彦、吉田捨吉、山本安吉、坂本仁三郎、小西長次郎、岡林繁三郎、島本豊次郎、北村忠藏
○參列 禰宜檜垣貞吉、權禰宜永岡菊衛、同山口弓之助、宮掌増井久之助、同綾野大助

同年九月十五日午前十時
御 戸 祭

○祝詞奏進、神饌供撤 屬園田守晴

○神饌傳進、案薦進退 屬清水純直、同淺野千太郎
○御戸に御鑰穴を穿つ 技手木村米次郎、同田中宗次郎

○小工 中川清彦、吉田捨吉、山本久藏、山崎新吉
下村小十郎、時田音次郎、藤田齋助、中西守三

同年九月十九日午前十時
御 船 代 祭

○新殿御扉開閉 大宮司三室戸和光少宮司桑原芳樹

○御船代奉彫檢知 禰宜檜垣貞吉
○東寶殿御扉開閉 禰宜熊谷小太郎
○御船代上覆絹を除く 禰宜慶光院利敬
○御船代奉彫檢知 權禰宜橋村正環
○參列 主事牧野正雄

○御船代奉彫 技師安藤時藏、技手木村米次郎、同田中宗次郎、戸張正三

○小工 中川清彦、濱田勝三郎、奥野富吉、野村和助、奥松五郎、藤井留三郎、常盤末松、伊藤三之助

同年同月同日午前九時
御船代木伐採宮山祭

○權禰宜上野重彊

○忌物神饌供撤、祝詞奏進 宮掌増井久之助

○忌物等傳進、案薦進退伐木 宮掌久志本常塚

○忌物等傳進、案薦進退、忌物奉埋、草苴初め 宮掌新井雄馬

○伐木手扶 中川清彦、吉田捨吉

同年同月二十六日午前八時

洗 清

○正殿開閉洗清 禰宜木野戸勝隆、同檜垣貞吉

○殿内洗清、假御幌奉懸 禰宜山田岩次郎、同熊谷小太郎

○大床及御階洗清、假御幌及洗清用具傳進 權禰宜小川地喜俊、同谷崎正秀、同宇仁得造、同澤瀨久富

同山口弓之助外總員
○洗清用具階下傳進 宮掌總員

○東寶殿及御饌殿洗清 權禰宜赤須忠良、同山根保郭、宮掌豊永脩、同正龜清太郎

○西寶殿及外幣殿洗清 權禰宜矢野善五郎、同岡田米吉、宮掌池田豊秀、同岡田駒太郎

同年同月二十七日午後八時
心 御 柱 奉 建

○祝詞奏進檢知 禰宜檜垣貞吉

○御柱奉建、忌物神饌供撤忌物奉埋、御柱固神園 權禰宜橋村正環

○外幣殿より御柱を出し副從 權禰宜上野重彊、同永岡菊衛

○御柱の穴を穿つ、神饌傳進、忌物奉埋手扶 宮掌飯島順平、同堤盛嘉

○案薦進退 宮掌山本光祿、同須川金八
○御柱を昇く 出仕和田信吉、同土田熊吉

同年九月二十九日午前九時
杵 築 祭 饗 膳

○五丈殿參列 臨時祭主宮多嘉王、造神宮副使

○權禰宜配膳勸盃、使以下勸盃の半盞を設く 出仕二見幸太郎

○權禰宜配膳勸盃、使以下勸盃の半盞を設く 出仕

○權禰宜の盃及瓶子を持つ 宮掌在間美郎

井上友一、内務屬野島勝七、大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳樹、禰宜木野戸勝隆、同檜垣貞吉、同置鹽藤四郎、同山田岩次郎、同熊谷小太郎、同矢野萬太郎、同田中秀善、同慶光院利敬、權禰宜橋村正環、同矢野善五郎、同小川地喜俊、同澤田泰園、同岡田米吉、同山口弓之助

○使勸盃 禰宜木野戸勝隆

○副使勸盃 禰宜檜垣貞吉

○御箸を申す 權禰宜澤田泰園

○使配膳、盃を持つ、大少宮司勸盃 權禰宜孫福弘

○副使配膳、盃を持つ、禰宜勸盃 權禰宜赤須忠良

○使副使の瓶子を持つ 權禰宜大久保堅磐

○大宮司禰宜配膳、大宮司の盃を持つ 宮掌松田長大

○少宮司禰宜配膳、禰宜の盃、大少宮司の瓶子を持つ

權禰宜勸盃 宮掌太田久馬三

○禰宜配膳、權禰宜の盃及瓶子を持つ 宮掌安孫子春雄

○禰宜配膳、權禰宜の盃及瓶子を持つ 宮掌在間美郎

出仕宮島茂久
○使以下勘盃の半盃を置く
出仕河村慶藏

○使副從 宮掌池田豐秀
同年同月同日午前十時

○祝詞口申、倭舞 大宮司三室戸和光
○倭舞 少宮司桑原芳樹、禰宜總員

○白杖を大宮司以下に頒ち内院にて受く 宮掌安孫
子春雄、同谷孝助 宮掌安孫子春雄

○明衣を大宮司以下に傳ふ 宮掌安孫子春雄
同年十月四日午前八時
後 鎮 祭

○參列 祭主多嘉王、大宮司三室戸和光、少宮



子勤巫御 女童

司桑原芳樹、禰宜權禰宜宮掌總員

○檢知 禰宜檜垣貞吉 權禰宜橋村正琳、同山口弓

○御床下に天平瓮安置 權禰宜橋村正琳、同山口弓

○忌物及神饌供撤忌物奉埋 童女御巫勤子
○祝詞奏進忌物及神饌供撤忌物奉埋 宮掌坂口岩七

○川原祓修祓及祝文 宮掌池田豐秀、同御鹽神饌傳
進 同太田久馬三

○案薦進退天平瓮傳進 宮掌久志本常琢、同横地晃
重
同年同月同日午前十時
御裝束神寶讀合

○參列 副使井上友一、祭主多嘉王、大宮司三室

戸和光、少宮司桑原芳樹、禰宜權禰宜宮掌總員

○送文を祭主に進む 主事牧野正雄
○木尺を權禰宜に付す 屬龍金次郎

○御裝束辛櫃を次第に開く 屬園田守晴、同稻住張
吉

○送文を祭主に受け讀上 權禰宜松木時彦
○御裝束檢知 權禰宜有馬純一、同篠田幸雄

○御裝束を木尺にて次第に度る 權禰宜小川地喜俊
○御裝束を辛櫃より出し蓋の上に安す 權禰宜宇仁
得造、同永岡菊衛

○御裝束を辛櫃に納む 權禰宜山口弓之助、同山本
時重

○讀合の御裝束に副從して川原祓所に至る 權禰宜
宮掌總員

同年同月同日午後四時

川原 大 祓

○參列 祭主多嘉王、大宮司三室戸和光、少宮司
桑原芳樹、禰宜權禰宜宮掌總員

○假御船代假御船代及御裝束神寶に副從本殿及新殿の
御床下に分進 權禰宜宮掌總員

○假御船代の案を昇ぐ 宮掌園田守理、同藤堂半藏
同安孫子春雄、同原田靜雄、同神田二郎、同山口傳
平

○川原祓所に於て修祓及祝文 宮掌福島末方、同御
鹽 藤堂半藏

同年同月五日午前八時

御 飾

○殿内奉仕 祭主多嘉王

○新殿開閉、殿内奉仕 大宮司三室戸和光、少宮司
桑原芳樹

○殿内奉仕 禰宜總員
○假御船代假御船代及御裝束神寶等階上傳進 權禰

宜總員

○同階下傳進 宮掌總員

同年同月同日午後八時

遷 御

○御祭文奏進、出御を申す 勅使掌典長岩倉具
綱

○警蹕 掌典宮地殿夫

○附從 宮内屬高橋重久、掌典補金子保五郎、同菅
野忠雄

○後陣供奉 祭主多嘉王

○豐受神奉戴、儀式畢る由を勅使に告ぐ 大宮司三
室戸和光、同上奉戴少宮司桑原芳樹、同禰宜木野戸

勝隆、同禰宜檜垣貞吉、同禰宜置鹽藤四郎、同相殿
神奉戴 禰宜山田岩次郎、同矢野萬太郎、同慶光院

利敬、西相殿神奉戴 禰宜熊谷小太郎、同田中秀善
同東吉貞

○本殿秉燭及御幌 權禰宜孫福弘坦、同橋村正琳、
新殿秉燭及御幌 權禰宜有馬純一、同赤須忠良

○玉串所役、召立 權禰宜矢野善五郎

○行障及勅使太玉串受納 權禰宜篠田幸雄、行障及
掌典太玉串受納 權禰宜大久保堅磐

- 絹垣及祭主太玉串受納 權禰宜小川地喜俊、同大少宮司玉串受納 松木時彦、同禰宜太玉串受納 權禰宜澤田泰因、絹垣 權禰宜谷崎正秀、同岡田米吉同字仁得造、同上野重暉、同永岡菊術、同澤瀉久富同山口弓之助、同山本時重、宮掌増井久之助、同松田長大、同垣本元太郎、同森下獎、同瀬尾吉重、同今泉一致、同飯島順平、同藤波氏公、同福島末方
- 和琴持 宮掌補岡田良三、同坂本貞雄
- 前陣宮掌 宮掌補江見半之助、同細谷鐵太郎
- 乘燭 宮掌補河村慶藏、同田中芳三郎、同村松九十九、同有馬靜輔
- 道敷 宮掌補廣瀬景芳、同久留清次郎、同石王義治、同 平次郎、同和田信吉、同藤岡末吉
- 御楯 宮掌補藤木諭吉、同若杉久五郎、同田村豐同青木信嘉、同山中達吉郎、同岡田隆吉
- 御鉾 宮掌谷孝助、同在間美郎、宮掌補西村權七同長郷善三郎
- 御弓 宮掌原田靜雄、同神田二郎
- 菅御殿 宮掌加藤昌夫、宮掌補梅谷長雄
- 紫御殿 宮掌大熊廣幸、宮掌補鏡谷饒平太、同谷崎殿
- 金銅造御太刀 宮掌藤堂半藏
- 縮形御太刀 宮掌堤盛嘉
- 紫御蓋 宮掌池田豊秀、同太田久馬三、同久志本

- 常球、同車館正安、宮掌補宇仁義一、同金剛幸之助同東幸右衛門、同奥野榮藏
- 後陣
- 菅御笠 宮掌横田毅二郎、同川上有訓、宮掌補岸田清、同神谷善次郎
- 鮎形御太刀 宮掌山本光稜
- 御胡篋 宮掌山口傳平、同綾野大助
- 御火 宮掌補濱口爲三、同檜山文一、同西田菊松同檜山及四郎
- 後陣宮掌 宮掌補横田作藏、同西川冲藏
- 鷄鳴所役 宮掌補御巫清生
- 本殿及新殿御論所役 宮掌三東義邦、新殿御論所役、封紙を進む 宮掌安孫子春雄
- 太玉串を權禰宜に傳ふ 宮掌車館正安
- 大麻 宮掌園田守理、御鹽 宮掌高橋三四郎
- 板垣御門下御鹽 宮掌横田毅二郎
- 使副從 宮掌坂口岩七
- 本殿瑞垣御門御幌 宮掌豊永脩、新殿同上 宮掌横地晃重、本殿内玉垣御門御幌 宮掌正龜清太郎、新殿同上 宮掌岡田駒太郎、本殿外玉垣御門御幌 宮掌廣瀬八郎、新殿同上 宮掌補世古秀重
- 祭庭係 宮掌豊永脩、同横地晃重、同正龜清太郎同岡田駒太郎、同廣瀬八郎、宮掌補世古秀重、同二見幸太郎、同伊藤一正

同年同月六日午前八時

奉幣

- 御祭文を奏す 勅使岩倉具綱
- 參列 掌典宮地嚴夫、宮内屬高橋重久、掌典補金子保五郎、菅野忠雄、禰宜權禰宜宮掌總員
- 送文披見 祭主多嘉王
- 御論に封を付く 大宮司三室戸和光
- 使に祭文を受く 少宮司桑原芳樹
- 東寶殿開閉官幣を殿内に奉納 禰宜檜垣貞吉、同山田岩次郎
- 玉串所役 權禰宜橋村正環
- 送文を取り祭主に進む、送文讀上、官幣を東寶殿階下傳進 權禰宜赤須忠良
- 官幣點檢、官幣を東寶殿階下傳進 權禰宜篠田幸雄
- 幣案を昇ぎ内玉垣御門前正中に安す及東寶殿階下に安置 權禰宜大久保堅磐、同小川地喜俊
- 勅使の太玉串受納 權禰宜松木時彦、掌典同上
- 同谷崎正秀、祭主同上 同字仁得造、大少宮司同上
- 同永岡菊術、禰宜同上 同御巫清白
- 東寶殿御論を禰宜に進む 宮掌瀬尾吉重
- 封紙を大宮司に進む 宮掌太田久馬三
- 太玉串を權禰宜に傳ふ 宮掌久志本常球

勅使副從 宮掌池田豊秀

同年同月同日

奉幣饗膳

- 五丈殿參列 勅使岩倉具綱、掌典宮地嚴夫、宮内屬高橋重久、掌典補金子保五郎、菅野忠雄、祭主多嘉王、大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳樹
- 勅使勸盃 禰宜檜垣貞吉
- 祭主勸盃 禰宜山田岩次郎
- 勅使配膳、同盃、御箸を申す 權禰宜赤須忠良
- 祭主配膳、同盃、勅使の瓶子 權禰宜大久保堅磐
- 掌典勸盃、祭主瓶子、大宮司勸盃 權禰宜小川地喜俊
- 掌典配膳、大宮司配膳、同盃 宮掌太田久馬三
- 少宮司配膳、掌典及大宮司瓶子 宮掌久志本常球
- 宮内屬配膳、同瓶子勸盃、勅使勸盃半疊進退 出仕廣瀬景芳
- 掌典補配膳、掌典及祭主勸盃半疊進退 出仕田中芳三郎
- 宮内屬瓶子、宮内屬及大宮司勸盃半疊進退 出仕土田熊吉
- 使副從 宮掌池田豊秀

(御神樂、御饗奉仕員略之)

御遷宮雜錄

臨時瀛車運轉

御遷宮拜觀者の便を圖り鐵道局西部管理局にては十月一日より五日迄名古屋京都大阪より山田驛往復二割半引の切符を發賣し各起點より一日一回宛臨時列車を運轉し午前に山田着、午後山田發車の便を與へられたり。

御遷宮當日訓話

兩大神宮御遷宮當日には各學校に於て修身科の時間を利用し各生徒に對し、神宮に關する適當の訓話を爲す可き旨三重縣より各管理者に通牒し管理者は更に學校長に移牒して、當日最も謹嚴に皇威神徳の講話をなしたり。

宇治山田市接待所

宇治山田市役所に於ては兩宮參拜者に便宜を與へん爲め宇治橋前及外宮前郵便局横手に接待所を設備し茶湯

を供給して遠來の客を優遇せり。

赤十字社臨時救護所

日本赤十字社三重支部にては萬一に備ふる爲十月二日三日の兩日は宇治に、五日六日の兩日は山田に臨時救護所を開設し、醫員看護婦詰切りて應急手當に就きたりしも幸に其の手を煩はすものなかりき。

御遷宮拜觀取締

宇治山田警察署にては當度式年御遷宮盛典中兩宮拜觀者取締方を定め、混雜紛踏、不敬に涉らしめざる様内定し、河田署長は各警衛係に訓示せり。

- 一、當日午後四時三十分より一般參拜を停止し柵内の者を退去せしむ
- 二、同五時三十分迄に特別參拜者接待掛の案内を以て柵内に參入せしむ
- 三、通常拜觀者も同時刻に入場せしむ但し喧噪に涉らざる限りは時限後も入場せしむることあるべし時限前と雖も充満と認むる時は一切入場を禁止すること勿論なり

- 四、公衆拜觀者も域内に充満し危険の虞ある時は表見張及び裏見張前にて參入を禁止す
- 五、式後儀式課祭庭係の通知を待て衆庶の參拜を開始す

- 一、特別拜觀者 二、特別拜觀者の配偶者 三、通常拜觀者但神宮皇學館學生隊を先づ出場せしむ
 - 四、其他一般の拜觀者
 - 六、參拜を開始すると同時に裏參道の參入を停止す
 - 七、參宮者は表參道より内宮は右側、外宮は左側通行を以て參入せしめ、歸路は裏參道より退出せしむ
 - 八、公衆拜觀者にして柵外に停留する者は通常拜觀者の參拜を開始せし後混雜を生ぜざる限り便宜通常拜觀者の柵内に參入せしむ
- 右印刷物を街路見易き場處に掲示し、電車内等にも掲げて一般參拜者の心得を促したりき

御遷宮警衛事務

御遷宮警衛に就ては縣下各警察署警視警部巡查部長巡查百六十二名を召集出張せしめ、左の事務分掌に依り



三重縣警務長 池田宏君

警視、兒玉警部、千葉警部、清原警部、向井警部、中村巡查部長、阪本同部長(巡查若干名)
△勅使其他警衛係主任渡邊(恒)警部、係員上石警部種瀬警部、渡邊(新)警部、伴警部、藤田部長、花井

部長、鈴木部長(巡查若干名)
 △交通係主任和田警部、係員星警部、藤田部長、花井部長、鈴木部長(巡查若干名)
 △火防係主任伴警部、庄村部長(巡查五名)



宇治山田警署長河田警視

△衛生係主任武田技師、係員岡技師、山口警察醫、森田獸醫、庄村部長(巡查五名)
 △刑事係主任兒玉警部、係員伴警部、後藤部長、前田巡查

△人力車係主任神谷警部、係員伊藤警部、矢田警部、伴警部(巡查四名)

△主計係主任岡野部長(巡查五名)
 △庶務係主任渡邊(恒)警部、係員兒玉警部
 △通信監督後藤部長、傳令星野巡查(巡查二名)
 △配置係主任伴警部、係員中村部長、阪本部長
 △新聞係主任兒玉警部、係員津田巡查
 △報告係主任伴警部(巡查二名)

御遷宮式特別拜觀許可

神宮司廳にては當度遷宮盛典特別許可の義を決定し九月十八日官報を以て廣示せしが願出は同月二十五日限りとし概要左の通り心得ふ可き旨通知せられたりき。

- 一、特別拜觀を許さるゝ者は從六位以上勳六等以上及奏任待遇以上の者に限る
- 一、服装は文官神職共フロックコート以上武官は軍裝以上女子は尋問服以上又は白襟紋付
- 一、拜觀者は遷御當日午後三時迄に出頭して宮城内齋館へ名刺を差出し拜觀證を受け所定の休憩所に在りて便宜案内を請ひ五時三十分迄に拜觀所に入る

る事

一、柵内にては祭庭係の指揮を受け不敬に涉らざる様注意す可き事

一、官報所掲の外貴衆兩院議長副議長及議員も亦特別拜觀の取扱ひを受くる事

右特別拜觀者の著く可き場所は一鳥居より參道に沿ひて本殿板垣迄竹矢來を結びたる内にあり、内宮は御新贊調舎前、外宮は板垣御門前左右に指定せられ、尙別に正殿に向ひ便宜の處に第二柵を結構して、別に普通拜觀者の參入を許可せしが、内宮は新殿板垣御門外石段右方小高き處より新舊御贊調舎に至る間に亘りて竹矢來を設らへ、外宮は手洗場より本殿前に亘りて第二柵を構へ、茲處にては奏任待遇以上の配偶者、新聞社代表者、神宮皇學館學生、愛國婦人會、神都婦人會、神苑會、武德會、帝國海事協會、海員救濟會、帝國農家一致會、奉齋會、斯民會等役員、地方神職、町村長、學校職員、正七位勳七等以下、判任官待遇以上、公吏公職、赤十字社役員特別會員以上、篤志看護婦、褒賞受領者、神宮司廳特別許可を受けし者等に拜觀を許され服装は特別拜觀者と同様なりき。

祭主邦憲王殿下と

臨時祭主多嘉王殿下

神宮祭主造神宮使宮邦憲王殿下御不豫にて、遷宮大典御奉仕相成難き御模様により、九月二十三日神宮官制を改め、特に臨時祭主を置く可く御裁可あり、同日久邇宮多嘉王殿下に御親任あらせられたる次第なり、謹みて兩宮殿下の御系圖を拜記し奉れば、邦憲王殿下には故神宮祭主朝彥親王第二の王子に渡らせ給ひ、多嘉王殿下は第五の王子に坐し、即ち邦憲王殿下第三の弟宮に當らせ給ふ、申すも畏げれど、御父宮朝彥親王殿下には、明治八年神宮祭主に宣下あらせられてより十七年間、深く神宮の御事に御心を注がせ給ひ、式典儀禮の如き最嚴正に御統督遊ばされ、苟くも神務を輕んずる如きあらば、鶴聲直下毫も寛宥し給はず、然して慈愛の温情に富ませ給ひ、部下神官を愛育し、侍臣を撫育し、難有迄下情を憐ませ給ひしは今尙奉侍者の欽仰措ざる所なり、刻下隆々たる神宮皇學館は、實に朝彥親王殿下の御令旨によりて創設せられし處、明治十

五年四月三十日は永久に忘る可からざる記念日なりと

禰宜宮掌宮掌補に下賜せられたり。

有栖川宮熾仁親王殿下に

祭主宣下あり、同二十八

年薨去の後、邦憲王殿下

に宣下あらせられ、以て

今日に及べるなりき、さ

しも尊き御宮家に坐し、

天祖奉遷の大使節に膺ら

せ給ひしこそ申すも畏き

御盛徳ならずや、因に邦

憲王殿下は茲歳十二月九

日を以て薨去遊ばされた

り。

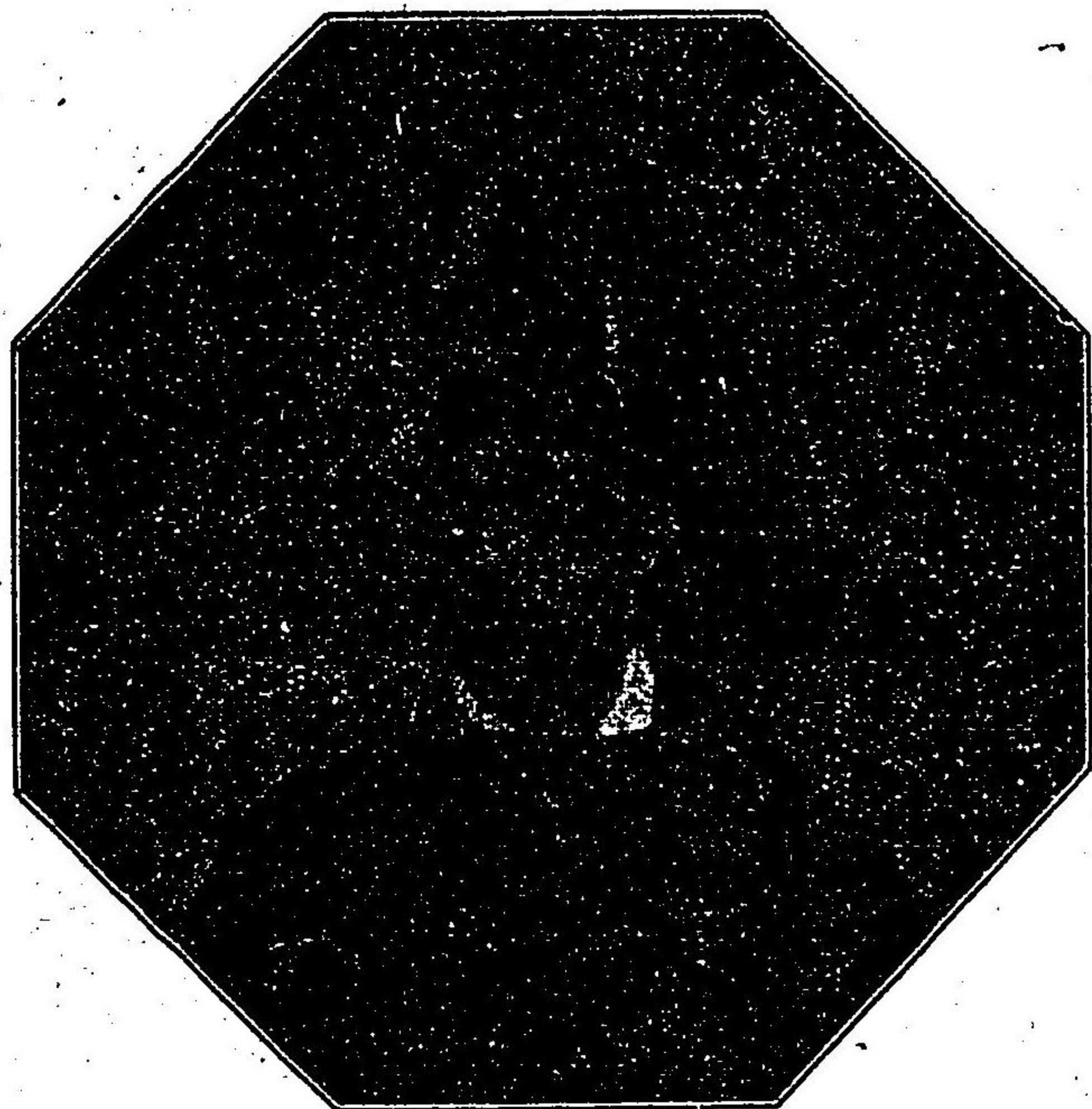
祭主宮恩賜

祭主賀陽宮邦憲王殿下に

は當度御遷宮に際し、神

宮職員の勤勞を思はせられ、特に記念として巻烟草入

を大少宮司禰宜及造神宮主事技師に、記念メダルを權



臨時祭主多嘉王殿下

遷宮御

遙拜

兩大神宮遷御當夜宮中

にては左の御次第によ

り御遙拜あらせられた

るが、大神御儀新殿に

入御の交出御親しく御

拜あり、神宮よりは入

御と同時に電報を發し

奏上せり。

午後七時御裝飾奉仕

(神嘉殿南庭に豫て

屋を設く)

其の儀豫定の屋の中

央に簀薦を敷き御屏

風を立廻し中に御席を設け燈臺二基を供す同八時出

御(之に先つて供奉諸員庭上便宜の所に候す)

次 御遙拜畢つて入御

皇后陛下便宜の所に於て御遙拜

皇太子殿下同妃殿下同上

瀧原宮遷宮

明治四十二年十一月六日所定の次第及奉仕分課により

て度會郡野後村なる瀧原宮同竝宮及若宮神社の御遷座

式を行はれたるが、天候快晴翠韻重疊の山に沈み、夜

光暗色靈境に満ちて、瀧原の里は華やかなる輝きに美

しき影を湛わたりき。

此の盛典は二十年目一度の事として瀧原村民の慶祝言ふ

ばかりなく、天長節より引續き國旗軒燈を掲げて祝意

を表し、當夜は同村長以下吏員、名譽職、有力家、神

職、學校職員、登記所書記等は參拜して遷宮式を拜觀せ

り、偕、野後區にては凡そ一里に亘る街路兩側に生木

の杉、檜、松等を立て、之に針線を引き、無数の球燈

を吊して盛なる裝飾を施し、又宮城の南北には縁滴る

大縁門を設へて祥氣を迎へ、神鏡の形に祝の字を表は

したる扁額を掲げたる等頗る壯觀を極め、青年會に於

ては附近勝景の繪葉書甲乙二組を製して之に記念印を

押捺し、廣く公衆に頒賣し、又餘興として演劇、花角

力あり、朝來非常に人出多く遠近の參拜客旅舎に溢れ

て雜踏し、小學生徒は野後小學校裁縫室に宿泊し、尙

他の旅客數十名は警察分署に一夜を明したる程にて、

青年會の盡力に成りし俄作りの天幕宿舎には三百名を

收容したりき。

伊雜宮遷宮

明治四十二年十一月十三日志摩國磯部村御鎮座の伊雜

宮御遷座式を行はれ、同夜、佐美長神社の御遷宮式を

も擧げられたり、當日磯部村民は盛に祝意を表し、各

戸國旗提灯を掲ぐるは勿論、上之郷、宮城前には菊の

造花を飾りて豊かなる大御代の光りを添へ、伊雜宮よ

り佐美長神社に至る曠道には、兩側に數百千の球燈を

點じ、晝夜六十餘發の烟火を放揚し、川邊の鶴鳴座に

は活動寫眞の餘興あり、花角力あり、其他露店興行物

の數々至る處に催され、山村漁邑の參拜人踵を接して

到り、近來になき賑ひなりし、當夜御式には村長其他

御宮近く參拜するの光榮を得たりしが、今回、御造替

に付正殿の金銅金物を鐵金物に変更せられしに付磯部

村民は連署して御金物復舊の儀を其筋に願出しも、事天裁に決したる上は今之を奈何とも動す可からずとて却下されたれば、大に失望せりとの風説傳りしに依りてか、遷宮盛典の完了を祝する爲め、村長以下有志の發企にて祝賀會を催し、桑原少宮司以下神官、清水屬加藤技手等を招きたる席上に於て、村長は演說中、世の風説を打消すに價値ある言義を述べ、村民亦熱誠を捧げて、狂喜雀躍、昭代の盛業を謳歌したりき。

遷宮と宮川祓復舊

古來神宮に參向せし奉幣使は、神境に入る前、旅行中の不淨を祓ひ清むる御例あり、宮川に於て莊重なる儀式を行はれ來りしを、明治三十八年に至り便宜上山田驛前世木社境内に移し、茲處にて河原祓を行ひ、以て今に遷びしが、當度兩大神宮正遷宮の大典を行はせらるゝに就ては、特に古例を復興して宮川の修祓を行ふ可き旨、宮内省より内達ありしを以て、奉遷勅使並に臨時祭主宮御參向の砌、神宮權禰宜、宮掌之を勤仕したり。

鶏鳴の事

兩大神宮以下遷御の御式中、神儀は鶏鳴を三唱すると同時に、出御を申し奉る御例にて、鶏鳴は神宮々堂之を奉仕し、瑞垣御門の側にありて檜扇もて三度冠を打ち、鶏の聲音を三度真似る次第にて、天岩戸の古事もかくやと畏まるゝばかり、太古の靈山唯兩穗の神燈あるのみ、白光陰影の裡に輝ける神庭の言ふばかりなき聖靜の氣を衝いて音調朗明鶏鳴を奉仕するや直に出御の三聲は天津御空より下る如く響きて、茲に神儀は遷らせ給ふ殿式なるが、總ての典例に、兩宮御差違ある如く、鶏鳴にも亦自ら其調の違へるあり、皇大神宮にては「カケカウ」と唱へ、豊受宮にては「カケロウ」と唱へ奉る古例なり、延歴儀式帳に「至瑞垣御門留豆又三遍音爲豆云々」とありて註に「音爲如鶏加初飼」とあるにて知る可く、「カケロウ」の義は、「君が代の長きを祈る心よりかけろふ」と呼ばふ聲も延かれぬ」とあるにて知る可し、尙、豊受宮にては「東天紅」國家康など唱へし事ある由傳へらる。

遷宮儲日の事

兩大神宮御遷宮式は至尊陛下の御治定在らせらるゝは申す迄もなく、別宮に至りても同様の御儀なるが、古例に據り儲日をも定めさせ給ふ御例にて、兩大神宮は御遷宮式日の翌々日とし、諸別宮は御遷宮式日の翌日とせられたり、元來儲日は、御遷宮式日に天變地異或は觸穢等にて行ひ奉ること能はざる時に限り御見合申し、この儲日に御大儀を奉仕する處にして儲日を以て御遷宮を行ひ給ひし事は近く其御例を見ず、風雨激しき場合にも押して奉仕し、其期を延ばす等の事は之なしと傳へらる。

遷宮諸祭饗膳

式年御遷宮諸祭中山口祭、木造始祭、杵築祭、奉幣式等饗膳は兩大神宮五丈殿内に於て舉行さるゝ御例なるが、參列員は造神宮使、副使、主事、屬、祭主、大少宮司、禰宜、權禰宜等二十餘員にて、童男童女亦之に加はり、御式總て古雅典麗なり、此御式に用ゐらるゝ御膳は栴を以て編成せられ、周圍全く檜葉を以て飾り

献立亦頗る崇重なるものにて、杵築祭饗膳皇大神宮の分は

飯、雜煮、鯛汁、干餃、生姜酢、海雲汁、大根、菓

餅、鮓、鮓、蝦、鯛指身、酒。

飯、芋菽、鯛一切、烏、鯛つぼく、大根、干餃、

鯛、鯛の開き、干魚、干貝、酒。

にして諸祭の分大同小異なるも、御式中、皇大神宮の方は飯を取る時箸を飯に立掛けて畢り、豊受宮の方は飯を倒に反して箸を上置くの差あるのみ、典儀は最

鄭重なるものにして、古禮の尙ふ可き實に長き極みなりとす、然して大饗の儀は、先づ饗膳を薦め、次に勸

盃の座を設け、勸盃所役の者前に進みて之に著座し、次で盃を進むるものと、瓶子を捧げて參るものとは、

勸盃所役の後に次して盃を渡せば、勸盃所役のもの之を受けて檜扇にて之を拂ひ、酒を盛らしめて進め、飲

み畢れば其盃を受けて退座し、順次下位に及ぼして一献を畢るや、一員進みて御箸を申し、御箸を取るの式あり、斯くて第二献、第三献を進めて殿典を畢る御次第なり。

て禮拜敬伏したる中にも土下座して跪拜之を久しうせ
るものなごありて誠意のほどは寔に床しくぞ思はれけ
る、又夜間の御式を拜觀せんものと早朝未明より宮城
に到りて老樹の木蔭に一睡し行厨をしたゝめたる人さ
へありき。

▲當日の參拜人

二日内宮御遷宮式當日の參拜
人は午前八時より午後八時まで表參道四萬六千九百十
四名、裏參道一千七百五名、其後の參拜者をも加へて
五萬一千名に及びたり、又五日外宮御遷宮式當日の參
拜人は午前八時より午後八時まで表參道一萬四千三百
十七人、北御門口一萬四千六百五十五人、當夜八時よ
り翌日午前八時まで表參道一千三十九名、北御門口二
千二百二十五名、總計三萬二千二百三十六名なりき

▲外國婦人參拜

兩宮御遷宮大典を第二柵内拜
觀者席にて拜觀し居たる外國婦人あり、英國の貴族と
稱し名をゴードンと呼び七十餘の老嫗を提げて各地
漫遊中なるもの、御遷宮につき山田に來り五二會ホテ
ルに投宿中なりき、此外内宮御遷宮には一名の外國婦
人、外宮御遷宮には數名の男女あるを見たりき。

▲海軍兵參拜

軍艦壹岐乗組員は内外兩宮御遷

宮當日上陸參宮して御式拜觀の光榮に浴しぬ。

▲當市の接待所

は兩宮御遷宮式にかけて外宮
前及び内宮宇治橋前の二箇所開設し卓子椅子を設備
して市吏員出張旅客接待に盡したるが休憩者、行厨を
開くもの多く、中には同所に一夜を明かし行く者もあ
りたり。

▲神苑の白熱燈

兩宮神苑地へは當夜一千二百
燭光の白熱燈を點じ又市内宇治橋附近、牛谷坂、間の
山、外宮神苑前、筋向橋等にもアーク燈を建設して參
宮客の便に供し外宮前電車停留所の五日夜のイルミネ
ーションは壯麗を極めたりき。

▲國旗提灯掲揚

宇治山田市は一日より五日ま
で各戸國旗と市徽章入の軒燈を掲揚し各學校は五日間
休業し御遷宮の當日は其沿革事歴等を生徒に説明して
敬神の思想を涵養したり。

▲御遷宮の諸會

三重縣斯民會發會式は十月三
日午前十時より第四中學校に於て開會し、度會郡即賣
品評會は同月二日より六日まで二見高等小學校内に開
會(教育品展覽會も同時に開會)宇治山田市生産品陳列
場は第四中學校に於て同月三日、四日、五日の三日間開

會其他赤穂義士遺物展覽會以下の諸會開催せられたる
も亦御遷宮參拜者の群衆を見込ての事なり。

▲瀛車電車乗客

二日内宮御遷宮式當日の山田
驛は乗車二千六十二人、降車七千二百十九人、電車乗
客は一萬八千七百七十三人、五日外宮御遷宮式當日の山
田驛は乗車一千八百二人、降車三千九百人、電車乗客
は九千八百九人。

▲飲食店興行物

二日は好日和と内宮御遷宮と
により遠近の參拜者續々來集し其數を慮る可らざる程
なりしが五日は曇天小雨なりしも、豐受の宮の御遷宮
とて農家の參拜者多く、兩日とも各飲食店及興行もの
賑ひ大方ならず、土産物商、旅館、料理店これに次
で殷盛を極めき。

▲警察取締勵行

警察署にては雜沓取締の爲め
縣下の巡查を召集し道路は左側通行を勵行し又工事中
の御成街道も特に臨時開通せしが、兩日とも警察事故
は注意、説諭、制止、遺拾等を除いては殆んど皆無の
姿にて救護所の閑散、消防組の不用なりしに至幸なり
き、尙豫て「渡始式」當時の如き注意書を各郡市へ配附
したり。

▲二見浦の賑ひ 山田市内の雜鬧に伴ふて二見
浦の賑ひ亦甚しく度會郡即賣品評會の觀覽者從ふて多
かりけり。

内相招待會

兩宮御遷宮參列拜觀として内務大臣平田東助君來田に
つき市有志は大臣招待會を十月四日午後六時より五二
會ホテルに開催し北川市長の挨拶に土方伯の演説あり
たり。

御遷宮紀念繪葉書

當度御遷宮を永遠に紀念すべく發行せられたる繪葉書
は三種あり、曰く造神宮使應發行のもの、曰く遞信省
發行のもの、曰く宇治山田市參事會發行のもの、造神
宮使應發行の繪葉書は二枚を一組とし圖様は牧野造神
宮主事、伊東博士の考案になり、典麗高雅にして恰適
なる美術品たり其の一枚は川原大祓式場たる五十鈴川
邊に御神寶の朱辛櫃を据わ、神宮祭主賀陽宮殿下の御
寫眞を奉掲せしもの、他の一枚は神路山を現して太古
幽玄の夜色を描き杉の木の間一條の白線を劃したる

勝案内を記したる小冊子にて二十年一度の神宮大典を記念すべく好箇の逸品なり。

光榮遷宮御用奉仕者

其一 岡谷惣助氏

明治二十一年度に於ける神宮遷宮御用を始め同三十二年臨時遷宮三十四年 皇大神宮に御屋根修理御用と今回遷宮とを合せて四回正殿以下金銅金物鐵金物を調進し更に聲譽を高めたる名古屋の岡谷惣助氏は嘉永四年の出生に係り慶應三年家を紹ぎ尾州藩の御用達を命ぜられ七人扶持苗字帯刀を許されしが明治七年副戸長を申付けられてより選ばれて愛知縣會議員名古屋市會議員の要職に當り博物館設立に關し副長となり明治十九年綠綬章を賜はり三十三年赤十社有功章を受け三十九年には日露戰役に公債募集の功により勳四等に叙せられ今や多額納稅議員として威望赫々たり氏の祖は元丹波笹山の藩士神谷氏に出で美濃加納より名古屋に移住するに及び姓を岡谷と改め家號を笹屋と稱し以て今に至る惣助は其の通名にして年を重ねる事二百三十餘年

がこれ即ち神儀通御の白布御道敷にして供奉の神官との左右を列行するの御儀なり、尙數箇所に紅彩を配したるは松明なりとす、スタンブは帝室博物館々長今泉雄作氏の揮毫に係り御神寶楯形に採りて紀念を申ねたるものなり。遞信省發行にかゝるは同じく二枚一組にて樋畑郵便博物館長が山田に出張し來りて調査を遂げ考案せしものにて一は左右兩方の額形内に兩宮御正殿を三色版に模寫しまつり臺紙地紋には御遷宮御用の御被小葵紋様を無色浮出となし清酒掬すべく一は兩宮神苑の寫眞を鈴訓金色の浮出輪廓内に收めたるもの、特殊日付印は中央に「神宮式年御遷宮紀念」の文字を現はし其の左右には遷御式御用の松明、御楯、御鉾等あり又市參事會發行のものは甲乙丙の三種に分ち三重縣工業試驗場有元技師の圖案に成り、御遷宮渡御の御列繪巻物の神宮文庫に所藏されあるを原版としてコロタイプ版に寫出し、兩宮御正殿の模型、神宮祭主賀陽宮殿下の御眞蹟「稽古照今」、祭主殿下御肖像を始め奉り御白石奉曳式、徵古館、御成街道、二見浦日出、新築宇治山田市役所其他二十餘箇所の神都名所を現したるものと兩宮御鎮座より御遷宮の由來を掲げまつり、名

代を替ふる事實に九代にして専ら金物業を營み神宮御用及皇居御金物を始め神社佛閣に至る多數の調達を務め現に宮内省其他諸官廳の用達を命せられつゝあり其作成品は内外博覽會に於て賞牌を受くるが常にして實に斯業者中に冠たるもの亦以て氏の盛徳を知るに足らむ今回御飾金物調製に就ては特に工場を建設して熟練の技工を選抜し毎朝潔齋更衣の上最謹嚴に従事せしめ使役職工延約四萬五千人と約十八箇月の日子とを以て成功し兩大神宮及各別宮御屋根覆金銅張金物は兩宮域内作事場にて製作し宿押施行の如き嚴重なる監督の下に施成しつ榮譽ある御用を完了せしは同家の歴史に一異彩を加へたるものと言ふ可し尙御金物製作は青木庄藏を主任となし御飾工場は大橋良一を以て監督に任じ職工第一部長に立川鉦二郎第二部長に黒宮鎌二郎第三部長に奥村桂二郎第四部長に水野藤兵衛を選任し特勵せしめ鐵工部に山田淺七郎を監督に部長服部鐵二郎専ら之が施工に當れりかく部署を定めて遺憾なく作成したる御金物は新殿奉飾の光輝を放ちて萬古の靈域に赫灼たり岡谷氏の榮譽亦羨歎す可き哉。

其二 中西喜助氏

當代喜助氏は第五世にして東京日本橋區數寄屋町に家を構へ漆器貴金屬美術品及有職小間物商を營み代々京都禁裏御所の御用達を奉仕し現に宮内省御用達を奉じて光榮ある歴史を申ねつゝあり然して御遷宮御用奉仕に就ては先代喜助氏明治二十年御彫馬御辛櫃御鞆御矢御鞆御胡籙等を調進し奉り今回御遷宮には當代喜助氏御用命を承けて御鞆(百七腰)御鞆(三十一枚)御辛櫃(四十七合)御彫馬(七匹)等を調進し奉りしが就中御彫馬は最も美術の精華を極めたるを以て技術上の苦心は言ふばかりなく骨格姿勢は剝製として宮内省に保存されつゝある至上御愛馬たりし名馬典型金華山に則り之を斯道大家たる二世貞行、後藤省君兩氏に監督を囑託し、名聲鏘々たる青年彫型家山崎沾氏謹彫し奉り藤波主馬頭御飾附は藤原孝廣氏に、唐鞍は手向山八幡宮の御様式に據り宇田川和雄氏彫刻し金具一式は安藤勝明氏に、同彫刻は小原光珉、海野勝秀兩氏其の任に當り光榮を感荷して熱心調製に従事したれば本邦美術の精巧を盡したる苦心察するに餘りあり尙御鞆御鞆御辛櫃

に於ても最大の敬念を籠めて調製せしを以て當局の稱辭を蒙り愈々同氏の榮譽を重からしめたり。

其二 平田宗幸氏

東京下谷區二長町なる平田氏は遠祖より代々鍍金術を以て家業となし當主は美術學校教職を奉じて育英の任に當りつゝあり今回御遷宮に就ては御櫛、御持、御麻笥、御罽、御鈴、御火桶、御高機、御箸等五十三具を調進し奉れるが何れも金銀消鍍金の精技を要する御器具のみにして製作上の苦心は實に言ふ迄もなく絶對無上の神儀に關る御神寶の事として丹青を凝らし特技を籠め以て大儀を完ふせりと云ふ。

其四 小松崎茂助氏

刀劍及同拵等妙技を以て知られたる東京芝區露月町壽屋事小松崎家は天保年間以來斯業を營み明治初年より宮内省御用其他陸海軍の佩劍を調製し近くは清國退國等へも刀劍類を輸出し内外大博覽會に於て毎に優賞を得精技に特色に天下獨歩の聲價を振つて噴々たる榮譽を重ねつゝあり今回神宮遷御に付御神寶調進の大命を

承け御矢四千二百隻、金銅造御太刀三十四振、黒銅造御太刀二十八振、御小刀四口、飾御太刀四振を謹製して内務省の検査を受け各大臣親任官の拜觀に際しては小松崎氏懇に説明して賞揚の讃辭を蒙りしが九月二十三日各種御神寶の内特に玉纏御太刀以下六振を天覽あらせられ總理大臣其他宮中諸大官の褒辭を賜はり一世の光榮に感激して神德皇恩の難有きを拜謝せり然して御矢製作に關しては市川喜三郎之を勤仕し御太刀金具地打工長は飯沼源助、鈴木兼次郎等七名從事し御柄鞘本地は青木彌二郎外二名御金具彫刻は岡田雪峨、杉浦行也、中野長壽、清水龜藏外十五名御金具斜子打は岡村松之助外三名御金具鍍は飯塚方至、小林龜吉外五名御柄鞘御押着は福森吉太郎外一名は柄鞘塗立工堀江末之助外三名御拵繪工一色一哉外三名御柄卷工小山清太郎御小刀柄鞘工小堀正治御矢製作市川喜三郎外六名勤仕御金具彫刻顧問には帝室技藝委員香川勝廣氏重任に當り造神宮技手井上清氏監督の下に成工せし處にして御刀身は宮本包則、日置兼次二名工之を司り御金具彫刻は奈良朝時代の摸様に則りたれば前古未曾有の精彩を放てるが其製作に就ては言ふ可からざる苦心を重

ねたる効ありて神宮の貴重の御神寶を遺憾なく調進せしは道小松崎氏の神忠を抽んでし處たらずんばあらざる也。

其五 高田 茂氏

當度御遷宮御用を奉じたる榮譽家數ある中に、多額の御用命ありしは岡谷氏を始め高田氏之に亞ぎ聲價を高めたるが、氏は二百年來の家業を承け、明治二十二年同三十三年及今回の御用を歴仕するに至り、嚴父の代にありても明治二年度の御用途を勤め、代々宮中及神宮御用を蒙りて家門を昌にせしは實に羨望に餘りあり然して氏の大任を負ふや自ら技工を督して忠實に其職を盡さしめ、殊に貴重の神器に在りては原料の精擇より加工の施術に至る迄只管尊崇の觀念を以て嚴行し、毫も營利的私念を挟まず、光榮ある神宮御用を奉仕するを無上の榮譽として誠虔謹嚴、能く其事に従ひたるは多とす可し、當度調進の御裝束御神寶は實に數千點に上り、御裝束類裁縫は悉く氏の奉仕せし處、就中御錦綾等夫々特技を有せる職工に作らしめしが、五色吹

玉の如き百二十餘箇を完成するに三百餘を作りて漸く之を得たる如き、且は御鏡の完きを得難く、三十餘面を調進するに七八十面を作りしが如き、絶對無上の御神器の御事とて、嚴精緻巧を極むるに至つては實に大苦心を盡したる處、若し夫れ御太刀帶取の新羅組に徴せむか、之を調進するもの本邦唯一の深見重助に謹製せしめ、御鏡は當代の名工西垣元三郎に懇囑して之を謹作せしめ、妙技靈術神に入るの特徵を發揮せしは、寔に氏の誇りとする處なり、凡そ御神寶御裝束に關る奉飾加工は、氏の手を待たざる御物一點あるなく裁縫は悉く命を承けて皇大神宮齋館に之を行ひ、袋物類のみ東京に於て縫ひ奉り、神忠を抽んで精工を盡したりき、尙遷宮奉仕員官下服を調進して有職の麗粹を揚げ「出雲椽」の家名を顯昌して、益々其盛運を加ふ、氏の得意亦推して知る可き也。

其六 大村彦太郎氏

「白木屋」と云へば其名世界に傳播して、三尺の童女も知らざる者なし、今回御遷宮大典を行はせらるゝに當り、殿内奉飾の御拵、御白布、辛櫃内張の打拵を調進

し奉りしが、命を承くるや明治三十九年工場を新築し四十一年一月四日織始を爲し、同年五月及九月の兩度に納付せり、然して大和の晒工場には長野清一郎主任となりて丹精を盡くし、京都なる織立工場には高谷幸七主任となりて専ら誠實を力め、總て精巧なる御物を調進せしは「白木屋」の暖簾に一異彩を加へたるものと稱す可し、一意敬神の誠念を捧げて大典に至高の榮譽を荷ひたるは、洵に溢美の盛事と謂ふべし、借御絹原料の生糸は横濱生糸検査所の検査を受け、純然たる日本機を新調して、男工齋戒沐浴之を奉織し、造神宮使廳員出張して織立を監督し、御絹は一々精密嚴重なる検査を遂げられ、肉眼に認めぬ程の汚點ありても一機悉く除却され、尙萬一清淨を缺く虞れありと認めれば品質の適不適に拘はらず、全部上納すること能はざる契約あり、他の色物とは違ひ純白の織物とて、自然的欠點を生ずるなきを保せざれば、最も謹嚴に注意を拂ひて漸く精巧なる御絹を上納するを得たり、尙織立工場を新築するに當り、造神宮使廳にては、人の蹈み汚したる土を屋上に置くを憚り、板屋根構造に爲す可しと命じたるも、火防上の必要を具狀して許容を得

人跡なき土を京都を距る一里餘の花園村天神山に採取して、瓦を葺くの用に供したりき、斯く嚴重に清淨を旨とせらるゝ程なれば、氏が神威を尊崇する至念、亦頗る峻嚴にして全く營業の觀念を去り、只管無上の榮譽を感佩するあるのみ、百七十餘貫の御絹を納むるに三百五十餘貫の生糸を用ひし一事を以て觀るも其一斑を知るに足らむ、道は「白木屋」なりとの讚賞は、當局の口に聴くのみならず、天下は更に光榮ある大村家を景仰して盛業を激賞す可し、嗜飲す可き哉。

其七 柴田勘十郎氏

京都の弓師として其名海内に喧々たるのみならず、實に天下の弓師として家名最も盛なる柴田氏は、今回遷宮に付き御神寶御弓の御用達を完うして益幸榮を重ねしが、稀世の大命下るや、直に原料の撰擇に着手し、工場を新築し、明治四十年より自ら之が製作に専任して決して他の職工を須みず、他の夥しき依託製品の總てを打棄て、唯是深厚なる敬念を神器作成の上に籠むるあるのみ、殊に其塗立、金具取付等精巧を盡して、完く仕上ぐるに至る迄の苦心は、到底局外者の想像だ

も及ばざる處、當局の檢閲嚴重にして其作方の緻密なる、他の企て得ざる處なりしに、丹衷を描んで、神意に副はむ事を之れ力めたる結果、無比の精品を作り上げて賞讃を厚うせられしは實に氏の榮譽たりとす。

祖先柴田勘十郎氏は薩摩鹿兒島に於て弓師を業とせし人、十五代勘十郎宗一氏に至り、島津家に仕へて弓術即範役たりしも、壘祖より傳授されたる弓打ちの秘法あり、殊に本業に熱心なるの餘り、天正年間致仕して京都に來り、弓師を創業し、十八代勘十郎氏の時に及び、徳川將軍より軍弓、指矢弓調達を命せられ、以て世々其の盛業を傳にしたりき、斯くて慶應四年十月に至り、一大恩命は四條侍従より下りて、聖上陛下御弓術御稽古に付き破格の光榮を荷ひたりしが、其後世の變遷に従ひ弓矢の道も漸く途絶へ行き、同業の他に轉ずるもの頻々たるも、氏の奮精克く風潮の推移に關せず、専心家業を研鑽して愈斯術の濫奥を極め、超然卓立して其技を傳授しつ、以て當代十九世勘十郎氏に及べるなりき、然して今や体育の方盛に唱道せられて弓術を練習するもの頗る多きに及び、柴田家の尊重せらるゝ事亦頗る厚く、國の内外を問はず、其精技を歡迎

するの時流に投じたるが、明治二十二年十一月宮内省御用達を仰付けられ、同年塊太利皇族觀光の砌には府知事の傳達によりの的弓を調達し奉り、二十三年四月佛國人「レーツソール」氏來りて的弓數張を購求せられ、二十五年仲秋富小路侍従より

神代よりとり傳へたる梓弓

今も矢聲の高くもあるかな

の一首を寄贈せられしあり、同二十八年、大元帥陛下大藏を京都に進められし時、宮内省に梓弓を献上して御嘉賞を蒙り、各侍従方を始め華族方、武官方、武徳會本部名士其他諸紳の愛顧を蒙ること滋く、博覽會には毎に高位の賞牌を受けて其技を知られ、四十年韓國皇太子殿下來邦の御時には市長の傳達により里滿弓弓矢一組を献上して御賞納の榮を忝うし以て、今回兩大神宮以下神寶御弓を調進するの光榮を申ぬるに至りし也。

遷宮 竟宴

明治四十三年一月七日神宮司廳に竟宴を行はる、招かれたる賓人は祭主官舎に休憩しつ、午後二時三十分大

少宮司官房主事の案内にて大廣間の式場に入り、三室戸大宮司先づ一場の挨拶をなし、桑原少宮司は御遷宮沿革を叙べ、今回御造營につきて造神宮使廳員の献身的精神を稱し、遷宮諸祭典は八ヶ年前より執り行はれつゝ二百四十五度に及べる趣を述べて大典の最も莊重嚴格なる所以を説き、當度の御式は凡て二十二年遷宮の例に則りたるも更に鄭重を加へられたる新例としては神儀奉戴の重任をば大少宮司の特に奉仕したる事内務大臣の參列したる事、宮掌補採用のこと等也と告げ、次で諸祭典の概況に及びて、稀有の大盛典を滞りなく奉仕したるは一に完く天祐神慮に依るものたるは勿論、管に神宮職員のみ功勞に歸すべからず縣知事、市長はじめ各員の助力に因て然らしむるもの、特に當時の火防上につき當局者の周到なる施設注意は感謝に堪へざる處、大典の相濟みたるに際し茲に官民諸君に感謝の情を敷く旨を敷衍して壇を下れば、次で有田三重縣知事の祝辭を始め、牧野造神宮主事、北川市長の祝辭あり、式畢りて神宮司廳なる宴席に移り、鄭重なる饗應あり、煙火は絶えず五十餘發に於て放揚せられ、頗る盛歡を極めたりき、此の日賓人の重なる方

は有田知事、志波五十一聯隊長以下儀仗將校、牧野造神宮主事、安藤技師以下吏員、三重縣事務官、内務屬寺島檢事正、田中芳男、今村度會郡長、北川宇治山田市長、河田宇治山田警察署長、伴警部、各巡查部長、山田區裁判所檢事、各官衙上司、市會議長以下議員、市參事會員、學校長、新聞社長等百十四名なりき、尙八日には神宮司廳員及び遷宮奉仕員の竟宴あり、是亦前日に劣らぬ盛典なりけり。

遷宮獻詠和歌披講式

遷宮完了の十二月十一日を以て行はる、旨神宮司廳より奉仕員に通達せられしが祭主賀陽宮邦憲王殿下薨去に付其式日を延期して、明治四十三年一月六日に舉行せられたりき當日午前十時祭主官舎の式場は委員によりて設備せられ、大廣間東方、南上西面の位次を以て桑原少宮司以下禰宜權禰宜宮掌及宮掌補たりし諸員並に神宮皇學館職員等整列し、フロツクコート又は羽織袴にて正座するや、披講所役員は狩衣を著けて西方に南上東面し、先づ文臺(白木)を南位正中に安置して獻詠を載せ、次で讀師三室戸子爵は進みて文臺の左方に著

き歌膝立て、講師を召せば、車館宮掌は嚴かに應と答へ進みて文臺の前に座し、次に發聲御巫權禰宜同協大久保權禰宜進みて文臺の右方に列座し、講師孫福、松木兩權禰宜、瀬尾宮掌、御巫故事編纂委員長は講師の後に列なり、總て宮内省の御式に據りて披講せられ多嘉王殿下御詠は二反、他は各一反つ、講唱して大神に獻詠の盛儀を申ね、式畢りて後祝酒を賜はり、白木の折敷に琴鯛干鮫の饗膳を据わ、古雅なる瓶子盃を用ゐられて、一しほ莊重を加へられたりき、左に披講されし祝詠を録せむ。

秋日侍大前詠秋神祇

歌

臨時神宮祭主動一等 多嘉王

秋の日に仕へまつらん神路山

いすいの川に身をきよめつゝ

讀師 神宮大宮司正三位子爵 藤原 和光

はたどせの秋に一度いでましたし

神のみゆきのためし久しも

神宮少宮司正五位 菅原 芳樹

安御代の豊けき秋の神ほかひ

嬉しかりけりかしこかりけり

神宮禰宜正六位 藤原 勝隆

授けてし瑞穂の國を萬代の

秋も豊かに守りますらむ

同 從五位 度會神主貞吉

八度迄みとも仕へて君が代を

千秋と祈る宮うつし哉

同 從六位勳六等 藤原藤四郎

かはらめや廿年毎の宮うつし

萬千秋の長五百秋に

神宮皇學館教授從六位 宗我 八束

神垣にかゝる梢も紅葉して

夕日さしさす大宮處

神宮禰宜從五位 源 岩次郎

出てましたの御尾さき照らす秋の夜の

空行く月や神の絹笠

同 從六位 藤原小太郎

ならひなき國の御稜威を仰かるゝ

この新宮の秋のことほき

同 正六位 平 清風

神路山百枝の松を吹く風も

治まる秋の宮うつし哉

同 正七位 源 萬太郎

よこしめしし君が瑞穂の幸は盡きじ
千度五十鈴の宮うすつども

同 正六位 平 秀善

皇神の御稜威かやく新宮に
月の鏡の影もくもらし

同 從七位 藤原 利敬

天地のかきりもあらず長月の
年ある秋の宮うつしかな

同 正六位 源 吉貞

絹垣の内外さやけき月影に
またも仕ふる宮うつしかな

神部署長從六位 源 春太郎

佐田長田穂波あふれて五十鈴川
淵瀬かはらぬ宮造りかな

講頌 神宮權禰宜正七位 荒木田神主弘坦

二十年のためしの秋のみうつしを
三度仕ふる我を嬉しき

發聲協同 正七位 穂積 堅磐

新宮に千ちからかけて祈る哉
皇御國の萬代の秋

講頌 同 正七位 度會神主時彦

此の秋もとる絹垣の隔てなき
神の恵みの露にぬれつゝ

發聲 同 正八位 穂積 清白

千五百秋神代の手ふり傳へきて
今も昔の大宮うつし

宮掌總代神宮宮掌正八位 源 久之助

遷ります新みあらかの月影や
榮行く御代の鏡なるらん

講頌 同 正八位 藤原 吉重

新宮に秋の初穂の懸稅
内外の神や聞食すらん

講師 同 荒木田神主正安

長くも神うつしして新宮の
高きみいつを仰ぐ秋哉

宮掌補總代神宮皇學館書記 源 幸之助

いつはあれど今年の秋は神嘗を
にひみあらかにきこしめすらん

講頌 神宮故事編纂委員長從八位 穂積 清生

仰けた宮うつしして幾千秋
内外にみかく國の光りを

明治四十三年十月一日印刷
明治四十三年十月五日發行

定價七拾錢

編纂者の捺印



なきものは偽版

編纂者 川原由松

發行者 多氣道郎

印刷者 箕浦甚五郎

印刷所 秀文社

伊勢國宇治山田市大字吹上町三百九十六番地

參宮新報記者

南關開市令在家町一番地

名古屋市四區圓井町五丁目一番地

名古屋市四區圓井町五丁目一番地

